From
the People of Japan

2019年版 開発協力白書

日本の国際協力

世界を結び、未来を紡ぐ

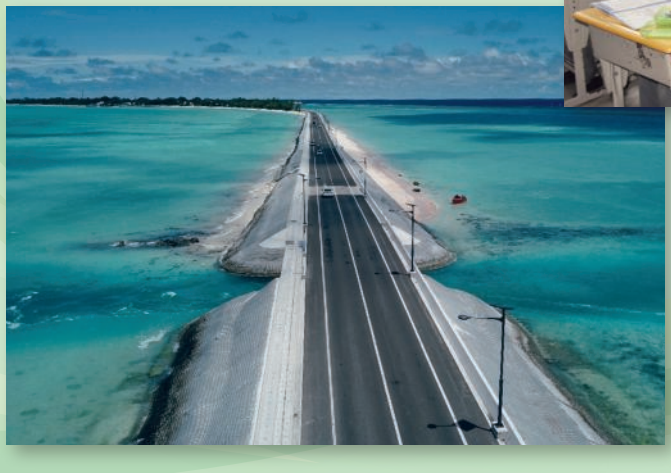

外務省

2019年版 開発協力白書

日本の国際協力

世界を結び、未来を紡ぐ

外務省

巻頭言

開発協力白書は、これまで約40年近くにわたり、内外の開発協力関係者および広く国民の皆様が開発協力への理解を深めていただくよう、日本の開発援助政策の実施状況や援助をとりまく国際的な議論の動向を、データを交えて毎年公表してきました。

1980年代の半ばには世界の約4割の人が極度の貧困の状態にありましたが、現在はその割合が約1割に減少するなど、日本をはじめとする先進国からの開発協力により、教育や保健等多くの課題において進展が見られました。これらの取組の中で、日本は1991年から2000年までの10年間には、連続してトップドナーの地位を占めていましたが、バブル崩壊後の厳しい財政状況から、ODA予算はピーク時から約半減し、現在、日本のODAは世界第4位となっています。

一方、グローバル化の進展に伴い、格差拡大、テロ、難民、感染症、環境・気候変動、プラスチックごみを始めとする海洋問題など、途上国の開発課題、地球規模課題は多様化・複雑化しています。2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」を達成するためには、世界で年間2兆5千億ドルの資金が不足しているとも言われています。今や、政府によるODAだけでなく、民間資金の活用も含め、企業や地方自治体、大学、NGOをはじめとする様々な主体の能力、英知を結集し、開発課題の解決に当たる必要があると言えます。

私は、「積極的平和主義」の立場から日本が推進してきた「地球儀を俯瞰する外交」を更に前に進めるため、「包容力と力強さを兼ね備えた外交」を展開していく考えです。特定の考え方を押し付けるのではなく、各国が育んできた歴史・文化を尊重しつつ持続可能な発展のために何が必要かを一緒に考えていく「包容力」を持ちつつ、自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向けてリーダーシップを取っていく「力強さ」を国際社会で発揮していきたいと思います。

特に、世界の活力の中心となっているインド太平洋地域においては、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序が国際社会の安定と繁栄の礎であるとの考え方から、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組をODAも戦略的に活用しつつ、着実に推進しています。最近の取組の一例を挙げれば、カンボジアのシハヌークビル港の開発およびラオスの国道9号線橋梁の改修によって、それぞれコンテナ取扱量および車両通行量が大幅に増加しました。これはメコン地域の自律的な発展に不可欠な東西の連結性を高める上で大きな貢献と評価されています。

開発協力は、まさに包容力と力強さを兼ね備えた日本外交の展開を実現する重要なツールです。各国から寄せられる日本の支援に対する感謝の言葉や親しみの情に触れる度に、これまで日本が開発途上国と共に考え、共に歩むという姿勢で実施してきた地道な支援が、現在の日本に対する信頼に繋がっているとの思いを新たにしています。

開発途上国を含む世界の未来を紡ぐためには、新しい時代を支える人材を育成し、制度を整えることにより、その国の経済の自律的発展を後押しする必要があります。日本の開

発協力は、単に資金やモノを提供して終わりではなく、日本の官民が有する高度な技術やシステム、維持管理のノウハウも提供することで、現地の技術者や実務者を育て、新たな雇用を生み出します。このような支援は、途上国との相互信頼に基づく日本ならではのアプローチであるとともに、世界における日本のプレゼンスを高め、日本自身の経済にも裨益する好循環を生んでいます。

今回の白書では、初の試みとして、副題「世界を結び、未来を紡ぐ」を設けました。思い返せば、日本の戦後復興も、糸を紡ぐ繊維産業が海外に製品を輸出し、世界と結びつくことから始まり、現在に至っています。特に昨年は様々な国際会議が開催されました。世界の国と国、人と人とを結びつけたG20大阪サミット、第7回アフリカ開発会議（TICAD7）および国連で開催されたSDGサミットや、これらの会議において打ち出された質の高いインフラ、教育・人材育成やイノベーションなど、未来を紡ぐためのイニシアティブや取組について第I部の「特集」で取り上げています。さらに、「参加型白書」を目指し、コラムのテーマについてSNSやODAメールマガジンを活用して広く公募を行ったほか、多くの皆様からご応募いただき、「グローバルフェスタJAPAN2019」写真展の展示作品となった写真も、特集ページを設けて掲載しています。

「令和」新時代においても、日本は、国民の皆様のご理解とご協力を得つつ、開発協力、地球規模課題の解決に積極的に貢献すべくリーダーシップを発揮します。世界の各国および各地域を結び、未来を紡ぐため、日本ならではの協力をより一層推進してまいります。

2020年3月

外務大臣

茂木 敏充

はじめに：日本の国際協力の意義

日本が2018年に実施した政府開発援助（ODA：Official Development Assistance）の支出総額は、約1兆9,051億円となりました。財政状況が厳しく、少子高齢化対策や自然災害の復旧・対策など、日本国内で様々な課題が山積する中で、なぜ日本はODAで開発途上国を支援するのでしょうか。

現在、世界の人口は約70億人ですが、世界銀行によれば、このうち7億人以上の人が、1日の生活費が1.9ドル（200円）にも満たない水準で暮らしています。こうした人々は、食べるものや飲み水がなかったり、学校に行きたくても行けなかったり、病気の時に病院に行けなかったりと、ギリギリの暮らしをしています。困っている人がいる時は、助け合わなければならない、それは国としても同じことです。

また、そもそも日本も、第二次世界大戦後、戦後の荒廃の中から復興しました。そうした苦境から復興し、経済成長を成し遂げ、先進国の仲間入りを果たすにあたり、日本の復興・経済成長を支えた柱の一つとして、戦後間もない時期から開始された、米国などの先進国や世界銀行をはじめとする国際機関などからの支援の存在がありました。東海道新幹線や東名高速道路、黒部ダム、そして愛知用水など、日本の再建と発展のため必要不可欠であった基礎的なインフラは、これらの支援によって整備されました。したがって、日本は、その「恩返し」として、途上国の経済発展を後押しするため、ODAを活用して支援を進めてきました。実際、日本に対して世界各国から寄せられる期待は非常に大きなものです。

さらに、広く世界を見渡せば、気候変動、自然災害、環境問題、感染症、難民問題など、一国では解決が難しい地球規模課題が山積し、深刻化しており、その影響も一国内にとどまらず、世界中に広がっています。2015年には、国連において持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、2030年までに「誰一人取り残さない」社会を構築すべく、国際社会が取組を進めています。そのような状況の中では、誰かのために行う善意は、巡り巡って自分に戻ってくるものです。たとえば、どこかの国で温暖化ガスの排出や海洋プラスチックごみの削減に協力することは、巡り巡って日本を取り巻く環境を良くすることにつながります。日本が産業化を支援した結果、途上国からタコやサーモンが日本に輸出され、私たちの食卓に並べられています。一方で、自然災害や気候変動に伴う影響、国境を越えるテロや感染症などの脅威にさらされていることも事実です。私たちは、世界中の様々な主体と協力してこれらの課題に取り組まなければなりません。

日本がODAを開始して、65年以上が経ちました。これまでの日本のODAを通じた途上国への様々な分野での支援や人材育成は、今の日本に対する信頼につながっています。こうした信頼は、たとえば、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の招致や2025年大阪・関西万博の誘致の際、日本が各国から多くの支持を集めたことにも少なからずつながったと言えるでしょう。ODAは貴重な税金により実施していますので適切に活用し、途上国のために役立てていくことは言うまでもありません。そして、日本は、世界が抱えている課題を解決することが、日本の平和と安全、そして繁栄につながるものとなるよう、これからも開発協力を行っていきます。

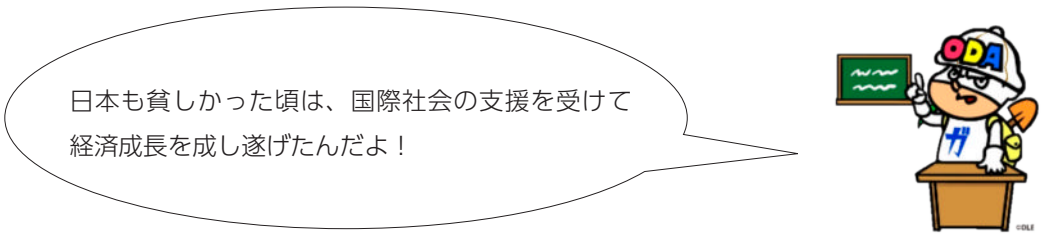

日本の開発協力政策
－開発協力大綱－

日本の開発協力政策は、開発協力大綱（2015年2月閣議決定）をその根幹としています。日本は、平和国家としての歩みを堅持しつつ、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定および繁栄の確保に一層積極的に貢献し、それを通じて日本の国益の確保を図ることを開発協力政策の基本としています。開発協力大綱は、こうした日本の基本的方針を明記した上で、その実現に向けた外交政策上の最も重要な手段の一つとして、これまで以上に政府開発援助（ODA）を戦略的かつ効果的に活用していくことを定めています。また、開発課題が多様化・複雑化し、国家のみならず民間企業やNGOをはじめとする様々な主体による開発協力が必要とされている中、ODAにはこうした多様な力を結集するための触媒としての役割も求められています。

1. 日本の開発協力の基本方針

開発協力大綱においては上述のような目的のために行われる日本の開発協力の基本方針として以下の三つを掲げています。

（1）非軍事的協力による平和と繁栄への貢献

非軍事的協力は平和国家としての日本に最もふさわしい国際貢献の一つであり、国際社会の平和と繁栄を誠実に希求するその在り方を体現するものです。日本は今後もこの方針の下、開発協力の軍事的用途および国際紛争助長への使用を回避する原則を遵守します。

（2）人間の安全保障の推進

個人の保護と能力強化により、恐怖と欠乏からの自由、そして、一人ひとりが幸福と尊厳を持って生存する権利を追求すべきという人間の安全保障の考え方は、日本の開発協力の指導理念です。日本は、特に脆弱な立場に置かれやすい人々に焦点を当て、その保護と能力強化を通じて、人間の安全保障の実現と、その国際社会における主流化を一層促進します。

（3）自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力

開発途上国自身の自助努力を後押しし、将来の自立的発展を目指すのが日本の開発協力における伝統的姿勢です。開発途上国における人づくり、経済社会インフラ整備、法・制度構築等、自助努力、自立的発展の基礎構築を重視し、相手国からの要請を待つだけではなく、日本から積極的な提案を行う等、対話・協働重視の開発協力を進めます。

2. 重点課題

さらに上記の基本方針にのっとり、次の重点課題に沿った開発協力をそれらの相互関連性にも留意しながら推進することとしています。

（1）「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

世界における貧困削減、特に絶対的貧困の撲滅のためには、経済成長の実現が不可欠ですが、それは①成長の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとりとして取り残されないという意味での「包摂性」、②環境との調和への配慮や経済社会の持続的成長・地球温暖化対策の観点を含め世代を超えて続く「持続可能性」、③経済危機や自然災害を含む様々なショックへの耐性および回復力に富んだ「強靱性」の3点を兼ね備えた「質の高い成長」であることが必要です。日本はまた、この質の高い成長の実現による貧困撲滅を図る中で、経済成長の基礎および原動力の確保並びに基礎的生活を支える人間中心の開発のための支援等を実施しています。

（2）普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

「質の高い成長」による安定的な発展の実現には、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、社会が公正かつ安定的に運営されることが不可欠です。これら発展の基盤を強化するため、日本は、普遍的価値の共有や、平和で安定し、安全な社会の実現のための支援を行っています。とりわけ、普遍的価値の共有を図る上で、法の支配の確立、グッドガバナンスの実現、民主化の促進・定着、女性の権利を含む基本的人権の尊重等の実現のための支援に、また、平和で安定し安全な社会の実現を図る上で、平和構築、緊急人道支援、法執行機関の能力強化やテロ対策、海洋・宇宙・サイバーに関する能力強化支援等に、それぞれ取り組んでいます。

（3）地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

国境を越えて人類が共通して直面する環境・気候変動、水問題、大規模自然災害、感染症、食料問題、エネルギー等の地球規模課題は国際社会全体に大きな影響を与え、特に、貧困層等、脆弱な立場に置かれた人々により深刻な影響をもたらします。これらの問題には、持続可能な開発目標（SDGs）の推進等を通じ、国際社会が一致して持続可能かつ強靱な社会の構築を目指すことにより対処する必要があります。日本はまさにこれらの地球規模課題の克服に向けて国際社会の取組を主導しています。

以上の重点課題を踏まえ、日本は世界各国のニーズと特性に応じた開発協力に加え、広域開発、地域の連結性強化等も行っています。さらに開発が進展しつつも様々な開発課題を抱える国々や、一人当たり所得が一定水準にあっても小島嶼国等の特別な脆弱性を抱える国々等に対し、その開発ニーズの実態や負担能力に応じた協力も行っています。

3. 開発協力実施上の原則・体制

（1）日本は、開発協力を推進するにあたり、①外交政策に基づく方針の策定・目標設定を不断に行い、②ODAとODA以外の資金・活動の相乗効果を目指すとともに、③政策や事業レベルの評価を不断に行い、その結果を、政策決定過程に反映させていきます。また、開発協力の適正化確保のための原則として、①（開発途上国の）民主化の定着、法の支配および基本的人権の保障に係る状況を考慮し、②軍事的用途および国際紛争助長への使用回避（軍または軍人がかかわる民政目的、非軍事目的の開発協力については、実質的意義に着目し、個別具体的に検討）を図るほか、環境・気候変動への影響、公正性、社会的弱者への配慮、女性参画促進等を念頭に開発協力を進めます。

（2）日本は、地球規模課題への取組を含む開発協力を担う政府・実施機関の体制整備を続けるとともに、民間企業や地方自治体、大学・研究機関、そしてNGOをはじめとする市民社会など、多様なアクター（援助主体）との連携を強化します。また、緊急人道支援や国際平和協力における国際機関、NGO、PKOとの連携にも引き続き取り組み、国際機関、地域機関、新興ドナーとの連携も推進していく考えです。

日本の政府開発援助（ODA）

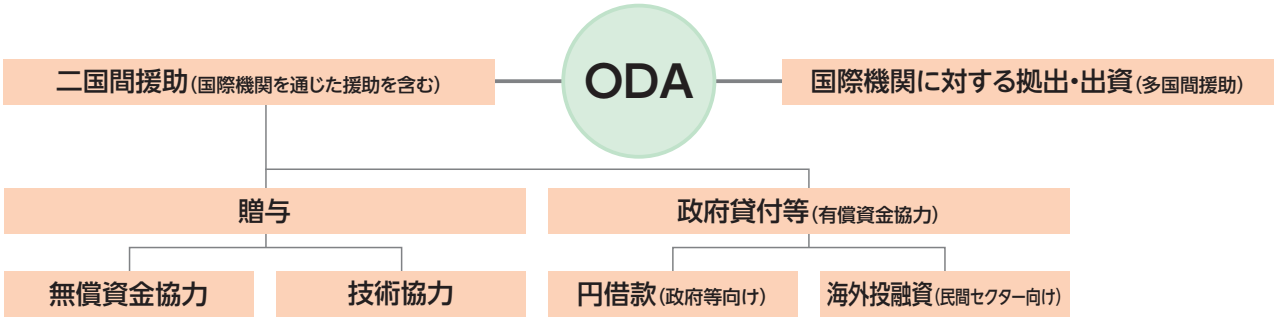

●ODAとは？

政府開発援助（ODA：Official Development Assistance）とは、開発途上国・地域に対し、経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的として公的機関によって供与される贈与および条件の緩やかな貸付等のことです。

その対象となる開発途上国・地域は、OECD（経済協力開発機構：Organisation for Economic Co-operation and Development）のDAC（開発援助委員会：Development Assistance Committee）が作成するリストに掲載されています。

日本は現在、それら対象国・地域に対してODAとして、平和構築やガバナンス、基本的人権の推進、人道支援等を含む「開発」に役立つ資金（贈与・貸付等）・技術の提供を行っています。

●ODAにはどのような種類があるか？

ODAには、開発途上国・地域を直接支援する**二国間援助**と、国際機関に対する拠出である**多国間援助**があります。

二国間援助は、**贈与**と**政府貸付等**に分けることができます。贈与は開発途上国・地域に対して無償で提供される協力のことで、返済義務を課さないで、開発途上国・地域に社会・経済の開発のために必要な資金を贈与する**無償資金協力**と、日本の知識・技術・経験を活かし、開発途上国・地域の社会・経済の開発の担い手となる人材の育成を行う**技術協力**があります。なお、贈与の中には国際機関の行う具体的な事業に対する拠出も含まれます。

政府貸付等には、低金利かつ返済期間の長い緩やかな貸付条件で開発途上国・地域に必要な資金を貸し付ける**円借款**と、開発途上国・地域での事業実施を担う民間セクターの法人等に対して融資・出資を行う**海外投融資**があります。

多国間援助には、国連児童基金（UNICEF）や国連開発計画（UNDP）への拠出や世界銀行などへの拠出・出資などがあります。

☆外務省ホームページ（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/index.html）でもODAに関する説明を掲載しています。

第Ⅰ部

2019年の日本の開発協力
～世界を結んだ2019年、未来を紡いだ2019年～ …… 1

1 世界を結んだ2019年 …… 2
2 未来を紡いだ2019年 …… 6
3 支出額から見た日本の政府開発援助の実績 …… 7

第Ⅱ部

課題別の取組 …… 15

1 「質の高い成長」の実現に向けた協力 …… 16
(1) 産業基盤整備・産業育成、経済政策 …… 16
(2) 債務問題への取組 …… 22
(3) 情報通信技術（ICT）、科学技術・イノベーション促進、研究開発 …… 23
(4) 職業訓練・産業人材育成・雇用創出 …… 26

2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 …… 29
2-1 公正で包摂的な社会の実現のための支援 …… 29
(1) 法制度整備支援・経済制度整備支援 …… 29
(2) ガバナンス支援（不正腐敗対策を含む） …… 30
(3) 民主化支援 …… 30
2-2 平和と安定、安全の確保のための支援 …… 31
(1) 平和構築と難民・避難民支援 …… 31
(2) 自然災害時の人道支援 …… 38
(3) 安定・安全のための支援 …… 39

3 地球規模課題への取組と人間の安全保障の推進 …… 44
(1) 保健・医療 …… 48
(2) 水・衛生 …… 55
(3) 万人のための質の高い教育 …… 58
(4) ジェンダー・包摂的成長 …… 62
(5) 文化・スポーツ …… 68
(6) 環境・気候変動対策 …… 72
(7) 防災の主流化と防災対策・災害復旧対応、および持続可能な都市の実現 …… 77
(8) 食料安全保障および栄養 …… 78
(9) 資源・エネルギーへのアクセス確保 …… 84
(10) SDGs達成のための科学技術イノベーション（STI for SDGs） …… 85

第Ⅲ部

地域別の取組 …… 87

1 東アジア地域 …… 89
2 南アジア地域 …… 96
3 大洋州地域 …… 101
4 中南米地域 …… 104
5 欧州地域 …… 110
6 中央アジア・コーカサス地域 …… 112
7 中東・北アフリカ地域 …… 114
8 アフリカ地域 …… 118

第Ⅳ部

多様なアクターとの連携促進および開発協力の発信取組 …123

1 連携強化のための取組 …… 124
(1) 官民連携 …… 124
(2) NGOなどの市民参加型連携 …… 129
(3) 地方自治体との連携 …… 133
(4) 大学・教育機関との連携 …… 133
(5) 諸外国・国際機関との連携 …… 134

2 開発協力の発信に向けた取組 …… 136
(1) 情報公開、国民の理解と支持の促進に向けた取組 …… 136
(2) 開発協力人材・知的基盤の強化 …… 140

3 開発協力の適正性確保のための取組 …… 142
(1) 不正腐敗の防止 …… 142
(2) 国際協力事業関係者の安全対策 …… 142
(3) 評価の実施 …… 143

写真特集

みんなの笑顔を日本から ～こんな素敵な笑顔の便りが世界じゅうから届いています～ … 144

資料編 …… 147

参考統計

1 2019年度政府開発援助予算（当初予算）…… 148

（1）政府開発援助予算の内訳 …… 148
（2）政府開発援助一般会計予算（政府全体）…… 148
（3）政府開発援助事業予算（区分ごと）内訳（政府全体）…… 149
（4）政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目 …… 150
（5）省庁別政府開発援助予算推移（一般会計予算）…… 151
（6）省庁別政府開発援助予算推移（事業予算）…… 151

2 2018年の日本の政府開発援助実績 …… 152

（1）政府開発援助の援助形態別・通貨別実績（2018年）…… 152
（2）二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳（2018年）…… 154
（3）二国間政府開発援助分野別配分（2018年）…… 159

巻末資料

日本の政府開発援助をめぐる動き（2019年1月～2019年12月）…… 160
開発協力大綱（2015年2月閣議決定）…… 166
略語一覧…… 176
用語集…… 182
索引…… 186

図表

第Ⅰ部　2019年の日本の開発協力

図表Ⅰ-1　2018年の日本の政府開発援助実績…… 8
図表Ⅰ-2　日本の二国間政府開発援助実績の地域別配分の推移…… 9
図表Ⅰ-3　主要DAC諸国の政府開発援助実績の推移…… 10
図表Ⅰ-4　DAC諸国における政府開発援助実績の国民1人当たりの負担額（2018年）…… 11
図表Ⅰ-5　DAC諸国における政府開発援助実績の対国民総所得（GNI）比（2018年）…… 11
図表Ⅰ-6　日本の政府開発援助実績の対国民総所得（GNI比）の推移…… 12
図表Ⅰ-7　DAC援助受け取り国・地域リスト…… 13

第Ⅲ部　地域別の取組

図表Ⅲ-1　二国間政府開発援助の地域別実績（2018年）…… 88
図表Ⅲ-2　東アジア地域における日本の援助実績 …… 94
図表Ⅲ-3　南アジア地域における日本の援助実績 …… 99
図表Ⅲ-4　大洋州地域における日本の援助実績 …… 103
図表Ⅲ-5　中南米地域における日本の援助実績 …… 109
図表Ⅲ-6　欧州地域における日本の援助実績 …… 111
図表Ⅲ-7　中央アジア・コーカサス地域における日本の援助実績 …… 113
図表Ⅲ-8　中東・北アフリカ地域における日本の援助実績 …… 117
図表Ⅲ-9　サブサハラ・アフリカ地域における日本の援助実績 …… 121

国際協力の現場から

1 セネガルに高品質な日本製の潤滑油を！
～アフリカの優秀な人材と日本企業をつなげるABEイニシアティブの好例～ 28

2 人道支援の最前線で日々奮闘する、若き日本人国際機関職員の声 一般公募
～緊急援助の調整を通して一人でも多くの命を救う～ 37

3 「サッカー選手として、ユニセフの親善大使として」
～長谷部誠　日本ユニセフ協会親善大使からのメッセージ～ 67

4 ブラジルの野球少年たちが夢を叶えて訪日！ 一般公募
～子どもたちの未来につながるJICAボランティアの野球指導～ 70

5 インドネシア初の「地下鉄」をオールジャパンで実現
～ジャカルタの都市交通を日本の技術で変える～ 95

6 土のうを活用した道づくりでガンビアの未来を変える
～インフラ整備を通じた雇用創出で持続的な平和を構築～ 122

7 国際機関で活躍する日本人職員の声 ～女性と若者の健康増進と人権保護のために～ 141

匠の技術、世界へ

1 日本の中堅企業のチャレンジがラオスの水事情を改善する
～途上国の小規模都市における水道事業向け浄水装置の普及・実証事業～ 57

2 小学校の算数初等教育を劇的に変革した日本発の算数ソフト
～ICT立国を目指すルワンダでの中小企業の取組～ 61

3 エネルギー低炭素社会実現を目指したインドにおけるスマートシティの構築に向けて
～日本とインドのアカデミアにおける協働～ 100

4 日本の農業技術がブルキナファソのイチゴ生産を変える
～売れるイチゴを増やすための日本の農家の取組～ 128

開発協力トピックス

1 ODA計上における「贈与相当額計上方式」の導入 ～新方式で日本のドナー努力をより正しく評価～ 14

2 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組の推進 21

3 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた日本政府の取組
～世界でリーダーシップを発揮し、国内での認知度を向上させた2019年～ 46

4 スポーツ・フォー・トゥモロー（Sport for Tomorrow）を通じた
日本の開発途上国へのスポーツ支援 71

5 海洋プラスチックごみ問題 ～G20大阪サミット議長国として開発途上国も巻き込んだ新たな対策を～ 76

6 革新的資金調達リーディング・グループ ～日本の議長国としての2019年の取組～ 86

7 世界で役立つ日本のODAをもっと知ってほしい！ 「鷹の爪団の 行け！ODAマン」～1年の歩み～ 138

一般公募のコラムは、外務省のTwitter・Facebook・ODAメールマガジン等で募集を呼びかけ、応募いただいた題材の中から選出し、作成したものです。

案件紹介コラム

第Ⅱ部　課題別の取組
1　「質の高い成長」の実現に向けた協力
（1）産業基盤整備・産業育成、経済政策
キリバス　ニッポンコーズウェイ改修計画　17

2　普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現
2-2　平和と安定、安全の確保のための支援
（1）平和構築と難民・避難民支援
バングラデシュ　ミャンマー避難民人道支援プログラム　34
コロンビア　経済社会開発計画（対人地雷の除去体制・能力の強化）　35

3　地球規模課題への取組と人間の安全保障の推進
（1）保健・医療
グアテマラ　コミュニティ母子保健向上プロジェクト（第1期および第2期）一般公募　50
モザンビーク　サイクロン・イダイ緊急支援（コレラ迅速対応チームによるコレラ流行対策）　52

（4）ジェンダー、包摂的成長
ガイアナおよびドミニカ国　ガイアナとドミニカ国の女性の災害管理能力強化のための支援 一般公募　63
タジキスタン　①ドゥシャンベ市における障がい児のためのインクルーシブ教育推進事業 ②ヒッサール市における障がい児のためのインクルーシブ教育（IE）促進事業　65

（5）文化・スポーツ
パプアニューギニア　パプアニューギニア軍楽隊支援 一般公募　69

（7）防災の主流化と防災対策・災害復旧対応、および持続可能な都市の実現
ミャンマー　ヒンタダ地区における学校・地域防災支援事業 一般公募　77

（8）食料安全保障および栄養
セネガル　セネガル川流域灌漑稲作生産性向上プロジェクト（PAPRIZ2）　81
バングラデシュ　バングラデシュ小規模農家への生計向上支援及びミャンマーからの避難民への食糧支援計画　82

第Ⅲ部　地域別の取組
1　東アジア地域
モンゴル　①日本モンゴル教育病院建設計画 ②日本モンゴル教育病院運営管理及び医療サービス提供の体制確立プロジェクト　89
カンボジア　教員養成大学（TEC）における実践的環境教育等を通じた持続可能な生活環境実現プロジェクト　91

3　大洋州地域
大洋州10か国　大洋州気象人材育成能力強化プロジェクト　102

4　中南米地域
キューバ　経済社会開発計画（廃棄物収集車の供与）　105
エクアドル　キト市立小学校での算数オリンピック開催　106

7　中東・北アフリカ地域
ヨルダン　ペトラ博物館建設計画　114

8　アフリカ地域
コートジボワール　　日本・コートジボワール友好交差点改善計画　119
第Ⅳ部　多様なアクターとの連携促進および開発協力の発信取組
1　連携強化のための取組
（2）NGOなどの市民参加型連携
ケニア　　ウゴング道路の交通安全ワークショップ　129
（3）地方自治体との連携
タイ　　チョンブリ県における町ぐるみ高齢者ケア・包括プロジェクト
—サンスク町をパイロット地域として　132

一般公募 のコラムは、外務省のTwitter・Facebook・ODAメールマガジン等で募集を呼びかけ、応募いただいた題材の中から選出し、作成したものです。

第Ⅰ部

2019年の日本の開発協力
～世界を結んだ2019年、未来を紡いだ2019年～

G20大阪サミットに出席した安倍晋三総理大臣はじめ参加各国首脳および国際機関の代表たち（写真：G20大阪サミットホームページ）

1 世界を結んだ2019年 …… 2

2 未来を紡いだ2019年 …… 6

3 支出額から見た日本の政府開発援助の実績 …… 7

第Ⅰ部　2019年の日本の開発協力

～世界を結んだ2019年、未来を紡いだ2019年～

1 世界を結んだ2019年

・・・国際会議を通じてリーダーシップを発揮

2019年は、日本が開発協力の分野でリーダーシップを発揮した一年となりました。6月に日本が初めて議長国を務めたG20大阪サミット、8月に6年ぶりの日本開催となった第7回アフリカ開発会議（TICAD7）を主催したほか、9月には国連で持続可能な開発目標（SDGs）採択後初めて首脳レベルが一堂に会するSDGサミットが開催され、安倍総理大臣自らが、世界が直面する開発課題やグローバルな課題について国際社会の議論をリードしてきました。

G20愛知・名古屋外務大臣会合を主催する茂木外務大臣（2019年11月）

◆G20大阪サミット

2019年6月に開催されたG20大阪サミットは、G20メンバー国に加えて、8つの招待国、9つの国際機関の代表が参加し、まさに「世界を結ぶ」会議となりました。「世界経済、貿易・投資」、「イノベーション（デジタル経済・AI）」、「格差への対処、包摂的かつ持続可能な世界」、「気候変動・環境・エネルギー」をテーマとした各セッションにおいて、日本は議長国として、意見の対立ではなく共通点を見出すべく議論を積極的に主導し、団結して取り組んでいく姿を打ち出すことができました。

特に開発問題に関しては、各種の大臣会合でも議題として取り上げ、日本は、経済成長と格差への対処の同時達成、さらにはSDGsを中心とした開発・地球規模課題への貢献を通じて、自由で開かれた、包摂（ほうせつ）的かつ持続可能な「人間中心の未来社会」の実現を目標に掲げ、推進していく考えを発信しました。

大阪サミットの成果文書としてまとめられた「大阪首脳宣言」には、包摂的かつ持続可能な世界に向け、開発を促進し、地球規模課題に対処する取組を主導する旨が明記されました。具体的には、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」、女性のエンパワーメントの取組の加速化、質の高い教育を通じた人的資本投資、SDGs達成のための科学技術イノベーション（STI）の活用、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向けた取組および「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を含む地球環境・気候変動対策などの諸課題について、G20として一致して力強いメッセージを発信しました。

日本の議長年の集大成として、2019年11月に開催されたG20愛知・名古屋外務大臣会合では、3つのセッションのうち2つの議題を「SDGsの実現」と「アフリカ」の開発に割き、各国外相との間で率直な意見交換を行いました。その結果として、各分野における大阪サミットおよびTICAD7の成果を再確認するとともに、2020年以降の具体的な取組につなげるための「跳躍台」とすることができました。また、セッションの合間には、SDGsに関連して、地元高校生の代表者から、「教育格差の解消」に向けた新しい時代を創る若者らしい斬新な提言が提出されました。

今後、日本は、2020年11月に開催予定のG20リヤド・サミットの成功に向け、議長国であるサウジアラビアと緊密に連携していきます。

◆第7回アフリカ開発会議（TICAD7）

2019年8月に横浜で開催された第7回アフリカ開発会議（TICAD7）は、42名の首脳級を含むアフリカ53か国、52か国の開発パートナー諸国、108の国際機関および地域機関の代表並びに民間セクターやNGO等市民社会の代表など、10,000名以上が参加しました。「アフリカに躍進を！ひと、技術、イノベーションで。」というテーマのもと、6つの全体会合（①開会式、②民間セクター育成やイノベーションを通じた経済構造転換の加速とビジネス環境整備、③官民ビジネス対話、④持続可能で強靱な社会の深化、⑤平和と安定および⑥閉会式）と5つのテーマ別会合（①科学技術イノベーション、②人材育成・若者のための教育、③農業、④気候変動・防災、⑤ブルーエコノミー）、および4つの特別会合（①サヘル地域の平和と安定に関する特別会合、②アフリカの角及び周辺地域の平和と安定特別会合、③西インド洋における協力特別会合および④主要国際機関の長との昼食会）が開催されました。また、約140件のセミナー・シンポジウムや約100件の展示など過去最大規模の多彩なサイドイベントが開催されました。

TICAD7開会式・全体会合で基調演説を行う安倍総理大臣（2019年8月28日）

日本は安倍総理大臣が、アフリカ側はエルシーシ・エジプト大統領（アフリカ連合（AU）議長）が共同議長を務めました。TICAD7は日本を含む国際社会とアフリカとを結ぶ国際会議として、アフリカの未来を形づくるための基盤となりました。

今回のTICAD7では、従来までのTICADとは異なり、ビジネスの促進が議論の中心になりました。TICAD史上初めて、民間企業を公式なパートナーと位置づけ、本会合で日アフリカ官民の直接対話を実施しました。その結果、第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）の2倍を超える企業（日本の団体・民間企業約300社、アフリカ・第三国の企業約100社）が参加し、首脳や閣僚と直接対話を行う貴重な機会となりました。また、参加者からは、日・アフリカ間の貿易・投資を拡大するための具体的な提案がなされ、日本の直接投資の拡大や現地における人材育成への強い期待が表明されました。

TICAD7の成果文書として採択された「横浜宣言2019」では、TICADの特徴であるアフリカのオーナーシップ、国際社会のパートナーシップ、包摂性および開放性を確認しつつ、人間の安全保障と人間開発に向け、質の高いインフラ、民間セクターによるインパクト投資、マクロ経済の安定、イノベーション、気候変動対策、防災、人材育成および制度構築における日アフリカ間の協力の重要性を確認しました。

日本は今後も、日本の強みや日本らしさを活かした取組を通じ、アフリカとの関係を強化しつつ、アフリカ自身が主導して発展できるよう、アフリカ諸国の取組を力強く後押ししていきます。

技術協力「内水面養殖再興計画策定プロジェクト」で行われたJICA専門家による研修の様子。コートジボワールの漁業を、無償資金協力、技術協力など複数の案件を通じ、漁村振興から政策助言まで一体的に支援している。（写真：JICA）

◆SDGサミット2019

先進国・開発途上国を問わず、すべての国に行動を求め、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざすSDGsは、まさに「世界を結び、未来を紡ぐ」ための取組です。2019年9月、国連総会の機会に、SDGs採択後初となる「SDGサミット2019」が開催され、日本からは安倍総理大臣が出席しました。

同サミットは、首脳レベルでSDGs採択以降過去4年間の取組のレビューを行い、SDGs達成に向けたモメンタムを高めることを目的として開催されました。安倍総理大臣は、G20大阪サミットやTICAD7にお

ける成果を含む過去４年間のSDGs推進の実績を共有した上で、全閣僚が参加する「SDGs推進本部」の本部長として、安倍総理大臣自身が先頭に立って、SDGsの達成に向け優れた取組を行っている企業や団体等を表彰する「ジャパンSDGsアワード」や持続可能な都市・地域づくりを目指す「SDGs未来都市」の取組をはじめ、オールジャパンでSDGsを推進してきたことを紹介しました。さらに、12月までに日本のSDGs推進の中長期戦略である「SDGs実施指針」を改定し、進化した日本の「SDGsモデル」を示す旨を述べました。

同サミットには、グテーレス国連事務総長、ムハンマド＝バンデ国連総会議長、各国首脳、国際機関の長などが参加し、グテーレス国連事務総長からは、取組は進展しているものの、あるべき姿からは程遠く、取組を加速しなければならない、そのために2030年までをSDGs達成に向けた「行動の10年」とするため、①グローバルな取組、②ローカルな取組、③人々の行動（市民社会、メディア、アカデミア、若者など）が重要であるとの認識が示されました。

また、同会合の成果文書として採択された「SDGサミット政治宣言」では、①SDGs達成に向けたコミットメントとすべてのステークホルダー（関係者）が協力していく重要性を確認し、②コミットメントの進捗（しんちょく）状況に関する分析（極度の貧困、子ども・新生児死亡率削減、電気・飲料水へのアクセス向上などの分野では進展があるものの、飢餓（きが）、ジェンダー平等、貧富の格差、生物多様性、環境問題、海洋プラスチックごみ、気候変動、災害リスクの増加が続いている）を行った上で、③適切な資金動員、実施体制の強化、地域の取組強化、強靱（きょうじん）性の構築、科学技術イノベーション（STI）の活用、統計の整備などのアクションの加速化の必要性が確認されました。

日本は、SDGサミットの結果を踏まえて、SDGsの国内外での実施に向け、全力で取り組んでいく考えです。

「SDGサミット2019」においてスピーチする安倍総理大臣（2019年9月）（写真：内閣広報室）

･･･質の高いインフラで世界を結ぶ

「質の高いインフラ」については、G20開発作業部会やインフラ作業部会でインフラ投資がもたらす経済、環境、社会および開発面における正のインパクトの最大化を掲げる原則の策定に向け議論を重ね、①開放性、②透明性、③経済性、④債務持続可能性といった要素を含む「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を2019年6月に福岡で開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議で承認した後、大阪サミットで首脳らも承認しました。

TICAD7においても、同原則を歓迎した上で、連結性強化に向けた質の高いインフラ投資に関する日本の取組として、三重点地域 注1 を中心とした、質の高いインフラ投資の推進、通信網・郵便網・インフラの強化・整備、アフリカ開発銀行（AfDB）との共同イニシアティブ（EPSA4 注2 ）などによる官民連携のプロジェクトを推進していく考えを打ち出しました。

2019年3月に開業したジャカルタ都市高速鉄道（MRT）の利用客。日本とインドネシアが英知を集め、時間に正確で快適なジャカルタMRTを建設し、運営維持管理のノウハウ移転や人材育成協力も行っている（詳細は95ページの「国際協力の現場から」を参照）。（写真：JICA）

注1 東アフリカ・北部回廊、ナカラ回廊、西アフリカ成長の環にわたる３地域。

注2 EPSA4（アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ（第４フェーズ））：日・AfDB共同で、2020～2022年の３年間で35億ドルを目標とする資金協力を実施するもの。

債務持続可能性の確保のための取組として、延べ30か国への公的債務・リスク管理研修の実施、ガーナ、ザンビア等への債務管理・マクロ経済政策アドバイザー派遣、国際通貨基金（IMF）・世界銀行の各信託基金への新たな資金拠出など、日本が実施している債務国の能力構築に向けた技術支援を紹介しました。また、TICAD7サイドイベントとして、国土交通省主催、約180社の民間企業等で構成される団体であるアフリカ・インフラ協議会（JAIDA）とJICAとの共催、外務省協賛で、アフリカ各国およびアフリカ連合からも参加を得て「第2回日・アフリカ官民インフラ会議」が開催され、官民が連携してアフリカにおける質の高いインフラ整備を推進していくことを確認しました。

ブルキナファソの首都ワガドゥグ市内においてインフラ省職員とともに無償資金協力「ワガドゥグ東南部タンソバイパス道路改善計画」の準備調査を実施する様子（写真：株式会社アンジェロセック）

また、2019年9月にブリュッセルにおいてEUが主催した「欧州連結性フォーラム」において、安倍総理大臣とユンカー欧州委員会委員長（当時）との間で「持続可能な連結性及び質の高いインフラに関する日EUパートナーシップ」と題する文書に署名し、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を「適用し促進する」ことを確認するなど、日EU間で、質の高いインフラを含む幅広い分野での連携、連結性強化に取り組んでいます。

さらに、同年11月にタイで開催された一連のASEAN関連首脳会議を通して、安倍総理大臣は、地域のインフラ開発について開放性等の国際スタンダードの必要性を強調しつつ、日本として質の高いインフラ整備を推進していく旨を表明しました。日ASEAN首脳会議では、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」等の国際スタンダードに沿って質の高いインフラを促進し、地域の連結性を強化するため、日本の「質の高いインフラパートナーシップ」および「質の高いインフラ輸出拡大パートナーシップ」を歓迎する旨が確認されました。

また、同年12月にスペインで第14回アジア欧州会合（ASEM）外相会合が開催され、日本からは茂木外務大臣が出席しました。同会合で発出された議長声明では、「信頼でき、強靱で、持続可能で、質の高いインフラの重要性を認識」し、「連結性への投資が合意された国際原則を遵守する必要がある」旨が明記されました。

バングラデシュに対する有償資金協力「カチプール・メグナ・グムティ第2橋建設及び既存橋改修計画」によって建設されたメグナ第2橋の開通式を前にした関係者による集合写真（2019年5月25日）
（写真：大林組・清水建設・JFEIエンジニアリング・IHインフラシステム共同企業体）

2 未来を紡いだ2019年

2019年に日本が主導したG20やTICAD7においては、未来の社会を担う子どもや若者の教育・人材育成、キャパシティ・ビルディングや、イノベーションを通じた持続可能な社会・発展の実現のための取組が表明されました。

・・・人に投資し、制度をつくる

グアテマラのキチェ県ネバフ市の学校において、日本の支援で作成された算数教科書を使用して授業を受ける子どもたち（写真：JICA）

G20では、人的資本投資について、持続可能な開発と包摂的な成長を実現するための質の高い教育、イノベーションを生み出す教育、強靱（きょうじん）で包摂的な未来をつくる教育を3つの柱として開発作業部会等で議論し、大阪サミットにおいて、「G20持続可能な開発のための人的資本投資イニシアティブ」が承認されました。また、健康状態の向上を通じて人的資本の開発に貢献するために、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を開発途上国において推進するための議論が行われたほか、G20で初めて高齢化への対応を議論しました。さらに、G20においては初めてとなる「G20財務大臣・保健大臣合同セッション」が開催され、財務当局・保健当局の連携のあり方や、途上国におけるUHCの推進に向けた世界保健機関（WHO）と世界銀行の連携について議論が交わされ、「途上国におけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジファイナンス強化の重要性に関するG20共通理解」へのコミットメントが確認されました。

TICAD7においては、開会セッション・全体会合において安倍総理大臣から「今後のTICADが、民間事業活動とイノベーションを推進するNew TICADとなる」との方向性が表明され、①ABEイニシアティブ3.0を通じて産業人材を6年間で3,000人育成すること、②300万人の基礎医療アクセスや衛生環境の改善などUHCを拡大し、質の高い教育を300万人の子どもたちに提供すること、③司法・警察・治安維持等の分野を担う6万人の人材を育成すること、といった取組により、日本がダイナミックに発展するアフリカのパートナーとなっていくことが表明されました（詳細は第II部の関連ページを参照）。

・・・イノベーションを促進する

G20大阪サミットでは、自由で開かれた、包摂的かつ持続可能な「人間中心の未来社会」の実現を目標に掲げ、推進していく考えを発信し、様々なイニシアティブを打ち出しました。安倍総理大臣は、気候変動・エネルギーおよび海洋プラスチックごみ対策といった喫緊の地球環境問題への対処におけるイノベーションの活用の重要性を指摘するとともに、世界のモデルとなるべく努力して取り組んでいく旨を述べました。また、G20首脳が合意した、2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロとすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向け、日本としても、途上国の廃棄物管理に関する能力構築およびインフラ整備等を支援する「マリーン（MARINE）・イニシアティブ」を発表しまし

草の根・人間の安全保障無償資金協力「タシガン県カンルン郡における障害者のための職業訓練所及び寄宿舎建設計画」によって導入されたブータンでの職業訓練所における機織りクラスの様子。供与2年後のフォローアップ調査で撮影。（2019年4月）

た（76ページの「開発協力トピックス」を参照）。女性のエンパワーメント促進については、女性の労働参画推進、質の高い初等・中等教育へのアクセス改善を含む女児・女性教育への支援、女性起業家支援などの取組が打ち出されました。さらに、SDGsの達成における科学技術イノベーション（STI）の重要性、および、STIの潜在力を活用する上で、政府、学術界、研究機関、市民社会、民間セクターおよび国際機関を含む様々な利害関係者の効果的な関与が不可欠である旨を認識し、「SDGs達成のためのSTIロードマップ策定の基本的考え方」が承認されました（詳細は85ページの「(10) STI for SDGs」を参照）。

TICAD7においては、日本企業の進出とイノベーションを促進し、アフリカで生じつつある経済構造転換を後押しするため、ABEイニシアティブ3.0などの支援を表明しました（詳細は第II部の関連ページを参照）。また、第一日目の全体会合2では、「民間セクター育成やイノベーションを通じた経済構造転換の加速とビジネス環境整備」をテーマに議論され、技術、ブルーエコノミー、イノベーションを活用した産業の多角化の後押し、経済発展の基盤や原動力となる特に若者の人材育成や質の高いインフラの推進、ガバナンスを含む投資環境・制度の改善、農業の付加価値の向上、投資促進のための日・アフリカ間の官民対話の更なる強化および経済成長を下支えする平和と安定や法の支配の重要性などについて活発な議論が行われました。

ABEイニシアティブに参加し日本企業でインターンを行ったアフリカからの研修員（ABEイニシアティブの好例について詳細は28ページの「国際協力の現場から」を参照）（写真：株式会社サンテック）

3 支出額から見た日本の政府開発援助の実績

2018年の日本の政府開発援助（ODA）の実績[注3]は、2018年の統計から導入された贈与相当額計上方式（Grant Equivalent System：GE方式）（詳細は14ページの「開発協力トピックス」を参照）では、約141億6,352万ドル（約1兆5,642億円）となりました。支出総額は、約172億5,001万ドル（約1兆9,051億円）で、前年（2017年）に比べドルベースで約6.6%減（円ベースで約8.0%減）となりました。経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）諸国における順位は、GE方式、支出総額ともに米国、ドイツ、英国に次ぎ第4位[注4]となりました。

内訳は、GE方式では、二国間ODAが全体の約75.9%、国際機関に対するODAが約24.1%、支出総額では、二国間ODAが全体の約77.0%、国際機関に対するODAが約23.0%です。二国間ODAは、日本と被援助国との関係強化に貢献することが期待されます。また、国際機関に対するODAでは、専門的知識や政治的中立性を持った国際機関を通じて、直接日本政府が二国間で行う援助が届きにくい国・地域への支援も可能になります。日本は、これらの支援を柔軟に使い分けるとともに相互の連携を図りつつ、また援助が「日本の顔」が見える形で適切に供与されるよう努力しています。

二国間ODAの支出総額を援助手法別に見ると、無償資金協力として計上された実績が約26億3,091万ドル（約2,906億円）で、ODA支出総額の実績全体の約15.3%となっています。うち、国際機関を通じた贈与は、約13億1,479万ドル（約1,452億円）で全体の約7.6%です。技術協力は約26億4,754万ドル（約2,924億円）で、全体の約15.4%を占めています。政府貸付等については、貸付実行額は約80億618万ドル（約8,842億円）で、ODAの支出総額全体の約46.4%を占めています。なお、政府貸付等の贈与相当額は、約54億7,769万ドル（約6,049億円）

注3 2019年の実績の確定値は2020年末頃に公表される予定。

注4 卒業国向け援助を除く。「卒業国を含む」実績値について、詳しくは152ページの「参考統計2（1）政府開発援助の援助形態別・通貨別実績（2018年）」をご覧ください。

となっています。

地域別の二国間ODAの実績値（卒業国向け援助を含む）は次のとおりです。なお、支出総額（支出純額）（構成比）の順に表記しています。

◆アジア：約75億902万ドル
（約14億9,252万ドル）（56.5%）

◆中東・北アフリカ：約16億8,265万ドル
（約9億3,428万ドル）（12.7%）

◆サブサハラアフリカ：約13億3,340万ドル
（約12億1,453万ドル）（10.0%）

◆中南米：約4億5,246万ドル
（約1億9,074万ドル）（3.4%）

◆大洋州：約2億1,920万ドル
（約1億9,986万ドル）（1.6%）

◆欧州：約8,065万ドル
（約840万ドル）（0.6%）

◆複数地域にまたがる援助：約20億2,027万ドル
（約20億2,027万ドル）（15.2%）

図表Ⅰ-1　2018年の日本の政府開発援助実績

2018年（暦年）	ドル・ベース（百万ドル）			円ベース（億円）		
援助形態	実績	前年実績	増減率(%)	実績	前年実績	増減率(%)
無償資金協力	2,630.91	2,616.53	0.5	2,905.52	2,935.31	-1.0
（うち、債務救済）	(23.72)	(19.10)	(24.15)	(26.19)	(21.43)	(22.22)
（うち、国際機関を通じた贈与）	(1,314.79)	(1,344.94)	(-2.2)	(1,452.02)	(1,508.79)	(-3.8)
技術協力	2,647.54	2,883.40	-8.2	2,923.89	3,234.68	-9.6
贈与計（A）	5,278.45	5,499.93	-4.0	5,829.40	6,169.99	-5.5
政府貸付等（貸付実行額：総額）（B）	8,006.18	9,578.89	-16.4	8,841.85	10,745.90	-17.7
（回収額）（C）	7,185.74	6,998.55	2.7	7,935.78	7,851.19	1.1
（純額）（D）=（B）−（C）	820.44	2,580.35	-68.2	906.07	2,894.71	-68.7
（贈与相当額）（E）	5,477.69			6,049.44		
二国間政府開発援助計（総額ベース）（A）+（B）	13,284.63	15,078.82	-11.9	14,671.26	16,915.89	-13.3
二国間政府開発援助計（純額ベース）（A）+（D）	6,098.89	8,080.27	-24.5	6,735.48	9,064.70	-25.7
二国間政府開発援助計（贈与相当額ベース）（A）+（E）	10,756.13			11,878.84		
贈与（無償資金協力）（F）	2,639.86	2,817.35	-6.3	2,915.40	3,160.59	-7.8
政府貸付等（貸付実行額）（G）	1,325.52	565.03	134.6	1,463.88	633.86	130.9
政府貸付等（贈与相当額）（H）	767.53	339.97	125.8	847.64	381.39	122.2
国際機関向け拠出・出資等計（総額・純額ベース）（I）=（F）+（G）	3,965.38	3,382.38	17.2	4,379.28	3,794.46	15.4
国際機関向け拠出・出資等計（贈与相当額ベース）（J）=（F）+（H）	3,407.38			3,763.04		
政府開発援助計（支出総額）（A）+（B）+（I）	17,250.01	18,461.20	-6.6	19,050.53	20,710.35	-8.0
政府開発援助計（支出純額）（A）+（D）+（I）	10,064.27	11,462.65	-12.2	11,114.75	12,859.16	-13.6
政府開発援助計（贈与相当額）（A）+（E）+（H）	14,163.52			15,641.88		
名目GNI速報値（単位：10億ドル、10億円）	5,144.61	5,033.98	2.2	568,159.00	564,727.20	0.6
対GNI比（%）（純額ベース）	0.20	0.23		0.20	0.23	
対GNI比（%）（贈与相当額ベース）	0.28			0.28		

（注）
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
・卒業国向け援助を除く。（卒業国向け援助を含めた実績については152ページの「参考統計2（1）政府開発援助の援助形態別・通貨別実績（2018年）」を参照。）
・贈与相当額は2018年実績から集計。
・ここでの「無償資金協力」は、債務救済および国際機関を通じた贈与（国別に分類できるもの）を含む。
・債務救済は、商業上の債務の免除であり、債務繰延は含まない。
・換算率：2017年＝112.1831円/ドル、2018年＝110.4378円/ドル（DAC指定レート）
・卒業国とは、13ページの「図表Ⅰ-7/DAC援助受取国・地域リスト」の記載から外れた国をいう。
・日本はDAC諸国以外の卒業国の中では、14カ国・地域（ウルグアイ、カタール、サウジアラビア、シンガポール、セーシェル、セントクリストファー・ネービス、チリ、トリニダード・トバゴ、[ニューカレドニア]、バハマ、バルバドス、[フランス領ポリネシア]、ブルネイ、ルーマニア）に対して支出実績を有する。

図表Ⅰ-2　日本の二国間政府開発援助実績の地域別配分の推移

支出総額ベース

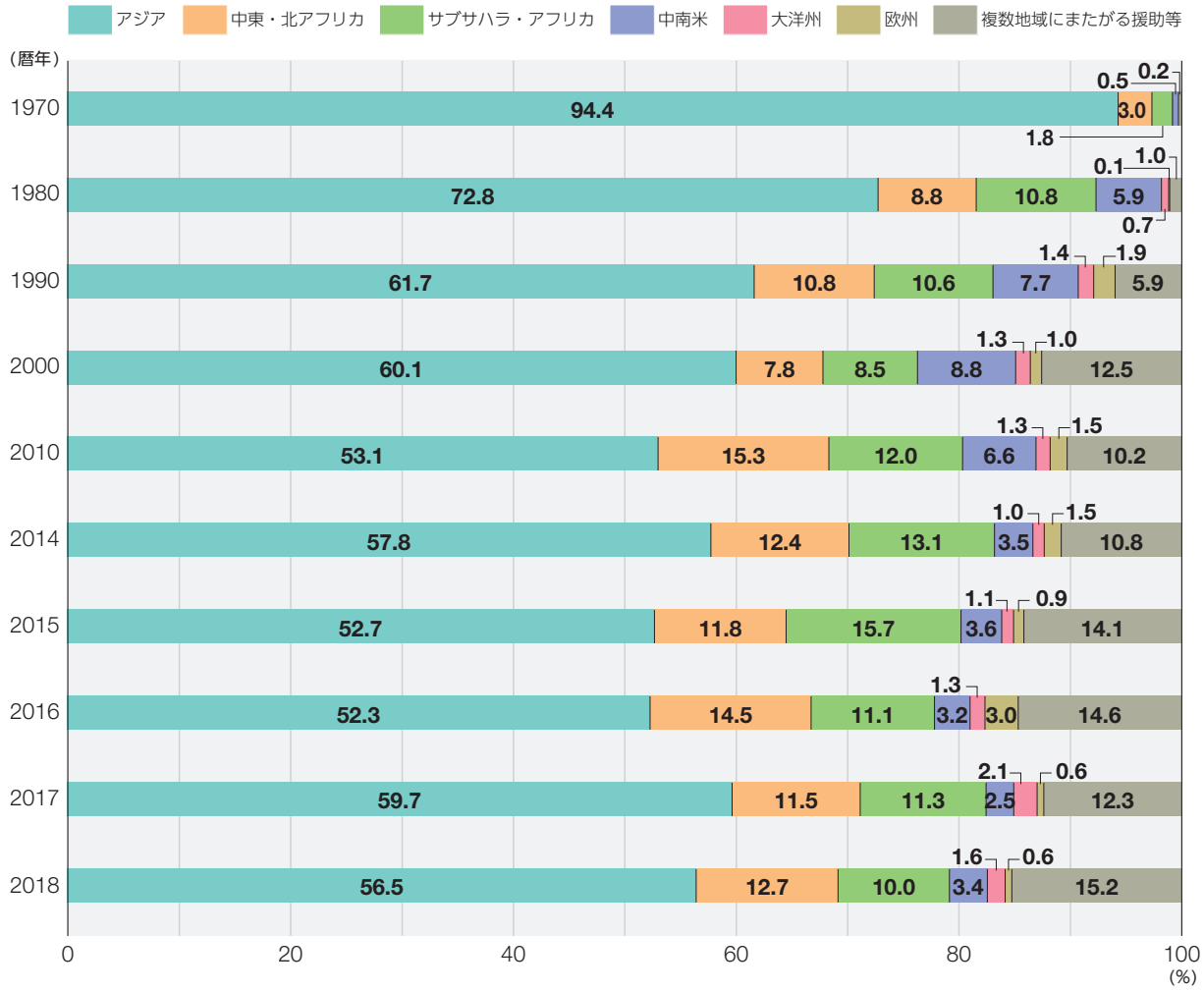

(注)
・1990年以降の実績には卒業国向け援助を含む。
・複数地域にまたがる援助等には、複数地域にまたがる調査団の派遣等、地域分類が不可能なものを含む。

図表Ⅰ-3　主要DAC諸国の政府開発援助実績の推移

■ OECD標準［支出純額ベース（2017年まで）／贈与相当額ベース（2018年から）］

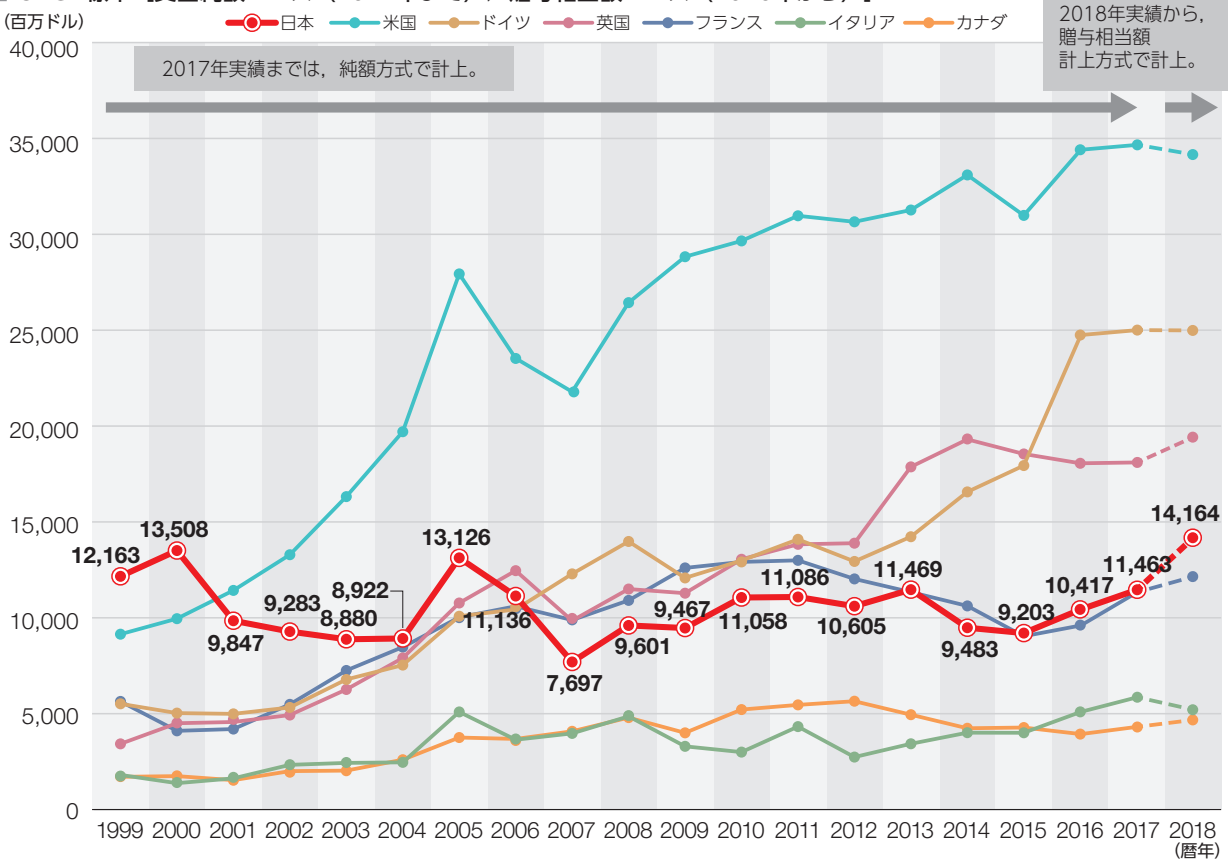

■ 支出総額ベース

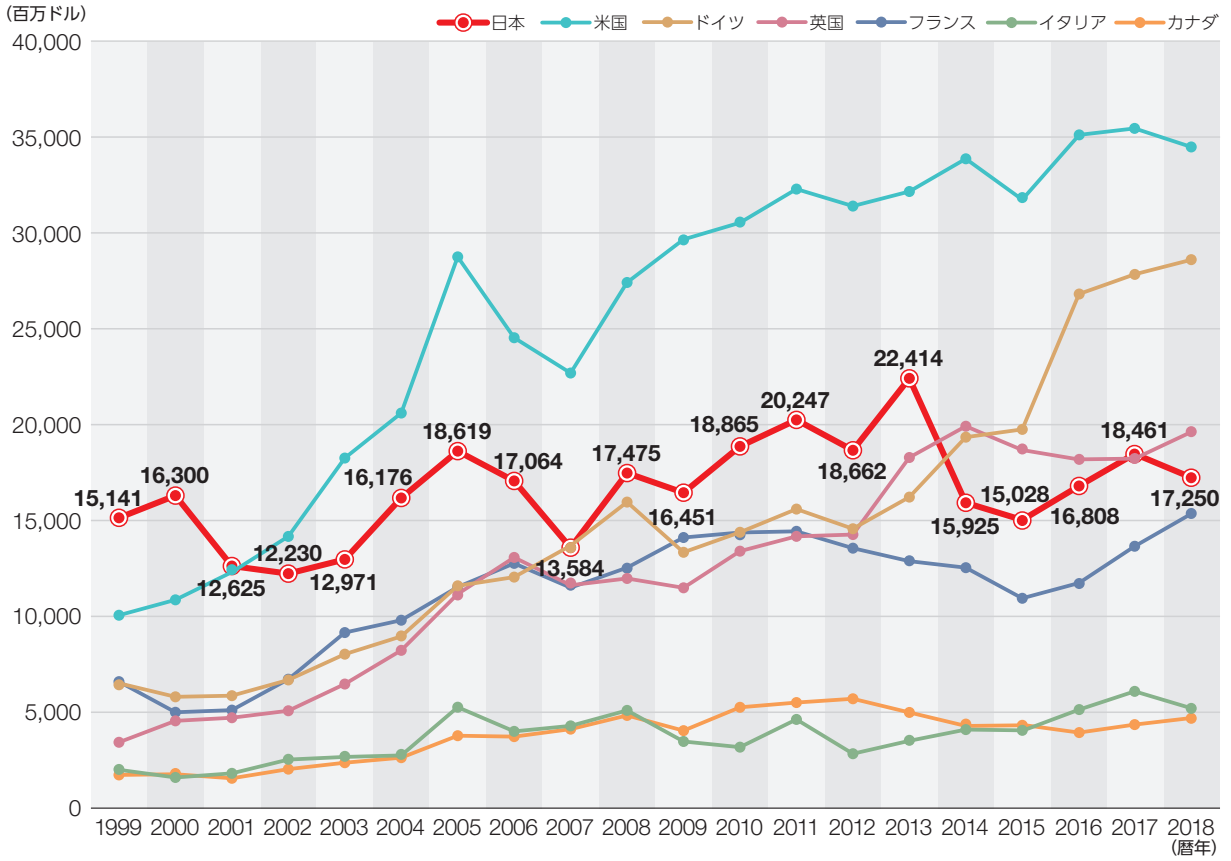

図表Ⅰ-4 DAC諸国における政府開発援助実績の国民１人当たりの負担額（2018年）

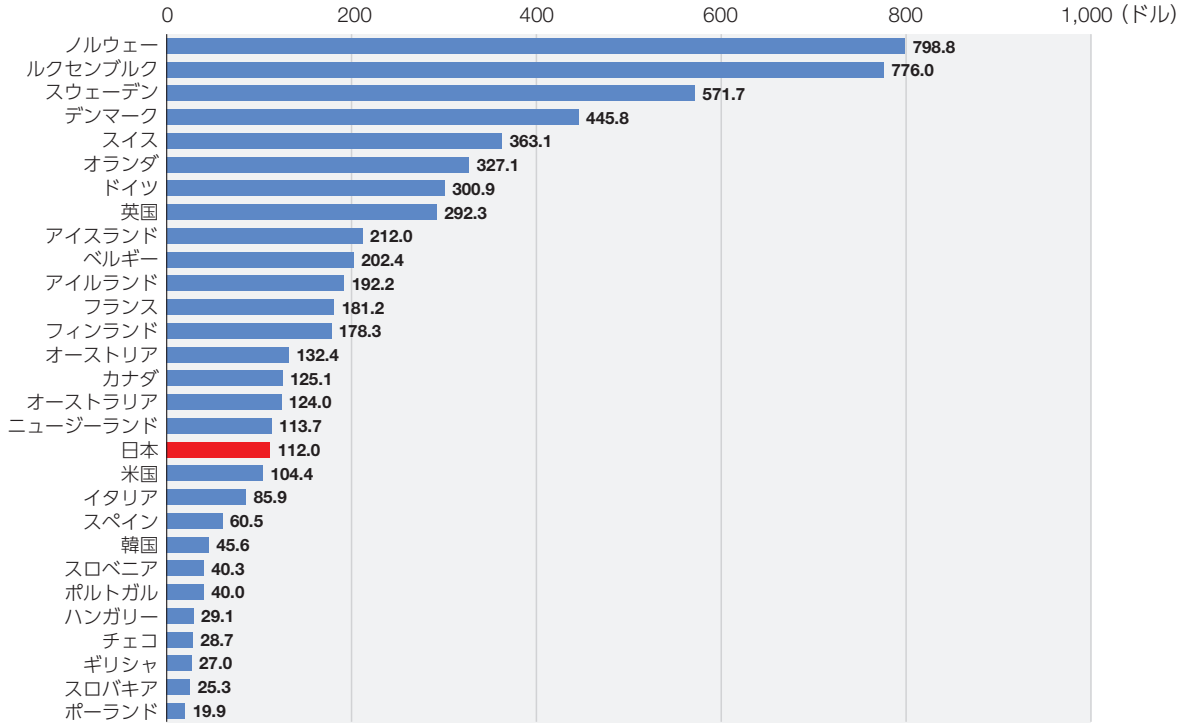

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）
(注)
・贈与相当額ベース。
・卒業国向け援助を除く。

図表Ⅰ-5 DAC諸国における政府開発援助実績の対国民総所得（GNI）比（2018年）

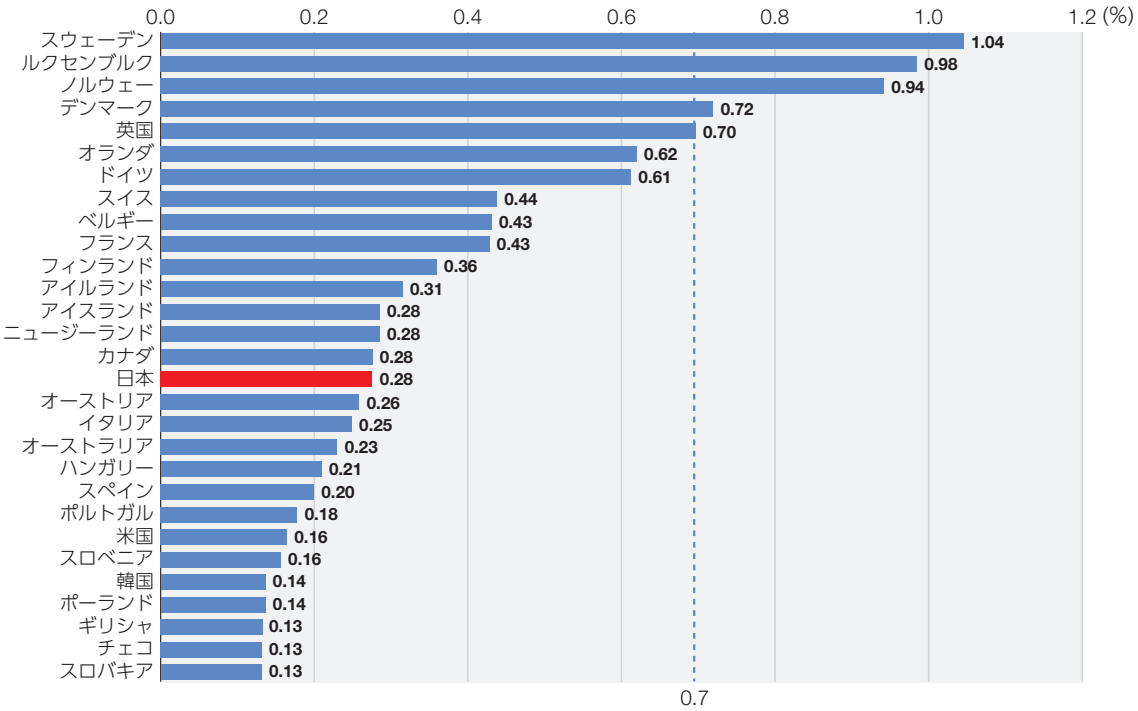

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）
(注)
・贈与相当額ベース。
・卒業国向け援助を除く。
・1970年、国連総会は政府開発援助の目標を国民総生産（GNP）（現在は国民総所得（GNI））の0.7パーセントと定めた。

図表Ⅰ-6　日本の政府開発援助実績の対国民総所得（GNI比）の推移

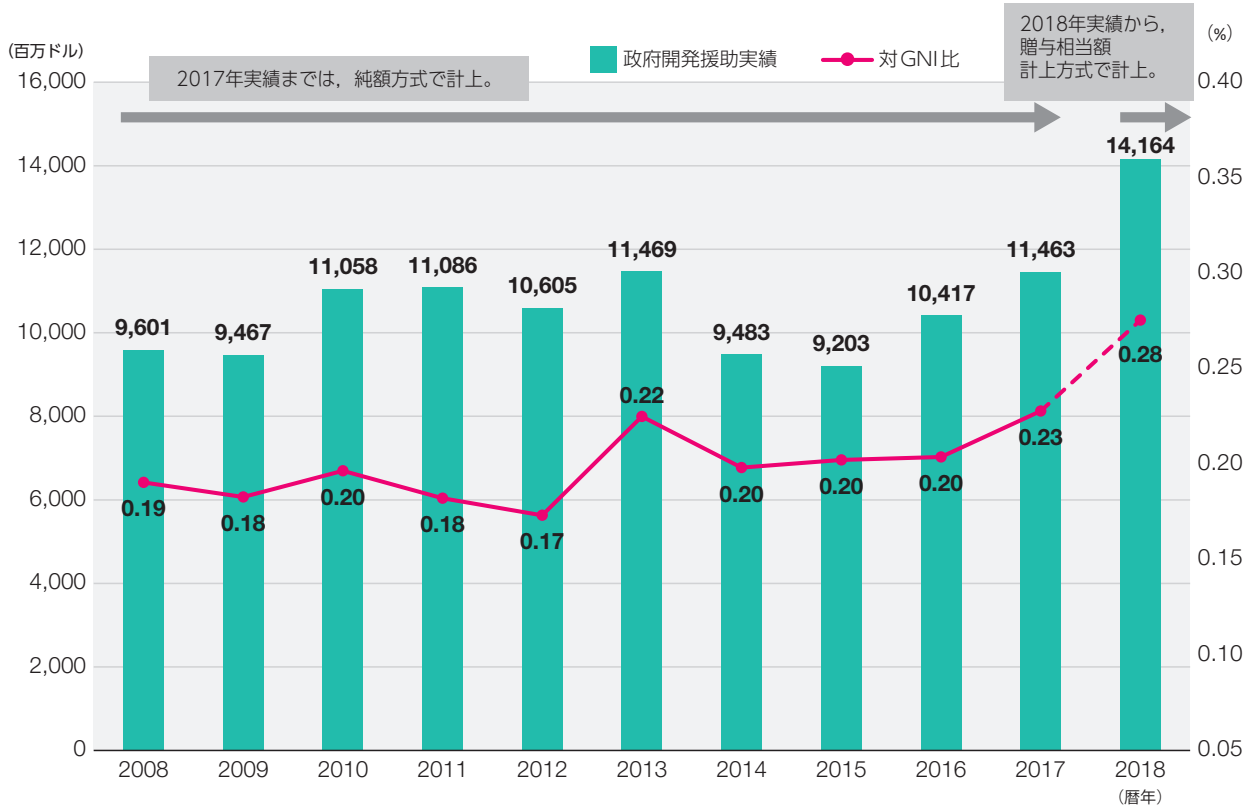

（注）
・2017年実績までは支出純額ベース。2018年実績からは贈与相当額ベース。
・卒業国向け援助を除く。

図表Ⅰ-7　DAC援助受け取り国・地域リスト

（2018年～2019年実績に適用）

政府開発援助（ODA）対象国						
後発開発途上国（LDCs） （47カ国）		低所得国（LICs） 一人当たりGNI $1,005以下	低中所得国（LMICs） 一人当たりGNI $1,006-$3,955以下		高中所得国（UMICs） 一人当たりGNI $3,956-$12,235以下	
アフガニスタン	ブータン	[北朝鮮]	アルメニア	ミクロネシア連邦	アゼルバイジャン	ナウル
アンゴラ	ブルキナファソ	ジンバブエ	インド	モルドバ	アルジェリア	ナミビア
イエメン	ブルンジ		インドネシア	モロッコ	アルゼンチン	ニウエ
ウガンダ	ベナン		ウクライナ	モンゴル	アルバニア	パナマ
エチオピア	マダガスカル		ウズベキスタン	ヨルダン	アンティグア・バーブーダ	パラオ
エリトリア	マラウイ		エジプト		イラク	パラグアイ
ガンビア	マリ		エスワティニ		イラン	フィジー
カンボジア	南スーダン		エルサルバドル		エクアドル	ブラジル
ギニア	ミャンマー		ガーナ		ガイアナ	ベネズエラ
ギニアビサウ	モーリタニア		カーボベルデ		カザフスタン	ベラルーシ
キリバス	モザンビーク		カメルーン		ガボン	ベリーズ
コモロ	ラオス		キルギス		北マケドニア	ペルー
コンゴ民主共和国	リベリア		グアテマラ		キューバ	ボスニア・ヘルツェゴビナ
サントメ・プリンシペ	ルワンダ		ケニア		クック諸島	ボツワナ
ザンビア	レソト		コートジボワール		グレナダ	マーシャル諸島
シエラレオネ			コソボ		コスタリカ	マレーシア
ジブチ			コンゴ共和国		コロンビア	南アフリカ
スーダン			ジョージア		サモア	メキシコ
セネガル			シリア		ジャマイカ	モーリシャス
ソマリア			スリランカ		スリナム	モルディブ
ソロモン諸島			タジキスタン		赤道ギニア	[モンセラット]
タンザニア			チュニジア		セルビア	モンテネグロ
チャド			[トケラウ]		セントビンセント	リビア
中央アフリカ			ナイジェリア		[セントヘレナ]	レバノン
ツバル			ニカラグア		セントルシア	[ワリス・フテュナ]
トーゴ			パキスタン		タイ	
ニジェール			パプアニューギニア		中国	
ネパール			[パレスチナ]		ドミニカ共和国	
ハイチ			フィリピン		ドミニカ国	
バヌアツ			ベトナム		トルクメニスタン	
バングラデシュ			ボリビア		トルコ	
東ティモール			ホンジュラス		トンガ	

出典：DAC資料
（注）
・GNI値は2016年の数値。
・チリ、セーシェル、ウルグアイについては2018年に卒業。
・[　　]は地域名を示す。

開発協力トピックス 1

ODA計上における「贈与相当額計上方式」の導入

～新方式で日本のドナー努力をより正しく評価～

OECD開発援助委員会（DAC）は、メンバー国からの報告をもとに、メンバー国が1年間に供与したODAの実績額を取りまとめてインターネット上などで公開しています。また、何がODAに該当するかや、メンバー国がどのようにODAの実績額を算出し、報告を行うかについてルールを定めています。2018年の統計からは、従来の「純額（ネット）方式」に代えて「**贈与相当額計上方式（Grant Equivalent System：GE方式）***」がODAの実績額の算出方式として導入されました。

この新方式の特徴は、有償資金協力（円借款等）の計上額の計算方法にあります。これまでの計算方法であった純額（ネット）方式では、新たに供与した額がプラスの実績額として計算される一方、返済された額はマイナスの額として計算されていました。そのため、ある円借款プロジェクトについて、最終的に返済が完了した際には、実施されたプロジェクトへの支出額が実績としてプラス・マイナスでゼロになってしまうことになります。

これに対して、新たな「GE方式」は、有償資金協力がどれだけ緩やかな条件で供与されているかに着目し、供与額のほかに、利率、返済されるまでの期間などの供与条件や、援助をより必要とする後発開発途上国や低所得国に向けられた援助であるかといった要素も考慮して、有償資金協力で供与される総額のうち、贈与に相当する額（grant equivalent）をODAの実績額として計算します。そのため、これまでの方式とは異なり、円借款が返済されても、実績額が減ることはありません。GE方式では、供与条件が緩やかであればあるほど、贈与相当額として計算される実績額が大きくなるため、ドナーの努力がより正確に反映されます（図1参照）。

日本の場合、開発途上国に有利な条件で多額の有償資金協力を行っているため、2018年のODA実績として計算される額は、これまでの純額方式に比べ、約4割増えました（図2参照）。これにより、これまでの純額方式のもとであれば第5位となっていたDACメンバー国の中での日本のODA実績の順位が、GE方式のもとでは第4位になりました。また、国民総所得（GNI）に対するODA実績額の比率についても、日本は、純額方式では0.20%（DAC加盟29か国中第20位）になりますが、GE方式では0.28%（同第16位）となりました。

DACでは近年、ODAを時代に合ったものに改善するため、いわゆる「ODAの現代化」の議論が行われており、日本も積極的に議論に参加しています。GE方式の導入は2014年のDACハイレベル会合で決定されたもので、「ODAの現代化」の成果の一つと言えます。DACの会合では、論点によってはメンバー国間で意見が大きく異なり、調整が難航することもありますが、2014年の決定以降、2018年からのGE方式の本格導入に向け、新方式における具体的な計算方法のルールの技術的な問題が、メンバー国間の議論を通じて一つひとつ解決されてきました。2015年からは、新方式でのDACへのODA実績値の報告の試行も始まりました。

開発協力を巡る状況は、時代と共に大きく変化しています。SDGs達成への貢献、インフラ整備などの膨大な開発資金需要を満たすための資金動員、地球規模課題の解決といった現在の課題への取組を効果的に行っていくため、ODAをはじめとする開発資金のルール作りやデータ収集について、国際的な議論と試行錯誤が日々続けられています。

図1　ODA計上方式の比較

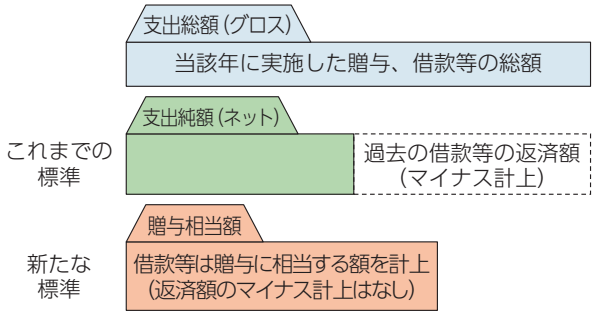

図2　贈与相当額計上方式と純額方式によるODA計上額比較（2018年実績DACメンバー上位10か国）

【旧】純額方式

順位	国名	（単位：億ドル）実績額
1	米国	337.9
2	ドイツ	256.7
3	英国	194.6
4	フランス	128.4
5	日本	100.6
6	スウェーデン	58.5
7	オランダ	56.2
8	イタリア	51.0
9	カナダ	46.4
10	ノルウェー	42.6
	DACメンバー国計	1,498.5

日本は純額方式では第5位であるが、贈与相当額計上方式では第4位。

【新】贈与相当額計上方式

順位	国名	（単位：億ドル）実績額
1	米国	341.5
2	ドイツ	249.8
3	英国	194.1
4	日本	141.6
5	フランス	121.4
6	スウェーデン	58.5
7	オランダ	56.6
8	イタリア	51.9
9	カナダ	46.6
10	ノルウェー	42.6
	DACメンバー国計	1,532.7

注：2020年1月OECD公表データに基づく

*贈与相当額計上方式の導入に伴い、本白書に掲載される図表にも、同方式による実績値が用いられています。具体的には以下のとおりです。
①贈与相当額を追加：図表Ⅰ-1（8ページ）、参考統計2（1）のうち卒業国向け援助を除く実績（153ページ）
②2018年実績については贈与相当額を使用：図表Ⅰ-3（10ページ）、図表Ⅰ-4（11ページ）、図表Ⅰ-5（11ページ）、図表Ⅰ-6（12ページ）

第Ⅱ部

課題別の取組

マラウイの市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクトの一環で、作物の生育状況についてカウンターパートと確認を行うJICA専門家（写真：JICA）

1 「質の高い成長」の実現に向けた協力 …… 16

2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 …… 29

3 地球規模課題への取組と人間の安全保障の推進 …… 44

第Ⅱ部　課題別の取組

ここからは、日本が世界で行っている開発協力[注1]に関し、「1　『質の高い成長』の実現に向けた協力、「2　普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」、そして、「3　地球規模課題への取組と人間の安全保障の推進」の３つの主要な課題に関する最近の日本の取組を紹介します。

1　「質の高い成長」の実現に向けた協力

開発途上国が自立的発展に向けた経済成長を実現するには、単なる量的な経済成長ではなく、成長の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとり取り残されない「包摂的」なものであり、社会や環境と調和しながら継続していくことができる「持続可能」なものであり、経済危機や自然災害などの様々なショックに対して「強靱性」を兼ね備えた「質の高い成長」である必要があります。これらは、日本が戦後の歩みの中で実現に努めてきた課題でもあります。日本は、自らの経験や知見、教訓および技術を活かし、途上国が「質の高い成長」を実現できるよう支援を行っています。

(1) 産業基盤整備・産業育成、経済政策

「質の高い成長」のためには、開発途上国の発展の基盤となるインフラ（経済社会基盤）の整備が重要となります。また、民間部門が中心になって役割を担うことが鍵となり、産業の発展や貿易・投資の増大などの民間活動の活性化が重要となりますが、数々の課題を抱える開発途上国では、貿易を促進し民間投資を呼び込むための能力構築や環境整備を行うことが困難な場合があり、国際社会からの支援が求められています。

日本の取組

・・・質の高いインフラ

インフラ投資を行う上では、インフラ自体が使いやすく、安全で、災害にも強い、「質」の高いものであるだけでなく、インフラ計画が相手国のニーズを踏まえたものであることが重要です。日本は、開発途上国の経済・開発戦略に沿った形で、その国や地域の質の高い成長につながるような質の高いインフラを整備し、これを管理、運営するための人材を育成しています。技術移転や雇用創出を含め、開発途上国の「質の高い成長」に真に役立つインフラ整備を進めることは、日本の強みです。

日本が開発を支援している、スリランカのコロンボ港を視察した茂木外務大臣（2019年12月）

こうした「質の高い成長」に役立つインフラ整備への投資、すなわち「質の高いインフラ投資」の基本的な要素について認識を共有する第一歩となったのが、2016年のG7伊勢志摩サミットで合意された「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」です。さらに、質の高いインフラ投資の重要性及びその諸要素については、中国議長下のG20杭州サミットにおいても合意されました。日本議長下のG20においては、これまでのG7・G20での合意を踏まえつつ、新たに国レベルの債務持続可能性等を含むインフ

注1　ここでいう「開発協力」とは、政府開発援助（ODA）や、それ以外の官民の資金・活動との連携も含む「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府および政府関係機関による国際協力活動」を指す。

ラ・ガバナンスの強化等の要素を盛り込みながら、インフラ投資がもたらす経済、環境、社会及び開発面における正のインパクトの最大化を掲げる原則の策定に向け、議論を重ねました。その結果、2019年6月に開催されたG20大阪サミットでは、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」が、今後の質の高いインフラ投資に関する共通の戦略的方向性と志を示すものとして、新興ドナーを含むG20首脳間で承認されました（詳細は2ページの特集「世界を結んだ2019年」を参照）。

第14回アジア欧州会合（ASEM）外相会合に出席した茂木外務大臣（2019年12月）

日本政府は今後も、世界の成長や貧困、格差などの開発課題の解決のため、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を国際社会全体に普及させ、アジアを含む世界の国々やOECD等の国際機関と連携し、「質の高いインフラ投資」の国際スタンダード化の推進や、個別のプロジェクトへの質の高いインフラ投資の反映・実践に向けた取組を進めていく考えです。

・・・貿易・投資環境整備

日本は、ODAやその他の公的資金（OOF）*を活用して、開発途上国内の中小企業の振興や日本の産業技術の移転、経済政策のための支援を行っています。また、日本は途上国の輸出能力や競争力を向上させるため、貿易・投資の環境や経済基盤の整備も支援しています。

キリバス　ニッポンコーズウェイ改修計画
無償資金協力（2017年1月～2019年4月）

キリバス国民から日本への感謝を込めて命名された「ニッポンコーズウェイ」は、1985年の無償資金協力（漁船水路・島嶼連絡路建設計画）により、大日本土木株式会社が建設した長さ3.4キロメートルの幹線道路です。

同道路は、キリバスの首都タラワ環礁において、国際港を擁する南西端のベシオ島と、その先の北タラワへと連なる小さな島々からなる細長い地域を結ぶ唯一の陸路であり、人々のライフラインとして重要な役割を果たしてきました。しかし、老朽化と高潮による波の影響により部分的に損壊するなどの問題が深刻化したため、2017年1月より約2年半をかけて本改修計画が実施され、再び大日本土木株式会社の手によってよみがえりました。

改修後は、路面が以前より高くなり、また、波の影響の大きい外洋に面した側面に十分な高さの壁を設けたことで、大波により道路が寸断されるリスクが低減されました。また、歩行者の安全に配慮して道幅を広げ、街路灯や標識を設置したことにより、交通安全の面も改善されました。さらに、従来は地中に埋設していた電気・水道・電話線を、道路に沿って走るコンクリートボックスの中に通したことで、こうしたインフラの持続・耐久性が向上するとともに、同インフラの維持管理作業が道路本体の構造に及ぼすリスクが軽減されました。

このように、本改修計画によりよみがえった「ニッポンコーズウェイ」は、2019年に採択された「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に含まれる「自然災害に対する強靭性の構築」、また気候変動への適応や防災枠組みにおいて提唱される「Build Back Better（より良い復興）」の理念を体現した経済社会インフラとして、キリバスの社会経済の発展に末永く貢献していくことが期待されています。

改修前のコーズウェイが高潮による波の影響を受ける様子（写真：JICA）

改修後のコーズウェイ（写真：大日本土木）

2019年8月に横浜で開催された「第7回アフリカ開発会議」（TICAD7）では、アフリカの民間セクターの育成支援や日・アフリカ間の貿易投資拡大について議論を行いました。安倍総理大臣からは、過去3年間で200億ドル規模だった対アフリカ民間投資が今後更に大きくなるよう、政府として全力を尽くす旨表明しました。その具体化に向けて、産業人材育成やイノベーション・投資の促進を後押しすべく、支援を行っていく考えです。

また、世界貿易機関（WTO）では、途上国が多角的な自由貿易体制に参加することを通じて開発を促進することが重視されています。日本は、WTOに設けられた信託基金に拠出し、途上国が貿易交渉を進め、国際市場に参入するための能力を強化すること、およびWTO協定を履行する能力をつけることを目指しています。

日本市場への参入に関しては、日本は途上国産品の輸入を促進するため、一般の関税率よりも低い税率を適用するという一般特恵関税制度（GSP）を導入しており、特に後発開発途上国（LDCs）*に対しては特別特恵関税制度を導入し、無税無枠措置*をとっています。また日本は、経済連携協定（EPA）*を積極的に推進しており、貿易・投資の自由化は、途上国の経済成長にも資することが期待されます。

こうした日本を含む先進国による支援をさらに推進するものとして、WTOやOECDをはじめとする様々な国際機関等において「貿易のための援助（AfT）」*に関する議論が活発になっています。日本は、途上国が貿易を行うために重要な港湾、道路、橋などの輸送網の整備や、発電所・送電網などの建設事業への資金の供与、および税関職員、知的財産権の専門家の教育などの貿易関連分野における技術協力を実施しています。

さらに日本は、途上国の小規模生産グループや小規模企業に対して、「一村一品キャンペーン」*への支援も行っています。また、途上国へ民間からの投資を呼び込むため、途上国特有の課題を調査し、投資を促進するための対策を現地政府に提案・助言するなど、民間投資を促進するための支援も進めています。このほか、2017年2月に発効した「貿易の円滑化に関する協定（TFA）」*の実施により、日本の企業が輸出先で直面することの多い貿易手続の不透明性、恣意的な運用等の課題が改善し、完成品の輸出のみならず、サプライ・チェーンを国際的に展開している日本の企業の貿易をはじめとする経済活動を後押しすること、また、開発途上国においては、貿易取引コストの低減による貿易および投資の拡大、不正輸出の防止、関税徴収の改善等が期待されます。

マラウイの一村一品キャンペーンによって作られた商品をインターナショナル・トレードフェアで展示販売した時の様子（写真：JICA）

・・・国内資金動員支援

開発途上国が、自らのオーナーシップ（主体的な取組）で様々な開発課題を解決し、質の高い成長を達成するためには、途上国が必要な開発資金を税収等のかたちで、自らの力で確保していくことが重要です。これを、「国内資金動員」といいます。国内資金動員については、国連、OECD、G7、G20、国際通貨基金（IMF）、および国際開発金融機関（MDBs）等の議論の場において重要性が指摘されている分野であり、「持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）」においても取り上げられている分野です。

日本は、国際機関等とも協働しながら、この分野の議論に貢献するとともに、関連の支援を途上国に対して提供しています。たとえば、日本は、途上国の税務行政の改善等を目的とした技術協力に積極的に取り組んでおり、2019年には、不服審査制度 注2 、審理事務 注3 、租税教育 注4 等の分野について、インドネ

注2 納税者が、税務署長などが行った課税処分や滞納処分に不服があるときに処分の取り消しなどを求めて不服を申し立てる制度。

注3 事案の課税内容についての事実認定の当否や法令、通達に適合しているかどうかを適切に判断する事務。

注4 次代を担う児童・生徒が、民主主義の根幹である租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、その使い道に関心を持ち、さらには納税者として社会や国のあり方を主体的に考えるという自覚を育てることを目的に、租税教室などの支援を行う制度。

シア、ベトナム、ラオスへ国税庁の職員を講師として派遣しました。このほか、日本は、租税条約 注5 や多国籍企業に対する税務調査のあり方など、税制・税務執行に関する途上国の理解を深めるために、それらの分野における専門家を途上国に派遣してセミナーや講義を行う、「OECDグローバル・リレーションズ・プログラム」の展開を20年以上支援してきています。また、IMFやアジア開発銀行（ADB）が実施する国内資金動員を含む税分野の技術支援についても、人材面・知識面・資金面における協力を行っており、アジア地域を含む途上国における税分野の能力強化に貢献しています。

国税庁が実施する実務研修に参加した途上国の税務職員等が、租税条約の集中講義を受ける様子（写真：国税庁）

また、近年、富裕層や多国籍企業が国際的な課税逃れに関与することに対する世論の視線は厳しいものになっています。この点、たとえば世界銀行やADBにおいても、民間投資案件を形成する際に、実効的な税務情報交換の欠如など、税の透明性が欠如していると認められる地域を投資経由地として利用する案件について、案件形成の中止も含めて検討する制度も導入されています。MDBsを通じた投資は途上国の発展にとって重要な手段の一つであり、開発資金の提供の観点からも、途上国の税の透明性を高める支援の重要性は増しています。

さらに、OECD／G20 BEPSプロジェクト*の成果も、途上国の持続的な発展にとって重要です。このプロジェクトの成果を各国が協調して実施することで、企業活動や行政の透明性は高まり、経済活動が行われている場所での適切な課税が可能になります。途上国は、多国籍企業の課税逃れに適切に対処し、自国において適正な税の賦課・徴収ができるようになるとともに、税制・税務執行が国際基準に沿ったものとなり、企業や投資家にとって、安定的で予見可能性の高い、魅力的な投資環境が整備されることとなります。現在、BEPSプロジェクトで勧告された措置を実施する枠組みには、途上国を含む130以上の国・地域が参加しています。

・・・金融

開発途上国の持続的な経済発展にとって、健全かつ安定的な金融システムや円滑な金融・資本市場は必要不可欠な基盤です。金融のグローバル化が進展する中で、新興市場国における金融システムを適切に整備し、健全な金融市場の発展を支援することが大切です。

こうした考えのもと、金融庁は、2019年10月に、アジア等の途上国の保険監督当局の職員を招聘（しょうへい）し、日本の保険分野の規制・監督制度や取組等について、金融庁職員等による研修事業を実施しました。

注5 所得に対する租税に関する、二重課税の除去、脱税及び租税回避の防止のための二国間の条約。

用語解説

＊その他の公的資金（OOF：Other Official Flows）
政府による途上国への資金の流れのうち、開発を主たる目的とはしない、条件の緩やかさが基準に達していないなどの理由でODAには当てはまらないもの。輸出信用、政府系金融機関による直接投資、国際機関に対する融資など。

＊後発開発途上国（LDCs：Least Developed Countries）
国連による開発途上国の所得別分類で、途上国の中でも特に開発の遅れており、2014～2016年の1人当たり国民総所得（GNI）平均1,025ドル以下などの基準を満たした国々。2018年現在、アジア7か国、中東・北アフリカ2か国、アフリカ33か国、中南米1か国、大洋州4か国の47か国が該当する。

＊無税無枠措置
後発開発途上国（LDCs）からの輸入産品に対し、原則無税とし、数量制限も行わないとする措置。日本はこれまで、同措置の対象品目を拡大してきており、全品目の約98％を無税無枠で輸入可能としている。

＊経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）
特定の国、または地域との間で関税の撤廃等を定める自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）に対し、人の移動、投資、政府調達、二国間協力など幅広いルール分野の規律を含む協定を経済連携協定という。このような協定によって、国と国との貿易・投資がより活発になり、さらなる経済成長につながることが期待される。

＊貿易のための援助（AfT：Aid for Trade）
途上国がWTOの多角的貿易体制のもとで、貿易を通じて経済成長と貧困の削減を達成することを目的として、途上国に対し、貿易関連の能力向上のための支援やインフラ整備の支援を行うもの。

＊一村一品キャンペーン
1979年に大分県で始まった取組で、地域の資源や伝統的な技術を活かし、その土地独自の特産品の振興を通じて、雇用創出と地域の活性化を目指すものであり、海外でも活用している。一村一品キャンペーンでは、アジア、アフリカなど、途上国の民族色豊かな手工芸品、織物、玩具をはじめとする魅力的な商品を掘り起こし、より多くの人々に広めることで、途上国の商品の輸出向上を支援している。

＊貿易の円滑化に関する協定（TFA：Trade Facilitation Agreement）
貿易の促進を目的として通関手続の簡素化、透明性向上等について定める協定で、2017年2月に発効した。WTO設立（1995年）以降、初めて全加盟国が参加して新たに作成した多国間協定。WTOによれば、TFAの完全な実施により、加盟国の貿易コストが平均14.3％減少し、世界の物品の輸出が1兆ドル以上に増大する可能性があるとされている。

＊OECD／G20 BEPSプロジェクト
BEPS（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）とは、多国籍企業等が租税条約を含む国際的な税制の隙間・抜け穴を利用した過度な節税対策により、本来課税されるべき経済活動を行っているにもかかわらず、意図的に税負担を軽減している問題を指す。BEPSプロジェクトは、こうした問題に対処するため、2012年6月にOECD租税委員会（2016年末まで日本が議長）が立ち上げたもので、公正な競争条件を確保し、国際課税ルールを世界経済および企業行動の実態に即したものとするとともに、各国政府・グローバル企業の透明性を高めるために国際課税ルール全体を見直すことを目指している。2019年11月現在、「包摂的枠組」には、130以上の国・地域が参加しており、2019年12月31日現在、「税源浸食および利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約（BEPS防止措置実施条約）」を91か国・地域が署名、日本を含む37か国・地域が批准書等を寄託している。

開発協力トピックス 2

「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組の推進

「自由で開かれたインド太平洋（FOIP：Free and Open Indo-Pacific）」は、法の支配を含むルールに基づく国際秩序の確保、航行の自由、紛争の平和的解決、自由貿易の推進と自立的・持続可能な成長を通じて、インド太平洋を「国際公共財」として自由で開かれたものとすることで、この地域における平和、安定、繁栄の促進を目指していく構想です。

アジア太平洋からインド洋を経て中東・アフリカに至るインド太平洋地域は、世界人口の半分を有し、国際社会の活力の中核といえます。この地域に平和と繁栄をもたらすためには、①国際スタンダードに基づいた質の高いインフラの整備などを通じた地域の連結性を強化しつつ、②自立的かつ持続可能な成長の後押しを通じて経済的繁栄を追求するとともに、③海賊やテロといった繁栄を阻害する要因を取り除き、平和と安定を確保する努力が必要です。日本はODAも戦略的かつ効果的に活用しつつ、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて様々な国と連携しながら具体的な取組を進めてきました。

「自由で開かれたインド太平洋」は、2016年8月に安倍総理大臣が初めて提唱し、多くの国・地域がこのビジョンに共鳴しています。たとえば、2019年6月のASEAN首脳会議では「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」が採択され、連結性や海洋をめぐる協力などが協力分野として明記されました。日本はこのASEAN自身のビジョンであるAOIPを全面的に支持し、「自由で開かれたインド太平洋」とのシナジー（相乗効果）を追求していく考えです。また、2019年8月に横浜で開催されたTICAD7では、アフリカの首脳などが「自由で開かれたインド太平洋」のイニシアティブを「好意的に留意する」との文言が成果文書に盛り込まれました。今後も、米国や豪州、インド、欧州諸国、そして「自由で開かれたインド太平洋」の実現にとって極めて重要な地域である東南アジアといった様々なパートナーと緊密に連携しながら重層的な協力関係を強化していきます。

2019年に日本が議長国を務めたG20大阪サミットでは、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を中国やインドなどの新興ドナー国を含むG20の首脳で承認しました。これは開放性、透明性、経済性、債務持続可能性といった重要な要素を含んでおり、「自由で開かれたインド太平洋」実現のための重要な基礎となる質の高いインフラ整備の国際スタンダードになるものです。同原則の実践は開発途上国における膨大なインフラ需要に応える上で、質・量両面で貢献するものであり、日本は各国と協力して、同原則を推進し、持続可能な成長を促進していく考えです（詳細は4ページの特集および16ページの「質の高いインフラ」を参照）。

日本の支援を通じて建設されたカンボジアのシハヌークビル港（写真：JICA）

フィリピン沿岸警備隊に供与した多目的船（写真：JICA）

日本の最近の取組としては、たとえば、バングラデシュ南東部のマタバリにおいて多目的商業港建設への支援を決定しました。これは、周辺国との物流の活性化を図り、バングラデシュが中所得国になるための経済成長に貢献するものです。また、マダガスカルでは、幹線道路の2橋梁（きょうりょう）について、架け替えによる2車線化を行うことにより輸送能力の改善を図り、同国における物流の活性化を実現していきます。さらにジブチでは、首都と北部のタジュラ市の間の海上輸送能力向上のため、季節風が吹く時期でも運航可能なフェリーや港湾施設の整備を行っており、持続可能な発展のための経済社会基盤整備に寄与することが期待されます。このほか、インド太平洋地域のハブとして重要なASEAN地域において、日本は東西経済回廊および南部経済回廊の連結性強化に向けた取組を進めており、カンボジアのシハヌークビル港開発、ラオスの国道9号線橋梁（きょうりょう）改修、ミャンマーのティラワ経済特区開発などを着実に進めています。

「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、経済発展の妨げとなる海賊、テロ、大量破壊兵器の拡散、自然災害、違法操業などへの対策も必要です。途上国に対する法制度整備支援・能力構築支援といった人づくり・ルールづくりや、海上交通の安全確保の観点も踏まえた、沿岸国への巡視船や沿岸監視レーダー機材の供与、各国の海上保安機関職員に対する研修、日本の専門家の各国への派遣などを通じた海上法執行・海洋状況把握能力などの強化も重要な取組です。その一例として、フィリピンでは高速ボートをはじめとする機材供与や、供与した機材を活用した研修や海上訓練などの技術協力を行うことで、様々なODAスキームを活用し、沿岸警備隊を総合的に支援し、海上法執行能力の強化に貢献しました（詳細は41ページの「海洋」を参照）。

日本およびこの地域の安定と繁栄は、透明性の高いルールに支えられ、様々な人・物・知恵が活発に行き交う「自由で開かれたインド太平洋」の存在なくしてはあり得ません。そのためにも、日本はこれからも様々な支援を活用し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現のため、引き続き、考え方を共有するすべての国々や地域とともに取組を加速させていきます。

(2) 債務問題への取組

債務は、開発途上国が債務として受け入れた資金を有効に利用する限りにおいては、経済成長に役立ちますが、返済能力が乏しく、過剰に債務を抱える場合には、途上国の持続的成長を阻害する要因となり、大きな問題となります。本来は、債務国自身が改革努力などを通じて、自ら解決しなければならない問題ですが、過大な債務が途上国の発展の足かせになってしまうことは避けなければなりません。

2005年のG8グレンイーグルズ・サミット（英国）では、重債務貧困国（HIPCs）*が、IMF、国際開発協会（IDA）およびアフリカ開発基金に対して抱える債務を100%削減するとの提案であるマルチ債務救済イニシアティブ（MDRI：Multilateral Debt Relief Initiative）が合意されました。最貧国の債務問題に関しては、これまでに39か国が、重債務貧困国に対する既存の国際的な債務救済イニシアティブをさらに拡充し、債権の100%削減などを行うこととした、拡大HIPCイニシアティブ 注6 の対象となっています。経済・社会改革などへの取組が一定の段階に達したという条件を満たした結果、2019年度末には、そのうち36か国で包括的な債務削減が実施されています。

また、重債務貧困国以外の低所得国や中所得国の中にも、重い債務を負っている国があり、これらの負担が中長期的な安定的発展の足かせとならないよう、適切に対応していく必要があります。2003年、パリクラブ 注7 において、「パリクラブの債務リストラに関する新たなアプローチ（エビアン・アプローチ）」が合意されました。エビアン・アプローチでは、重債務貧困国以外の低所得国や中所得国を対象に、従来以上に債務国の債務持続可能性に焦点を当て、各債務国の状況に見合った措置が個別に検討されます。債務の持続可能性の観点から見て、債務負担が大きく、支払い能力に問題がある国に関しては、一定の条件を満たした場合、包括的な債務救済措置がとられることになりました。

しかし、近年、一部の低所得国においては、拡大HIPCイニシアティブやマルチ債務救済イニシアティブによる債務救済を受けたにもかかわらず、再び公的債務が累積し、債務持続可能性が懸念されています。この背景として、債務国側では、自国の債務データを収集・開示し、債務を適切に管理する能力が不足していること、債権者側では、担保付貸付等の非伝統的かつ非譲許（ひじょうきょ）的な貸付を含む、新興債権国や民間債権者による貸付が増加していることが指摘されています。このような状況を踏まえ、G20では、低所得国における債務透明性の向上および債務持続可能性の確保に向けた議論を行っており、とりわけ日本議長下のG20では、債務国および官民の債権者双方による協働を呼びかけ、2019年6月、福岡でのG20財務大臣・中央銀行総裁会議および大阪でのG20サミットにおいて、それぞれの具体的な取組の進展を確認することができました。

低所得国をはじめとする各国の債務持続可能性に大きく影響を与え得る要素の一つとして、こうした諸国におけるインフラ投資が挙げられます。インフラ投資と債務持続可能性については、同サミットで承認された「質の高いインフラ投資に関するG20原則」において、個々のプロジェクトレベルでの財務面の持続可能性に加え、国レベルでの債務持続可能性を考慮することの重要性が盛り込まれています。今後は、承認したG20各国自身がG20原則を実践していくことに加え、途上国等が過大な債務を抱えることがないよう、G20原則のより一層の実践に向けて、技術協力を通じて能力構築支援を行っていくことが重要です。このような認識のもと、JICAは課題別研修や専門家派遣を通じ、途上国の財務省幹部職員の公的債務管理にかかる能力の向上にも努めています。

日本の取組

日本は、円借款の供与に当たって、被援助国の協力体制、債務返済能力および運営能力、ならびに債権保全策などを十分検討して判断を行っており、ほとんどの場合、被援助国から返済が行われていますが、例外的に、円借款を供与する時点では予想し得なかった事情によって、返済が著しく困難となる場合もあります。そのような場合、日本は、前述の拡大HIPCイニシアティブやパリクラブにおける合意等の国際的な合

注6 1999年のケルンサミット（ドイツ）において合意されたイニシアティブ。

注7 特定の国の公的債務の繰延に関して債権国が集まり協議する非公式グループ。フランスが議長国となり、債務累積国からの要請に基づき債権国をパリに招集して開催されてきたことから「パリクラブ」と呼ばれる。

意に基づいて、必要最小限に限って、債務の繰延注8、免除、削減といった債務救済措置を講じています。2019年末時点で、日本は、2003年度以降、33か国に対して、総額で約1兆1,290億円の円借款債務を免除しています。なお、2018年に引き続き、2019年も円借款債務の救済実績はありませんでした。

(3) 情報通信技術（ICT）、科学技術・イノベーション促進、研究開発

情報通信技術（ICT）注9の普及は、産業の高度化や生産性の向上、および持続的な経済成長の実現に役立つとともに、開発途上国が抱える医療、教育、エネルギー、環境、防災などの社会的課題の解決に貢献します。さらに、ICTの活用は、政府による情報公開の促進や、放送メディアの整備といった民主化の土台となる仕組みを改善します。このように、ICTは、利便性とサービスの向上を通じた市民社会の強化、および質の高い成長のために非常に重要です。

日本の取組

・・・情報通信技術（ICT）

日本は、地域・国家間に存在するICTの格差を解消し、すべての人々の生活の質を向上させるために、ICT分野でも「質の高いインフラ投資」を推進すべく、2017年、各国のICT政策立案者や調達担当者向けに、「質の高いICTインフラ」投資の指針を策定しました。

また、開発途上国における通信・放送設備や施設の構築、およびそのための技術や制度整備、人材育成といった分野を中心に積極的に支援しています。具体的には、日本は、自国の経済成長に結びつける上でも有効な、地上デジタル放送日本方式（ISDB-T）*の海外普及活動に積極的に取り組み、整備面、人材面、制度面の総合的な支援を目指しています。ISDB-Tは、中南米、アジア、アフリカ各地域で普及が進んでおり、2019年3月には新たにアンゴラが採用を決定したことで、同年12月現在、計20か国注10で採用されています。日本は、ISDB-T採用国および検討国を対象としたJICA研修を毎年実施して、ISDB-Tの海外普及・導入促進を行っています。総務省では、ISDB-Tの海外展開のため、相手国政府との対話・共同プロジェクトを通じ、ICTを活用した社会的課題解決などの支援を推進しています。

エクアドルの国際ラテンアメリカ情報高等研究センターにおいて、一般文化無償資金協力によって整備された地上デジタル放送研修用機器について指導を受ける現地の技術スタッフ（写真：JICA）

また総務省は、「防災ICTシステムの海外展開」にも取り組んでいます。日本の防災ICTシステムを活用すれば、情報収集・分析・配信を一貫して行うことができ、住民などのコミュニティ・レベルまで、きめ細かい防災情報を迅速かつ確実に伝達することが可能です。引き続き、日本は、防災ICTシステムの海外展開を促進する支援を実施し、途上国における防災能力の向上等に寄与することを目指します（防災について、詳細は77ページを参照）。

加えて、日本は、各種国際機関と積極的に連携した取組も行っており、電気通信およびICTに関する国際連合の専門機関である国際電気通信連合（ITU：International Telecommunication Union）*と協力し、途上国に対して、電気通信およびICT分野の様々な開発支援を行っています。

2019年10月にスイスで行われた電気通信開発部門（ITU-D SG：ITU Telecommunication Development Sector）研究委員会（会合）では、医療ICTのための新たな通信技術に関するワークショップを日本主導で開催し、第5世代移動通信システム（5G）を活用した遠隔医療応用実証試験の成果や、遠隔医療に関す

注8 債務救済の手段の一つであり、債務国の債務支払の負担を軽減するために、一定期間債務の返済を延期する措置。

注9 Information and Communications Technologyの略。コンピュータなどの情報技術とデジタル通信技術を融合した技術で、インターネットや携帯電話がその代表。

注10 日本、ブラジル、ペルー、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ、エクアドル、コスタリカ、パラグアイ、フィリピン、ボリビア、ウルグアイ、ボツワナ、グアテマラ、ホンジュラス、モルディブ、スリランカ、ニカラグア、エルサルバドル、アンゴラの20か国（2019年12月時点）。

る利用者側の支払意思に基づいた料金設定メカニズム、および人工知能（AI）を活用した病理診断や健康管理システムについて紹介し、高い評価を受けました。また、スマート社会、防災ICT、環境ICT、デジタル放送、アクセシビリティなどの分野についても、2019年3月および10月のITU-D SG会合において、日本の優良事例を紹介し、途上国をはじめとする各国との情報共有を積極的に進めています。

アジア・太平洋地域では、情報通信分野の国際機関であるアジア・太平洋電気通信共同体（APT：Asia-Pacific Telecommunity）*が、同地域の電気通信および情報基盤の均衡した発展に寄与しています。APTでは、5年に1度、大臣級会合を開催し、同地域のICT発展に向けて地域協力を一層強化するため、中期的な方向性を共同声明として策定しています。2019年はAPT設立40周年にあたり、その記念イベントとして、シンガポールで大臣級会合が開催され、同会合において、同地域におけるデジタル・トランスフォーメーションを促進するための共通ビジョンが全会一致で採択されました。

日本は、この共通ビジョンの優先分野の一つであるキャパシティビルディング（人材育成）を推進するため、毎年、APTが実施する数多くの研修を支援しています。2018年には、ブロードバンドネットワークやサイバーセキュリティ等に関する研修を8件実施し、各加盟国から約100名が参加しました。研修では、各研修生が座学および施設見学で日本の技術を学び、自国のICT技術の発展に役立てています。また、日本の技術システムをアジア・太平洋地域に広めることで、日本企業の同地域への進出も期待できます。

また、東南アジア諸国連合（ASEAN）では、2015年11月にASEAN首脳会議で採択された「2025年までの新たな指標となるブループリント（詳細な設計）」で、ICTがASEANに経済的・社会的変革をもたらす重要な鍵として位置付けられ、同年11月に開催されたASEAN情報通信大臣会合において、2020年に向けたASEANのICT戦略である「ASEANICTマスタープラン2020（AIM2020）」が策定されています。さらに、近年特に各国の関心が高まっているサイバー攻撃を取り巻く問題についても、日本はASEANとの間で、情報セキュリティ分野での協力を今後一層強化することで一致しています。

こうした中、2016年に、日本は、サイバーセキュリティ分野での途上国に対する能力構築支援をオールジャパンで戦略的・効率的に行うため、関係省庁が策定した支援の基本方針をサイバーセキュリティ戦略本部に報告しました。その具体的取組として、日ASEAN統合基金（JAIF）を通じた「日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター（AJCCBC）」の設立、および日ASEAN技術協力協定に基づくサイバーセキュリティ研修などがあります（詳細は42ページの「サイバー空間」を参照）。

•••科学技術・イノベーション促進、研究開発

日本の科学技術に関する支援の主な取組として、ODAと科学技術予算を連携させた地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）*が2008年に始まり、2019年度までに、世界51か国において145件の共同研究プロジェクトが採択されています（100ページの「匠の技術、世界へ」も参照）。

また、日本は、工学系大学支援を強化することで、人材育成への協力をベースにした次世代のネットワーク構築を進めています。

マレーシア日本国際工科院において日本人教員が指導を行う様子
（写真：JICA）

アジアでは、マレーシア日本国際工科院（MJIIT：Malaysia-Japan International Institute of Technology）に対し、教育・研究用の資機材の調達と、教育課程の整備を支援しています。また、日本国内の27大学および2研究機関と連携し、カリキュラムの策定や日本人教員派遣などの協力も行っています。また、日本は、タイに所在し、工学・技術部や環境・資源・開発学部等の修士課程および博士課程を有するアジア地域トップレベルの大学院大学であるアジア工科大学（AIT：Asian Institute of Technology）に、日本人教官が教鞭（きょうべん）をとるリモートセンシング（衛星画像解析）分野の学科の学生に対する奨学金を拠出してお

り、アジア地域の宇宙産業振興の要となる同分野の人材育成に貢献しています。

エジプトでは、日本型の工学系大学院教育の特徴を活かした、「少人数、大学院・研究中心、実践的かつ国際水準の教育を提供」をコンセプトとする公的な大学である「エジプト・日本科学技術大学（E-JUST：Egypt-Japan University of Science and Technology）」を支援しています。日本国内の大学の協力を得て、実践的な工学教育や日本式の研究室教育の導入など、大学院・学部の運営支援を行っているほか、アフリカ諸国からの留学生受入れも支援しており、アフリカ・中東地域における産業・科学技術人材の育成に貢献しています。

さらに、日本は、開発途上国の社会・経済開発に役立つ日本企業の技術を普及するための事業も実施しています。この事業は、日本の民間企業が持つ高度な技術力や、様々なノウハウの相手国への普及につながることが期待されています。

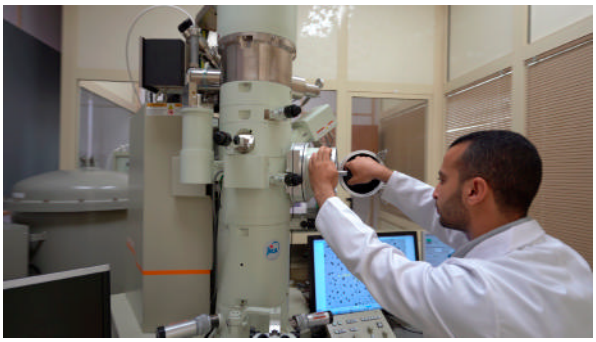

エジプト・日本科学技術大学において、日本政府より供与された研究機材を用いて実験が行われる様子

用語解説

＊重債務貧困国（HPICs：Heavily Indebted Poor Countries）
貧しく、かつ重い債務を負っているとして、包括的な債務救済枠組である「拡大HIPCイニシアティブ」の適用対象となっている、主にアフリカ地域および東アジア地域を中心とする39の途上国。

＊地上デジタル放送日本方式（ISDB-T：Integrated Services Digital Broadcasting-Terrestrial）
日本で開発された地上デジタルテレビ放送方式で、緊急警報放送の実施、携帯端末でのテレビ受信、データ放送等の機能により、災害対策面、多様なサービス実現といった優位性を持つ。

＊国際電気通信連合（ITU：International Telecommunication Union）
電気通信・放送分野に関する国連の専門機関（本部：スイス・ジュネーブ。193か国が加盟）。世界中の人が電気通信技術を使えるように、①携帯電話、衛星放送等で使用する電波の国際的な割当、②電気通信技術の国際的な標準化、③開発途上国の電気通信分野における開発の支援等を実施している。

＊アジア・太平洋電気通信共同体（APT：Asia-Pacific Telecommunity）
1979年に設立された、アジア・太平洋地域における情報通信分野の国際機関で、同地域の38か国が加盟。同地域における電気通信や情報基盤の均衡した発展を目的とし、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信等の地域的な政策調整等を実施している。

＊地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS：Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development）
→100ページの「国際協力の現場から」も参照
日本の優れた科学技術とODAとの連携により、環境・エネルギー、生物資源、防災および感染症といった地球規模課題の解決に向けた研究を行い、①国際科学技術協力の強化、②地球規模課題の解決につながる新たな知見や技術の獲得、これらを通じたイノベーションの創出、③キャパシティ・ディベロップメント注11を目的とし、途上国と日本の研究機関が協力して国際共同研究を実施する取組。外務省と国際協力機構（JICA）が文部科学省、科学技術振興機構（JST）および日本医療研究開発機構（AMED）と連携し、日本側と相手国側の研究機関・研究者を支援している。

注11 国際共同研究を通じた開発途上国の自立的研究開発能力の向上と課題解決に資する持続的活動体制の構築、また、地球の未来を担う日本と途上国の人材育成とネットワークの形成を行うこと。

(4) 職業訓練・産業人材育成・雇用創出

質の高い成長を後押しするには、その国々の人々が必要な職業技能を習得することが不可欠です。しかし、開発途上国では、適切な質の教育・訓練を受ける機会が限られている上に、人的資源が有効に活用されておらず、十分な所得を得る機会が少ない傾向にあります。適切な人材の不足が途上国の産業発展に大きな障害となっています。

「働く」ということは、社会を形成している人間の根本的な営みであり、職業に就くこと（雇用）による所得の向上は、人々の生活水準を高めるための重要な手段となります。ところが、世界の雇用情勢は低迷しており、2018年の失業者数は1億7,200万人でした。また、2019年から2020年の間には、失業率はおおよそ横ばいになると見られています。こうした状況の中で安定した雇用を生み出していくためには、それぞれの国が、社会的なセーフティー・ネットを構築してリスクに備えるとともに、一つの国を越えた国際的な取組として、SDGsの目標8で設定された「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」を実現することが急務です。

日本の取組

・・・職業訓練・産業人材育成

日本は、開発途上国において、多様な技術や技能のニーズに対応できる人材育成への要請に基づいて、各国で拠点となる技術専門学校および職業訓練校への支援を実施しています。支援の実施に当たり、日本は民間部門とも連携し、教員・指導員の能力強化、訓練校の運営能力強化、カリキュラム改善支援等を行い、教育と雇用との結びつきをより強化する取組を行っています。

産業人材育成分野では、日本は、2000年から2019年の間に、31か国64案件で、日本の知見・ノウハウを活かし、カリキュラム・教材の開発／改訂、指導員能力強化、産業界との連携を通じた複合的な協力を実施しました。これにより、6か国12校の施設および機材の整備や、職業技術教育訓練（TVET：Technical and Vocational Education and Training）機関への支援が行われました。また、日本は、8か国14案件で、女性・障がい者・除隊兵士や、難民および紛争の影響下にある人々等の生計向上を目的とした技能開発（skill development）に貢献しました。

また、アフリカに関して、2019年8月に横浜で開催されたTICAD7において、「TICAD7における日本の取組」の一環として、産業人材育成支援を打ち出しました。その中で、カイゼン・イニシアティブ、および職業訓練センターやアフリカ開発銀行信託基金による技術支援等を通じ、イノベーションや農業・ブルーエコノミー 注12 等の産業多角化と雇用創出を支える140,000人の人材育成を行うことや、アフリカ産業人材の育成（ABEイニシアティブ*）3.0により、日・アフリカビジネス推進に資する産業人材を6年間で3,000人育成することなどを表明しました。産学官連携によるABEイニシアティブを通じ、2019年末までに、日本全国の76大学156研究科が研修員の受入れ先として登録されています（28ページの「国際協力の現場から」も参照）。

「品質・生産性向上（カイゼン）による製造業企業強化プロジェクトフェーズ2」において、JICA専門家の説明を聞くタンザニアの職員（写真：JICA）

2015年の日ASEAN首脳会議において、アジア地域において3年間で4万人の産業人材育成を目指す「産業人材育成協力イニシアティブ」が発表されました。2018年11月の日ASEAN首脳会議では、同イニシアティブが目標を大幅に超える形で達成したことを受けて、日ASEAN友好協力50周年（2023年）を見据え、アジア地域において今後5年間で8万人規模の産業人材育成を実施する「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」が発表されました。この中では、これまで重視してきた実践的技術力、設計・開発力、イノベーション力、経営・企画・管理力に係る協力に加

注12 海や河川、湖等における資源の持続的な利用を通じて、海洋資源の保全と経済発展の両立を目指すもの。

え、AI等のデジタル分野における協力を含む産業高度化力を新たな協力分野としています。

さらに、2016年に閣議決定された「日本再興戦略2016」において、日本は、ODAを活用し、日本とアジアの途上国の双方におけるイノベーション促進に貢献することを目的として、2017年度から5年間で、約1,000人を目標に、アジアの優秀な学生等に日本での留学やインターンシップの機会を提供し、日本とアジア諸国の間で高度人材を環流させる新たな取組である「イノベーティブ・アジア」事業を行うこととしました。この事業は、首脳会談等の機会に相手国側からも高く評価されており、中長期的には、日本と各国の外交関係強化につながることを目指しています。

このほか、厚生労働省では、日本との経済的相互依存関係が拡大・深化しつつある東南アジア 注13 を中心に、質の高い労働力の育成・確保を図るため、これまでに政府および民間において培ってきた日本の技能評価システム（日本の国家試験である技能検定試験）のノウハウを移転する研修等 注14 を日本国内および対象国内で行っています。2018年度にこれらの研修に参加したのは、3か国合計152名で、これにより、対象国の技能評価システムの構築・改善が進み、現地の技能労働者の育成が促進されるとともに、雇用の機会が増大して、技能労働者の社会的地位も向上することが期待されています。

・・・雇用創出を含む労働分野

日本は、労働分野における支援も進めています。多発する重大な労働災害等への対応や、世界的なサプライ・チェーンの拡大が進む中で、労働者の権利保護や雇用安定にどう取り組んでいくかは、各国共通の課題となっており、グローバルな視点での労働環境の整備が重要な課題となっています。日本は、これらの課題に対し、国際労働機関（ILO）への任意拠出金等を通じて、アジアを中心とした途上国に向けて、労働安全衛生水準の向上や、労働環境の整備・改善を図るための労働法令と、施行体制の改善・向上等に寄与する技術協力支援を行っています。このほか、ガンビアでの若者雇用支援など、アフリカ地域における支援にも貢献しており、「働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）」の実現に向けた取組を行っています（122ページの「国際協力の現場から」も参照）。

用語解説

＊ABEイニシアティブ
（アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ：African Business Education Initiative for Youth）
→28ページの「国際協力の現場から」も参照
アフリカの産業人材育成と日本企業のアフリカビジネスをサポートする「水先案内人」の育成を目的として、アフリカの若者を日本に招き、日本の大学での修士号取得と日本企業などでのインターンシップの機会を提供するプログラム。2013年に開催された第5回アフリカ開発会議（TICADV）で、ABEイニシアティブにより5年間1,000人の受入れを表明し、さらに2016年のTICADVIでは、新たに現場における人材育成を加えて3年間で1,500人を育成することを発表。2019年のTICAD7でも継続して取り組んでいくことが表明された。

注13 インドネシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、カンボジア、ラオスが対象。
注14 「試験基準・試験問題の作成を担当する人々を対象とした研修」と「試験・採点を担当する人々を対象とした研修」の2種類がある。上記本文中の参加者数は、これらの研修の合計値。

国際協力の現場から 1

セネガルに高品質な日本製の潤滑油を！

～アフリカの優秀な人材と日本企業をつなげるABEイニシアティブの好例～

2014年にABEイニシアティブ*による受入れを開始して以来、2019年度までにアフリカ54か国すべての国から合計1,285人の研修員が来日し、半数以上がすでにプログラムを終えて帰国しています。セネガル人のセリーニュ・マンスール・ジョップ氏もその中の一人です。

ジョップ氏はABEイニシアティブのもと、2016年から名古屋大学大学院工学研究科で2年間学んだ後、半年間、中外油化学工業株式会社にてインターンシップを行いました。プログラム終了後はセネガルに帰国し、現在は同社の製品をセネガルに導入するための橋渡し役として活躍しています。ジョップ氏は、ABEイニシアティブに応募したきっかけを次のように語ります。

「子どもの頃からたくさんの日本のアニメを見てきたこともあり、日本の文化に関心がありました。また、日本には地震などの自然災害にも耐えうる質の高いインフラが整備されています。セネガルの大学で土木工学（主に橋梁工学）を専攻し、大規模なインフラ整備に関心があったため、ABEイニシアティブのことを知り、日本で学べる絶好のチャンスだと思いました。」

ジョップ氏は高い競争率を突破してABEイニシアティブの研修員に選ばれました。修士号取得後は、セネガルで自身の会社を立ち上げた兄の影響もあり、日本でビジネスパートナーを見つけたいという思いでABEイニシアティブの研修員が一堂に会するビジネスフェアに参加し、そこでブースを構えていた中外油化学工業株式会社をインターン先に選びました。

同社は埼玉県に本社を置く潤滑油メーカーで、エンジンオイルなどの自動車用潤滑油を、国内はもとより海外にも広く販売しています。しかし、電気自動車などの普及に伴い世界的な市場規模の縮小が予想されるため、同社は既に進出しているアジアに加え、さらなる市場としてアフリカの可能性を探っていました。こうした中、上記のビジネスフェアに参加したことがきっかけで、2017年の夏にアフリカからの研修員の受入れを開始し、ジョップ氏を含む11名が就業を開始しました。

ジョップ氏は中外油化学工業でのインターン期間中、主力商品の自動車用潤滑油について知識を深めるのはもちろん、同社のもつ高品質・高機能道路補修材の将来のセネガル展開を見込んで、商品の資料をセネガルの公用語であるフランス語に翻訳したり、現地で代用可能な材料を調べたりするなど、様々な業務を経験しました。ともに仕事を進めた中外油化学工業海外事業部の中村大亮氏は、ジョップ氏の積極性が強く印象に残っていると言います。

ABEイニシアティブの研修員が中外油化学工業株式会社の埼玉工場にてエンジンオイルの製造工程を学習している様子（写真：中外油化学工業）

「彼は明るくて元気があり、仕事上の課題に対しての反応が鋭い。人とコンタクトをとるのも上手で、行動力が際立っていました。また、せっかく日本で学ぶ機会を得たのだから、日本で何かを得て、日本と関わりながらセネガルで起業したいという熱意を強く感じました。」

ジョップ氏がモザンビークからの研修員とともにエンジンオイルの試作に挑戦している様子（写真：中外油化学工業）

ジョップ氏は2019年3月に帰国した後、同社のセネガル進出の「水先案内人」となり、現地大手企業との共同事業による潤滑油の製造販売に向けて、潤滑油の試験販売を通じた市場調査に着手しています。中外油化学工業は、同年9月に、セネガル向けに同社の海外向け製品「ライジング（エンジンオイル）」のコンテナを初めて出荷し、帰国したジョップ氏もその販売を全面的にサポートしています。

このプロジェクトの実現に関し、中村氏は次のように語ります。

「当社がビジネスコンサルタントを介さずに、セネガルに初のコンテナを送るというリスクを取れたのは、ジョップ氏との強い信頼関係があってのことです。社内にはアフリカ進出に心配の声もありましたが、研修員を受け入れるようになってから、アフリカでのビジネスの可能性にも理解が深まりつつあります。最近では、ABEイニシアティブ出身のモロッコ人の元研修員が当社に入社した事例もあります。」

このほか、セネガルでは道路補修材の市場開拓やビジネスモデル策定のための調査（JICA中小企業・SDGsビジネス支援事業）も予定されており、ジョップ氏は同調査の現地コーディネーターとしても活躍する予定です。

ジョップ氏のほかにも、セネガルからABEイニシアティブを利用して日本で学ぶ機会を得た若者はこれまでに約60人います。JICAセネガル事務所では、個々の研修員の経験をこれからの日本とセネガルのよりよい関係につなげていけるよう、研修員の帰国後のフォローアップを実施しており、日本企業とのマッチングや事業ニーズの伝達、個別相談などに対応しています。

「ABEイニシアティブの研修員フォロー体制はとてもしっかりしており、今でも何かあると助けてくれます。私が中外油化学工業とセネガルの道路補修会社をつなげたことで、現在両社がタッグを組んで、JICAの支援が検討されていることを嬉しく思っています。」と、ジョップ氏はプログラムを振り返ります。

ABEイニシアティブを通じて、日本とセネガルのビジネスにおける人脈が形成され、セネガルにおける日本企業の経済活動が活発になる、そんな両国の発展につながる友好関係が生まれています。

＊詳細は27ページの用語解説を参照。

2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

開発途上国の「質の高い成長」の実現のためには、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、公正かつ安定的に運営される社会基盤が必要です。こうした基盤強化のため、途上国における自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和と安定、安全の確保が重要となります。

2-1 公正で包摂的な社会の実現のための支援

(1) 法制度整備支援・経済制度整備支援

経済社会基盤の整備とともに、法の支配の確立、グッドガバナンス（良い統治）の実現、民主化の促進・定着、基本的人権の尊重などが開発途上国の発展の礎（いしずえ）となります。この観点から、法令の整備や、法曹、矯正（きょうせい）・更生保護を含む司法関係者の育成などの法制度整備支援、税制度の整備や税金の適切な徴収と管理・執行、公的部門の監査機能強化、金融制度改善などの人づくりも含めた経済制度整備支援が必要です。

日本の取組

日本は、法制度・経済制度整備支援の一環として、法・司法制度改革、地方行政、公務員の能力向上、内部監査能力強化や民法、競争法、税、内部監査、公共投資の制度などの整備に関する人材育成を含めた支援を、モンゴル、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インドネシア、バングラデシュ、東ティモール、ネパール、コートジボワールなどの国々で行っています。この分野への支援は、日本と相手国の「人と人との協力」の代表例であり、日本の「顔の見える開発協力」の一翼を担っています。また、これにより途上国の法制度・経済制度が整備されれば、日本企業がその国で活動するためのビジネス環境が改善されることとなり、その意味でも重要な取組です。法制度・経済制度整備への支援は、日本のソフトパワーにより、アジアをはじめとする世界の成長を促進し、下支えするものです。

日本では、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)*を通じて、アジア・アフリカ諸国等の開発途上国の刑事司法実務家を対象に、毎年、国際研修（年２回）と国際高官セミナー（年１回）を実施し、国連をはじめとする国際社会での重要課題を取り上げ、変化するグローバル社会への対応を図ってきました。春の国際研修では、主に犯罪防止や犯罪対策の問題を、秋の国際研修では、主に犯罪者の処遇の問題を、そして国際高官セミナーでは、広く刑事司法に関する問題を取り上げています。

ほかにも、途上国における基本法令や経済法令の起草支援、法制度が適切に運用・執行されるための基盤整備および法曹人材育成の強化等の目的で、法制度整備に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究、および専門家を派遣しての現地セミナー等を実施しています。具体的には、ベトナム、ミャンマー、ラオス、インドネシアなどのアジア諸国から、司法省職員、裁判官、検察官等の立法担当者や法律実務家を招聘（しょうへい）し、各国のニーズに応じて、法案の起草や法曹育成などをテーマとして研修を実施したほか、日本から専門家を支援対象国に派遣して、現地でセミナーなどを実施しました。

さらに日本は、途上国のニーズに沿った支援を、能動的かつ積極的に推進していくため、その国の法制度や、その解釈・運用等に関する広範かつ基礎的な調査研究を実施して、効果的な支援の継続実施に努めています。

ミャンマーにおける「法・司法制度整備支援プロジェクト」において、地方の裁判官向けに実施した研修での質疑応答の場面（写真：JICA）

用語解説

＊国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI：United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders）
国連と日本政府との協定に基づき1962年に設立。法務省法務総合研究所国際連合研修協力部が運営。開発途上国の刑事司法実務家を対象とする国際研修等を実施し、設立以来、139の国・地域から6,000名を超える卒業生を輩出している。

（2）ガバナンス支援（不正腐敗対策を含む）

開発途上国において、経済発展の過程で公務員が関与する贈収賄や横領などの汚職事件が発生すると、国家の健全な経済成長や公平な競争環境を妨げる要因ともなります。そこで援助国は、公正かつ安定した社会の実現のため、途上国における不正腐敗対策を含むガバナンス支援にも取り組む必要があります。

日本の取組

日本は、国際社会における腐敗対策のための唯一の普遍的枠組みである国連腐敗防止条約の締約国として、同条約の事務局である国連薬物・犯罪事務所（UNODC）への協力を通じ、腐敗の防止および取締りに関する法制度の整備や、腐敗に脆弱（ぜいじゃく）な国における法執行機関などの能力構築支援に積極的に関与してきました。2019年、日本は2018年に引き続き、国連腐敗防止条約の実施状況を審査し、条約の効果的実施に必要な技術援助ニーズの特定などを行う国連腐敗防止条約実施レビュー・メカニズムの運営を支援するため、UNODCに拠出を行うなど、国際的な腐敗対策における課題の特定と解決に貢献しています。

また、UNAFEIを通じて、アジア・アフリカ諸国等の開発途上国の刑事司法実務家を対象に、「高位高官が関与する汚職犯罪の発見・摘発、捜査及び公判」をテーマとした汚職防止刑事司法支援研修を実施しています。同研修は、国連腐敗防止条約上の重要論点からテーマを選出して毎年実施しているもので、各国における汚職防止のための刑事司法の健全な発展と協力関係の強化に貢献しています。

ほかにも、東南アジア諸国における取組を支援するとともに、刑事司法・腐敗対策分野の人材育成に貢献することを目的として、2007年から、「東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナー」を毎年1回開催しています。2019年は、東京で、「汚職事件における効果的な金融捜査と資金洗浄対策（新たな手口を踏まえた没収・資産回復に向けて）」をテーマに開催しました。

（3）民主化支援

統治と開発への国民の参加および人権の擁護と促進といった民主主義の基盤強化は、開発途上国の中長期的な安定と開発の促進にとって極めて重要な要素です。特に、民主化に向けて積極的に取り組んでいる開発途上国に対しては、これを積極的に支援し、選挙制度支援など民主化への動きを後押しすることが重要です。

日本の取組

日本はカンボジアに対し、2018年2月、国民の意思が適切に反映された国政選挙の実施が極めて重要との認識のもと、投票箱などの選挙用物品を供与しました。また、議会運営や選挙管理に携わる職員を対象に、民主主義のあり方に関する研修を行う一方で、法曹関係者を対象に、司法アクセス改善に向けた研修を実施しました。その他にも、2017年から、地方分権化を志すカンボジア内務省地方行政担当職員に対し、戦略・実施計画の策定や人材育成に関する技術協力支援を行いました。2018年12月、2019年3月および7月には計30名の若手政治関係者を日本に招聘（しょうへい）し、日本の民主主義について学んでもらうべく、関係機関との意見交換および選挙実務を含む視察を行ったほか、市民社会を含む選挙関係者、市民社会担当政府高官の招聘（しょうへい）を実施しました。

また日本は、エチオピアに対し、国際標準に合致した公正かつ透明性の高い国内総選挙の実施を支援するため、2019年8月、エチオピア国内の全投票所に設

チュニジア国民代表議会選挙の選挙監視活動を行った中谷真一外務大臣政務官（左から2番目）（2019年10月）

置される投票箱およびインクの供与を決定しました。本支援の実施により、同国の平和と安定への貢献および二国間関係の強化が期待されます。

2-2 平和と安定、安全の確保のための支援

(1) 平和構築と難民・避難民支援

国際社会では、依然として、民族・宗教・歴史などの違いによる対立を原因とした地域・国内紛争が問題となっています。紛争は、多数の難民や避難民を発生させ、人道問題を引き起こし、長年にわたる開発努力の成果を損ない、大きな経済的損失をもたらします。そのため、紛争の予防、再発の防止や、持続的な平和の定着のため、開発の基礎を築くことを念頭に置いた「平和構築」のための取組が国際社会全体の課題となっています。

日本の取組

2005年に設立された国際連合平和構築委員会(PBC)*などの場において、紛争の解決から復旧、復興または国づくりに至るまでの一貫した支援に関する議論が行われており、日本は設立時からPBC組織委員会のメンバーを務め、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、活発な取組を実施しています。2006年に設立された平和構築基金(PBF)*にも積極的に貢献しており、現在までに総額5,250万米ドルを拠出し、第6位の主要ドナー国として、アフリカ地域をはじめとする諸国における紛争の再発防止、紛争予防、平和の持続を支援しています。2018年2月には、「平和構築及び平和の持続に関する事務総長報告書」が公表され、平和構築のための資金調達の強化などを目的とした様々な提案がなされました。同報告書を踏まえ、同年4月には、「平和構築及び平和の持続に関するハイレベル会合」が開催され、日本は平和構築分野における事務総長のイニシアティブを支持する旨を表明しました。

また、日本は、紛争下における難民・避難民の支援や食料支援、和平(政治)プロセスに向けた選挙の支援などを行っています。このほか、紛争の終結後に平和が定着するように、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰(DDR:Disarmament, Demobilization, Reintegration)への取組を支援し、治安部門を再建させ、国内の安定・治安の確保のための支援を行って

ODAによる平和構築支援

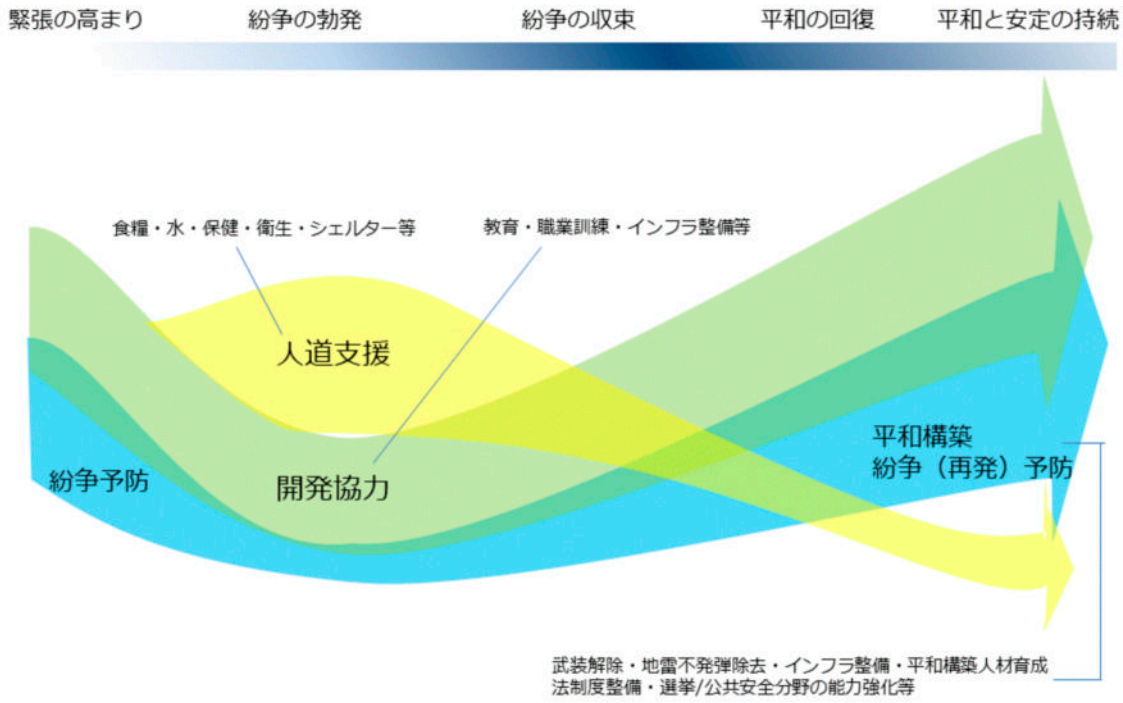

人道と開発と平和の連携により、紛争の根本原因に対処

います。加えて、難民・避難民の帰還、再定住への取組、基礎インフラ（経済社会基盤）の復旧など、復興のための支援も行っています。さらに、平和が定着し、紛争が再発しないようにするため、日本は、その国の行政・司法・警察の機能を強化するとともに、経済インフラや制度整備を支援し、保健や教育といった社会分野での取組を進めています。これらの取組において日本は、平和構築における女性の役割の重要性に最大限配慮しています。このような支援を継ぎ目なく行うため、日本は、国際機関を通じた支援と、無償資金協力、技術協力や円借款といった支援を組み合わせて対応しています。

さらに、国際連合平和維持活動（PKO）などの国際平和協力活動と開発協力との連携を強化していくことが開発協力大綱に掲げられています。国連PKOなどの現場では、紛争の影響を受けた避難民や女性・子どもの保護、基礎的インフラの整備などの取組が多く行われており、その効果を最大化するために、このような連携を推進することが引き続き重要です。

また、日本は、国連、支援国および要員派遣国の3者が互いに協力し、国連PKOに派遣される要員の訓練や必要な装備品の提供を行う協力枠組みである「国連三角パートナーシップ・プロジェクト」のもと、自衛官等のべ172名を教官として派遣し、アフリカ8カ国 注15 の工兵（施設）要員277名に対し重機の操作訓練を実施しました。本プロジェクトの対象地域はアジアおよび同周辺地域にも拡大し、ベトナムにおいて実施された2018年の試行訓練、2019年の本格訓練に、あわせて自衛官等40名を派遣し、9カ国 注16 36名の工兵（施設）要員に対して訓練を行いました。さらに、2019年10月より、国連PKOにおいて深刻な問題となっている医療分野においても救命訓練を開始しました。

・・・難民・避難民支援

シリアやミャンマーなどの情勢を受け、2018年末には世界の難民・避難民等の数が第二次世界大戦後最大規模となり、人道状況が厳しさを増しています。人間の安全保障の観点から、日本は、最も脆弱（ぜいじゃく）な立場にある人々の生命、尊厳および安全を確保し、一人ひとりが再び自らの足で立ち上がれるような自立支援のため、難民・避難民等に対する支援を含む人道支援を行っています。

具体的には、日本は主に国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）や国際移住機関（IOM）をはじめとする国際機関と連携して、シェルター、食料、基礎的な生活に必要な物資等の支援を、世界各地の難民・避難民等に対して継続的に実施しています。また日本は、国連世界食糧計画（WFP）、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）、赤十字国際委員会（ICRC）などの国際機関等と連携することにより、治安上危険な地域においても、それぞれの機関が持つ専門性や調整能力等を活用し、難民・避難民等への支援を実施しています。

日本は、こうした国際機関を通じた難民・避難民等への支援を行う際、日本の開発協力実施機関であるJICAや、民間企業との連携を図ることにより、目に見える支援の実施に努めています。たとえば、UNHCRが行う難民支援においては、JICAと連携し、緊急支援と復興支援を連携させた支援を実施しています。ほかにも、2000年にNGO、政府、経済界の連携によって設立された緊急人道支援組織である特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム（JPF）が難民・避難民への支援を行っています（130ページの「イ．日本のNGOとの連携」も参照）。

また、日本は、人道危機が発生した初期の段階から、緊急に必要とされる「人道支援」と並行して、中長期的な視点のもとに自立を後押しする「開発協力」を行うこと（人道と開発の連携）を推進しています。これは、難民や避難民等が再び人道支援を必要とする

2017年8月の避難民大量流入の人道危機を受け、コックスバザール県のキャンプで女性避難民に対し、聞き取り調査をする国連人口基金（UNFPA）バングラデシュ事務所のスタッフ（写真：UNFPA Bangladesh）（141ページの「国際協力の現場から」も参照）

注15 ウガンダ、ケニア、タンザニア、ルワンダ、ブルンジ、ガーナ、シエラレオネ、ナイジェリアの8か国。
注16 ベトナム、インドネシア、カンボジア、シンガポール、ネパール、東ティモール、フィジー、ブータン、ミャンマーの9か国。

状況に陥ることを防ぐ観点から極めて重要です。さらに、長期化および深刻化する人道危機に対処するに当たっては、「人道と開発の連携」に加え、紛争の根本原因への対処を抜本的に強化することが必要です。これを実現するため、日本は、「人道と開発と平和の連携」の考え方を重視しており、紛争による人道危機が発生している国・地域では、「平和構築や紛争再発を予防する支援」や「貧困削減・経済開発支援」を継ぎ目なく展開しています。

具体的事例：

ミャンマー・ラカイン州避難民への人道支援

ミャンマー・ラカイン州北部において、2017年8月にアラカン・ロヒンギャ救世軍（ARSA）による治安部隊に対する襲撃、ミャンマー治安部隊による掃討作戦およびその後の情勢不安定化により、約70万人以上がバングラデシュ南東部に避難しました。同地域のキャンプで避難生活を送る避難民の人道状況は深刻であり、また、流入地域周辺のホストコミュニティ（避難民受入れ地域）の生活環境にも大きな影響を及ぼしています。

この状況を受けて日本は、バングラデシュ側では、2017年10月以降、日本のNGOによる支援として、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム（JPF）を通じて生活に必要な物資の配布、衛生環境の改善、医療提供、女性および子どもの保護などに取り組んでいます。また、2019年1月には、WFPと連携して、避難民への食糧支援およびホストコミュニティを含むバングラデシュの小規模農家への生計向上支援を行う無償資金協力事業の実施を決定しました。さらに、2019年2月には、国際機関やNGOを通じた水・衛生、保健・医療、教育等の避難民およびホストコミュニティの生活環境改善のための支援を決定しました。

ミャンマー側（ラカイン州）では、避難民の帰還環境整備および人道支援のため、国際機関を通じた食料・栄養、水・衛生、教育、小規模インフラ整備などの分野で、国内避難民および地元住民への支援を実施しています。また、ラカイン州においては、JICAによる送電線、道路舗装、学校建設、水供給設備の整備なども実施しています。

今後も日本は、人道状況の改善、および安全で自発的かつ尊厳のある避難民帰還の実現に向けた環境整備のため、両国における支援を継続していきます。

日本の緊急無償資金協力により避難民に配給される食料が届けられる様子（写真：WFP Bangladesh）

･･･社会的弱者の保護と参画

紛争や地雷などによる障がい者、孤児、寡婦、児童兵を含む元戦闘員、避難民等の社会的弱者は、紛争の影響を受けやすいにもかかわらず、紛争終了後の復興支援においては対応が遅れ、平和や復興の恩恵を受けにくい現実があります。

こうした観点から日本政府は、避難民への支援として、日本のNGOである特定非営利活動法人テラ・ルネッサンスが、ウガンダ・アジュマニ県において行った南スーダン難民とホストコミュニティ住民を対象にした職業訓練や資機材の供与等を通じ、避難民等の自立、地域安定化と社会開発の促進を支援しました。また、児童兵の社会復帰や紛争下で最も弱い立場にある児童の保護・エンパワーメントのため、日本は国連児童基金（UNICEF）を通じた支援を行っており、たとえば中央アフリカにおいては、UNICEFを通じた元児童兵の社会統合支援や性的暴力を受けた子ども達および国内避難民に対する総合的な人道支援を実施しています。

･･･社会・人的資本の復興

日本は、紛争当事国が復興または国づくりに至るまでの間に、新たな紛争を助長せず、また、新たな紛争の要因を取り除く観点から、社会資本の復興、経済活動に参加する人的資本の復興を支援しています。

社会資本の復興に関しては、とりわけ、①生活インフラの整備、②運輸交通・電力・通信網の整備、③保

バングラデシュ　ミャンマー避難民人道支援プログラム
ジャパン・プラットフォーム（JPF）（2017年10月～（実施中））

2017年8月、ミャンマーのラカイン州北部において発生した激しい襲撃事件の影響で、ミャンマーの人々が国境を越えてバングラデシュに避難しており、現在約90万人の人々が同国コックスバザールのキャンプで生活しています*。

着の身着のまま避難してきた人々に対して支援をするために、NGO・政府・経済界が三位一体となり緊急人道支援を行うために設立されたジャパン・プラットフォーム（130ページ参照）により、「ミャンマー避難民人道支援」プログラムが立ち上げられました。バングラデシュへ避難民の大量流入後の2017年10月からこれまでに、同プログラムのもと、日本のNGO全11団体がキャンプの現場で水・衛生、食糧・生活物資配布、シェルター整備、保健・医療、女性や子どもの保護などの幅広い分野において、避難民を支援してきており、現在も8団体が活動しています。

AAR Japanが設置した井戸で水を汲むミャンマー避難民の子どもたち（クトゥパロン避難民キャンプ、2018年3月）（写真：AAR Japan）

JADE - 緊急開発支援機構による物資配布の様子（写真：JPF）

このプログラムの中で、特定非営利活動法人 難民を助ける会（AAR Japan）は、難民キャンプにトイレや水浴び室、井戸などを設置することで水衛生環境の改善を支援しており、約4700世帯の人々が同設備を利用しています。また同団体は、女性と子どもが安心して過ごし、交流できる保護施設の運営も行っており、それぞれ約200人の女性と子どもが同保護施設を活用しています（2019年8月現在）。また、特定非営利活動法人JADE-緊急開発支援機構は、女性の生理用品を避難民に配布するなど、女性特有の衛生環境課題の解決や尊厳を守るための支援を行い、4300人の女性に支援が届きました。

日本はこれからも、世界各地で起こる自然災害や紛争発生時に、日本のNGOの強みを活かし、現地のニーズにあった効果的・効率的な緊急人道支援を提供していきます。

*出典：OCHA“JRP 2019 funding update – 30 September 2019”

健医療システムの機能強化、④教育システムの機能強化、⑤食料の安定供給を図っています。人的資本の復興については、中長期的な経済開発に向けた支援を可能な限り組み合わせつつ、経済環境整備を図るとともに、失業の増大などによる社会不安を未然に防ぐことなどを念頭に、生計向上、雇用機会拡大を図っています。

・・・対人地雷・不発弾対策および小型武器対策

かつて紛争があった国や地域には対人地雷や不発弾が未だに残るとともに、非合法な小型武器が現在も広く使われています。これらは一般市民などに対して無差別に被害を与え、復興と開発のための活動を妨げるだけでなく、対立関係を深刻にする要因にもなります。対人地雷や不発弾の処理、小型武器の適切な管理、地雷被害者の支援や能力強化などを通じて、こうした国々を安定させ、治安を確保するための持続的な協力を行っていくことが重要です。

日本は、「対人地雷禁止条約」および「クラスター弾に関する条約」の締約国として、人道と開発と平和の連携の観点から、地雷除去や被害者への支援に加え、リスク低減教育などの予防的な取組を通じた国際協力も着実に行っています。たとえば、カンボジア地雷対策センター（CMAC）では、設備支援にとどまらず、地雷廃棄処理の教育課程の支援、地雷廃棄処理教育の基盤づくりを支援し、ここで教育を受けた職員は、カンボジア国内外において地雷処理技術の普及に取り組んでいます。さらにCMACは、コロンビア等他国の地雷対策職員の研修場所としても機能するなど、南南協力も実現しています（詳細は35ページのコラムを参照）。

また、アフガニスタンにおいては、特定非営利活動法人 難民を助ける会（AAR Japan）が、地雷、不発弾等の危険性と適切な回避方法の普及を目的とした教育事業を実施しています。AAR Japanは2009年度から、日本NGO連携無償資金協力やジャパン・プラットフォーム（JPF）事業を通じて、同国において

ノルウェーで行われた、対人地雷禁止条約第４回検討会議のハイレベル・セッションに参加した尾身朝子外務大臣政務官（2019年11月）。日本が今後も引き続き、関係国・機関等と連携して対人地雷対策支援を進めていく旨を発言した。

教材の開発や講習会などを通じた地雷回避教育を行っているほか、地域住民が自ら回避教育を行えるよう指導員の育成などを行っており、住民への啓発活動が着実に進められています。

このほか、不発弾の被害が特に大きいラオスにおいて、主に不発弾専門家の派遣、機材供与、南南協力が行われており、日本は、不発弾処理機関の能力向上支援のほか、同国内の特に不発弾の被害が大きい貧困地域であるセコン県、サラワン県およびチャンパサック県において灌木除去の機械化および前進拠点の整備などを行っています。

日本は、こうした二国間支援に加え、国際機関を通じた地雷・不発弾対策も積極的に行っています。2019年には、アフガニスタン、イラク、シリア、南スーダン、スーダンおよびソマリアに対して、国連地雷対策サービス部（UNMAS）を通じた地雷・不発弾対策支援（除去・危険回避教育等）を行っています。また、国連開発計画（UNDP）経由で、ベナンの紛争後地域の地雷・不発弾処理訓練センター（CPADD）において、中西部アフリカ向けの地雷処理訓練の強化も支援しています。ほかにも、地雷回避教育支援として、日本はUNICEF経由で、2015年以降、パレスチナ、イエメン、中央アフリカ、チャド、南スーダン、イラク、ウクライナにおいて支援を実施しました。また、赤十字国際委員会（ICRC）を通じて、アフガニスタン、イラク、ヨルダンで、地雷の危険回避教育や、地雷の被害者への義足提供支援を行っています。

また、小型武器対策に関して、日本は小型武器の回収、廃棄、適切な貯蔵管理などへの支援を行っています。さらに、輸出入管理や取締り能力の強化、治安の向上などを目指して、関連する法制度の整備や、税関や警察などの法執行機関の能力を向上する支援なども実施しています。

コロンビア　経済社会開発計画（対人地雷の除去体制・能力の強化）
無償資金協力（2017年6月～2020年10月予定）

コロンビアでは、2016年に政府とコロンビア革命軍（FARC）の間で、半世紀以上に及ぶ国内紛争の和平合意に至りました。この国内紛争において埋設された対人地雷は、1万1,000人を超える地雷被害者を生み、和平合意の実現を経た今もなお、依然として国内にある都市の半数以上にまたがる範囲において地雷が埋設されていると言われています。

日本はこの事態を踏まえ、株式会社日建製の地雷除去機7台と、地雷除去機の維持管理用ツールを格納する移動式コンテナ等を供与しました。また、コロンビア陸軍の隊員及び国防省の職員からなるコロンビア人道的地雷除去チームの計17名に対し、日本、カンボジア、ラオスにおいて、日建とカンボジアの地雷対策センター（CMAC）およびラオスのラオス国家不発弾処理プログラム（UXO Lao）の合同による地雷除去機の維持管理および操作方法等のトレーニングを実施しました。これは、日本がカンボジアのCMACとラオスのUXO Laoに伝えてきた技術をコロンビア政府関係者に広めるもので、日本と開発途上国が地域を越えて他の途上国を支援する「三角協力」の具体例の一つといえます。

また、コロンビア本国においても、同チームの30名に対して操作トレーニングを実施しました。これにより、コロンビア政府の対人地雷除去能力および活動が強化されることが見込まれます。これまで地雷への恐怖から土地を放棄せざるを得なかった国内避難民の帰還を促し、地域住民が取り戻した土地を、農地として利用することが可能となることで、安心して暮らせる社会の実現につながることが期待されています。

CMACが所有している日建製の地雷除去機を使用して操作トレーニングを実施するコロンビア人道的地雷除去チームとCMAC職員（写真：CMAC）

・・・平和構築分野での人材育成

平和構築の現場で求められる活動やそれに従事する人材に求められる資質は多様化・複雑化しています。日本は、2007年度から2014年度まで、現場で活躍できる日本やその他の地域の文民専門家を育成する「平和構築人材育成事業」を実施してきました。この事業では、平和構築分野で今後キャリアを形成していく意思を持つ方を対象とした、現場で必要な知識および技術習得のための国内研修ならびに、国際機関の現地事務所で実務に当たる海外実務研修からなる「プライマリー・コース」を柱としつつ、国際機関等でのポスト獲得やキャリアアップに必要なスキル・知識を提供するキャリア構築支援などを実施してきました。2015年度以降は事業内容を拡大し、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」として、これまでの「プライマリー・コース」に加え、平和構築・開発分野に関する一定の実務経験を有する方のキャリアアップを支援する「ミッドキャリア・コース」を実施しており、2018年度には、新たに国際機関でのキャリア構築を目指す実務家向けの「グローバルキャリア・コース」を実施しました。また、これらのコースの修了生の多くが、南スーダン、ヨルダンやイスラエルなどの平和構築・開発の現場で現在も活躍しています。

用語解説

＊国際連合平和構築委員会（PBC：Peacebuilding Commission）
2005年3月に設立された国連機関。地域紛争や内戦は終結後に再燃することが多いため、事後に適切な支援を行うことが極めて重要であるとの認識のもと、紛争解決から復旧・社会復帰・復興まで一貫した支援に関する助言を行うことを目的とする。

＊平和構築基金（PBF：Peacebuilding Fund）
2006年10月に設立された基金。和平プロセスへの差し迫った脅威への対応、和平合意や政治対話の支援、国家機構および国家能力強化、経済活性化および行政サービス確立等に使用される。

国際協力の現場から2

人道支援の最前線で日々奮闘する、若き日本人国際機関職員の声

～緊急援助の調整を通して一人でも多くの命を救う～

一般公募

2019年2月から8月まで、私は国連人道問題調整事務所（OCHA：Office for the Coordination of Humanitarian Affairs）のスタッフとして、アフリカ大陸の中心部に位置する中央アフリカ共和国に勤務し、緊急援助の「調整」を担っていました。同国では、武力紛争等に起因した、長きにわたる人道危機により、現在も人口466万人のうち、半数以上の260万人が人道支援を必要としています。私が駐在していた同国中部ワカ県のバンバリでも、大規模な人道支援が実施されており、食料、医療、水・衛生、シェルターなど、異なる分野で活動する多くの国際機関・NGOが支援に携わっています。これらの機関・団体が、足並みをそろえて、重複なく、不足なく、効率的に人道支援を届けられるように「調整」するのがOCHAの仕事であり、私もバンバリ・フィールド事務所で、調整会議の運営や人道状況の報告・分析など、様々な業務にあたっていました。

実際の調整業務については、多くの団体の異なる意見の板挟みになりながら、無理難題に頭を抱えることも少なくありません。例えば、2019年6月、当国駐在国連人道調整官*から、一刻も早くバス・コト州モバイエ市に人道ニーズ調査チームを送るよう指示がありました。このような現地調査においては、各団体が連携して効率的に調査を行えるようOCHAが調整し指揮を執るため、私は調査チームのリーダーとして、準備に取り掛かりました。治安が不安定なモバイエ市へ行くには国連PKOの護衛が必要であり、そのための調整を行うのもOCHAの仕事であるため、早速現地の国連PKOの副指揮官と交渉にあたりました。しかし、治安が悪化した別の地方にPKO部隊を送ったため、すぐに同地方へ護衛を派遣するのは不可能とのこと。この状況を受け、国連人道調整官に、調査の実行がすぐには難しいことを伝えましたが、「現地の状況が深刻なので待てない。何とか早く現地に行け」と、当初の指示を繰り返されました。そこで、国連PKOと粘り強く交渉を繰り返し、予定が二転三転した結果、最終的には「明後日なら護衛できる」という直前の連絡を受け、ぎりぎりでの招集に難色を示す調査チームのメンバーを急いで集めて、現場に向かいました。

また、現地調査が終わった後、調査結果に基づいて合同支援計画をたて、必要な資金を計算し、本部やドナーに対して働きかけるのもOCHAの仕事の一つですが、各機関の考え方の違い等から、合意形成が一筋縄ではいかない場合も多くあります。モバイエ市の調査でも、支援の優先順位や支援対象者の数などをめぐって各機関の間で意見が分かれてしまいました。何度か議論が行き詰まりつつも、合意を形成するために交渉、説明、説得を重ねながら奔走（ほんそう）しました。

橋が無い川を、国連の車をフェリーに乗せて運び、避難民の元へ向かったときの様子（写真：木村真紀葉特別補佐官）

バンバリを訪問中の中央アフリカ共和国の国連人道調整官（写真右）と、異なる国連機関の現地事務所の所長らとともに、人道状況について意見交換する様子（写真：IOM Bambari Sub Office）

出来上がった調査報告書や合同支援計画自体は、直接的に人々を助けるものではありません。しかし、合意を取りまとめることにやりがいを感じたのは、これらの報告書や合同計画が、モバイエ市で最も困難な状況にある人の声を世界に伝え、資金を動員し、支援を実施するために必要不可欠な手段であるからです。また、最も支援が必要な人々の声を世界に発信することは、厳しい環境にある声なき人々の代弁者となることでもあり、その点にOCHAのスタッフとしての使命感を感じます。

このように、OCHAの業務は、人道支援の最前線であっても、常に「裏方」です。しかし、私はこの「調整」業務に情熱を感じています。それは、立場や専門性の異なる機関・団体をまとめ、限られた資金と資源を最大化することが、一人でも多くの命を救うことに繋がると考えているからです。

私は外務省の平和構築人材育成事業（36ページを参照）とJPOプログラム（140ページを参照）を通して、コンゴ民主共和国、チャドおよびエチオピアで、国連の人道支援分野でのキャリアを踏み出すことができました。その後も、中央アフリカ共和国、そして現在は再びコンゴ民主共和国で、緊急援助の仕事を続けています。「なぜ人道支援を？」とよく聞かれます。私にとって、世界でも最も厳しい環境で生きている人道危機下の人々の命を救う人道支援は、とても尊い仕事であり、現場で少しでも役に立ちたい、という強い志を持っています。今後も、OCHAの職員として、最も必要な人々へ、一人でも多くの人々へ、より早く、より効率的に支援を届けるために、貢献したいと思っています。

国連人道問題調整事務所（OCHA）
コンゴ民主共和国キンシャサ事務所
国連人道問題副調整官付特別補佐官
木村真紀葉

＊駐在国の人道問題に関する国際支援の全般的な責任を負っており、主要な国際人道支援団体の代表で構成される人道国別チームの議長も務める人。

（2）自然災害時の人道支援

日本は、海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府、または国際機関の要請に応じ、直ちに緊急援助を行える体制を整えています。日本の人的援助としては、国際緊急援助隊があり、①被災者の捜索・救助活動を行う「救助チーム」、②医療活動を行う「医療チーム」、③感染症対策を行う「感染症対策チーム」、④災害の応急対策と復旧活動について専門的な助言・指導などを行う「専門家チーム」、⑤大規模災害など、特に必要があると認められる場合に、医療活動や援助関連の物資や人員の輸送を行う「自衛隊部隊」を、個別に、または組み合わせて派遣します。

2019年4月、モザンビークのサイクロン被災地に派遣された国際緊急援助隊・医療チームが診療活動を行う様子（写真：JICA）

また、物的援助としては、緊急援助物資の供与があります。日本は海外4か所の倉庫に、被災者の当面の生活に必要なテント、毛布などを備蓄しており、災害が発生したときには速やかに被災国に物資を供与できる体制にあります。日本は、2019年には、アフガニスタン、イラン、コンゴ民主共和国、ジブチ、バハマ、ボリビア、ブラジル、アルバニアなどに対して緊急援助物資の供与を行いました。

さらに、日本は、海外における自然災害や紛争の被災者、難民・避難民等を救援することを目的として、被災国の政府や被災地で緊急援助を行う国際機関などに対し、緊急無償資金協力を行っています。国際機関などが実際に緊急援助活動を実施する際のパートナーとして、日本のNGOが活躍することも少なくありません。

また、日本のNGOもODA資金を活用した被災者支援を行っています。日本のNGO、経済界、政府による協力・連携のもと、緊急人道支援を行う組織であるジャパン・プラットフォーム（JPF）は、自然災害や紛争によって発生した被災者および難民・避難民への支援を行っており、JPFの加盟NGOは、現地政府の援助がなかなか届かない地域で、そのニーズに対応した様々な被災者支援を実施しています（130ページの「イ．日本のNGOとの連携」も参照）。

JPFラオス水害被災者支援2018において調理器具と食器を届けるスタッフ（特定非営利活動法人グッドネーバーズ・ジャパン）

また、自然災害の多い日本とASEANにとって、災害対応は共通の課題です。日本は、2011年に設立されたASEAN防災人道支援調整センター（AHA（アハ）センター）の能力強化を目的として、情報通信技術システムの支援や人材の派遣などを行うとともに、緊急援助物資の供与と物資の管理・輸送体制の構築支援を行っています。

(3) 安定・安全のための支援

グローバル化やハイテク機器の進歩と普及、人々の移動の拡大などに伴い、国際的な組織犯罪やテロ行為は、国際社会全体の脅威となっています。薬物や銃器の不正な取引、人身取引 注17 、サイバー犯罪、資金洗浄（マネーロンダリング）注18 などの国際的な組織犯罪は、近年、その手口が一層多様化・巧妙化しています。また、イラクとレバントのイスラム国（ISIL）の影響を受けた各地の関連組織などが、中東やアフリカのみならず、アジア地域においてもその活動を活発化しています。また、暴力的過激主義の思想に感化された個人によるホームグロウン・テロ 注19 の問題も深刻な脅威をもたらしています。さらに、アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾や西部のギニア湾および東南アジアにおける海賊・海上武装強盗問題も依然として懸念されます。

国境を越える国際組織犯罪、テロ行為や海賊行為に効果的に対処するには、1か国のみの努力では限界があるため、各国による対策強化に加え、開発途上国の司法・法執行分野における能力向上支援などを通じて、国際社会全体で法の抜け穴をなくす努力が必要です。

日本の取組

ア. 治安維持能力強化

日本は、国内治安維持の要となる警察機関の能力向上について、制度づくりや行政能力向上への支援など、人材の育成に重点を置きながら、日本の警察による国際協力の実績と経験を踏まえた知識・技術の移転を中心とした支援を行っています。

一例として、警察庁では、インドネシアなどのアジア諸国を中心に専門家の派遣や研修員の受入れを行い、民主的に管理された警察として国民に信頼されている日本の警察のあり方を伝授しています。

イ. テロ対策

イラクおよびシリアにおける掃討作戦の結果、ISILの支配領域は解放されましたが、ISILの影響下にあった外国人テロ戦闘員（FTF）の母国への帰還や第三国への移転により、テロおよび暴力的過激主義の脅威は、引き続き、アジアも含め世界中に拡散しています。

日本の拠出による国連女性機関（UN Women）の事業の一環で、バングラデシュの大学のキャンパスにおいて暴力的過激主義を防ぐための対話を目的とした「女性ピース・カフェ」という場を作り、活動を実施した際の参加者たち（写真：BRAC大学）

2019年3月には、ニュージーランドのクライストチャーチにおいて、テロ実行犯が銃撃の様子をSNS上でライブ配信し、その映像が瞬時に拡散されるというこれまでにない事案が発生しました。また、4月にはスリランカにおいて、邦人を含む250人以上が死亡した、アジアにおける近年最大の連続爆破テロが発生しました。

こうした中、2019年4月にフランスのディナールおよびパリでそれぞれ開催されたG7外務大臣会合および内務大臣会合の成果文書では、テロ対策の必要性が具体的に示されました。また、同年6月のG20大阪サミットにおいて、日本は議長国として、テロなどへのインターネットの悪用防止のため、関係国政府、国際機関、企業および市民社会との協力の重要性を示した、「テロ及びテロに通じる暴力的過激主義（VECT）によるインターネットの悪用の防止に関するG20大阪首脳声明」を取りまとめました。

テロ対策においては、世界各国の連携が必要であり、アジアが抜け穴となることのないよう、日本は主にアジア諸国のテロ対策能力向上のための支援を行っています。2019年度は、国境管理や各国警察のテロ対処能力向上支援といった水際対策に約1,700万米ドルを拠出したほか、女性や若者のエンパワーメントを通じて、テロの根本的な原因となる暴力的過激主義対策に約820

注17 人を強制的に労働させたり、売春させたりすることなどの搾取の目的で、獲得、輸送、引き渡し、蔵匿、または収受する行為（人身取引議定書第3条参照）。

注18 犯罪行為によって得た資金をあたかも合法な資産であるかのように装ったり、資金を隠したりすること。麻薬の密売人が麻薬密売代金を偽名で開設した銀行口座に隠す行為がその一例。

注19 自国で成長した人が起こすテロのこと。

万米ドル、合計約2,500万米ドルを拠出しています。特に、テロの根本的な原因である暴力的過激主義への対策については、国際機関のプロジェクトへの拠出などを通じて重点的に実施しています。たとえば、日本は2019年度、UNDPと国連女性機関（UN Women）が実施する、女性や若者のエンパワーメントといったコミュニティ支援のプロジェクトに計240万ドル、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）が実施する、刑務所内での過激化防止のための職員の能力向上や収容者のリスク分析に基づく分類手法の導入等を実施するプロジェクトに約140万ドルを拠出するなどしています。

フィリピンでの刑務所改革支援セミナーの様子（写真：UNODC）

ウ．国際組織犯罪対策

グローバル化の進展に伴い、国境を越えて大規模かつ組織的に行われる国際組織犯罪の脅威が深刻化しています。国際組織犯罪は、社会の繁栄と安寧（あんねい）の基盤である市民社会の安全、法の支配および市場経済を破壊するものであり、国際社会が一致して対処すべき問題です。このような国際組織犯罪に対処するために日本は、テロを含む国際的な組織犯罪を防止するための法的枠組みである国際組織犯罪防止条約（UNTOC）の締約国として、同条約に基づく捜査共助などによる国際協力を推進しているほか、主に次のような国際協力を行っています。

・・・薬物取引対策

日本は国連の麻薬委員会などの国際会議に積極的に参加するとともに、UNODCに拠出し、薬物対策を支援しています。具体的には、薬物問題がとりわけ深刻であるアフガニスタンおよび周辺地域での取締能力強化支援や、アジア地域を中心とした国境管理支援を行い、薬物の不正取引の防止に取り組んでいます。

そのほか、警察庁では、アジア・太平洋地域を中心とする諸国から薬物捜査担当幹部を招聘（しょうへい）して、各国の薬物情勢、薬物事犯の捜査手法および国際協力に関する討議を行い、関係諸国の薬物取締りに関する国際的なネットワークの構築・強化を図っています。

・・・人身取引対策

日本は、人身取引に関する包括的な国際約束である人身取引議定書の締約国であり、2014年に策定された「人身取引対策行動計画2014」に基づき、重大な人権侵害であり、極めて悪質な犯罪である人身取引の根絶のため、様々な支援を行っています。また、同行動計画を踏まえて、2014年以降の日本政府による人身取引対策に関する取組の年次報告を公表し、各省庁・関係機関およびNGOなどとの連携を強化しています。

日本で保護された外国人人身取引被害者に対して、日本は国際移住機関（IOM）への拠出を通じて、母国への安全な帰国支援、および帰国後再度被害に遭うことを防ぐための自立支援として、教育支援、職業訓練等の社会復帰のための援助を実施しています。また、日本は、JICAの技術協力やUNODCやUN Womenなどの国連機関のプロジェクトへの拠出等を通じて、主に東南アジアの人身取引対策および被害者保護に向けた取組に貢献しているほか、人の密輸・人身取引および国境を越える犯罪に関するアジア・太平洋地域の枠組みである「バリ・プロセス」への拠出・参加なども行っています。

「メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト」において、日本のNPO法人の協力を得て、タイの多分野協同チーム（MDT）メンバーのための国別研修を実施し、被害者に対する接し方などを指導している様子（写真：JICA）

・・・資金洗浄対策など

国際組織犯罪による犯罪収益は、さらなる組織犯罪やテロ活動の資金として流用されるリスクが高く、こうした不正資金の流れを絶つことも国際社会の重要な

課題です。そのため、日本としても、1989年のアルシュ・サミット経済宣言に基づき設置された金融活動作業部会（FATF）などの政府間枠組みを通じて、国際的な資金洗浄（マネーロンダリング）対策、およびテロ資金供与対策に係る議論に積極的に参加しています。また、日本はUNODCと連携し、イランや東南アジア地域等におけるテロ資金供与対策として、法整備支援をはじめとする能力構築支援などに取り組んでいます。

エ. 海洋、宇宙空間、サイバー空間などの課題に関する能力強化

•••海洋

日本は、海洋国家としてエネルギー資源や食料の多くを海上輸送に依存しており、海上の安全確保は日本にとって国家の存立・繁栄に直接結びつく課題として、さらには地域の経済発展のためにも極めて重要です。しかし、日本が大量の原油を輸入している中東から日本までのシーレーンや、ソマリア沖・アデン湾、スールー・セレベス海などの国際的にも重要なシーレーンにおいて海賊の脅威が存在しており、そうした地域の海賊対策の強化が急務となっています。

たとえば、アジアにおいて日本は、地域の海賊・海上武装強盗対策における地域協力促進のため、アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）の策定を主導しました。各締約国は、同協定に基づいてシンガポールに設置された情報共有センター（ReCAAP-ISC）を通じ、海賊・海上武装強盗に関する情報共有および協力を進めており、日本は、事務局長および事務局長補の派遣や財政支援により、ReCAAP-ISCの活動を支援しています。また、2017年から日本が主導し、ReCAAP-ISCと共催で、ASEAN諸国などの海上法執行機関の海賊対策に係る能力構築を目的とした研修を実施しています。

フィリピンで日本政府が円借款で建造を支援した巡視船「マラブリゴ」に乗船し、視察した茂木外務大臣（2020年1月）

さらに、海洋における「法の支配」の確立・促進のため、日本はODAなどのツールを活用して、巡視船の供与、技術協力、人材育成などを通じ、インド太平洋地域の海上保安機関等の法執行能力の向上を途切れなく支援し、被援助国の海洋状況把握（MDA）能力向上のための国際協力も推進しています。具体的には、ベトナム、フィリピンなどに対し、船舶や海上保安関連機材の供与を実施しているほか、インドネシア、マレーシアなども含めたシーレーン沿岸国への研修・専門家派遣等を通じた人材育成も進めています。

アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾における海賊による脅威に対しては、日本は2009年から海賊対処行動を実施しています。また、日本はソマリアとその周辺国の地域協力枠組みであるジブチ行動指針の実施のために国際海事機関（IMO）が設立した信託基金に1,510万ドルを拠出し、この基金により、海賊対策のための情報共有センター、ジブチの地域訓練センターが設立され、同地域訓練センターではソマリア周辺国の海上保安能力向上のための訓練プログラムが実施されています。このほか、日本はソマリアおよびその周辺国における海賊容疑者の訴追とその取締り能力向上支援のための国際信託基金 注20 に対して累計450万ドルを拠出し、海賊の訴追・取締強化・再発防止に努める国際社会を支援しています。ほかにも、海上保安庁の協力のもとで、ソマリア周辺国の海上保安機関職員を招き、「海上犯罪取締り研修」を実施しています。さらに、日本はソマリア海賊問題の根本的解決にソマリアの復興と安定が不可欠との認識のもと、2007年以降、ソマリア国内の基礎的社会サービスの回復、治安維持能力の向上、国内産業の活性化のために約4億8,000万米ドルの支援も実施しています。

また、シーレーン上で発生する船舶からの油の流出事故は、航行する船舶の安全に影響を及ぼすおそれがあるだけでなく、海岸汚染により沿岸国の漁業や観光産業に致命的なダメージを与えるおそれもあり、こうした事態に対応する能力強化も重要です。このため、日本は、アジアと中東・アフリカを結ぶシーレーン上

注20 2012年12月より国連薬物・犯罪事務所（UNODC）から引き継いで、マルチパートナー信託基金事務所（MPTF）が資金管理を行っている。

に位置するスリランカに対し、海上に排出された油の防除能力強化を支援する専門家（油防除対応能力向上アドバイザー）を派遣しています。

そのほかにも、国際水路機関（IHO）では、日本の海上保安庁海洋情報部が運営に参画し、日本財団の助成のもと、途上国の海図専門家を育成する研修を2009年から毎年英国で実施し、これまで41か国から72名の修了生を輩出しています。このIHOとユネスコ政府間海洋学委員会では、世界海底地形図を作成する大洋水深総図（GEBCO）プロジェクトを共同で実施し、日本の海上保安庁海洋情報部を含む各国専門家の協力により、世界海底地形図の改訂が進められています。また、日本財団の助成のもと、GEBCOに貢献できる人材育成研修を2004年から毎年米国ニューハンプシャー大学で実施し、これまで40か国から90名の修了生を輩出しています。

･･･宇宙空間

日本は、宇宙技術を活用した開発協力・能力構築支援の実施により、気候変動、防災、海洋・漁業資源管理、森林保全、資源・エネルギーなどの地球規模課題への取組に貢献しています。また、宇宙開発利用に取り組む新興国や開発途上国に対する人材育成も積極的に支援してきました。特に、日本による国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」を活用した実験環境の提供や小型衛星の放出は高く評価されており、2019年度は、「きぼう」からの超小型衛星放出の機会を提供する国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）と九州工業大学のBIRDSプロジェクト第3弾（BIRDS-3）を通じて、6月にネパール、スリランカなどと共同開発した超小型衛星が放出されました。また、2018年4月に東京大学とJAXAが締結した国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」の利用拡大に向けた連携協力に関する協定に基づき、2019年9月にルワンダの超小型衛星ルワサット（RWASAT-1）が放出されました。「きぼう」からの小型衛星放出を通じた国際協力は、第7回アフリカ開発会議（TICAD7）の成果文書である「横浜行動計画2019」でも言及されており、日本は今後も、アフリカ諸国をはじめとする宇宙新興国の能力構築に積極的に貢献していきます。

BIRDS-3ミッションで開発された超小型衛星を前に記念撮影を行う日本、スリランカ、ネパールからの参加者たち（写真：JAXA）

このほか日本は、2016年に宇宙分野における途上国に対する能力構築支援をオールジャパンで戦略的・効果的に行うための基本方針を策定し、宇宙開発戦略本部に報告しました。日本はこうした方針に沿って積極的に支援を行っており、たとえば、モザンビークやコンゴ民主共和国などにおいて、「だいち2号」による熱帯林のモニタリング（JICA－JAXA熱帯林早期警戒システム：JJ－FAST）を活用した森林モニタリングシステムの実施に向け、協力を開始しています。

･･･サイバー空間

自由、公正かつ安全なサイバー空間は、地球規模でのコミュニケーションを可能とするグローバルな共通空間であり、国際社会の平和と安定の基礎となっています。そのため、近年、サイバー空間に対する脅威への対策が急務となっています。そこで、世界各国の多様な主体が連携して問題に対処していく必要がありますが、開発途上国をはじめとする一部の国や地域におけるセキュリティ意識や対処能力が不十分であることは、日本を含む世界全体にとっての大きなリスクとなります。また、日本国民の海外渡航や日本企業の海外進出は、渡航・進出先国が管理・運営する社会インフラおよびサイバー空間に依存しています。このため、世界各国におけるサイバー空間の安全確保のための協力を強化し、途上国に対する能力構築のための支援を行うことは、その国への貢献となるのみならず、日本と世界全体にとっても利益となります。

日本は、2013年12月の日ASEAN特別首脳会議における合意に基づき開催されている日ASEANサイバー犯罪対策対話に出席しており、2019年1月にブルネイで開催された第3回対話では、日本におけるサイバー犯罪対策の取組の紹介などを行いました。このほか、国際機関がアジア諸国を対象に行うサイバーセキュリティに係る能力構築のためのプロジェクトへの拠出などを通じた支援も行っています。

また、2009年より日・ASEANサイバーセキュリティ政策会議を開催しており、日・ASEANにおけるサイバーセキュリティ政策の相互理解と連携を強化するとともに共通課題の解決に向けた協力活動を実施しています。この枠組みのもと、2013年度よりASEAN加盟国とサイバー演習および机上演習を継続的に実施しています。

このほか、日本政府が拠出する日ASEAN統合基金（JAIF）を活用し、タイのバンコクに日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センターを設立し、ASEAN各国の政府機関や重要インフラ事業者のサイバーセキュリティ担当者などを対象に実践的サイバー防御演習（CYDER）等を提供することで、ASEANにおけるサイバーセキュリティの能力構築への協力を推進しています。2019年には、日ASEAN技術協力協定に基づく第一号案件として、ASEAN諸国およびASEAN事務局関係者を対象としたサイバーセキュリティに関する研修を2020年1月に実施することが決定されました。

日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センターでの研修風景

また、2017年からベトナム公安省のサイバー犯罪対策に従事する職員に対し、サイバー犯罪への対処などに係る知識・技能の習得および日ベトナム治安当局の協力関係の強化を目的とする研修を実施しています。

さらに、同年から、日米の政府および民間企業の専門家と協力し、インド太平洋地域向けに、電力やガスなどの重要インフラ分野に用いられる産業制御システムのサイバーセキュリティに関する演習を東京で実施しています。

3 地球規模課題への取組と人間の安全保障の推進

グローバル化の進展に伴い、国際社会は格差・貧困、テロ、難民・避難民、感染症、防災、気候変動、海洋プラスチックごみ問題など、様々な課題に直面しています。これらの社会・経済・環境問題は相互に絡み合い、かつ国境を越えてつながっています。このような国境を越えた地球規模の課題の解決に際しては、旧来の先進国と開発途上国という概念を越えて国際社会が連携して取り組む必要があります。

持続可能な開発目標（SDGs）は、ミレニアム開発目標（MDGs）の後継として2015年9月の国連サミットで全国連加盟国によって合意された、2030年を期限とする17の国際目標です。MDGsが途上国のための目標であったのに対し、先進国を含む国際社会全体がコミットしたSDGsは、途上国と先進国の双方が取り組む必要がある地球規模の課題を、根本的に解決するための「羅針盤」となりえます。

SDGsの採択以降、日本政府は安倍総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を立ち上げ、SDGs推進の方向性を定めた「SDGs実施指針」や具体的な施策をとりまとめた「SDGsアクションプラン」の策定などを通じ、SDGs達成のための取組を国内外で精力的に行っています。ここでは、そうした日本のSDGs達成に向けた取組について、保健、水・衛生、教育、ジェンダー、環境、気候変動など、各分野の切り口から広く紹介します（2019年の取組について、3ページの「◆SDGサミット2019」も参照）。

人間の安全保障

SDGsが描くのは、日本が長年にわたって推進してきた「人間の安全保障」の理念が反映された、豊かで活力ある「誰一人取り残さない」社会です。これは、人間一人ひとりに着目し、人々が恐怖や欠乏から免れ、尊厳を持って生きることができるよう、個人の保護と能力強化を通じて国・社会づくりを進めるという考え方であり、開発協力大綱でも、日本の開発協力の根本にある指導理念として位置付けられています。日本政府は、人間の安全保障の推進のため、①概念の普及と②現場での実践の両面で、様々な取組を実施しています。

①概念の普及

2012年に日本主導により人間の安全保障の共通理解に関する国連総会決議が全会一致で採択された後も、日本は、国連人間の安全保障ユニットを中心とした概念普及の取組を継続しています。2019年2月、日本は、人間の安全保障の概念の誕生から25周年という機会を捉え、ニューヨークの国連本部において、UNDP、国連人間の安全保障ユニットおよび関係国と共に、人間の安全保障25周年シンポジウムを開催しました。

②現場での実践

日本は、国連における「人間の安全保障基金」の設立（1999年）を主導したほか、これまで同基金に累計で約468億円を拠出し、96か国・地域で、国連機関が実施する人間の安全保障の確保に資するプロジェクト248件を支援してきました。

(写真：UNHCR)

緒方貞子JICA元理事長が2019年10月22日に逝去されました。

緒方元理事長は、国連難民高等弁務官（UN High Commissioner for Refugees）やJICA理事長を歴任され、難民問題や貧困、紛争の解決といった世界の課題に立ち向かう第一線において、卓越したリーダーシップを発揮されました。また、「人間の安全保障」の理念を早くから提唱され、積極的に現場に足を運ぶ「現場主義」を徹底されました。2002年には東京で開催されたアフガニスタン復興支援国際会議の共同議長を務められるなど、世界の平和や安定、発展に対し、長年にわたり多大な貢献をされました。そのご功績を讃えるとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

(写真：JICA)

中村哲医師（ペシャワール会現地代表兼平和医療団・日本（PMS：Peace Medical Services）総院長（当時））が2019年12月4日にアフガニスタン東部における銃撃事件で逝去されました。

(写真：PMS)

中村医師は、長年にわたり、アフガニスタン国民や難民のために医療活動や灌漑事業を通じた農村復興活動に取り組まれ、多くのアフガニスタンの方々の生活を改善しました。また、日本とアフガニスタンとの友好親善に多大な貢献をされました。中村医師がいかに敬愛されていたかは、アフガニスタン政府主催の追悼式典においてガーニ大統領自ら棺を担いだことや、中村医師の追悼集会が世界各地で開かれたことにも表れています。そのご功績を讃えるとともに、謹んで追悼の意を表します。

開発協力トピックス 3

持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた日本政府の取組

～世界でリーダーシップを発揮し、国内での認知度を向上させた2019年～

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2030年までに、持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標であり、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されています。SDGsは、経済、社会、および環境の3つの側面を不可分のものとして調和させる統合的取組であり、先進国と開発途上国がともに取り組むべき普遍的な目標です。SDGsには17のゴールと169のターゲットが定められており、「誰一人取り残さない」という理念を謳っています。これは、日本が国際社会で主導してきた「人間の安全保障」の考え方が反映されたものであり、日本は国を挙げてSDGsを積極的に推進しています。

日本は、2015年9月の国連サミットでの採択後、SDGsを推進するため、まず、国内の基盤整備を行いました。具体的には、2016年5月、安倍総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を立ち上げ、政府が一丸となって国内外でSDGsに取り組む体制を整えました。同推進本部のもと、民間セクター、市民社会、有識者、国際機関、各種団体を含む幅広いステークホルダーからなる「SDGs推進円卓会議」での議論などを経て、日本のSDGs達成に向けた国家戦略である「SDGs実施指針」や、具体的な施策を盛り込んだ「SDGsアクションプラン」を策定してきました。2019年12月に開催されたSDGs推進本部第8回会合では、過去4年間の取組や国際社会の最新の潮流を踏まえて「SDGs実施指針」を改定し、「SDGsアクションプラン2020」のもと、①ビジネスとイノベーション、②地方創生、③次世代・女性のエンパワーメントを3本柱として、SDGs達成に資する取組をより加速させていく決意を新たにしました。

2019年6月のG20大阪サミットでは、大阪首脳宣言において、自由貿易の推進やイノベーションを通じた世界の経済成長の牽引と格差への対処、環境・地球規模課題への貢献などを含むSDGsの主要課題について、G20首脳のコミットメントを再確認したほか、日本はG20議長国として、SDGsの達成を念頭に、質の高いインフラ、防災、海洋プラスチックごみ、気候変動、女性、保健、教育の7分野において、議論を主導しました。さらに、同年8月に横浜で開催された第7回アフリカ開発会議（TICAD7）においても、成果文書として採択された「横浜宣言2019」の実施行動を示す「横浜行動計画2019」の中で、日本国内の中小企業・SDGsビジネスのアフリカ展開を推進することや、SDGs達成のための科学技術

国連において開催された「SDGサミット2019」でスピーチする安倍総理大臣（2019年9月）

イノベーション（STI for SDGs）を活用する旨を盛り込むなど、日本はSDGs達成のための取組を牽引しています（STI for SDGsについて、詳細は85ページを参照）。こうした取組を受けて、2019年9月に国連において開催された「SDGサミット2019」では、安倍総理大臣が、過去4年間のSDGs推進の実績を共有した上で、オールジャパンでSDGsを推進してきたことを紹介しました。

また日本は、国内外におけるSDGsの認知度向上に向けた広報活動にも力を入れています。たとえば、優れた取組を行う企業・団体などを表彰する「ジャパンSDGsアワード」を実施しているほか、全国各地での講演、雑誌への寄稿、運輸業界やエンターテイメント業界、各種メディアと連携した様々な形での広報・啓発活動、ホームページ*1やSNS*2による発信などを積極的に行っています。

ここ数年、環境対応や企業統治（ガバナンス）に優れた企業を選別して投資する「ESG投資*3」が世界的に活発化していることに伴い、その潮流に可能性を見いだした日本の経済界がSDGsの推進を積極的に牽引していることもあり、日本国内でも急速にSDGsの概念が浸透してきています。ある調査によれば、今や国民の約4人に1人が認知しているといわれるほどになりました。さらに、2020年度以降、全面実施される新学習指導要領の前文および総則において「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられたことを踏まえ、「持続可能な開発のための教育（ESD）」の取組が教育現場で広がりつつあります。ESDは、課題の解決に向けて主体的に考え、行動する持続可能な社会の創り手の育成を通じて、SDGsのすべてのゴールの達成に寄与するものです。これにより、子どもたちが学校生活の中でSDGsの理念や考え方を学ぶ機会がますます増え、若い世代やその親の世代の間でSDGsの重要性に対する意識がさらに高まることや、若い世代が、2030年やさらにその先を見据えて持続可能な未来を創ることが期待されます。

阪急阪神ホールディングス株式会社がSDGsの推進・啓発を目的に、SDGsのロゴを車体にペイントし、阪急神戸線や宝塚線などで運行している「SDGsトレイン」（写真：阪急阪神ホールディングス）

外務省とハローキティ（株式会社サンリオ）がコラボし、YouTubeで公開した持続可能な開発目標（SDGs）の推進動画

＊1 社会に広がるSDGsに関連した取組を幅広く紹介することを目的に運営されている「JAPAN SDGs Action Platform」についての外務省ホームページ https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/index.html
＊2 外務省のSDGs Twitter https://twitter.com/sdgs_mofa_japan
＊3 環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字を取ったもの。

（1）保健・医療

開発途上国に住む人々の多くは、先進国であれば日常的に受けられる基礎的な保健医療サービスを未だ受けることができません。国連児童基金（UNICEF）や世界保健機関（WHO）などによると、感染症、栄養不足、下痢などにより命を落とす5歳未満の子どもの数は、年間530万人以上[注21]いるとされています。また、産婦人科医や助産師など、専門技能を持つ者による緊急産科医療が受けられないなどの理由により、年間約29.5万人以上[注22]の妊産婦が命を落としています。さらに、貧しい国は、高い人口増加率により、一層の貧困や失業、飢餓、教育へのアクセス・質の悪さ、環境悪化などに苦しめられています。このため、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標3において、「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」ことが設定されています。また、世界の国や地域によって多様化する健康課題に対応するため、すべての人が基礎的な保健医療サービスを必要なときに負担可能な費用で受けられる「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）」の達成が国際的に重要な目標の一つに位置付けられています。

日本の取組

UHCの推進（国際会議での日本のイニシアティブ）

日本は従前から、人間の安全保障に直結する保健医療分野での取組を重視しています。2015年2月の「開発協力大綱」の策定を受け、同年9月、日本政府は、保健分野の課題別政策として「平和と健康のための基本方針」を定めました。この方針は、日本の知見、技術、医療機器、サービスなどを活用しつつ、①すべての人への生涯を通じた基礎的保健サービスの提供（UHC）を目指していくこと、②エボラ出血熱などの公衆衛生危機に対応する体制を構築することを示しており、これらの取組は、SDGsに掲げられた保健分野の課題解決を追求し、被援助国が自ら保健課題を検討・解決していく上でも重要なものです。日本政府は、G7、アフリカ開発会議（TICAD）、国連総会などの国際的な議論の場においても、「日本ブランド」としてのUHC推進を積極的に主導してきました。

2019年は、日本においてG20大阪サミットおよび第7回アフリカ開発会議（TICAD7）が開催され、UHC推進の機運が一層高まりました。大阪サミットに先立ち、日本政府は、国際保健分野（感染症、健康危機、母子保健、UHC、薬剤耐性（AMR：anti-microbial resistance）[注23]、水・衛生など諸課題への対策）に貢献することにより、2019年以降、約100万人のエイズ・結核・マラリア患者の命を救い、約130万人の子どもたちへの予防接種の実施を目指すなどの貢献を行うことを表明しました。

グアテマラのキチェ県サン・バルトロメ・ホコテナンゴ市において、青年海外協力隊員（助産師）が同僚に技術指導をしている様子（写真：JICA）

2019年6月のG20大阪サミットにおいて、日本は、議長国として、UHCの達成、健康で活力ある高齢化、AMRを含む健康危機について、課題解決に向けた具体的な施策を議論しました。また、UHCの推進に向けた保健財政の重要性、およびその構築に当たり財務当局が考慮すべき事項を提起し、2019年6月に福岡で開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、「途上国におけるUHCファイナンス強化の重要性に関するG20共通理解」へのコミットメントが確認されました。また日本は、大阪サミット開催に合わせて、G20で初めてとなるG20財務大臣・保健大臣合同セッションを開催し、財務当局と保健当局の連携のあり方や、途上国におけるUHCの推進に向けたWHOと世界銀行の連携について議論しました。

注21 2018年時点。前回データ集計時は540万人以上。
注22 2017年時点。前回データ集計時は30.3万人以上。
注23 病原性を持つ細菌やウイルス等の微生物が抗菌薬や抗ウイルス薬等の抗微生物剤に耐性を持ち、それらの薬剤が十分に効かなくなること。

2019年8月のTICAD7では、第6回アフリカ開発会議（TICAD Ⅵ）やG20大阪サミットの成果も踏まえ、成果文書として「横浜宣言2019」および「横浜行動計画2019」が採択され、その中で、アフリカにおいてUHCをさらに推進させることが確認されました。また、保健・財政当局の連携強化を通じた持続可能な保健財政等の保健システム強化、能力開発の強化、感染症・非感染性疾患対策、母子保健、栄養改善および水・衛生、民間セクターとの連携促進など、効果的な施策が議論され、アフリカにおけるUHCを一層推進することが明記されました。さらに日本は、「TICAD7における日本の取組」において、UHC拡大推進、アフリカ健康構想の立ち上げ、東京栄養サミット2020の開催などを打ち出しました。ほかにも日本は、TICAD7において、多くの保健関連公式サイドイベントに加え、Gaviワクチンアライアンス*第3次増資準備会合を開催しました。また、アフリカの保健医療分野に貢献した医療従事者や研究者を表彰する野口英世アフリカ賞の授賞式も行われました。

国連においては、2019年9月、初めてのUHCハイレベル会合が開催されました。同会合では、安倍総理大臣が、2019年のG20大阪サミットおよびTICAD7において、UHCに対する各国の取組を促進したことを紹介し、保健に加え、改めて、栄養、水・衛生分野の横断的取組の促進、保健財政の強化の重要性を強調しました。本会合では政治宣言が承認され、2030年までにすべての人々に基礎的医療を提供すること、医療費支払いによる貧困を根絶することなどの目標が再確認されました。また、具体的な対策として、保健財政の強化、プライマリー・ヘルス・ケア（PHC）*の推進、感染症・非感染性疾患対策、水・衛生や栄養の改善、保健教育の推進、保健人材の育成などが掲げられ、UHC達成に向けた政治レベルでの強いコミットメントが示されました。

・・・UHCの推進（日本の具体的取組）

日本政府は、2015年に定めた「平和と健康のための基本方針」のもと、病院建設や医薬品・医療機器の供与などのハード面での協力や、人づくり、制度などのソフト面での協力など、日本の経験・技術・知見を活用した協力を促進し、貧困層、子ども、女性、障がい者、高齢者、難民・避難民、少数民族・先住民などに向けて、「誰一人取り残さない」UHCを実現するための支援を行っています。

パレスチナのガザ地区における病院での採血の様子。草の根・人間の安全保障無償資金協力により、血液検査機材が供与された。

UHCにおける基礎的な保健サービスには、栄養改善（78ページの「(8) 食料安全保障および栄養」を参照）、予防接種、母子保健、性と生殖の健康、感染症対策、非感染性疾患対策、高齢者の地域包括ケアや介護など、あらゆるサービスが含まれます。中でも予防接種は、最も費用対効果の高い投資の一つであり、毎年200～300万人の命を予防接種によって救うことができると見積もられています。

日本は、途上国の予防接種率を向上させることを目的として2000年に設立されたGaviワクチンアライアンス*に対して、2011年に拠出を開始して以来2019年度当初予算に至るまで、累計約1億2,970万ドルの支援を行いました。Gaviは2000年の設立以来、7億人の子どもたちに予防接種を行い、1,000万人以上の命を救ってきました。この取組を推進すべく、日本政府は2019年8月のTICAD7の機会に、Gaviワクチンアライアンスの第3次増資期間（2021年から2025年）の資金需要を議論する増資準備会合を横浜で開催しました。また、二国間援助において日本は、ワクチンの製造、管理およびコールドチェーン 注24 の維持管理などの支援を実施し、予防接種率の向上に貢献しています。

途上国の母子保健については、5歳未満児の死亡率や妊産婦死亡率の削減、助産専門技能者の立会いによる出産の割合の増加などで改善が見られたものの、未

注24 低温を保ったまま、製品を目的地まで配送する仕組み。これにより、ワクチンなどの医薬品の品質を保つことが出来る。

だ大きな課題が残されています。日本は、包括的な母子継続ケアを提供する体制強化と、途上国のオーナーシップ（主体的な取組）や能力の向上を基本として、持続的な保健システムを強化することを中心とした支援を目指し、ガーナ、セネガル、バングラデシュなどの国において効率的に支援を実施しています。こうした支援を通じて日本は、妊娠前（思春期、家族計画を含む）・妊娠期・出産期と新生児期・幼児期に必要なサービスへのアクセス向上に貢献しています。

また、日本は、日本の経験と知見を活かし、母子保健改善の手段として、母子健康手帳（母子手帳）を活用した活動を展開しています。母子手帳は、妊娠期・出産期・産褥期[注25]、および新生児期、乳児期、幼児期と時間的に継続したケア（CoC：Continuum of Care）に貢献できるとともに、母親が健康に関する知識を得て、意識向上や行動変容を促すことができるという特徴があります。具体的な支援の例として、インドネシアでは、日本の協力により全国的に母子手帳が定着しています。また、インドネシアを含め、母子手帳の活用を推進しているタイ、フィリピン、ラオス、カンボジア、ケニアの間では、各国での経験を共有して学び合う場が持たれています。さらに、現在母子手帳の試行運用を実施しているアフガニスタンおよびタジキスタンと意見交換も行っています。ほかにも、ガーナをはじめとするアフリカ各国において、母子手帳を活用した取組が行われています。

さらに日本は、支援の実施国において、国連人口基金（UNFPA）や国際家族計画連盟（IPPF）など、ほかの開発パートナーとともに、性と生殖に関する健康サービスを含む母子保健を推進することによって、より多くの女性と子どもの健康改善を目指しています（141ページの「国際協力の現場から」も参照）。

・・・公衆衛生危機対応能力および予防・備えの強化

グローバル化が進展する今日、感染症の流行は容易に国境を越えて国際社会全体に深刻な影響を与えるため、新興・再興感染症[注26]への対策が重要です。2014～2015年の西部アフリカ諸国でのエボラ出血

グアテマラ　コミュニティ母子保健向上プロジェクト（第1期および第2期）
日本NGO連携無償資金協力（2018年3月～（実施中））

一般公募

グアテマラの全22県中、医療従事者による出産介助率が最も低いキチェ県では、伝統的産婆による出産介助率が60.7%*と全国でもっとも高くなっています。しかし、自宅での出産は大量出血やリスクを伴う分娩などへの対応が困難であり、妊産婦や新生児の高い死亡率の原因にもなっています。そこで、日本の国際協力NGOの一つである特定非営利活動法人AMDA社会開発機構は、キチェ県の中でもニーズの高いサン・バルトロメ・ホコテナンゴ市において、2018年3月に母子保健事業を開始しました。妊婦健診でリスクを早い段階で把握し、緊急事態に陥る前に適切な対応ができるようになることを目指しています。

まず取り組んだのは、伝統的産婆70人への研修です。伝統文化が根付く地域社会で絶大な信頼を得ている産婆が、研修を通じて妊娠中および出産時の危険兆候、妊婦健診の重要性などを理解し、それを妊産婦へ伝えています。また、男性も含む保健ボランティア262人に対しても研修を行い、地域全体で妊産婦を守れるようにしています。これまでは健診を受けるのでさえ夫の許可が必要でしたが、研修等を通じて妊婦健診や緊急搬送の重要性に対する男性の理解を促したことで、早い段階で搬送される事例も出てきました。さらに、若年層の妊娠・出産を予防するため、小中学生に対するリプロダクティブヘルス研修も実施しています。身体の仕組みや妊娠などについて学ぶとともに、自分自身の人生設計についても考えることで、健康的な家族計画や将来の安全な妊娠・出産の推進につなげています。

伝統的産婆（左端）による妊婦への戸別訪問。AMDA社会開発機構のスタッフ（右2名）も同行し、妊娠中の過ごし方や危険兆候などを伝えている。（写真：AMDA社会開発機構）

＊ 出典：Encuesta Nacional de Salud Materno Infantil, ENSMI 2014-2015

注25 出産後、妊娠前と同じような状態に回復する期間で、産後約1～2か月間のこと。

注26 新興感染症とは、SARS（重症急性呼吸器症候群）・鳥インフルエンザ・エボラ出血熱など、かつては知られていなかったが、近年新しく認識された感染症のこと。再興感染症とは、コレラ、結核など、かつて猛威をふるったが、患者数が減少し、収束したと見られていた感染症で、近年再び増加してきたもの。

熱の流行は、多数の命を奪い、周辺国への感染拡大や医療従事者への二次感染の発生といった問題を引き起こし、国際社会における主要な人道的、経済的、政治的な課題となりました。また2018年8月以降、コンゴ民主共和国ではエボラ出血熱が再び流行しています。こうした流行国や国際機関に対し、日本は、資金援助に加え、専門家派遣や物資供与といった様々な支援を切れ目なく実施しました。さらに、日本民間企業の技術を活かした治療薬や迅速検査キット等の供与を行うなど、官民を挙げてエボラ危機の克服を後押ししています。

コンゴ民主共和国において、国際緊急援助隊の感染症対策専門家が、エボラ出血熱の感染を予防する防護服の着脱方法を医療従事者に指導する様子（写真：JICA）

従来から日本は、感染症対策には持続可能かつ強靱（きょうじん）な保健システムの構築が基本になるとの観点に立ち、とりわけアフリカ各国の公衆衛生危機への対応能力および予防・備えを強化するとともに、すべての人が保健サービスを受けることができるアフリカを目指し、医療従事者の能力強化や保健施設の整備をはじめとした保健分野への支援、インフラ整備、食料安全保障強化など、社会的・経済的復興に役立つ支援を迅速に進めています。

また、日本は、国際社会の平和と繁栄に積極的に貢献する国家として、こうした健康危機に対応する国際社会の枠組みである「グローバル・ヘルス・アーキテクチャー」の構築においても、G7やTICADなどの国際会議の場において議論を主導してきました。特に、WHOの公衆衛生危機への対応強化支援のため、安倍総理大臣が、2016年のG7伊勢志摩サミットの際に5,000万ドルの拠出を表明し、同年内に、WHOの健康危機プログラム*に対して、そのうちの2,500万ドルを拠出し、緊急対応基金（CFE：Contingency Fund for Emergencies）*に対して、約1,080万ドルを拠出しました。さらに、2018年には、同プログラムに対し、約300万ドル、2019年には、同基金に対し、約2,200万ドルを拠出しました。こうしたWHOの健康危機プログラムやCFEへの拠出は、2018年から続くコンゴ民主共和国でのエボラ出血熱アウトブレイクへの対応などに活用されています。

加えて日本は、日本政府の後押しを受けて世界銀行がG7伊勢志摩サミットの機会に創設したパンデミック緊急ファシリティ（PEF）*に対しても、他国に先駆けて5,000万ドルの拠出を表明しました。これまでに発生したコンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の流行に対しては、PEFから6,000万ドルが拠出され、危機対応に貢献しています。さらに日本は、WHOが国連人道問題調整事務所（OCHA）と連携して危機に対応するための標準業務手順書の策定を主導しました。このほか、日本は2015年に国際緊急援助隊・感染症対策チームを新設し、2018年および2019年にはコンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の流行に対して同チームを派遣するなど、感染症流行国での迅速かつ効果的な支援に向けた取組を行っています。

・・・感染症の薬剤耐性（AMR）への対応

感染症の薬剤耐性（AMR）注27は、公衆衛生上の重大な脅威であり、近年、対策の機運が増しています。日本は、AMRへの対策を進めるために、人、動物、環境の衛生分野に携わる者が連携して取り組む「ワン・ヘルス・アプローチ」を推進しています。2016年9月の国連総会AMRハイレベル会合では、「国連総会AMRに関する政治宣言」が採択され、各国や関係国連機関が対策を推進していくことや、国連事務総長が分野横断的な作業部会を設置することが求められ、2017年11月にはAMRワンヘルス東京会議が開催されました。また、2019年のG20大阪サミットの首脳宣言において、「ワン・ヘルス・アプローチ」に基づく努力を加速することが合意されました。2019年

注27 48ページの注21を参照。

モザンビーク　サイクロン・イダイ緊急支援（コレラ迅速対応チームによるコレラ流行対策）
緊急無償資金協力（2019年4月末～10月末）

2019年3月14日、モザンビーク中部に歴史上最大規模のサイクロンが上陸し、600人以上の尊い命が失われました。災害直後は河川氾濫や落雷による被害が注目されましたが、その後、避難所でコレラが爆発的に流行し、二次災害として人々を苦しめることになりました。

コレラは、コレラ菌に汚染された水などを媒介に流行する病気で、流行エリアの水・衛生環境を改善することで拡大を防ぐことが可能です。

日本は、サイクロン被害を受けたモザンビークに対して、緊急無償資金協力として985万ドルを供与し、そのうち170万ドルがUNICEFに割り当てられました。

UNICEFモザンビークは4月にコレラ迅速対応チームを組織し、コレラ患者がコレラ治療センターに搬送されてから48時間以内に、患者の自宅および半径50メートル以内の近隣住民に水衛生対策（浄水剤等の配布や衛生啓発活動）を施すという作戦を実施しました。これは、コレラ患者宅から50メートル以内において感染リスクが36倍にまで高まるというデータに基づいたものであり、ハイチやジンバブエでの成功例があります。この時、コレラ迅速対応チームにはUNICEFモザンビークで働く日本人の森田智彦（もりたともひこ）氏も所属しており、同国州政府や現地で活動していた米疾病管理予防センターとも協力して被災地のコレラ抑制に貢献しました。

流行地域の住民にコレラ対策方法を伝授している様子（写真：UNICEF Mozambique）

10月に岡山で開催されたG20保健大臣会合では、同アプローチに基づくAMR対策の継続等の重要性を記載した大臣宣言が採択されました。また、日本は、同月に新規抗菌薬の研究開発と診断開発を推進するGARDP（Global Antibiotic Research & Development Partnership）への10億円の拠出を発表し、AMR対策においてリーダーシップを発揮していくことを表明しました。

フランス政府主催のグローバルファンド第6次増資会合に出席した鈴木馨祐（けいすけ）外務副大臣（2019年10月）

･･･三大感染症（HIV／エイズ、結核、マラリア）

SDGsのターゲット3.3として、2030年までの三大感染症の終息が掲げられています。日本は、2000年G8九州・沖縄サミットで設立が合意された機関である「世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）」を通じた支援に力を入れており、2002年の設立時から2019年7月末までに約34億ドルを拠出しました。さらに、日本は、グローバルファンドの支援を受けている開発途上国において、三大感染症への対策が効果的に実施されるよう、グローバルファンドの取組を二国間支援でも補完できるようにしています。また、保健システムの強化、コミュニティ能力強化や母子保健のための施策とも相互に連携を強められるよう努力しています。

二国間支援を通じたHIV/エイズ対策として、日本は、新規感染予防のための知識を広め、啓発・検査・カウンセリングの普及を行っています。特にアフリカを中心に、「感染症・エイズ対策隊員」として派遣されているJICA海外協力隊員が、より多くの人に予防についての知識や理解を広める活動や、感染者や患者のケアとサポートなどに精力的に取り組んでいます。

結核に関しては、2008年、外務省と厚生労働省が、JICA、財団法人結核予防会、ストップ結核パートナーシップ日本とともに、「ストップ結核ジャパンアクションプラン」を発表し、日本が自国の結核対策で培（つちか）った経験や技術を活かし、官民が連携して、世界

の年間結核死者数の1割（2006年の基準で16万人）を救済することを目標に、開発途上国、特にアジアおよびアフリカに対する年間結核死者数の削減に取り組んできました。2014年、同アクションプランは、同年にWHOが採択した、2035年を達成目標年とする新たな世界戦略である「Global strategy and targets for tuberculosis prevention, care and control after 2015」を踏まえて改訂され、日本が引き続き、国際的な結核対策に取り組んでいくことが確認されました。

ザンビアでの技術協力プロジェクト「UHC達成のための基礎的保健サービスマネジメント強化プロジェクト」において、JICA専門家による指導のもと、現地の職員が、結核の検体が搬送された日付や数、検査結果等が正確に記録されているかを確認している様子
(写真：JICA)

このほか、乳幼児が死亡する主な原因の一つであるマラリアについて、日本は、地域コミュニティの強化を通じたマラリア対策への取組の支援や、WHOとの協力による支援を行っています。

・・・ポリオ

ポリオは根絶目前の状況にありますが、日本は、未だ感染が見られる国（ポリオ野生株常在国）であるナイジェリア、アフガニスタン、パキスタンの3か国を中心に、主にUNICEFと連携し、撲滅に向けて支援してきました。具体的には、2019年4月、ナイジェリアに対して15億8,000万円の支援を実施しました。これにより、感染症対応およびサーベイランス機能体制の強化を図ることで、同国の都市部を中心とした社会開発の推進および周辺国における感染症の予防や拡大防止に貢献することが期待されます。また、2019年12月には、パキスタンに対して5歳未満児約2,000万人分のポリオワクチンを調達するため、4.85億円の支援を実施しました。ほかにも、日本は、アフガニスタンにおいて、2002年以降、UNICEFと連携して支援を行ってきており、直近では、2019年度に7億5,500万円の支援を実施しています。また、パキスタンにおいて、1996年以降、UNICEFと連携した累計110億円を超える無償資金協力を行っているほか、2016年には、約63億円の円借款を供与しました。この円借款では、一定の目標が達成された場合に、パキスタン政府の返済すべき債務を民間のゲイツ財団が肩代わりするという新たな方法（ローン・コンバージョン）が採用されました。これらの事業により、アフガニスタンおよびパキスタン両国におけるポリオの新規発症件数の減少、ひいてはポリオ撲滅につながることが期待されています。

・・・顧みられない熱帯病（NTDs）

シャーガス病、フィラリア症、住血吸虫症などの寄生虫・細菌感染症は「顧みられない熱帯病（NTDs：Neglected Tropical Diseases）」と呼ばれ、世界全体で10億人以上が感染しており、途上国に多大な社会的・経済的損失を与えています。感染症は国境を越えて影響を与えうることから、国際社会が一丸となって対応する必要があり、日本も関係国や国際機関と密接に連携して対策に取り組んでいます。

日本は、1991年から、世界に先駆けて、「貧困の病」ともいわれる中米諸国のシャーガス病対策に本格的に取り組み、媒介虫対策の体制を確立する支援を行い、感染リスクの減少に貢献しました。また、1998年には、「橋本イニシアティブ」を提唱し、国際的な寄生虫対策に寄与してきました。フィラリア症についても、日本は寄生虫を駆除する薬のほか、多くの人に知識・理解を持ってもらうための啓発教材を供与しています。また日本は、JICA海外協力隊員による啓発予防活動などを行い、新規患者数の減少や病気の流行の拡大防止を目指しています。今後も日本は、こうした取組を通じて、アフリカなどで顧みられない熱帯病に苦しむ人々の治療に貢献していきます。

用語解説

＊Gaviワクチンアライアンス（Gavi, the Vaccine Alliance）

開発途上国の予防接種率を向上させることにより、子どもたちの命と人々の健康を守ることを目的として設立された官民パートナーシップ。ドナー国および途上国政府、関連国際機関に加え、製薬業界、民間財団、市民社会が参画している。

＊プライマリー・ヘルス・ケア（PHC：Primary Health Care）

健康を基本的な人権と認識し、すべての人の健康を実現するため、地域住民を主体とし、人々が最も必要とするニーズに応え、問題を住民自らの力で総合的にかつ平等に解決していくアプローチのこと。①人々の健康に対する要求に応じた包括的で平等な保健医療サービス、②健康の決定要因に対する体系的な取組、③個人や家族、コミュニティに対して、自身の健康に対する決定権を与えること、の3つを構成要素とする。

＊健康危機プログラム

WHOの健康危機対応のための部局であり、各国の健康危機対応能力の評価と計画立案の支援や、新規および進行中の健康危機の事案のモニタリングのほか、健康危機発生国における人命救助のための保健サービスの提供を実施している。

＊緊急対応基金（CFE：Contingency Fund for Emergencies）

2014年に西アフリカで流行したエボラ出血熱の大流行の反省を踏まえ、2015年にWHOがアウトブレイクや緊急事態に対応するために設立した感染症対策の緊急対応基金のこと。拠出の判断がWHO事務局長に一任されており、拠出することを決定してから24時間以内に資金を提供することが可能となっている。

＊パンデミック緊急ファシリティ（PEF：Pandemic Emergency Financing Facility）

パンデミック（感染症の大流行）発生時に迅速かつ効率的な資金動員を行うための枠組み。パンデミックが発生し、あらかじめ合意された条件が満たされた場合、即座に資金が途上国や国際機関、NGOなどにPEFを通じて支出され、緊急対応の経費に充てられる。

(2) 水・衛生

水と衛生の問題は人の生命にかかわる重要な問題です。世界の約22億人が、安全に管理された飲み水の供給を受けられず、42億人が安全に管理されたトイレなどの衛生施設を使うことができず、30億人が基本的な手洗い施設のない暮らしをしています。さらに、安全な水にアクセスできないことは経済の足かせにもなっています。たとえば、水道が普及していない開発途上国では、多くの場合、女性や子どもが水汲みの役割を担っています。時には何時間もかけて水を汲みに行くため、子どもの教育や女性の社会進出の機会が奪われています。また、不安定な水の供給は、医療や農業にも悪影響を与えます。こうした観点から、SDGsの目標6において、「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」旨が定められています。

ルワンダにおいて、青年海外協力隊員が井戸の維持管理を指導するとともに、地域住民と協力して水を汲んでいる様子（写真：JICA）

日本の取組

日本は、1990年代から累計で、世界一の水と衛生分野における援助実績を有しています。この分野に関する豊富な経験、知識や技術を活かし、円借款、無償資金協力、および専門家の派遣や途上国からの研修員受入れなどの技術協力により、途上国での安全な水の普及に向けて支援を続けているほか、UNICEFなどの国際機関を通じた支援も行っています。具体的には、①総合的な水資源管理の推進、②衛生施設の整備などによる安全な飲料水の供給と基本的な衛生の確保、③食料増産を目的とした農業用水の安定的利用のための支援、④排水規制などによる水質汚濁の防止および緑化や森林保全による生態系の保全、⑤水に関連する災害の被害軽減のための予警報システムの確立や、地域社会の対応能力の強化など、ソフトおよびハードの両面で支援を実施しています。

日本は、アジア・大洋州地域のインドネシア、カンボジア、ベトナム、ラオスといった国々で上水道の整備・拡張のための事業を実施しました。たとえば、2019年10月には、日本はラオスとの間で、世界遺産地区を抱えるルアンパバーン市での配水管の新規敷設などを含む水供給サービス改善のための無償資金協力に関する交換公文に署名しました。この協力により、同市の給水人口が2017年実績の約58,800人から、事業完成3年後の2025年には約70,000人に増加し、持続可能な都市環境整備に寄与することが期待されます。また、2019年12月には、日本はカンボジアとの間で、地方都市部の中でも特に給水普及率が低いプルサット市において、上水道施設を拡張するための無償資金協力に関する交換公文に署名しました。この協力により、当該地域住民約10万人が安全な水へアクセスできるようになり、同国の生活の質の向上に寄与することが期待されます。

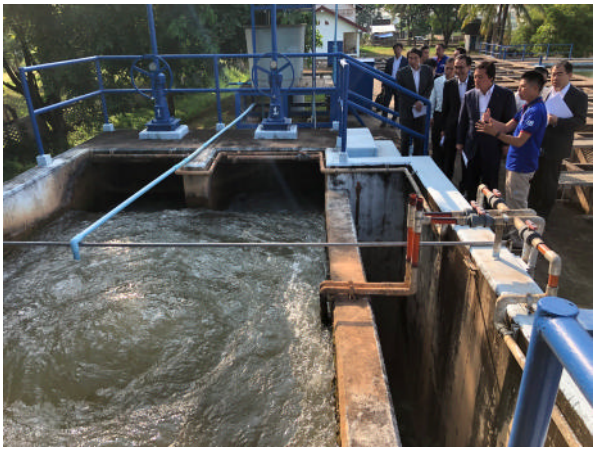

若宮健嗣（わかみやけんじ）外務副大臣（右から3番目）が、日本のODAにより改修されたラオスの首都ビエンチャン南部のチナイモ浄水場を視察した時の様子（2019年10月）

また、アフリカでは、日本は安全な水へのアクセス改善、給水率の向上に向けた事業を実施しており、たとえば、給水施設や機材の老朽化が課題となっているエリトリアにおいて、給水・浄水関連機材（給水車、給水タンクなど）供与のための無償資金協力に関する交換公文に署名しました。ほかにも日本は、カーボベルデにおいて、災害時における安全な水へのアクセス改善を図るため、移動可能型海水淡水化装置や給水車などを整備する無償資金協力に関する交換公文に署名しました。

このほか、日本NGO連携無償資金協力の枠組みを

利用して、日本のNGOにより、水・衛生環境改善事業が実施されています。たとえば、特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパンは、ネパールにおいて、2018年2月からネパール地震で被災し、水源枯渇などの水不足の問題を抱えるシンドゥパルチョーク郡において、地元住民参加型の給水施設の建設を通じて水アクセス改善事業に取り組んでいます。事業1年目には、同国の8村で、取水口9ヶ所、貯水槽8ヶ所、公衆栓52ヶ所の給水施設を建設しました。

こうした取組と並行して、草の根・人間の安全保障無償資金協力においても、日本は、井戸や給水・灌漑設備の整備、災害対策など、地域の住民に直接裨益する水・衛生分野の支援を多数実施しています。たとえば、タジキスタンにおいて、日本は、「テムルマリク行政郡河岸補強用掘削機供与計画」により、掘削機を同国の地方自治体に供与しました。これにより、同機材を使用して堤防が建設されており、日本の支援は、雪解け水による洪水被害の防止や耕作地の拡大に貢献しています。

また、日本国内および現地の民間企業や団体と連携した途上国の水環境改善の取組も、世界各地で行われています（57ページの「匠の技術、世界へ」も参照）。たとえば、大洋州のパプアニューギニアでは、JICAの中小企業ビジネス支援の枠組みを利用して、省電力小型海水淡水化装置を用いた住民向け飲料水の販売事業に関する案件化調査が実施されました。同調査により、同事業が現地のニーズに合致することが確認され、その後機材の販売が開始されるなどの成果が現れています。

また、環境省でも、アジアの多くの国々において深刻な水質汚濁が生じている問題に対して、現地での情報や知識の不足を解消するため、アジア水環境パートナーシップ（WEPA）を実施しており、アジアの13の参加国 注28 の協力のもと、人的ネットワークの構築や情報の収集・共有、能力構築などを通じて、アジアにおける水環境ガバナンスの強化を目指しています。また、SDGsの目標6.3に掲げられている「未処理汚水の半減」の達成に貢献すべく、主にアジア地域を対象に、日本の優れた技術である浄化槽に関するワークショップやセミナーを開催するなど、浄化槽の技術や法制度などを紹介する取組を通じて、途上国における浄化槽の普及を後押ししています。

注28 カンボジア、中国、インドネシア、韓国、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ネパール、フィリピン、スリランカ、タイ、ベトナム、日本の13か国。

匠の技術、世界へ 1

日本の中堅企業のチャレンジがラオスの水事情を改善する
～途上国の小規模都市における水道事業向け浄水装置の普及・実証事業～

ラオスでは、2020年までに都市部の水道普及率を80%とすることを国家開発目標として掲げていますが、2014年末時点での同国都市部の水道普及率は67%にとどまっています。また、良質な地下水源が不足しつつあるため、河川の水を安定的かつ安価に浄化することが喫緊の課題です。

同国中部の小規模都市であるボリカムサイ県パクサン地区も、地下水を利用した水道はあるものの、慢性的な水不足に悩まされており、また、地下水に含まれているカルシウムなどの不純物が完全に取り除けないなど、水質にも問題がありました。そこで、大阪に本社を置く株式会社トーケミは、同地区において、JICAの中小企業海外展開支援事業（現行の中小企業・SDGsビジネス支援事業）の枠組みを利用して、2015年6月から2018年5月まで、河川の水を水道水として利用できるようにする浄水装置の導入に向け、その有用性を確認するための普及・実証事業を実施しました。

同社は、水処理会社や浄水場にろ過材やろ過装置の販売を行っている資機材供給メーカーですが、日本では水道普及率が99%を超え、今後は維持管理の仕事が中心になるなど、国内市場の伸びが期待できない中、水道が十分に整備されていない開発途上国でのビジネスチャンスを探していました。ラオスでの事業開始の経緯について、細谷卓也トーケミ専務取締役は以下のように語ります。

「アジアの中でも発展している中国やタイ、ベトナムといった国々には、日本の水処理会社がすでに進出していましたが、ラオスはインドシナ半島の内陸国で市場が小さいことから、日本企業はまだ進出していませんでした。そのため、当社が水処理装置そのものを提供することでビジネスチャンスにつながると判断し、ラオスでの事業実施を決めました。」

こうして始まった本事業ですが、課題となったのは、メコン川に代表されるラオスの河川では、雨季の降雨時に水源となる河川の水のにごりの度合いが大幅に悪化するため、日本の水道に採用されている一般的な浄水システムでは適切な浄水ができないという問題でした。一般的な浄水システムでは、にごりの主原因である泥の沈殿を促進するために薬剤が注入されます。にごりの度合いが極めて高い場合は、日本では使用が禁止されているポリマーという化合物を使用した薬剤の注入が検討されますが、多量に摂取すると人体に影響が生じてしまいます。

本事業により、ボリカムサイ県パクサン地区に整備された浄水場内部。トーケミの社員が、現地職員に浄水装置の運転指導を行っている。
(写真：トーケミ)

そこでトーケミは、一般的な浄水システムの工程を、同社独自の技術である、ろ過の工程の前処理に特殊な繊維を利用した「繊維ろ過」を設置することによって、ポリマーを使用せず、他の薬剤の使用量も減らして浄水することに成功しました。

完成した浄水場で、浄水装置のレベル計のメンテナンス方法を指導している様子（写真：トーケミ）

約3年間に及んだ本事業により、1日平均800トン、年間累積約30万トンの浄水を近隣地域の住民に供給できるようになりました。これは、約1,000世帯（約6,600人）分の消費量であり、この地域の水道普及率を69%から88%に押し上げることにもつながりました。また、トーケミの浄水装置により、川の水を水源としたきれいな水が大量に使えるようになったことで、水質に問題のあった地下水の使用量が減り、水道水の水質の問題も解決されました。地域住民からは、「水道が来た」、「24時間いつでも水が使えて嬉しい」、「新しい水で皿を洗うととてもきれいになる」、「洗った後の髪の毛がサラサラになるのを初めて体験した」など、喜びの声が相次ぎました。

トーケミが本事業を通じて特に重視したこととして、現地のリソースやマンパワーの活用が挙げられます。たとえば、ラオス国内で作れるものはできる限り現地で調達することで、日本からの部品の輸送コストを抑えると同時に、現地での雇用を生み出すことに成功しました。また、浄水装置の設置後の維持管理のため、ボリカムサイ県水道公社の職員3名に対し、装置の運転およびメンテナンスに関する技術移転も実施しました。事業終了後の現在も、トーケミは、現地の代理店などを通じてメンテナンスのサポートを行っており、装置の適正かつ順調な運転が続いています。今後は現地で、技術者をはじめとする人材の育成に取り組むことも検討しているといいます。こうした現地の雇用創出や、事業終了後の適正な運営を重視した取組は、現地の水道局や中央政府からも高い評価を受けており、事業終了後、ボリカムサイ県水道局から、ろ過装置の受注を受けるなど、ラオス国内でのビジネス展開も始まっています。

細谷専務取締役は、今回の取組を通じて、トーケミ側にもたらされた成果を次のように語ってくれました。

「ビジネス展開もまだ道半ばで、一筋縄ではいかずに苦労しています。しかし、日本国内では期待できない大きな市場に魅力を感じており、今後は浄水装置に関連する様々な製品の販売を含めて、総合的にビジネスを展開したいと思います。また、私ども社員も、自社の製品が途上国で利用され、現地の人々に感謝されることに喜びを感じており、日々の仕事のモチベーション向上につながっています。さらに、海外での業務を志望理由に入社を希望する女性や若者も増えるなど、ラオスでの事業は当社にたくさんの良い影響を与えてくれていると感じています。」

(3) 万人のための質の高い教育

教育は、すべての人が等しく享受すべき基本的な人権であり、貧困削減のために必要な経済開発において重要な役割を果たすと同時に、個人が持つ才能と能力を伸ばし、尊厳を持って生活することを可能にするものです。また、他者や異文化に対する理解を育むことで、平和の礎(いしずえ)となると考えられています。ところが、未だ世界には小学校に通うことのできない子どもが約6,400万人もいます 注29 。中等教育も含めると、2017年の統計で、約2億6,200万人が学校に通うことができていません。特に、2000年以降、サブサハラ・アフリカでは、学校に通うことのできない子どもの割合が増加しています。さらに、世界銀行が世界開発報告（2018）で指摘しているように、学校に通っていても子どもたちが基礎的な読み書きや計算さえできないという「学びの危機（Learning Crisis)」も大きな問題となっています。社会の変化や技術革新に対応した、若者に対する教育や職業訓練の機会の提供、および地球規模課題の解決に向けてイノベーションを創出できる人材育成も求められています。

このような状況を改善するために、SDGsの目標4として、「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」ことが掲げられました。国際社会は、2015年に「教育2030行動枠組」*を策定し、同目標の達成を目指しています。

2019年には、日本はG20議長国として、「G20持続可能な開発のための人的資本投資イニシアティブ～包摂的で強靱(きょうじん)かつ革新的な社会を創造するための質の高い教育～」を取りまとめ、G20大阪首脳宣言では、人的資本に投資し、すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を推進するというコミットメントを再確認しました。また、安倍総理大臣は、2019年9月の第74回国連総会における一般討論演説で、すべての女児および女性に対する包摂的で質の高い教育の推進に言及し、「教育をひたすら重んじるところに、日本の対外関与はその神髄(しんずい)をみる」と強調しました。

日本の取組

日本は、従来から、人間の安全保障を推進するために不可分な分野として、教育分野の支援を重視しており、開発途上国の基礎教育*や高等教育、職業訓練の充実などの幅広い分野で支援を行っています。2015年の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択のための国連サミットに合わせ、日本は、教育分野における新たな戦略である「平和と成長のための学びの戦略」を発表しました。同戦略では基本原則として、①包摂的かつ公正な質の高い学びに向けた教育協力、②産業・科学技術人材育成と社会経済開発の基盤づくりのための教育協力、③国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大を挙げ、学び合いを通じた質の高い教育の実現を目指しています。

2019年6月21日に開催された第7回SDGs推進本部会合において、「拡大版SDGsアクションプラン2019」が決定され、G20議長国である日本のイニシアティブの一つとして、2019年から2021年の3年間で、少なくとも約900万人の子ども・若者を支援する「教育×イノベーション」イニシアティブが発表されました。2030年までにすべての子どもが質の高い初等・中等教育を修了できるようにするためには、支援を加速化させるイノベーションが不可欠です。このイニシアティブを通じて、基盤的な学力を育む教育やSTEM教育 注30 、eラーニングの展開などの支援を一層強化していきます（61ページの「匠の技術、世界へ」も参照)。

2019年8月のTICAD7では、アフリカに対する教育・人材育成分野の取組として、理数科教育の拡充や学習環境の改善を通じて300万人の子どもたちに質の高い教育を提供することや、エジプト日本科学技術

「女性リーダー育成のための理数科目強化と全人教育のモデル校開設プロジェクト」で、理科の授業を受けるタンザニアの女子中学生たち（写真：JICA）

注29 「Global Education Monitoring Report 2019」 120ページより。
http://gem-report-2019.unesco.org/chapter/monitoring-progress-in-sdg-4/primary-and-secondary-education-target-4-1/

注30 Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Mathematics（数学）のそれぞれの単語の頭文字をとったもので、その4つの教育分野の総称。

大学（E-JUST）*およびケニアのジョモ・ケニヤッタ農工大学への支援などを通じて、科学技術イノベーション分野で5,000人の高度人材を育成すること、およびE-JUSTにおいてアフリカからの留学生150人を受け入れることなどを発表しました。

また、日本は、教育に特化した国際的な基金である「教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）」*に対して、2008年度から2019年までに総額約2,975万ドルを拠出しています。GPEの支援を受けたパートナー国では、2016年時点で、2002年と比較して7,700万人以上の子どもが初等教育を受けられるようになりました。

このほか、ニジェールをはじめとした西アフリカ諸国を中心として、日本は2004年から、学校や保護者、地域住民間の信頼関係を築き、子どもの教育環境を改善するため、「みんなの学校プロジェクト」を実施しており、世界銀行やGPEなどとも連携して、同プロジェクトの普及を各国全土に拡大しています。

また、エジプトにおいて日本は、2016年に発表された「エジプト・日本教育パートナーシップ（EJEP）」のもと、2017年2月から現地の学校での日本式教育の導入を進めており、2019年11月までに、この日本式教育を導入する「エジプト日本学校」が新たに40校開校しました。エジプトにおける日本式教育モデルである「特活プラス」では、掃除、日直、学級会など、感性や徳性を含む調和的な人格形成を目的とした全人的教育の中心となる小中学校での特別活動に加えて、幼稚園での遊びを通じた学び、および特別活動を行うために必要な学校経営を協力活動に含めて、エジプトにおける人材育成に協力しています。

さらに、アジア・太平洋地域において、日本は、同地域の教育の充実と質の向上に貢献するため、国連教育科学文化機関（UNESCO）に設置した信託基金を通じて、SDGsの目標4の進捗を議論する「アジア太平洋地域教育2030会合（APMED2030）」の開催や、初等中等教育の完全普及と質の向上、幼児教育の充実、学習環境の整備および教員の指導力向上など、同地域のSDGsの目標4達成に向けた取組を支援しています。

カイロ市内のエジプト日本学校を訪問した中谷真一外務大臣政務官（2019年12月）

ほかにも日本は、日ASEAN間の高等教育機関のネットワーク強化や、産業界との連携、周辺地域各国との共同研究、および「留学生30万人計画」に基づく日本の高等教育機関等への留学生受入れなどの多様な方策を通じて、途上国の人材育成を支援しています。

・・・持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

2014年に日本で開催された「持続可能な開発のための教育（ESD）*に関するユネスコ世界会議」以降、「国連ESDの10年（UNDESD）」の後継プログラムとして採択された「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」のもと、世界中で持続可能な社会の創り手を育むためのESDに関する活動が展開されてきました。その後、2020年から2030年までの新しい国際的な実施枠組みである「ESD：SDGs達成に向けて（ESD for 2030）」が、2019年4月の第206回UNESCO執行委員会、同年9月の第74回国連総会、および同年11月の第40回UNESCO総会で採択されました。また日本は、UNESCOに拠出している信託基金を通じて、ESD実践のための優れた取組を行う個人または団体を表彰する「ユネスコ／日本ESD賞」を創設し、これまでに15団体に授与するなど、積極的にESDの推進に取り組んでいます。また、2019年12月時点で、ESDを具体的に推進するための「ESD for 2030」のロードマップの策定について、国際的な議論が進められています。

用語解説

＊教育2030行動枠組（Education 2030 Framework for Action）
万人のための教育を目指して、2000年にセネガルのダカールで開かれた「世界教育フォーラム」で採択された「EFAダカール行動枠組」の後継となる行動枠組。2015年のUNESCO総会と併せて開催された「教育2030ハイレベル会合」で採択された。

＊基礎教育
生きていくために必要となる知識、価値そして技能を身につけるための教育活動。主に初等教育、前期中等教育（日本の中学校に相当）、就学前教育、成人識字教育などを指す。

＊エジプト日本科学技術大学（E-JUST：Egypt-Japan University of Science and Technology）
2009年に締結された「エジプト・日本科学技術大学の設置に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の協定（二国間協定）」に基づいて設立された大学。同協定に基づき、日本は、日本型工学教育の特徴である「少人数、大学院・研究中心、実践的かつ国際水準の教育提供」をコンセプトとする大学としてE-JUSTが開設・運営されるよう、日本国内の大学の協力も得ながら、教育・研究用資機材の整備などの技術支援を行っている。現在は、E-JUSTが今後、中東・アフリカ地域における高等教育セクターや産業界の発展に貢献する産業・科学技術人材を輩出していけるよう、エジプト国内のトップレベルの研究大学としての基盤を確立することを目指し、技術支援を実施している。

＊教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE：Global Partnership for Education）
開発途上国、ドナー国・機関、市民社会、民間企業・財団が参加し、2002年に世界銀行主導で設立された途上国の教育セクターを支援する国際的なパートナーシップ。2011年にファスト・トラック・イニシアティブ（FTI：Fast Track Initiative）から改称された。

＊持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）
持続可能な社会の創り手を育む教育。「持続可能な開発」とは、「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させる」開発を意味しており、これを実現する社会の構築には、環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な現代社会の課題を、自らの問題としてとらえ、その解決を図る必要があり、そのために新たな価値観や行動を生み出すことが重要であるとされる。2017年の第72回国連総会決議において、ESDがSDGsのすべての目標達成に向けた鍵となることが確認され、さらに、2019年の第74回国連総会決議で採択された2020年からの「ESD for 2030」においても、そのことが再確認された。

匠の技術、世界へ 2

小学校の算数初等教育を劇的に変革した日本発の算数ソフト ～ICT立国を目指すルワンダでの中小企業の取組～

ルワンダでは、2000年のカガメ大統領就任後、ICT（情報通信技術）立国を目指し、ICTの普及や人材育成に注力していますが、初等教育での算数の習熟度が依然として低く、また、利用できる教材ソフトの欠如などにより、教育現場でのICT活用がなかなか進まないという課題を抱えていました。

そうした中、東京に本社があり、日本国内の小学校向けに算数ソフトの開発・販売などを行っている株式会社さくら社は、JICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業の枠組みを活用し、2018年10月から、独自に開発した算数ソフトをルワンダの小学校に導入するための普及・実証事業を行っています。

ルワンダ向けのソフト開発のため、現地を視察した横山験也（よこやまけんや）社長が目にしたのは、簡単な計算にも苦労している子どもたちの姿でした。子どもたちは「3＋4」のような足し算でも、数字と同じ数だけ丸を描き、描いた丸の数を数えて答えを出しており、簡単な暗算さえできない様子でした。また、ルワンダの小学校では、児童一人ひとりに教科書が配布されておらず、教壇から先生が一方的に講義するのをただ黙って聞いているような状態でした。このような状況を目の当たりにした横山社長は、自社が開発する算数ソフトを導入することにより、ルワンダの教育の質の向上に貢献できる可能性を感じました。

本事業の実施を後押ししたもう一つの事情は、ルワンダの小学校におけるパソコンの普及率でした。実は、ICTを強く進める国の政策の一環として、多くの小学校で児童用のパソコンが設置されているなど、パソコン端末は広く普及していました。ところが、教材ソフトがほとんど開発されていなかったため、多くの学校でパソコンはほとんど使われていない状態にあったのです。横山社長は、自社の算数ソフトを提供できれば、眠っているパソコンを活かし、子どもたちが喜んで勉強してくれるような新しい教育ができると考えました。

しかし、ルワンダ向け算数ソフトの開発には様々な課題がありました。一つ目の課題は、現地のパソコンの仕様が日本で一般的に利用されているものと異なっていたために、日本国内用のソフトに使われているプログラミングが使用できず、一から作成し直す必要が生じたことです。二つ目の課題は言語でした。ルワンダの教科書に合わせた内容のソフト開発のためには、ルワンダ語で書かれている教科書をすべて解読する作業が必要でした。横山社長は、元小学校教員としての長年の指導経験と、教材開発の実績を活かし、1年ほどをかけて自ら教科書を解読し、ソフト開発作業の指揮を執りました。ソフト開発の際に気をつけた点について、横山社長は次のように話します。

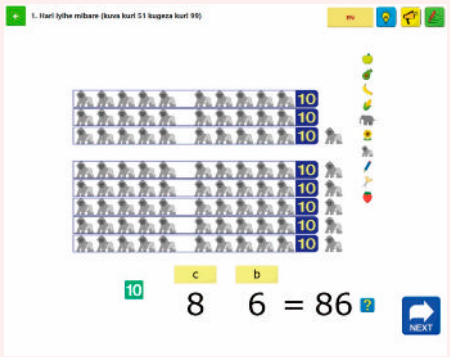

ルワンダ向け算数ソフト画面の一例。(写真：さくら社)

さくら社の算数ソフトを使用し、楽しく授業を受ける現地の子どもたち
(写真：さくら社)

「日本の学校向けに作られたソフトの数式以外の表記を日本語からルワンダ語に翻訳するだけであれば、比較的簡単に作成できます。しかし、それではルワンダの教科書やカリキュラムに合致しないものとなってしまい、現地の学校で受け入れてもらうのは難しいだろうと考えました。そこで、ルワンダの教科書を読み込み、その教え方に合わせた内容のソフトを開発しました。ソフト起動時に子どもたちが操作するアイコンも、日本では忍者ですが、ルワンダではゴリラに替えるなど、現地の子どもたちに楽しんで使ってもらえるように工夫しました」

こうして完成に至ったルワンダ向けの算数ソフトですが、次に懸念されたのが、それまで一方的な講義を行うのみで、生徒との双方向の指導に慣れていなかった現地の先生たちに、ソフトを使用した新しい授業方法を受け入れてもらえるかどうかでした。しかし、実際に先生たちにソフトを使ってもらい、ゲーム感覚で操作できるソフトの面白さを体感してもらった結果、教え方が改善されました。

「実際の授業では、先生が生徒の席まで来て一緒にソフトを操作しながら教えるといった、それまでのルワンダの授業スタイルからは考えられない光景を目にすることが出来ました」と、さくら社の町田真理子（まちだまりこ）氏は語ります。

授業中の生徒たちの反応も素晴らしいものでした。ソフトを操作するたびにキャラクターが動き、音が出るため、それまで教科書もなく、中には内容が理解できずにただ座っているだけだったルワンダの子どもたちも、笑顔で先生と話しながら、積極的な姿勢で授業に臨むようになりました。その結果、ソフトを試験導入したすべての学校で成績が劇的に上昇するなど、大きな成果が得られ、中には、ソフトを使用した1週間の集中講義の後、テストの正答率が12.6%から64.3%に上昇したクラスもありました。

横山社長はこれからの目標を次のように語ります。

「2021年までに、より多くの現地の小学校で算数ソフトを試験導入し、学習効果を実証する予定です。すでに、同ソフトを使用する小学校が大統領視察先の候補に上がるなど、ルワンダの教育局や学校教育関係者からは、ソフトの導入に好意的な反応を頂いています。今後も彼らと連携し、最終的には、同国内すべての公立小学校での算数ソフトの普及を目指しています。」

日本発のコンテンツでルワンダの算数教育を変革し、子どもたちの未来、ひいては同国の未来にもプラスの変化をもたらす、そのための取組が、ルワンダで着実に進んでいます。

(4) ジェンダー・包摂的成長

ア. 女性の能力強化・参画の促進

開発途上国における社会通念や社会システムは、一般的に、男性の視点に基づいて形成されていることが多く、女性は様々な面で脆弱な立場に置かれやすい状況にあります。ミレニアム開発目標（MDGs）が策定された2000年代初めと比べると、女子の就学率が格段に向上し、女性の政治参加が増加したことなどにより、より多くの女性が要職に就くようになりました。しかし、現在も多くの国で、政府による高度な意思決定などの公の場に限らず、家庭など私的な場面でも、女性が、男性と同じように自分たちの生活に影響を及ぼす意思決定に参加する機会を持っているとはいえない状況が続いています。

一方で、女性は開発の重要な担い手であり、女性の参画は女性自身のためだけでなく、開発のより良い効果にもつながります。たとえば、これまで教育の機会に恵まれなかった女性が読み書き能力を向上させることは、公衆衛生やHIV/エイズなどの感染症予防に関する正しい知識へのアクセスを向上させ、適切な家族計画につながり、女性の社会進出や経済的エンパワーメントを促進します。さらには、途上国の包摂的な経済成長にも寄与するものです。

2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）」では、「ジェンダー平等の実現と女性と女児の能力向上は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするもの」であると力強く謳われています。また、SDGsの目標5において、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う」ことが掲げられています。「質の高い成長」を実現するためには、ジェンダー平等と女性の活躍推進が不可欠であり、開発協力のあらゆる段階に男女が等しく参画し、等しくその恩恵を受けることが重要です。

日本の取組

21世紀こそ、女性の人権侵害のない世界にしていくため、日本は国内外で「女性が輝く社会」を構築すべく、①女性の権利の尊重、②女性の能力発揮のための基盤の整備、③政治、経済、公共分野への女性の参画とリーダーシップ向上を重点分野に位置付け、国際社会の先頭に立って、ジェンダー主流化と女性のエンパワーメント推進に向けた取組を進めています。

第5回国際女性会議（WAW！）の機会に訪日した、マララ・ユスフザイ・ノーベル平和賞受賞者より表敬を受けた安倍総理大臣（2019年3月）
（写真：内閣広報室）

2015年以降、G7およびG20の両サミットで女性が主要議題の一つとして取り上げられ、日本は国際社会における議論に積極的に参画しています。たとえば、日本は、2017年7月のG20ハンブルク・サミットにおいて立ち上げが発表された、途上国の女性が自ら生計を立て、社会への積極的な参画・貢献を促す重要な取組である「女性起業家資金イニシアティブ（We-Fi）*」を強く支持し、5,000万ドルの支援を行いました。また日本は、2019年3月、女性の経済的活躍を目的としてG20に提言を行う民間主導のグループであるW20（Women20）の会合と同時に、5回目となる国際女性会議WAW！（World Assembly for Women）を開催しました。同会議において、安倍総理大臣は、途上国における女性の教育機会拡大のため、2020年までの3年間で、少なくとも400万人の女児および女性に、質の高い教育と人材育成の機会を提供する旨を表明しました。さらに、2019年6月に行われたG20大阪サミットでは、女性のエンパワーメントが主要な議題の一つとして取り上げられ、①女性の労働参画、②女子教育支援、③女性起業家を含む女性ビジネスリーダーの声の反映の3点が議論されました。また、G20各国首脳の参加を得て、女性のエンパワーメントに関する首脳特別イベントを開催し、女性のエンパワーメント促進にかかるG20のコミットメントを再確認しました。

ガイアナおよびドミニカ国

ガイアナとドミニカ国の女性の災害管理能力強化のための支援
無償資金協力（国連開発計画との連携）（2018年6月～2021年6月）

一般公募

南米大陸の北岸に位置するガイアナやカリブ海の小島嶼国のドミニカ国は、気候変動の影響を強く受け、自然災害が多く発生する地域です。実際に、ドミニカ国は2017年にハリケーン・マリアにより大被害を被りました。また、ガイアナとドミニカ国の人口の約9割は沿岸部に暮らしていますが、地球温暖化による海面上昇は沿岸浸食や洪水の問題を引き起こしており、気候変動問題は国土と国民を脅かす大きな課題となっています。

そこで、日本は2018年に国連開発計画（UNDP）との連携のもと、自然災害に対するリスクを抱えるガイアナとドミニカ国において、災害時に特に脆弱な立場に置かれる遠隔地や沿岸部のコミュニティの女性を主な対象に、生計の安定化と災害対応能力の強化に向けた支援を開始しました。この協力により、自然災害早期警報システムの整備などを通じて計1,400コミュニティ（約20,000世帯）の防災・減災能力が強化されるほか、金融アクセスの改善などを通じた生計の安定化、また、ワークショップ等への参加を通じたコミュニティ間の情報共有・連携体制の構築が進められています。

たとえば、地域ごとの気象情報（過去のデータと将来予測）を基に最適な農産物や家畜などの生計手段を選択する手法を教える参加型農業気象ワークショップが行われ、洪水や干ばつの被害に遭いやすいガイアナ内陸部や沿岸の農村に住む女性代表者や、農業省の指導者たちの能力強化が進められています。このワークショップで得た経験を基に、自分の家の庭先で菜園づくりを始めた女性もおり、プロジェクト開始後1年間で約450人がこのワークショップに参加し、その数はその後も着実に増えています。

参加型農業気象ワークショップに参加したことがきっかけで、家庭菜園を始めた女性（写真：UNDP Guyana）

第５回国際女性会議WAW！で開会の挨拶を行った安倍総理大臣（写真：内閣広報室）

このほか日本は、国連女性機関（UN Women）を通じた支援も実施しており、2018年には約2,400万ドル、2019年には約1,800万ドルを拠出し、女性の政治的参画、経済的エンパワーメント、女性・女児に対する性的およびジェンダーに基づく暴力撤廃、平和・安全保障分野の女性の役割強化、政策・予算におけるジェンダー配慮強化などの取組に貢献しています。たとえば、ヨルダンでは、ザアタリ難民キャンプおよびアズラック難民キャンプにおいて、「キャッシュ・フォー・ワーク（労働の対価による支援）」プログラムのもと、203名のシリア人難民女性に仕事が提供されたほか、50名の難民女性が起業家として、マイクロビジネス 注31 の立ち上げに成功しました。また、同国に設置された女性支援センターである「オアシス（OASIS）」では、職業訓練に加え、保護サービス分野の支援が提供されており、難民キャンプにおける700名以上の女性にカウンセリングや精神的支援サービスが提供されたと同時に、99名の男性・男児がジェンダーに基づく暴力に関する研修を受け、正しい知識を身につけました。その結果、ヨルダンでは、支援を受けた女性の93%が、家庭内暴力（DV）が減少したと回答したほか、75%が家庭での女性の意志決定が増えたと回答するなど、支援の成果が上がっています。

紛争下の性的暴力に関しては、日本としても看過できない問題であるという立場から、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所（OSRSG-SVC：The Office of the Special Representative of the Secretary-General on Sexual Violence in Conflict）

注31 個人や少人数のグループが、わずかな資金で始められる小規模なビジネスのこと。

「オアシス」において、縫製技術の職業訓練に励むシリア人難民女性
(写真：UN Women)

との連携を重視しています。2019年、日本は同事務所に対し、イラク、コンゴ民主共和国、中央アフリカにおける案件について153万ドル以上の拠出を行い、加害者処罰のための法制度整備などへの支援を通じて、性的暴力への予防および対応能力強化に貢献しています。

さらに、より効果的に「平和」な社会を実現するためには、紛争予防、紛争解決、平和構築のあらゆる段階で女性の参画を確保し、ジェンダーの視点を入れることが重要との考えから、日本は、2015年に「女性・平和・安全保障（WPS：Women, Peace and Security）に関する国連安全保障理事会決議第1325号」および関連決議の履行に向けた「行動計画」を策定、実施しており、2019年3月に改訂版を策定しました。また、日本は、2018年のG7外相会合で合意されたG7 WPSパートナーシップ・イニシアティブのもと、パートナー国をスリランカとし、同国駐在のG7各国大使館とも協力しながら、2019年度から、スリランカのWPS行動計画策定支援や、過去26年間の国内紛争により寡婦（かふ）となった女性を含めた同国女性へのリプロダクティブ・ヘルスを中心とする保健分野での支援や経済エンパワーメントのための支援などを促進しています。

日本はこのような活動を通じて、すべての女性および女児のエンパワーメントとジェンダー平等の実現、男女が共に支え合う社会および制度の構築を目指し、多様化する開発課題に対応するため、各国と協力していきます。

用語解説

＊女性起業家資金イニシアティブ（We-Fi：Women Entrepreneurs Finance Initiative）
開発途上国において、女性起業家や女性が運営する中小企業が直面する障害（資金アクセス、法制度等）を克服するための支援を実施することにより、途上国における女性の経済的自立を支援し、その経済・社会参画の促進を目的とする、世界銀行と参加国14か国によるイニシアティブ。支援内容は、女性起業家の資金等へのアクセス支援、金融機関等に対する女性起業家とのビジネス促進に向けた助言、途上国の法制度改善に向けた技術協力など。同イニシアティブは、ドナー国から約3.5億ドル、および民間資金・国際金融機関から動員する資金と合わせ、10億ドル超の資金を利用可能とすることを目指している。

イ．格差是正（脆弱な立場に置かれやすい人々への支援）

SDGsの達成に向けた取組が進められる中、大局的な国家レベルで課題がどこにあるのかを特定し、的確に対応することが困難であるという問題が顕在化していますが、「格差の拡大」への対応においても、同様の問題が存在しています。また、貧困・紛争・感染症・テロ・災害などの様々な課題から生じる影響は、国や地域、女性や子どもなど、個人の置かれた立場によって異なります。こうした状況に対しては、一人ひとりの立場に立った形でのアプローチが有効であり、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現にとって不可欠といえます。

日本の取組

・・・障がい者支援

社会において弱い立場にある人々、特に障がいのある人たちが社会に参加し、包容されるように、能力強化とコミュニティづくりを促進していくことが重要です。日本は開発協力において、ODA政策の立案および実施に当たり、障がいのある人を含めた社会的弱者の状況に配慮しています。障がい者施策は福祉、保健・医療、教育、雇用など、多くの分野にわたっており、日本はこれらの分野で積み重ねてきた技術や経験を、ODAやNGOの活動などを通じて途上国の障がい者施策に役立てています。

たとえば、日本は、鉄道建設、空港建設の設計においてバリアフリー化を図ったり、障がいのある人のためのリハビリテーション施設や職業訓練施設整備、移動用ミニバスの供与を行ったりするなど、現地の様々

タジキスタン

①ドゥシャンベ市における障がい児のためのインクルーシブ教育推進事業
②ヒッサール市における障がい児のためのインクルーシブ教育（IE）促進事業

日本NGO連携無償資金協力 （①2014年1月～2017年2月、②2017年6月～（実施中））

タジキスタンでは、障がいのある子どもに対する伝統的な考え方や学校側の受入れ体制が十分でないため、学校に通えなかったり、障がいに配慮した教育を受けることができない障がい児がたくさんいます。そのような状況に対処すべく、特定非営利活動法人 難民を助ける会（AAR Japan）は、タジキスタンで活動する唯一の日本のNGOとして、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもがそれぞれの特性や障がいに応じた配慮を受けながら地域の学校で学べる「インクルーシブ教育」の推進を目指し、2014年から事業を実施しています。

整備した学習支援室で手話を学ぶ様子（写真：AAR Japan）

供与した車いすで入口のスロープを使用する子どもと母親（写真：AAR Japan）

当初は、障がい児を学校に受け入れることに反対の声もありましたが、学校のバリアフリー化や、障がい児が適切な学習支援や作業療法などを受けられる学習支援室の整備、教員への研修、保護者や地域住民への啓発活動など様々な取組を進めることで、少しずつインクルーシブ教育への理解が広まりました。今では多くの障がい児が就学し、健常児の保護者からも、「障がいのある子が学校に来てくれて良かった」、「子どもたちが優しくなった」という声が聞かれるようになりました。

首都ドゥシャンベでは、3年間の事業を通じて合計230名の障がい児が通学できるようになりました。また、事業終了後もタジキスタンの人々自らの手で障がい児が働く国内初のカフェをオープンするなど、その活動と支援の輪は着実に現地の人々に引き継がれ、広がっています。

なニーズにきめ細かく対応しています。また、途上国の障がい者支援に携わる組織や人材の能力向上を図るために、JICAを通じて、途上国からの研修員の受入れや、理学・作業療法士やソーシャルワーカーをはじめとした専門家、JICA海外協力隊の派遣などを通じ、幅広い技術協力も行っています。

2014年に日本が批准した障害者権利条約は、独立した条項を設けて、締約国は国際協力およびその促進のための措置をとることとしており（第32条）、日本は今後も、ODAなどを通じて、途上国における障がい者の権利の向上に貢献していきます。

・・・子どもへの支援

一般に、子どもは脆弱な立場に置かれやすく、今日、紛争や自然災害などにより、世界各地で多くの子どもたちが苛酷（かこく）な状況に置かれています。また、子どもの難民や国内避難民も急増しています。途上国の子どもの状況改善に向け、日本は様々な形で人道支援や開発支援を行っています。

日本の支援により建設されたモーリタニアの小学校にて、児童たちに囲まれる佐藤正久外務副大臣（当時）（2019年2月）

たとえば、日本は、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じ、特に草の根レベルで住民に直接裨益（ひえき）するような協力を行っており、小・中学校の建設や改修、病院への医療機材の供与、井戸や給水設備の整備などを通じて、子どもたちの生活状況の改善に貢献するプロジェクトを実施しています。

具体的には、ミャンマーにおいて、少数民族の児童・生徒が多く通学する、カチン州プータオ地区レーイングウィン区小中高等学校において、新たな校舎の建設に協力しています。この協力によって、老朽化の

激しい校舎で授業を受けていた968名の児童・生徒の学習環境の改善に貢献することが期待されます。また、2019年にネパールにおいて、草の根・人間の安全保障無償資金協力により、経済的に恵まれていない家庭の児童が多く通学するカトマンズ郡ブダニルカンタ市公立学校に学校給食センターを建設する協力を行いました。この協力によって同市の公立学校生徒約5,000名に給食が提供されることとなり、生徒の栄養および学習環境の改善を図ることが期待されます。このほか、ナミビアでは、日本が支援した「コマス州トビアス・ハインイェコ地区フィデル・カストロ・ルーシュ小学校教室建設計画」により、小学校に5教室が新たに完成し、1クラスあたりの児童数が緩和されるなど、630名以上の児童が効果的な学習を行うことが可能になりました。

日本が教室の増設を支援したナミビアのフィデル・カストロ・ルーシュ小学校の敷地内で、児童がダンスを披露する様子

ほかにも、日本は国際機関と連携した支援も行っており、カンボジアに対して、2019年1月、無償資金協力「カンボジアにおける児童に対する暴力の防止及び暴力への対応計画（UNICEF連携）」に関する交換公文に署名しました。この計画のもとで、日本は、児童に対する暴力の防止および対応のための主要な取組の実施規模をさらに拡大するべく、暴力撲滅のために世界的に認知されている研修をカンボジア政府職員に対して実施するほか、児童に実際に相対するソーシャルワーカー・医療関係者などの接遇能力強化を行います。これにより、教育現場等における身体暴力の減少および身体的暴力を受けた児童が専門官などに相談しやすい環境の創設が期待されます。

またパキスタンでは、2019年に、ハイバル・パフトゥーンハー州のアフガン難民受入れ地区において、アフガン難民、国内避難民、ホストコミュニティの乳幼児、および妊婦・授乳婦に対して、WFPと連携し、栄養補助食品の配布や栄養・保健研修などの支援を行いました。この協力により、栄養失調と診断された乳幼児約3万人および妊婦・授乳婦約28,000人の栄養改善、同州対象地区女性ヘルスワーカー200人以上に対するメンター研修などを通じて、乳幼児および妊婦・授乳婦の栄養状態が改善されることが期待されます。

このほか、アフガニスタンでは、2019年12月に、無償資金協力「小児感染症予防計画（UNICEF連携）」に関する交換公文に署名しました。この協力は、定期予防接種活動において必要となるワクチン調達を支援することで、約131万人の1歳未満児および約292万人の妊娠可能な年齢層の女性への接種を可能とします。またワクチン調達を支援することで、計1,100万人の5歳未満児の子どもへのポリオワクチン接種が可能となります。さらに、定期予防接種およびポリオワクチン接種キャンペーンの着実な実施を通じて、アフガニスタン全国におけるポリオ等小児感染症の予防・撲滅に寄与することが期待されます（ポリオ予防・撲滅のための支援については、53ページの「ポリオ」も参照）。

国際協力の現場から3

「サッカー選手として、ユニセフの親善大使として」

～長谷部誠　日本ユニセフ協会親善大使からのメッセージ～

Jリーグでプロサッカー選手としてのキャリアをスタートして3年目か4年目だったと思います。海外遠征で様々な国を訪れるようになり、そこで、日本とは異なる様々な状況に接するたびに「何かしなければ」という思いが募っていました。そんな時、飛行機の中で手に取ったパンフレットをきっかけに、まずは、一個人として、ユニセフを通じて世界の子どもたちへの支援を始めました。

みなさんもご存知のとおり、海外では、多くのプロスポーツ選手が様々な社会貢献活動をされています。ご本人たちも社会も、プロの世界で成功した者としてそれを「当然のこと」のように捉えていらっしゃいます。世界の舞台に立つことを目指していた私自身も「いつかは」と思っていたのですが、2010年、ご縁あって日本ユニセフ協会にお声がけいただき、広報活動をお手伝いさせていただくようになりました。それから半年も経たないうちに起こった東日本大震災では、日本ユニセフ協会も被災地で支援活動を展開されたので、私の呼びかけに応えてくださった多くの方々とともにその活動を応援しました。みんなの思いが、どのように子どもたちに届けられているか。自分自身の目で確かめ報告できるよう、支援現場にも何度も伺いました。

海外のユニセフの現場を初めて訪れたのは、2014年、大地震と大津波から10年が経とうとしていたインドネシアのバンダ・アチェでした。「第3回国連防災世界会議」（詳細は77ページの「防災協力」を参照）の開催を翌年に控え、ユニセフとして、「子どもにやさしい復興」のメッセージを発信したいとのことだったのです。これをきっかけに、ユニセフの様々な海外の「現場」にも伺うようになりましたが、その皮切りは、世界中のユニセフの現場に様々な支援物資を送っているコペンハーゲンの物資供給センターを訪れたことでした。この直前に、サッカー人としての私を応援してくださっている方々とともに、世界の子どもたちにはしかのワクチンを贈る活動も始めていたので、全世界で使われるワクチンの4割を調達し、現場に送る役割も果たしているこのセンターから、「ワクチンの旅」を辿ってみようと思ったのです。

2011年12月、南三陸町を訪問した長谷部誠選手。日本ユニセフ協会の支援活動が終了した16年末以降も被災地への訪問を続けている。（写真：日本ユニセフ協会）

2016年6月、バングラデシュのクトゥパロン難民キャンプを訪問した時の様子（写真：日本ユニセフ協会）

2017年は、エチオピアで「旅」の後半を辿りました。首都アディスアベバの中央保冷庫から標高3000メートルを超える山々に囲まれたガシュ・アンバ村まで、実際にワクチンを運ぶ作業に参加させていただいたのです。コールドチェーンはもちろん、保健センターのスタッフやボランティアのトレーニングや、地域の人々の間の予防接種に対する警戒心や迷信を取り除くための働きかけなど、本当にいろいろな活動や支援、そして多くの方々のチームワークがあって初めて「ワクチン」が子どもたち一人ひとりに届くことを学びました。

2018年には、ロシアW杯に合わせ、ユニセフが世界的に「難民・移民」の子どもたちへの支援を呼びかけられたので、私もビデオなどで参加させていただきました。この問題には、10年来仕事と生活の拠点としているドイツでも日常的に接しておりましたので、やはり「何か出来ないか」と思っていたのです。このことをきっかけに、この年の暮れにギリシャの難民キャンプを、そして2019年夏にバングラデシュにある世界最大の難民キャンプを訪ね、命を繋ぐ支援と同じように、この先が見えない子どもたちだからこそ、自らの未来を切り拓く力を育てる教育こそが重要な支援ではないかと強く感じました。子どもが子どもでいられる時間は限られていますし。

サッカー選手として、ユニセフの親善大使として、世界の様々な場所で子どもたちに出会い、多くのことを学び、感じてきました。特に日本と世界の未来を担う若い世代の方々には、私たちの日々の生活が、そうした方々が置かれている状況と無関係ではないということに気が付いていただければと思います。そのために、これからも、この活動を続けてゆきたいと思っています。

日本ユニセフ協会大使
長谷部誠

※長谷部誠選手は2016年12月に日本ユニセフ協会大使に就任。その活動はユニセフのホームページ（https://www.unicef.or.jp/partner/hasebemakoto/）に掲載されています。

(5) 文化・スポーツ

開発途上国では、自国の文化の保護・振興に対する関心が高まっています。その国を象徴するような文化遺産は国民の誇りであり、観光資源として周辺住民の社会・経済の発展に有効に活用できる一方、資金や機材、技術などの不足から、存続の危機に晒(さら)されている文化遺産も多く存在します。このような文化遺産を守るための支援は、被援助国の国民の心情に直接届くものであり、長期的に協力の効果が持続するものです。また、こうした人類共通の貴重な文化遺産をはじめとする文化の保護・振興は、対象国のみならず、国際社会全体が取り組むべき課題でもあります。

また、途上国では、スポーツの振興にも関心が高まっています。スポーツは、国民の健康の維持・増進に寄与するのみならず、相手を尊重する気持ちや他者との相互理解の精神、および規範意識を育むことから、人々の生活の質の向上に貢献しています。スポーツの持つ影響力やポジティブな力は、途上国に開発・発展の「きっかけ」を与える役割を果たします。

日本の取組

日本は、文化無償資金協力*を通じて、1975年より、途上国の文化・高等教育の振興、文化遺産の保全やスポーツ振興などのための支援を実施しています。具体的には、途上国の文化遺産、文化財の保存や活用に必要な施設、その他の文化・スポーツ関連施設、高等教育・研究機関の施設整備や必要な機材の整備を行ってきました（114ページのコラムも参照）。こうして整備された施設は、日本に関する情報発信や日本との文化交流の拠点にもなり、日本に対する理解を深め、親日感情を培(つちか)う効果があります。

2019年には、日本語教育を含む教育分野、放送・出版分野、スポーツ分野への支援を含む17件の文化無償資金協力を決定しました。さらに日本は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催国として、スポーツの価値とオリンピック・パラリンピックムーブメントを広めていくためのスポーツを通じた国際貢献策「スポーツ・フォー・トゥモロー」を推進すべく、ODAやスポーツ外交推進事業を活用したスポーツ支援を積極的に行いました（詳細は71ページの「開発協力トピックス」も参照）。このほか、スポーツ分野において214名のJICA海外協力隊員を派遣しました。

マラウイで、技のかけ方を生徒に指導する青年海外協力隊員

また日本は、国連教育科学文化機関（UNESCO）に設置した「ユネスコ拠出金」等を通じて、文化遺産の保存・修復作業、機材供与や事前調査などを支援しています。特に、将来、その国の人々が自分たちの手で自国の文化遺産を守っていけるようにとの考えから、日本は途上国の人材育成に力を入れており、日本人専門家を中心とした国際的専門家の派遣や、ワークショップの開催などにより、技術や知識の移転に努めています。また、いわゆる有形の文化遺産だけでなく、伝統的な舞踊や音楽、工芸技術、口承伝承（語り伝え）などの無形文化遺産についても、同じく拠出金を通じて、継承者の育成や記録保存、保護のための体制づくりなどの支援を行っています。

ほかにも、アジア・太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業として、アジア・太平洋地域から文化遺産保護に携わる若手専門家を招き、文化遺産保護の能力向上を目的とした研修事業を実施しています。木造建築物の保存修復と考古遺跡の調査記録についての研修を隔年で行っているほか、2019年には、中央アジアの専門家を対象とした博物館に関する研修やカンボジアでのワークショップを実施しました。

パプアニューギニア

パプアニューギニア軍楽隊支援
JICA専門家派遣（2017年3月～2019年3月）
草の根文化無償資金協力（2017年8月）

一般公募

2018年11月、パプアニューギニアが初の議長国となったAPEC（アジア太平洋経済協力）首脳会議が首都ポートモレスビーで開催されました。各国首脳が招待されたガラディナー会場では、同国国防軍の軍楽隊が各国首脳の会場到着を歓迎する演奏を行い、安倍総理夫妻の到着時には、日本の童謡「ふるさと」が演奏されました。

日本は、2017年1月のパプアニューギニア軍楽隊の立ち上げ時から支援を行っており、APEC議長国をつとめる同国政府への支援の一環として、APECの一連の行事において演奏を披露することを目標に、軍楽隊に対する支援を行ってきました。編成当初は楽隊員のほとんどが楽譜も読めず、管楽器に触れるのも初めてでしたが、日本の支援を通じて、わずか2年足らずでAPEC公式行事で演奏できるまでに成長しました。

在パプアニューギニア日本大使館公邸で演奏を披露する軍楽隊
(写真：JICA)

2017年1月以降、陸上自衛隊中央音楽隊から現地に訓練チームが派遣され、数週間の音楽教育が十数回にわたって行われたほか、同年3月から2年間、水科克夫（みずしなかつお）JICA専門家（元航空自衛隊航空中央音楽隊長）が同国に派遣され、陸上自衛隊中央音楽隊チームによる訓練と連携した演奏指導が行われました。

軍楽隊に演奏を指導する水科専門家
(写真：JICA)

また、草の根文化無償資金協力を通じて新しい楽器一式が提供され、首都のポートモレスビーに姉妹校を持つ仙台育英学園からも中古楽器一式が寄贈されました。これに加え、日本政府は、日本国内で一般公募を行い、APEC公式行事での演奏のために、行進曲「March “Port Moresby”」を軍楽隊に贈りました。この曲は今でも様々な公式行事で演奏されています。

こうしたオールジャパンの支援を受けたパプアニューギニア軍楽隊は、JICA専門家派遣期間の終了後も、定期的に陸上自衛隊中央音楽隊からの音楽教育を受けつつ、活発に活動しています。2019年10月には、シドニーで開催された、各国軍楽隊が競演するミリタリー・タトゥーにも招待されました。

このように、大きく成長した軍楽隊がパプアニューギニアの人々に愛され、活躍の場を広げていることは、日本の人材育成支援の成果の一つといえます。

用語解説

＊文化無償資金協力

開発途上国の文化・高等教育振興に使用される資機材の購入や施設の整備を支援することを通じて、途上国の文化・教育の発展および日本とこれらの諸国との文化交流を促進し、友好関係および相互理解を増進させることを目的とした資金を供与するもの。この協力には、途上国の政府機関を対象とする「一般文化無償資金協力」と、NGOや地方公共団体等を対象として小規模なプロジェクトを実施する「草の根文化無償資金協力」の2つの枠組みがある。

国際協力の現場から4

ブラジルの野球少年たちが夢を叶えて訪日！

～子どもたちの未来につながるJICAボランティア*1の野球指導～

一般公募

ブラジル北部のマナウス市には多くの日系人が住んでおり、日系1世が設立した少年野球チームである「マナウスカントリークラブ」には日系人が多く所属しています。同チームでは2018年から、国際協力機構（JICA）の日系社会青年ボランティア*2の宮田瑠星（みやたりゅうせい）隊員が監督を務めています。福岡大学野球部の選手として活躍した宮田隊員は、大学卒業後、野球を通じて国際協力に貢献したいとの思いからJICAボランティアに応募し、本格的な野球を教えられる人材が求められていたブラジルで野球指導を始めました。

着任早々のチームは、宮田隊員が想像していた以上に「ブラジル流」であったと言います。

「少年たちの中には親の意向でチームに加入したため、モチベーションの上がらない子も少なくなく、最初の頃は、私がグラウンドに行っても誰もいないことが何度もありました。そこで、何よりもまず子どもたちにグラウンドに来てもらうため、練習をとにかく楽しいものにすることから始めました。野球だけでなく、サッカーやプールでの遊びなども取り入れて工夫しました。」

実は、宮田隊員の着任以前に同チームに監督はおらず、また、メンバーはわずか5人しかいませんでした。しかし、宮田隊員が行った、遊びながら野球をする「楽しい」練習の噂が広まり、着任後しばらくすると、チームの人数は25人にまで増えました。

宮田隊員がチームにもたらした変化はそれだけではありません。2019年9月には、宮田隊員が中心となって資金を集め、11～15歳の9人の選手の訪日を実現させたのです。

訪日の大きなきっかけとなったのは、1人の少年の存在でした。メンバーの一人、フアン・ダビド君は、母国ベネズエラの経済危機により、避難民としてマナウスに逃れて来ました。ベネズエラでは野球は国民的スポーツで、彼も非常に熱心に野球をしていましたが、マナウス移住後は野球を続けることを諦めていました。しかし、日系人の支援により、宮田隊員が指導するチームで再び野球ができることになったのです。

フアン君は、自分を支援してくれた日系人や、指導者である宮田隊員の存在を通して、日本や日本の野球に興味を持ち、ぜひ日本に行きたいという希望を持つようになりましたが、日本への渡航費の工面は難しい状況でした。そんなとき、フアン君の父親にガンが見つかりました。フアン君は、病気と闘っているお父さんに自分が日本で野球をする姿を見てもらい、元気になって欲しいと強く思うようになりました。

自身も父親をガンで失くした経験を持つ宮田隊員は、そんなフアン君の姿に共感し、日本への旅を実現させるため、クラウドファンディングでの資金集めを思いつきます。さらに、地元

日本遠征の際に親善試合を行った中学生クラブチーム、筑紫（ちくし）エンデバーズとの交流の様子（写真：宮田瑠星隊員）

ソフトバンク・ホークスの選手らとの交流の様子（前列左端が宮田隊員）（写真：宮田瑠星隊員）

の日系企業に協力を依頼して回りました。チームの子どもたちやその保護者たちもお菓子を販売したり、祭りを開催したりして資金集めに貢献しました。その結果、渡航資金が用意でき、ついに9人の少年たちの日本行きが実現しました。

日本では、福岡の中学生クラブチームとの野球対戦やプロ野球の試合観戦など、10日間にわたり様々なことを体験しました。プロ野球観戦では、球団関係者の計らいにより、プロ野球選手たちと直接交流することができました。また、訪問した中学校で生徒たちが自ら教室を清掃したり、給食を配膳したりする姿は、そうした習慣のないブラジルの少年たちにはとても新鮮に映りました。

「規律がしっかりしている」、「日本人の血が自分にも流れているのを嬉しく感じた」、「日頃から日系人の祖父や両親に規律や習慣について注意されることがあるけれど、日本に来てその意味が理解できた」。日本を旅したチームのメンバーはこのような感想を述べています。

ブラジル帰国後は、チームの保護者や支援者を招き、日本遠征の報告会を催（もよお）しました。子どもたちは日本での体験を報告し、日本人の規律や習慣など、ブラジル人が学ぶべきと感じたことも発表しました。そして、日本で学んだことを実践すべく、子どもたちが自ら企画し、街を清掃する運動も始めました。地元のメディアもこうした取組に注目し、同チームは取材の依頼も受けています。

宮田隊員自身も、日本遠征による子どもたちの変化を感じていると言います。

「日本遠征後、子どもたちがより真剣に野球に向き合うようになり、練習に遅刻してくることもなくなりました。日本で、きちんと挨拶をし、規律や時間を守る大切さに気づいたのだと思います。今回の遠征を通じて、野球のことだけではなく、将来社会人として活躍していく上で必要なことを学ぶ機会を与えられたと思います。」

来年に任期が終了する宮田隊員は、現在、野球チームの活動を途絶えさせないため、保護者の方たちを中心に、後継となる指導者の育成を行っています。宮田隊員自身は今後、再びブラジルで野球指導をする道も模索しながら、ブラジルでの経験を活かし、日本で国際色豊かな野球チームを結成して、将来国際的に活躍できる選手を育成するという目標も持っています。

＊1　現名称は「JICA海外協力隊」（2018年秋の制度見直しにより、名称変更）。
＊2　現名称は「日系社会青年海外協力隊」（2018年秋の制度見直しにより、名称変更）。

開発協力トピックス 4

スポーツ・フォー・トゥモロー（Sport for Tomorrow）を通じた日本の開発途上国へのスポーツ支援

SPORT FOR TOMORROW

2020年、待ちに待った東京オリンピック・パラリンピック競技大会（「2020年東京大会」）がついに開催されます。この白書をご覧になっている皆さんは、なぜ開発協力白書と2020年東京大会との間に関係があるのか疑問に思われるかもしれません。実は日本政府は、2020年東京大会に向け、開発途上国のスポーツ選手の練習や育成をサポートするなど、2014年から2020年までの7年間で、100以上の国・地域、1000万人以上を対象に、スポーツを通じた国際貢献事業を推進しています。それがスポーツ・フォー・トゥモロー（SFT：Sport for Tomorrow）です。本事業では、世界のよりよい未来を目指し、スポーツの価値を伝え、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントをあらゆる世代の人々に広げていく取組として、主に以下のような支援が行われています。

①**スポーツを通じた国際協力および交流**（スポーツ関連施設の整備・器材供与、スポーツ指導者・選手の派遣・招へい、スポーツ分野での技術協力、スポーツ分野での日本文化紹介・人材育成支援、学校体育カリキュラム策定支援、スポーツイベント開催支援のための専門家派遣、パラリンピック参加国・地域数の拡大に向けた支援など）
②**国際スポーツ人材育成拠点の構築**（スポーツ教育を行う大学院修士課程や短期プログラムへの留学生の受入れ）
③**国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化支援**（アンチ・ドーピングが遅れている国への教育・研修パッケージの開発・導入支援など）

具体的な事例として、アフリカの南スーダンにおける取組を紹介します。

60以上の民族が混在し、内戦状態が長期化している南スーダンでは、国民の交流、友好と結束を促し、市民レベルから平和と社会的結束を後押しすべく、2016年から同国の文化・青年・スポーツ省が「国民結束の日」スポーツ大会を開催しています。日本は、JICAを通じて同スポーツ大会の開催、運営面で支援してきました。

2019年の第4回スポーツ大会は、南スーダンの首都ジュバにおいて、1月26日から2月3日の9日間にわたって行われました。「平和と社会的結束」をスローガンに、300人以上の選手が、サッカー（男子）、バレーボール（女子）、陸上（男子・女子）といった競技に参加しました。

第4回スポーツ大会での女子バレーボール競技（写真：JICA）

第4回スポーツ大会で活躍するアクーン選手（左手前のゼッケン番号059）（写真：JICA）

本大会の開会式と閉会式では、全国から集まった参加者が、平和や結束への思いを込めたメッセージを掲げて入場行進し、また大会期間中は部族・出身が異なる人たちが交流を深め合いました。大会を通して、若者たちの平和や結束に向けた姿勢が育まれ、参加した選手たちからは、それぞれの地元に戻ってからも、スポーツを通じた平和構築活動に取り組みたいとの声が多く聞かれました。

南スーダン国民の相互信頼や結束を高め、融和促進に貢献しているこの大会の成果により、日本のスポーツを通じた平和促進活動支援の意義が評価され、第4回大会では、国連機関や他国政府、民間企業など、12の国・機関・団体が大会の趣旨に賛同して、資金や物資調達などの支援を行いました。このように、スポーツを通じた信頼構築や平和への啓発活動は、さらなる広がりを見せています。

さらに、こうしたスポーツ大会の実施が実を結び、大会に参加した陸上男子400mハードルのアクーン選手をはじめとする以下の4名の選手が、東京オリンピック・パラリンピックへの出場候補選手として、群馬県前橋市の協力のもとで事前キャンプを実施しています。

①Mr. Akoon Joseph Akoon Akoon（アクーン選手）：オリンピック陸上男子（400mハードル）
②Mr. Kutjang Michael Machiek Ting（マイケル選手）：パラリンピック陸上男子（100m）
③Mr. Guem Abraham Majok Matet（アブラハム選手）：オリンピック陸上男子（1500m）
④Ms. Moris Lucia William Karlo（ルシア選手）：オリンピック陸上女子（100m）

アクーン選手は第4回大会に出場し、その他3名の選手は第1回、第2回大会に出場しました。

このSFTですが、2020年までに100以上の国・地域、1,000万人以上の人々にスポーツの価値とオリンピック・パラリンピック・ムーブメントを広げるという目標を予定より早く達成することができました。今後も日本は、スポーツを通じて、選手の育成やスポーツ大会の実施、スポーツ施設の整備や器材供与などを通じて、途上国の平和や安定に貢献するよう、一層努力していきます。

（6）環境・気候変動対策

環境・気候変動問題は、これまでG7、G20サミットにおいて、繰り返し、主要テーマの一つとして取り上げられ、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」でも言及されるなど、国際的にその取組の重要性が認識されています。これまでも日本は、こうした問題の解決に向けて精力的に取り組んできており、今後も引き続き、国際社会における議論に積極的に参画していきます。

日本の取組

・・・海洋環境の保全

海洋プラスチックごみ問題は、海洋の生態系、観光、漁業、および人の健康に悪影響を及ぼしかねない喫緊の課題として、近年、その対応の重要性が高まっています。2019年6月のG20大阪サミットでは、議長国を務めた日本の主導のもと、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」がG20各国で共有されました。同ビジョンの実現に向け、日本は、途上国の廃棄物管理に関する能力構築およびインフラ整備などを支援していく旨を表明し、世界全体の実効的な海洋プラスチックごみ対策を後押しするため、①廃棄物管理（Management of Wastes）、②海洋ごみの回収（Recovery）、③イノベーション（Innovation）、④能力強化（Empowerment）に焦点を当てた、「マリーン（MARINE）・イニシアティブ」を立ち上げました。日本は、同イニシアティブのもとで、具体的な施策を通じ、廃棄物管理、海洋ごみの回収およびイノベーションを推進するため、途上国における能力強化を支援していきます（詳細は76ページの「開発協力トピックス」も参照）。

また、G20大阪サミットでは、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現に向け、各国が協調して実効的な対策を進めるための「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が合意され、同年10月、東京において、「G20資源効率性対話・G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組フォローアップ会合」が開催されました。同会合では、実施枠組みに基づき、各国の対策・優良事例についての報告・共有が行われたほか、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現に向け、各国政府や国際機関との相互学習などを通じた対策・施策を推進することが確認されました。

G20資源効率性対話・G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組フォローアップ会合で写真撮影に臨む小泉進次郎環境大臣（2019年10月）
（写真：環境省）

このほか、日本は、2018年11月の日・ASEAN首脳会議において表明した、海洋プラスチックごみ対策に関するASEAN支援を拡大する一環として、2019年8月から、マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみの調査手法と分析手法を学ぶための研修を日本で実施しており、2019年9月までに、インドネシア、ベトナム、カンボジア、タイから9名が参加しました。また、2019年9月にはインドネシア、11月にはベトナムを対象に、海洋ごみに関する現地パイロット共同調査の事前調査を実施しました。さらに、同年12月に開催された第8回日中韓サミットでは、日中韓3か国で、海洋プラスチックごみなどを含む共通課題に対する共同努力を促進していくことを確認しました。

・・・気候変動問題

気候変動問題は、国境を越えて取り組むべきグローバルな課題であり、先進国のみならず、途上国も含めた国際社会の一致した取組の強化が求められています。1997年に採択された京都議定書が先進国のみに温室効果ガスの削減義務を課していたことなどから、すべての国が排出削減に取り組む新たな枠組みとして、2015年にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において「パリ協定」が採択され、2016年に発効しました。同協定の採択後は、2020年以降の本格運用に向け、実施指針に関する交渉が開始され、2018年に開催されたCOP24において同実施指針が採択されました。しかし、市場メカニズムの実施指針についてはCOP24で合意に至らず、2019年12月にマドリード（スペイン）で開催されたCOP25においても合意されなかったため、COP26での採択に向け、継続検討となりました。一方で、気候変動の悪影響に伴う損失および損害（ロス＆ダメー

ジ）や、ジェンダーと気候変動、対応措置などの議題については、具体的な進展が見られました。

2019年6月、日本は、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定し、今世紀後半の出来るだけ早い時期に、脱炭素社会の実現を目指すという目標を掲げました。気候変動分野では、人工光合成などのカーボンリサイクルや二酸化炭素の回収・利用・貯留（CCUS）、水素に関連した、脱炭素社会を実現する鍵となる新技術が世界で生まれています。こうしたイノベーションの促進や民間資金の誘導、ビジネス環境改善を通じ、「環境と成長の好循環」を実現することとしています。

また、日本は、途上国における気候変動対策支援にも積極的に取り組んでおり、その一つとして、日本の優れた低・脱炭素技術などを、途上国をはじめとする世界に展開していく「二国間クレジット制度（JCM）」*を推進しています。これにより、途上国の温室効果ガスの削減に貢献し、その成果を二国間で分け合うことが可能になります。日本は2013年に、モンゴルとの間で初めて、JCM実施に係る二国間文書に署名したことを皮切りに、2019年末までに17か国との間でJCMを構築しました。これまで、インドネシア、モンゴル、パラオ、ベトナム、タイなどにおいて、省エネルギーや再生可能エネルギーなどに関する33件のプロジェクトからJCMクレジットが発行されており、JCMは世界全体での排出削減に寄与しています。

二国間クレジット制度（JCM）に関する日本・ベトナム間の第8回合同委員会（2019年5月）

また日本は、世界最大の多国間気候資金基金である「緑の気候基金（GCF）」*を通じた途上国支援も行っています。GCFが初めての増資を迎えるにあたり、2019年10月には、パリにて開催されたハイレベル・プレッジング会合において、初期拠出15億米ドルに続いて、最大15億米ドルを拠出する用意があることを表明しました。GCFでは、2019年12月までに124件の案件がGCFのプロジェクトとして承認・実施されています。また、2017年7月にはJICAおよび三菱UFJ銀行が認証機関として承認され、2019年7月、チリにおける太陽光・揚水水力発電計画が、三菱UFJ銀行による初めてのプロジェクトとして採択されました。

・・・生物多様性

近年、人類の活動の範囲、規模、種類の拡大により、生物の生息環境の悪化、生態系の破壊に対する懸念が深刻になってきています。日本は、2010年10月に生物多様性条約*第10回締約国会議（COP10）を愛知県名古屋市で開催するなど、生物多様性分野の取組を重視しています。また、愛知目標*の達成に向けた途上国の能力開発などを支援するため、「生物多様性日本基金」に拠出しており、条約事務局において、本基金により生物多様性国家戦略の実施を支援するワークショップの開催などが進められています。また、2019年1月、愛知目標に替わる次の世界目標を含む、ポスト2020生物多様性枠組み策定に向けたプロセスの一環として、アジア地域ワークショップが名古屋市で開催され、同枠組み策定に向けた日本の貢献などが説明されました。

また、近年、象牙をはじめとする野生動植物の違法取引が深刻化し、国際テロ組織の資金源の一つになっていることが、国際社会で問題視されています。日本は、ワシントン条約関連会合での議論に積極的に参加するとともに、同条約が実施するプロジェクトへの拠出などを通じて、国際社会と協力して問題の解決に取り組んでいます。具体的な取組として、日本は、2019年4月にウガンダで、また同年7月にモザンビークで、ゾウの密猟対策を実施する施設の建設を支援し、引渡式を行いました。

日本の支援により完成した、ウガンダのゾウ密猟監視施設

・・・環境汚染対策

日本は環境汚染対策に関する多くの知識・経験や技術を蓄積しており、それらを途上国の公害問題を解決するために活用しています。2013年に日本で開催された、水銀に関する水俣条約外交会議において、日本は議長国として「水銀に関する水俣条約」の採択を主導し、同条約は2017年8月に発効しました。日本は、水俣病 注32 の経験を経て蓄積した、水銀による被害を防ぐための技術やノウハウを世界に積極的に伝え、グローバルな水銀対策においてリーダーシップを発揮しています。2019年11月に開催された水俣条約第3回締約国会議においても、条約の実施と遵守を推進する実施・遵守委員会に選出されるなど、水銀の規制に関する国際的なルール作りにも積極的に貢献しています。

また廃棄物管理分野において、環境省は、2019年3月4日～6日に、タイ天然資源環境省および国際連合地域開発センターとの共催で、「アジア太平洋3R推進フォーラム第9回会合」をバンコクにて開催しました。同会合では、3R 注33 推進に役立つ制度面および技術面の情報を各国と共有するとともに、会合の成果として「3R及び循環経済によるプラスチックごみ汚染防止に向けたバンコク3R宣言」を採択しました。また、2017年4月に環境省がアフリカの廃棄物に関する知見の共有とSDGs達成を促進することなどを目的とし、JICA、横浜市、国連環境計画（UNEP）および国連人間居住計画（UN-Habitat）とともに設立した「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」の第2回全体会合が、第7回アフリカ開発会議（TICAD7）の公式サイドイベントとして、2019年8月26日～27日に横浜で開催されました。同会合の成果文書として、ACCPの今後の活動の方向性を示す「ACCP横浜行動指針」が採択され、会合の成果をTICAD7に取り込み、アフリカ各国の廃棄物管理をより一層推進していくことが確認されました。これを受けて、TICAD7の成果文書である「横浜行動計画2019」では、廃棄物管理システムの向上に取り組むイニシアティブとして、ACCPに関する記述が盛り込まれました。

日本の支援により、ベトナムのトゥアティエン・フエ省の小学校に設置された3R推進のためのゴミ箱

注32 水俣病は、工場から排出されたメチル水銀化合物に汚染された魚介類を食べることによって起こった中毒性の神経系疾患。熊本県水俣湾周辺において1956年5月に、新潟県阿賀野川流域において1965年5月に公式確認された。

注33 Reduce（リデュース：廃棄物の削減）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の3つのRの総称。

用語解説

＊二国間クレジット制度（JCM：Joint Crediting Mechanism）

日本が有する優れた低・脱炭素技術や製品、システム、サービス、インフラを開発途上国に提供し、その普及を目指す温室効果ガス削減プロジェクトなどを通じ、温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価するとともに、実現した削減分を「クレジット」として、日本の削減目標の達成に活用する仕組み。

＊緑の気候基金（GCF：Green Climate Fund）

2010年のCOP16で採択されたカンクン合意において設立が決定された、開発途上国の温室効果ガス削減・吸収と気候変動適応に関する活動を支援する多国間基金。

＊生物多様性条約

生物に関する問題に国境はなく、生物多様性問題に対する世界規模での取組が必要なことから、1992年に採択された条約。同条約は①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用（生態系・種・遺伝子の各レベルでの多様性を維持しつつ、生物等の資源を将来にわたって利用すること）、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公平な配分を目的とする。先進国から開発途上国への経済的および技術的な支援を実施することにより、世界全体で生物多様性の保全とその持続可能な利用に取り組んでいる。

＊愛知目標（戦略計画2011-2020）

2010年のCOP10において採択された、生物多様性条約の2020年までの戦略計画で掲げられた目標。2050年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指しており、短期目標として、2020年までに生物多様性の損失を止めるための行動の実施を目的として、20の個別目標を設定している。

開発協力トピックス 5

海洋プラスチックごみ問題

～G20大阪サミット議長国として開発途上国も巻き込んだ新たな対策を～

プラスチックは手軽で安く大量に作られ、安全・衛生面の維持がしやすいことから、レジ袋やペットボトルなど様々な製品に幅広く使われており、私たちの生活に深く浸透しています。しかし、プラスチック製品が利用後にきちんと廃棄物処理されず、海洋などにおける不法投棄や不完全な埋め立て処理などにより、河川や海洋に流出してしまい、海洋の生態系や観光、漁業、養殖業に悪影響を与えることが心配されています。また、プラスチックが細かい粒子となったマイクロプラスチックを魚などが餌（えさ）と間違えて食べてしまったり、マイクロプラスチックに吸着した化学物質が食物連鎖に取り込まれ、我々人間の健康にも悪影響を及ぼす可能性が懸念されています。

海に流出するプラスチックごみは一般的には毎年800万トンとも言われており、これはジャンボジェット機に換算すると5万機分もの重量にあたります。また、プラスチックは一旦海に出てしまうと長期間消えずに海に漂い続け、一説には、ペットボトルが完全に分解されるためには400年かかるといわれています。これは、1614年の大阪の陣から現在までに相当する大変に長い時間です。

そこで日本は、今年6月に日本初開催となったG20大阪サミットの機会に、世界に向けてリーダーシップを発揮し、サミット議長国として「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」をまとめました。これは、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロにすることを目指すものです。画期的であるのは、「G7」ではなく「G20」の機会において、参加各国の首脳の間で合意を得たことであり、これは、世界における海洋プラスチックごみの流出量に関係しています。海洋プラスチックごみの流出量は、G7諸国からはわずか約2%であるのに対し、G20諸国からの流出は全体の約48%を占めると推計されています。このことからもわかるように、海洋プラスチックごみの問題は、途上国を含むG20全体、ひいては世界全体で取り組む必要がある課題なのです。

同サミットにおいては、同ビジョンの実現に向けて各国で協調して実効的な対策を進めるために、各国が自主的な対策を実施し、その取組を継続的に報告・共有する「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」も合意されました。途上国を含めたG20が、共通のビジョンと国際枠組に合意し、それをG20の外にも広げていくことになりました。

JICAセンターにおける廃棄物管理研修の様子
（写真：JICA）

タイの海岸に打ち寄せられた海洋プラスチックごみ（写真：九州大学磯辺篤彦教授）

また、日本は、同サミットの機会に、独自の取組として、「マリーン（MARINE）・イニシアティブ」の立ち上げを表明しました。前述のとおり、世界全体における海洋プラスチックごみの量の削減は、日本1か国だけで取組を進めても解決せず、途上国における海洋プラスチックごみの流出防止にも対策を講じる必要があります。そこで、「マリーン（MARINE）・イニシアティブ」は、途上国における廃棄物管理の向上を目的とし、ODAなどを活用して、①廃棄物管理（Management of Wastes）、②海洋ごみの回収（Recovery）、③イノベーション（Innovation）、④能力強化（Empowerment）を支援するものです。同イニシアティブはまた、世界での2025年までの廃棄物管理人材を1万人育成することや、東南アジア諸国に対する能力構築・人材育成支援も約束しています。今後、同イニシアティブの効果が現れることが期待されます。

日本がこれまでに行ってきた支援の好事例として、バングラデシュに対する清掃職員の研修およびゴミ収集車の提供があり、日本の支援を通じ、2004年にはゴミ収集率が44%だったものが、2018年には80%にまで改善しました。日本は、こうした実績を活かし、ゴミ処理のための質の高いインフラ整備にも協力しています。

さらに、海洋プラスチックごみ問題解決のためには科学的知見の蓄積も必要です。海洋プラスチックごみについては、その流出の実態が十分に明らかになっていません。そのため、日本は2019年3月、国連環境計画（UNEP）に拠出し、東南アジア（メコン川流域）やインド（ガンジス川流域及びムンバイ）において、海洋プラスチックごみの排出源・経路の特定やモニタリング手法のモデル構築などを行い、各国における適正な廃棄物処理システムの導入などの政策につなげていく予定です。

(7) 防災の主流化と防災対策・災害復旧対応、および持続可能な都市の実現

世界各国で頻繁に発生している地震や津波、台風、洪水、干ばつ、土石流などの災害は、単に多くの人命や財産を奪うばかりではありません。災害に対して脆弱な開発途上国では、貧困層が大きな被害を受け、難民化することが多く、さらに衛生状態の悪化や食料不足といった二次的被害の長期化が大きな問題となるなど、災害が途上国の経済や社会全体に深刻な影響を与えています。このため、災害に強い、しなやかな社会を構築し、災害から人々の生命を守るとともに、持続可能な開発を目指す取組が求められており、中でも、あらゆる開発政策・計画に防災の観点を導入する「防災の主流化」を推進することが重要となっています。

また、近年、人間の主要な居住地域であり、経済・社会・政治活動の中心である都市の運営にかかわる様々な問題が注目されています。たとえば、市街地や郊外で排出される大量の廃棄物処理への対応や、大気・水などの汚染防止への対応、下水・廃棄物処理システムなどのインフラ施設の整備、急激な人口増加とそれに伴う急速な都市化への対応などの問題です。こうした問題に対応し、持続可能な都市の実現に向けて取り組むことが重要な開発協力課題となっています。そこでSDGsでは、目標11として、「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び居住地の実現」という課題が設定されました。このように、持続可能な都市の実現を含む人間居住の課題解決に向け、国際的な関心が高まっています。

日本の取組

・・・防災協力

日本は、地震や台風など過去の自然災害の経験で培われた優れた知識や技術を活用し、緊急援助と並んで、防災対策および災害復旧対応において積極的な支援を行っています。2015年には、仙台において開催された第3回国連防災世界会議の結果、「仙台防災枠組2015-2030」が採択されました。この枠組みには、「防災の主流化」、防災投資の重要性、多様なステークホルダー（関係者）の関与、「より良い復興（Build Back Better）」、女性のリーダーシップの重要性など、日本の主張が取り入れられました。

さらに、新たな協力イニシアティブとして、2019

ミャンマー　ヒンタダ地区における学校・地域防災支援事業

日本NGO連携無償資金協力（2018年3月～（実施中））

一般公募

ミャンマーのヒンタダ地区にあるナベーゴン村は、エヤワディ河の水位が上昇するたびに洪水に見舞われ、雨季には数か月にわたって浸水するという問題を抱えていました。浸水時の深さは2メートルに及ぶにもかかわらず、安全な避難場所がなく、浸水すると老朽化した木造校舎では授業が実施できなくなる状況が続いていました。

そこで、災害に負けない人づくり・まちづくりに取り組む特定非営利活動法人SEEDS Asiaは、子どもの継続的な教育機会と住民の避難場所を確保することを目的として、鉄筋コンクリートによる高床式の「学校兼シェルター」を建設しました。この施設は、普段は教育と地域の活動拠点として活用され、洪水になると地域の避難所として活用されるものですが、避難所として使用されている時にも授業を継続できるスペースを確保した設計になっています。子どもの健康と安全に配慮し、災害に強く、地域の防災拠点となる施設を作るという同校舎のコンセプトは、1923年に起きた関東大震災の復興事業の一環として立案された「復興小学校」にヒントを得ています。さらに、兵庫県丹波市からは、人口減少によって不要となった学校家具（机と椅子のセットおよび黒板）が寄贈され、ミャンマーへの送り出しの際には日本各地からボランティアが集まり、丹波市での学校の清掃や家具の運搬を手伝ったほか、ビデオレターによる丹波市とミャンマーの子どもたちの交流も生まれました。また、日本とミャンマーの市民からの寄付によって現地の学校にスロープが付設されたことで、高齢者や足の不自由な子どもが容易に校舎まで登れるようになりました。

完成した学校兼シェルター（写真：SEEDS Asia）

兵庫県丹波市から贈られた学校家具で学ぶナベーゴン村小学校の児童たち（写真：SEEDS Asia）

同施設の有効な活用に向けて、SEEDS Asiaは41名の教員と地域住民で構成される村の防災委員会を立ち上げ、今年度は、ナベーゴン村とその周囲の13村を対象にした研修を毎月実施しています。同研修では、地域による学校運営協議会を有する京都市立高倉小学校の協力を得て、地域との連携活動の事例や仕組みを紹介するなど、災害対応能力の強化が図られています。

ネパールの小学校において、日本NGO連携無償資金協力により、震災時の避難方法などを学べる防災紙芝居の読み聞かせが行われる様子（写真：公益社団法人シャンティ国際ボランティア会）

年、安倍総理大臣が今後の日本の防災協力の基本方針となる「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」を発表しました。日本は、誰もが安心して暮らせる災害に強い世界の強靱化に貢献すべく、洪水対策などにより、2019～2022年の4年間で、少なくとも500万人に対する支援に加え、行政官や地方リーダー計4万8千人の人材育成、および次世代を担う子どもたち計3万7千人に対する防災教育の実施を表明するなど、防災に関する日本の進んだ知見と技術を活かし、国際社会により一層貢献していく姿勢を示しました。これにより、各国の建造物の性能補強や災害の観測施設の整備が進むだけでなく、防災関連法令・計画の制定や防災政策立案・災害観測などの分野での人材育成が進み、各国の「防災の主流化」が進展しています。

このほか、2015年9月、「持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）」を採択した国連サミットにおいて、安倍総理大臣は、津波に対する意識啓発のため、国連での「世界津波の日」の制定を各国に呼びかけました。その結果、同年12月、国連総会において、11月5日を「世界津波の日」とする決議が採択されました。これを受け、2019年9月に札幌にて、「『世界津波の日』2019高校生サミットin北海道」が開催されました。

・・・持続可能な都市の実現

日本は「開発協力大綱」を踏まえ、防災対策・災害復旧対応や健全な水循環の推進など、人間居住に直結した地球規模課題の解決に向けた取組を進めています。具体的には、日本はその知識と経験を活かし、上下水・廃棄物・エネルギーなどのインフラ整備や、災害後において、被災前よりも強靱なまちづくりを行う「Build Back Better（より良い復興）」の考え方を踏まえた防災事業や人材育成などを実施しています。このほか日本は、持続可能な都市開発を推進する国連人間居住計画（UN-Habitat）への支援を通じた取組も進めています。その一例として、福岡に所在するアジア・太平洋地域本部と連携し、日本の民間企業や自治体の環境技術を海外に紹介しています。

また2016年、南米エクアドルのキトで開催された国連人間居住会議（HABITAT Ⅲ）において、人間居住に関する各国の取組実績をもとに、都市問題や人間居住に係る課題の解決に向けた国際的な取組方針である「ニュー・アーバン・アジェンダ（NUA）」が採択されました。NUAは目標11を含むSDGsの達成に貢献するものであり、日本としてもNUAの実施に取り組んでいます。

（8）食料安全保障 注34 および栄養

国連食糧農業機関（FAO）、国際農業開発基金（IFAD）、国連世界食糧計画（WFP）、国連児童基金（UNICEF）、および世界保健機関（WHO）が共同で作成した報告書である「世界の食料安全保障と栄養の現状2019」によると、2018年の世界の栄養不足人口は8億2,160万人で、世界の約9人に1人に達したと推定され、2014年まで10年以上減少傾向にありましたが、2015年に増加に転じて以降、増加傾向が継続しています。SDGsの目標2として掲げられた「飢餓の終焉、食料安全保障と栄養改善、持続可能な農林水産業の実現」を達成するためには、さらなる努力が不可欠な状況です。また、近年の気候変動と極端な気象現象は、深刻な食料危機を引き起こし、最近の飢餓人口を増大させる重要な要因の1つであり、レジリエンス（強靱さ）や適応能力の強化に向けた行動の加速と拡大が世界に呼びかけられています（気候変動問題について、詳細は72ページを参照）。

食料安全保障を確立するためには、持続可能な食料増産のみならず、栄養状態の改善、社会的セーフティー・ネット 注35 の確立、必要な食料支援や家畜の感染症への対策など、国際的な協調による多面的な

注34 すべての人がいかなるときにも十分で安全かつ栄養ある食料を得ることができる状態のこと。
注35 人々が安全で安心して暮らせる仕組みのこと。

施策が求められます。栄養状態の改善については、特に、妊娠から2歳の誕生日を迎えるまでの1000日間における妊婦と子どもの栄養状態を改善することが、子どもの長期的な成長過程にも多大な影響を与えるため重要とされています。

また、食料安全保障を確立する上で、開発途上国の農業開発への取組は差し迫った課題です。途上国の貧困層の多くは農村地域に住み、その大部分が生計を農業に依存していることからも、農業・農村開発に取り組むことは重要であるといえます。加えて、途上国の農家の多くは、農産物を高く買い取ってもらえないことなどが要因となって、貧困から抜け出せない状況にあり、その解決策として、フードバリューチェーンの構築が提起されています。これは、農家をはじめ、種や肥料、農機などの必要な資機材の供給会社、農産物の加工会社、輸送・流通会社、販売会社など多くの関係者が連携して、農産物の付加価値を、生産から製造・加工、流通、消費に至る段階ごとに高められるような連鎖をつくる取組です。農産物の付加価値としては、具体的には、農産物の質の向上、魅力的な新商品の開発、輸送コストの削減、販売網の拡大による販売機会の増加などがあげられます。

日本の取組

日本は、フードバリューチェーンの構築を含む農林水産業の振興に向けた協力を重視し、地球規模課題としての食料問題に積極的に取り組んでいます。短期的には、食料不足に直面している途上国に対して食糧援助を行い、中長期的には、飢餓などの食料問題の原因の除去および予防の観点から、途上国における農業の生産増大および生産性向上に向けた取組を中心に支援を進めています。中長期的支援として、具体的には、

JICAボリビア事務所が、チチカカ湖の水産養殖センターとともに、養殖されたボリビア産ニジマスの消費拡大キャンペーンを実施した時の様子（写真：JICA）

日本はその知識と経験を活かし、栽培環境に応じた研究・技術開発や技術の普及能力の強化、水産資源の持続可能な利用の促進、農民の組織化、政策立案などの支援に加え、灌漑施設や農道、漁港といったインフラの整備などを実施しています。

・・・食料支援と栄養改善への取組

日本は、食料不足に直面している途上国からの要請に基づき、食糧援助を行っています。2018年度には、二国間食糧援助として15か国に対し、総額51.1億円の支援を行い、日本政府米を中心に、約8万トンの穀物（コメ、小麦）を供与しました。

また日本は、国際機関と連携して、飢饉の要因となる紛争の発生・再発を予防する観点からの食料支援にも取り組んでいます。たとえば、WFPを通じて、緊急食料支援、教育の機会を促進する学校給食プログラムのほか、農地や社会インフラ整備などへの参加を食料配布により促し、地域社会の自立をサポートする食料支援などを実施しています。WFPは2018年に、世界83か国で約8,670万人に対し、約390万トンの食料を配布するなどの活動を行っており、日本は2019年、WFPの事業に総額1億5,523万ドルを拠出しました。

栄養改善への取組に関しては、二国間で母乳育児の推進や保健人材育成などの支援を行っているほか、多国間では、UNICEFやWFPなどへの拠出を通じた支援を行っています。ほかにも、日本は、国際的に栄養改善の取組を牽引する国際的イニシアティブであるSUN（Scaling Up Nutrition）にドナー国として参加しています。近年は、民間企業と連携した栄養改善事業の推進にも力を入れており、2016年には、栄養改善事業推進プラットフォーム（NJPPP）を発足させました。このプラットフォームを通じ、日本は、民間企業、市民社会、学術研究機関といったパートナーと協同で、食品関連事業者などによる途上国における栄養改善の取組を後押しする環境を整備し、栄養改善に貢献しています。

このほか、第6回アフリカ開発会議（TICAD Ⅵ）において、日本は、アフリカでの栄養改善を加速化するための「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ（IFNA）」を立ち上げ、第7回アフリカ開発会議（TICAD7）にて、アフリカの5歳以下の子ども2億人の栄養改善に向けてIFNAの経験・知見をアフリカ全土に拡大することを表明するなど、日本主導の栄養改善の取組が本格的に動き始めています。

日本の食料安全保障のための外交的取組

【背景】

日本の状況

- ✓ 食料供給のうち、カロリーベースで6割、生産額ベースで3割を海外に依存
- ✓ 生産拡大を図る上での課題（農業人口の減少・高齢化に伴う担い手不足など）

＋

世界の状況

- ✓ 世界人口の増加
- ✓ 新興国の経済発展による食生活の変化
- ✓ バイオエネルギー生産の増加
- ✓ 気候変動、異常気象の頻発
- ✓ 輸出余力のある国は限定的
- ✓ 食料価格の不安定性の拡大、農産品の金融商品化

【外交的取組】

1．世界の食料生産の促進

- **投資促進**
  責任ある農業投資の推進に向けて、世界食料安全保障委員会（CFS）が策定した「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」の推進、官民連携によるフードバリューチェーン構築に向けた二国間対話や官民ミッションの開催など
- **農業・農村開発，研究開発・技術普及の推進**
  アフリカにおける稲作振興（CARD）など
- **気候変動への対応等**
  干ばつ等の自然災害の予防・早期警戒システム構築など

2．安定的な農産物市場・貿易システムの形成

- **自由貿易体制の維持・強化に向けた取組、市場機能に対する監視**
  WTOのもとでの輸出制限の原則禁止に向けた働きかけ、経済連携協定における輸出制限に関する規律の強化、価格動向のフォロー（農業市場情報システム（AMIS）など）、価格変動への対策など

3．脆弱な人々に対する支援・セーフティネット

- **多国間フォーラムでの目標設定**
  持続可能な開発目標（SDGs）の一つにゼロハンガー実現を設定（SDG2）
  G7エルマウ・サミット（2015年）の「2030年までに5億人を飢餓・栄養不足から救出する」目標に向け、2016年のG7伊勢志摩サミットでは「食料安全保障と栄養に関するG7行動ビジョン」を策定
- **二国間の支援**
  国際協力機構（JICA）を通じた農業開発支援など
- **国際機関との連携による食料支援・栄養支援**
  FAO（国連食糧農業機関）、IFAD（国際農業開発基金）、WFP（国連世界食糧計画）、CGIAR（国際農業研究協議グループ）などへの拠出、栄養補助食品の供与、生計獲得手段の付与、栄養改善事業推進プラットフォーム（NJPPP）など

4．緊急事態や食料危機に備えた体制づくり

- **国際的な協力枠組み**
  ASEAN＋3緊急米備蓄（APTERR）、G20の迅速対応フォーラム（RRF）

・・・東京栄養サミット2020の開催

日本は、栄養をユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成に重要な基礎分野と位置づけ、東京オリンピック・パラリンピック開催国として、2020年に「東京栄養サミット2020」を開催します。同サミットを通じて、栄養不良の解決に向けた国際的取組を推進することを目指しています。

同サミットでは、栄養に関連する様々な分野を取り上げ、多くの関係者とともに課題解決に向けた議論を行う予定です。具体的には、栄養のユニバーサル・ヘルス・カバレッジへの統合、健康的で持続可能なフードシステムの構築、脆弱（ぜいじゃく）な状況下における栄養不良対策、データに基づくモニタリング（説明責任）、栄養改善のための財源確保、の5つのテーマを取り上げる予定です（UHCについて、詳細は48ページを参照）。

・・・フードバリューチェーンの構築と農林水産業の振興

日本は、政府と民間企業が連携した取組により、途上国などにおけるフードバリューチェーンの構築を推進しています。2019年度には、ベトナム、カンボジア、インド、ブラジル、ロシアと二国間政策対話などを実施し、2019年12月には、各国・地域でフードバリューチェーン構築の重点的取組を定めた「フードバリューチェーン構築推進プラン」を策定しました。

また日本は、アフリカの食料安全保障・貧困削減の達成のため、アフリカの経済成長において重要な役割を果たす農業を重視し、その発展に貢献しています。たとえば、アジア稲とアフリカ稲を交配したネリカ（NERICA）*の研究支援と生産技術の普及支援、包括的アフリカ農業開発プログラム（CAADP）に基づいたコメ生産増大のための支援などを行っています。また、2008年に開催された第4回アフリカ開発会議（TICAD Ⅳ）において、日本は、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）*を設立し、CARDイニシアティブを発表しました。それ以来、日本は、サブサハラ・アフリカのコメ生産量を2008年時点の1,400万トンから2018年までに倍増させることを目標として掲げていましたが、実際に、2017年のサブサハラ・

アフリカ地域の年間コメ生産量（暫定値）は3,010万トンまで増加し、当初の目標であった生産量倍増を達成しました。

さらに日本は、2019年のTICAD7において、サブサハラ・アフリカのコメ生産量をさらに倍増（2018年目標値の2,800万トンから2030年までに5,600万トンへ倍増）させることを目標として、CARDフェーズ2の立ち上げを表明しました。CARDフェーズ2では、対象国を23か国から32か国に増やし、自国産米の品質向上のための取組を含むRICEアプローチ*を採用することなどにより、コメの生産量倍増に向けた取組を強化しています。

また、自給自足から「稼ぐため」の農業への転換を推進するため、日本は2013年の第5回アフリカ開発会議（TICAD Ⅴ）において、小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト（SHEP）アプローチ*のアフリカ諸国への広域展開と、SHEPアプローチを通じた人材育成（技術指導員1,000人、小農組織5万人）を表明しました。日本は、2018年までに、アフリカ以外を含む29か国を対象に、技術指導員12,357人、小規模農家120,085人に対して、市場志向型農業の振興に向けた人材育成を実施してきました。

ルワンダにおけるSHEPアプローチプロジェクト（小規模農家市場志向型農業プロジェクト（SMAP））の一環で、JICA専門家（左）が稲作における肥料の使用方法を指導している様子（写真：JICA）

セネガル　セネガル川流域灌漑稲作生産性向上プロジェクト（PAPRIZ2）
技術協力（2016年4月～2021年3月）

セネガルではコメが主食の一つとなっており、西アフリカの中でも有数のコメ消費国です。しかし、コメの国内生産量が需要に追いついておらず、自給率の向上が課題となっています。

日本は、セネガルにおけるコメの自給率向上を支援するための協力を続けてきており、特にセネガルの国産米の7割以上が生産されるセネガル北部のセネガル川流域において、これまでに多数の稲作プロジェクトを実施しています。

2016年から実施している本プロジェクトでは、セネガル農業・農村普及庁をはじめ中央省庁など関係機関と緊密に連携し、セネガル川流域の稲作に関する中長期的なマスタープランを策定する支援を行いました。このマスタープランは、セネガル川流域における農業開発および技術支援のレビューやセネガル国政府への提言などを盛り込んだことと、セネガル側のオーナーシップを重視して策定されたことがセネガル政府から高い評価を得ており、セネガルの国家稲作開発計画にも取り入れられるなど、セネガルの稲作政策に大きく貢献しています。

2018年9月、ダガナ県女性グループへの精米機の運転指導を行っている様子（写真：JICA）

PAPRIZ2の維持管理指導者研修を受講したSAED（セネガル川デルタ・セネガル川ファレメ周囲機整備開発公社）普及員の指導の下、2018年1月に行われたポドール県での農民参加型工事による水路締固め作業（写真：JICA）

また、セネガル川流域でも特に稲作が盛んなダガナ県やポドール県において、コメの生産性と品質を高めるための支援を行っており、具体的には、①灌漑施設の適切な維持管理、②稲作技術の効率的な普及と適切な種子栽培方法の導入、③精米品質の向上、籾や精米の水分管理といった収穫後の適切な処理、④農業機械サービスの質の向上、⑤二期作の普及を実現するために、地域に根差した協力を行っています。日本からセネガルに派遣されているJICA専門家が、現地の農家と一緒に田畑に入って技術指導を行う姿に、現地の農業関係者から大きな信頼が寄せられています。

加えて日本は、TICAD Ⅶにおける各国からの農業分野へのさらなる協力要請を受けて、アフリカ諸国と日本をつなぐプラットフォームを立ち上げました。同プラットフォームに基づき、2018年から2019年までの間に、6名の経験豊かな専門家を派遣し、優れた農業技術の移転と人材育成を進めると同時に、農業分野の優れた案件を推進しています。

・・・多国間協力による食料安全保障

世界の食料増産の必要性や国際食料価格の高騰を背景として、外国資本による農地取得など、途上国への大規模な農業投資に伴う意図せざる負の影響を緩和するとともに、農業への投資を増加させることを目的として、2009年のG8ラクイラ・サミット（イタリア）において、日本は、「責任ある農業投資」*を提唱しました。日本のイニシアティブのもと、FAO、IFAD、国際連合貿易開発会議（UNCTAD）、世界銀行の4つの国際機関で「責任ある農業投資原則（PRAI）」が策定され、2014年の世界食料安全保障委員会（CFS）では、「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則（CFS-RAI）」が採択されました。日本は、関係国際機関と連携し、「責任ある農業投資」のための調査研究や、地域レベルの意識向上と理解促進を図るため、優良事例を共有するなどの取組を推進しています。

また、2015年のG7エルマウ・サミット（ドイツ）において、G7は「2030年までに開発途上国において5億人を飢餓及び栄養不良から救い出す」という野心的な目標を掲げ、その達成に向けた「食料安全保障及び栄養に関する広範な開発アプローチ」を発表し、2016年のG7伊勢志摩サミットで、このアプローチに基づき、「食料安全保障と栄養に関するG7行動ビジョン」を発表しました。同行動ビジョンを受け、2030年までの目標達成のため、女性のエンパワーメント、栄養改善、農業・フードシステムにおける持続可能性および強靭性の確保を重点分野として取り組んでいます。また、2019年のG7開発大臣会合では、特に深刻な状況にあるサヘル地域における食料安全保

バングラデシュ　バングラデシュ小規模農家への生計向上支援及びミャンマーからの避難民への食糧支援計画

無償資金協力（国連世界食糧計画との連携）（2019年1月～2021年1月）

近年、バングラデシュは著しい経済成長を遂げていますが、その中でも農業は国内総労働人口の約4割を占める人々が従事しており、GDPに占める割合も高く、重要な産業の一つです。一方で、同国の貧困層（約4,000万人）のうち約1,100万人を占める小規模農家は、換金作物を栽培することで現金収入を確保し、生計を向上させることが必要となっています。

また、2017年8月以降、同国南東部コックスバザールにはミャンマー・ラカイン州から多くの避難民が流入し、現在も約90万人を超える人々が避難生活を余儀なくされています。避難民のうち約5割の人々の食生活は、国際貧困ライン*1以下とされ、さらに量のみならず、バランスを欠いた食生活により、避難民の栄養状態は危機的状況にあることから、早急な改善が必要となっています。

このような状況を踏まえ、日本は、2019年から国連世界食糧計画（WFP）と連携し、小規模農家を対象に緑豆などの栽培技術を移転するとともに、小規模農家が生産した緑豆をミャンマーからの避難民が電子食料配布券（Eバウチャー*2）で購入することを可能にするための支援を行っています。緑豆の栽培については、2014年よりバングラデシュにおいて、日本の農業技術を用いた緑豆栽培事業を実施しているグラミンユーグレナと株式会社ユーグレナがWFPと連携して技術移転を行っています。

この協力により、2019年12月までにおよそ2,000キロの緑豆が避難民キャンプへ提供されています。また、約2,000人を対象にした緑豆などの栽培技術に関する研修を通じて、小規模農家の生計が向上するとともに、避難民の栄養状況が改善することが期待されます。そのほか、電子食料配布券の利用者からは、豆や野菜など様々な食材を購入することができるようになり助かる、初めて食べる緑豆は美味しいといった声が聞かれるなど、支援の成果が上がっています。

電子食料配布券の使用が可能な難民キャンプ内の食料品店にて、緑豆を購入する避難民（写真：WFP）

＊1　世界銀行は国際貧困ラインを1日1.90ドルと定めている。
＊2　プリペイド式のカードにより食料品店から食材を購入できるシステムのこと。

障について議論し、G7とG5サヘル加盟国との共同コミュニケを発表しました。

またG20において、日本は、国際的な農産品市場の透明性を向上させるための「農業市場情報システム(AMIS：Agricultural Market Information System)」を支援する取組を行ってきました。これは、2011年にG20が食料価格乱高下への対応策として立ち上げた、関連する組織間のプラットフォームで、G20各国、主要輸出入国、企業や国際機関が、タイムリーで正確かつ透明性のある農業・食料市場の情報（生産量や価格など）を共有するためのシステムです。日本は、食料安全保障の向上に貢献するべく、日本の情報を共有するとともに、AMISへの事業費の拠出を行っています。

そのほか日本は、途上国が自らの食料生産基盤を強化するため、FAO、IFAD、国際農業研究協議グループ(CGIAR)、WFPなどの国際機関を通じた農業支援に加え、国際獣疫事務局（OIE)、FAOを通じた動物衛生の向上への貢献も行っています。たとえば、日本はFAOを通じて、途上国の農業・農村開発に対する技術協力や、食料・農業分野の国際基準・規範の策定、統計の整備などを支援しています。加えて、15の農業研究機関からなるCGIARが行う品種開発などの研究を支援するとともに、研究者間の交流を通じた同グループとの連携を進めています。また、口蹄疫、ASF（アフリカ豚熱）などの国境を越えて感染が拡大する動物の感染症について、OIEとFAOが共同で設置した「越境性動物感染症の防疫のための世界的枠組み(GF-TADs)」への積極的な貢献などを通じて、両国際機関と連携しながら、アジア・太平洋地域における動物衛生の向上に貢献しています。

用語解説

＊ネリカ（NERICA：New Rice for Africa）
1994年、国際農業研究協議グループ（CGIAR）のアフリカ稲センター（Africa Rice Center）が、多収量であるアジア稲と雑草と、病虫害に強いアフリカ稲を交配することによって開発した稲の総称。アフリカ各地の自然条件に適合するよう、従来の稲よりも、①収量が多い、②生育期間が短い、③乾燥（干ばつ）に強い、④病虫害に対する抵抗力がある、などの特長がある。日本は1997年から、国際機関やNGOと連携し、新品種のネリカ稲の研究開発、試験栽培、種子増産および普及に関する支援を実施するとともに、農業専門家や青年海外協力隊を派遣した栽培指導や、アフリカ各国の研修員の日本国内での受入れを行っている。

＊アフリカ稲作振興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development）
アフリカにおけるコメ生産拡大に向けた自助努力を支援するためのイニシアティブであり、稲作振興に関心のあるアフリカのコメ生産国と連携して活動することを目的とした、ドナー（援助国、アフリカ地域機関、国際機関など）が参加する協議グループ。

＊RICE（Resilience, Industrialization, Competitiveness, Empowerment）アプローチ
CARDフェーズ2で採用されたサブサハラ・アフリカのコメ生産量倍増のための取組。具体的には、気候変動・人口増に対応した生産安定化や、民間セクターと協調した現地における産業形成、輸入米に対抗できる自国産米の品質向上、農家の生計・生活向上のための農業経営体系の構築が挙げられる。

＊小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト（SHEP：Smallholder Horticulture Empowerment Project）アプローチ
2006年に日本がケニアで開始した小規模農家支援のためのアプローチであり、野菜や果物を生産する農家に対し、農業経営や栽培技術、農村道整備などにかかる指導を実施することで、「売るために作る」という市場に対応した農業経営の実践を可能にし、農家の所得向上を目指すもの。日本はその後、SHEPアプローチを取り入れた活動をアフリカを中心に世界各国で実践している。

＊責任ある農業投資（Responsible Agricultural Investment）
途上国の農村部における深刻な貧困の削減などを目的とした農業投資の増加の必要性と、農業投資によって生じる現地の人々の食料安全保障や土地所有権などの様々な権利が脅かされるといった意図せざる負の影響への対応の調和を図ることで、農民を含む現地と投資家の利益の最大化、および両者のリスクの最小化を目指すもの。

(9) 資源・エネルギーへのアクセス確保

世界で電力にアクセスできない人々は、2017年時点で約8.4億人、特に、サブサハラ・アフリカでは、約5.7億人以上（同地域人口の約2人に1人以上）に上るといわれています。同地域では、2030年においても、9億人近くが調理用のエネルギーを木質燃料（木炭、薪など）に依存すると予想されており、それに伴う屋内空気汚染は、若年死亡の要因の一つにもなっています。また、電気やガスなどのエネルギー供給の欠如は、産業発達の遅れや、雇用機会の喪失を引き起こし、貧困をより一層深めるといった問題につながります。今後、世界のエネルギー需要は、アジアをはじめとする新興国や開発途上国を中心にますます増えることが予想されており、エネルギーの安定的な供給や環境への適切な配慮が欠かせません。

日本の取組

日本は、途上国の持続可能な開発を確保するため、近代的なエネルギー供給を可能にするサービスを提供し、産業育成のための電力の安定供給に取り組んでいます。また、省エネルギー設備や再生可能エネルギー（水力、太陽光、太陽熱、風力、地熱など）を活用した発電施設など、環境に配慮したインフラ（経済社会基盤）整備も支援しています。たとえば、日本はケニアにおいて、クリーンかつ天候に左右されない安定的な電力供給のため、円借款により、オルカリア地熱地帯における地熱発電所の建設・改修などを支援しており、合計で約400メガワットの発電に貢献しています。また、国土が狭くかつ散在し、気候変動の影響に脆弱（ぜいじゃく）な太平洋島嶼（とうしょ）国地域において、日本は、「ハイブリッド・アイランド構想」のもと、エネルギー安全保障および気候変動対策の観点から、温室効果ガスと化石燃料の消費削減などを目的として、ディーゼル発電所の効率化とグリッド接続型の再生可能エネルギーの主流化に向けた支援を行っています。

2018年7月、外務省は、パリ協定の発効を契機として脱炭素化に向けた国際的な取組が本格化している中で、供給面および需要面の双方において世界的に大きな変化が起きていることを踏まえ、世界のエネルギー情勢およびエネルギー転換に対応するエネルギー外交を進めていく旨を表明しました。また、2019年2月に開催した「エネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議」では、外務本省関係者に加え、在外公館職員、他省庁関係者、各種機構や民間企業関係者、有識者を交え、日本の資源の安定供給確保における課題や対策などについて議論を深めました。同会議では、昨今のエネルギー情勢のもとで、各国のエネルギー政策が周辺国・地域のみならず、世界全体のエネルギー情勢に直接的かつ間接的な影響を与えていること、また、国際エネルギー情勢を取り巻く環境が多様化し、不確実性が高まっている中、長期的な見通しを念頭に置きながら、短期的な変化にも迅速に対応できる体制にするため、各在外公館が各国およびその周辺地域のエネルギー政策や需給状況などに関する現状を正確に把握することが必要であることなどの認識が共有され、日本のエネルギー・資源外交の一層の強化が図られました。

また日本は、石油・ガス・鉱物資源などの開発において、資金の流れの透明性を高めるための多国間協力の枠組みである「採取産業透明性イニシアティブ（EITI）」を支援しています。採取企業は資源産出国政府へ支払った金額を、その政府は受け取った金額をそれぞれEITIに報告し、資金の流れを透明化しており、52の資源産出国と、日本を含む多数の支援国に加え、採取企業やNGOが参加して腐敗や紛争を予防し、成長と貧困削減につながる、責任ある資源開発の促進を目指しています。

風力発電システム整備計画によりトンガに設置された可倒式風車
（写真：JICA）

（10）SDGs達成のための科学技術イノベーション（STI for SDGs）

現在、世界では、人工知能（AI）やロボット技術に代表される科学技術の進展により、製造業、サービス業にとどまらず、農業や建設を含む多様な産業分野でIT（情報技術）、ICT（情報通信技術）が活用されるなど、社会変革が生じ、経済成長を支えています。科学技術イノベーション（STI：Science, Technology and Innovation）を活用して社会変化への適応を図ることは、先進国のみならず、開発途上国にも共通するテーマであり、各国における議論に加え、G7やG20、OECDといった多国間の議論においても着目されています。

国連は、持続可能な開発のための2030アジェンダ（パラグラフ70）において、加盟国や市民社会、民間セクター、科学団体、国連やその他のマルチ・ステークホルダー間の協力に基づいた「技術促進メカニズム（TFM：Technology Facilitation Mechanism）」を立ち上げるとしており、このメカニズムの中で国連機関間タスクチーム（UN-IATT：UN Inter-agency Task Team on STI for SDGs）を設立し、各国との連携のもと、地球規模でのSTI for SDGsを推進しています。また、TFMの取組の一つとして、2016年以降、SDGsに関する国連STIフォーラムが毎年開催され、2019年9月のSDGサミット政治宣言では、持続可能な開発のためのデジタル変革に重点を置いたSTIの活用に貢献する旨が盛り込まれるなど、限られた資源を最大限活用し、SDGsの実現に貢献するための「切り札」として、STIへの国際的な期待が高まっています。

日本の取組

日本は、これまでの経済発展の過程で、STIを最大限活用しながら、保健・医療や環境、防災などの分野で、自国の課題を克服してきた経験を有しています。そうした経験を基礎として、近年、「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）」などにより、途上国が抱える課題解決のための科学技術面での協力に取り組んできました（SATREPSについて、詳細は25ページの「用語解説」を参照）。たとえば、南アフリカでの気候変動予測や感染症の早期警戒システム開発や、タイでの水災害の解決・適応に向けたシステム構築は、SATREPSによる課題解決の好例といえます（SATREPSによる具体的な取組について、100ページの「匠の技術、世界へ」も参照）。

南アフリカにおいて、感染症流行の早期警戒システムの構築プロジェクトにより設置された自動気象観測装置を点検する様子（写真：JICA）

2015年12月、日本の外交や国際会議を含む各種外交政策の企画・立案過程に活用する「科学技術外交アドバイザリー・ネットワーク」の一環として、科学技術外交の関連分野における学識経験者で構成される「科学技術外交推進会議」が設置されました。同会議では、2017年5月、「未来への提言：科学技術イノベーションの『橋を架ける力』でグローバル課題の解決を」として、民間企業や市民社会などの異なるセクター間の連携の推進や、科学技術分野の人材育成などを含む、SDGs実施に向けた科学技術外交の具体的取組に関する提言が公表されました。また、2018年5月には、SDGs達成のための科学技術イノベーションとその手段としてのSTIロードマップに関する提言が提出されました。

この2つの提言も踏まえて、2019年のG20大阪サミットでは、STIの重要性、ならびに、STIの潜在力を活用する上で、政府、学術界、研究機関、市民社会、民間セクターおよび国際機関を含む様々な利害関係者の効果的な関与が不可欠である旨が認識され、大阪首脳宣言の付属文書として、G20開発作業部会で作成された「持続可能な開発目標達成のための科学技術イノベーション（STI for SDGs）ロードマップ策定の基本的考え方」が承認されました。

これに並行し、UN-IATTは、世界各国でのロードマップ策定検討を促進させるため、「グローバルパイロットプログラム」と呼ばれる取組を開始し、エチオピア、ガーナ、ケニア、インド、セルビアの5か国が最初のパイロット国に選ばれました。日本は、EUおよび国際機関と協力してこれら5か国を支援するため、特にケニアとインドについて、ロードマップの策

定やその実施における支援の検討を始めています。

また、第7回アフリカ開発会議（TICAD7）において、日本は、同会議に向けて科学技術外交推進会議から提出された提言である「イノベーション・エコシステムの実現をアフリカと共に」の内容を踏まえ、STI for SDGsのための国際共同研究および国際機関と連携した研究開発成果の実用化の促進に向けた議論に貢献しました。また、TICAD7の成果文書として採択された「横浜宣言2019」の中でも、STIの重要な役割を認識する旨が盛り込まれました。

加えて、TICAD7の機会に、アフリカをはじめとする途上国などのSDGs達成に貢献しうる日本の優れた科学技術や、それを活用した優良事例を紹介するウェブサイトとして、SDGs Solution Hub（https://sdgs-solution-hub.go.jp/）を公開しました。日本政府は、今後も、同サイトのコンテンツを充実させていくとともに、途上国の現地課題を収集する仕組みや、課題を技術で解決していくための支援も含んだ枠組みである「STI for SDGsプラットフォーム」の構築に向け、取り組んでいきます。

また、日本は引き続き、STIの高いポテンシャルを生かして、気候変動、海洋環境の変化、生物多様性の減少、食料・水資源問題、感染症、災害など、SDGsが掲げる幅広い地球規模課題の解決に向けた国際社会の取組に積極的に参画していきます。

開発協力トピックス 6

革新的資金調達リーディング・グループ

～日本の議長国としての2019年の取組～

国連貿易開発会議（UNCTAD）は2014年の世界投資報告書の中で、開発途上国が2030年までに持続可能な開発目標（SDGs）を達成するためには、年間2.5兆ドルもの資金が不足すると指摘しています。そのため、従来の先進国によるODAのみでは資金量が十分ではないとの認識のもと、民間資金の動員を含む多様な資金調達手段を検討・推進しようとする取組が世界各国で進められています。

そこで、革新的資金調達に関する国際的な議論を活性化し、民間資金のさらなる動員を促すため、2006年に「開発のための革新的資金調達リーディング・グループ」が設立されました。同グループのメンバーとして、日本を含む63か国の先進国や途上国、国連をはじめとする国際機関が加盟しています。

2019年1月、日本はジョージアから同グループの議長国を引き継ぎました。同年6月のG20大阪サミットの成果文書であるG20大阪首脳宣言において、G20各国と共同で取組を進めていく上で、ブレンディッド・ファイナンス*を含む革新的資金調達のメカニズムが重要な役割を担う旨が明記され、安倍総理大臣は、同テーマについての国際的議論の先頭に立つことを表明しました。

また、同年9月の国連総会の機会に、日本は議長国として、「開発のための革新的資金調達リーディング・グループ会合」をニューヨークで開催し、茂木外務大臣をはじめ、国連などの国際機関や参加国の代表が出席しました。茂木大臣は、同会合の開会挨拶において、G20大阪首脳宣言の中で、SDGsの達成のために革新的資金調達が担う役割の重要性を首脳レベルで確認したことを紹介するとともに、SDGsを達成するために必要な資金を埋めるため、同会合における各国の取組の共有を通じて、革新的資金調達のさらなる推進に向けた機運を高めたいと述べました。

開発のための革新的資金調達リーディング・グループ会合において発言する茂木外務大臣（2019年9月）

日本は、革新的資金調達拡大のため、今後も引き続き、国際社会でイニシアティブを発揮していきます。

*公的資金だけでなく、商業的資金、慈善基金団体の資金など、様々な形態の資金を組み合わせて開発に資する案件に拠出する考え方。

第Ⅲ部

地域別の取組

ペルーのアマゾン地域ロレト州イキトス市で集落の子どもたちに環境教育を行う青年海外協力隊員（写真：JICA）

1 東アジア地域 ……88
2 南アジア地域 ……96
3 大洋州地域 ……101
4 中南米地域 ……104
5 欧州地域 ……110
6 中央アジア・コーカサス地域 ……112
7 中東・北アフリカ地域 ……114
8 アフリカ地域 ……118

第Ⅲ部　地域別の取組

世界では国や地域によって抱える課題や問題が異なります。したがって、それぞれの地域が抱える状況に応じた協力を行っていく必要があります。日本は、各地域における問題の経済的、社会的背景なども理解した上で、刻一刻と変化する情勢に柔軟に対応しながら、重点化を図りつつ、戦略的、効果的かつ機動的に開発協力などを行うことで開発途上国の問題解決に取り組んでいます。

図表Ⅲ-1　二国間政府開発援助の地域別実績（2018年）

（単位：百万ドル）

援助形態 / 地域	二国間政府開発援助											
	贈与				政府貸付等			支出純額		支出総額		
	無償資金協力		技術協力	計	貸付実行額(A)	回収額(B)	(A)－(B)	合計	対前年比(%)	合計	構成比(%)	対前年比(%)
		うち国際機関を通じた贈与										
アジア	704.47	177.81	636.06	1,340.52	6,168.50	6,016.50	151.99	1,492.52	-58.5	7,509.02	56.5	-16.7
東アジア	396.79	36.97	413.37	810.17	2,282.06	4,456.18	-2,174.12	-1,363.95	-3,148.1	3,092.23	23.3	-20.5
北東アジア	25.55	－	22.77	48.32	45.02	962.92	-917.90	-869.58	-94.1	93.34	0.7	-82.3
東南アジア	370.07	35.79	385.01	755.08	2,237.04	3,493.26	-1,256.22	-501.14	-225.3	2,992.12	22.5	-10.8
南アジア	191.05	74.46	186.68	377.73	3,618.48	1,442.12	2,176.35	2,554.08	-13.6	3,996.20	30.1	-7.8
中央アジア・コーカサス	58.54	12.34	22.96	81.51	253.29	109.29	144.01	225.51	-26.1	334.80	2.5	-18.0
アジアの複数国向け	58.08	54.04	13.04	71.12	14.66	8.91	5.75	76.87	-79.8	85.78	0.6	-77.5
中東・北アフリカ	475.15	411.56	83.07	558.22	1,124.43	748.37	376.06	934.28	-13.4	1,682.65	12.7	-3.0
サブサハラ・アフリカ	590.48	156.29	312.34	902.81	430.59	118.87	311.72	1,214.53	-23.8	1,333.40	10.0	-21.7
中南米	132.40	23.56	123.39	255.79	196.67	261.71	-65.05	190.74	155.5	452.46	3.4	21.5
大洋州	140.38	9.04	46.07	186.45	32.75	19.34	13.41	199.86	-13.3	219.20	1.6	-31.8
欧州	9.57	2.91	17.81	27.39	53.26	72.24	-18.98	8.40	-66.3	80.65	0.6	-13.0
複数地域にまたがる援助等	587.30	534.78	1,432.98	2,020.27	－	－	－	2,020.27	9.2	2,020.27	15.2	9.2
合計	**2,639.75**	**1,315.96**	**2,651.71**	**5,291.46**	**8,006.18**	**7,237.03**	**769.15**	**6,060.61**	**-24.6**	**13,297.64**	**100.0**	**-11.8**

（注）
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
・［－］は、実績が全くないことを示す。
・卒業国向け援助を含む。
・無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
・複数地域にまたがる援助等には、複数地域にまたがる調査団の派遣等、地域分類が不可能なものを含む。
・「アジアの複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、一部の中東地域を含む複数国向けの実績が含まれている。
・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

1 東アジア地域

東アジア地域には、韓国やシンガポールのように高い経済成長を遂げ、既に開発途上国から援助供与国へ移行した国、カンボジアやラオスなどの後発開発途上国（LDCs）、インドネシアやフィリピンのように著しい経済成長を成し遂げつつも国内に格差を抱えている国、そしてベトナムのように市場経済化を進める国など様々な国が存在します。日本は、これらの国々と政治・経済・文化のあらゆる面において密接な関係にあり、この地域の安定と発展は、日本の安全と繁栄にも大きな影響を及ぼします。こうした考え方に立って、日本は、東アジア諸国の多様な経済社会の状況や、必要とされる開発協力内容の変化に対応しながら、開発協力を行っています。

日本の取組

日本は、質の高いインフラ投資を通じた経済社会基盤整備、制度や人づくりへの支援、貿易の振興や民間投資の活性化など、ODAと貿易・投資を連携させた開発協力を進めることで、この地域の目覚ましい経済成長に貢献してきました。近年は、基本的な価値を共有しながら、開かれた域内の協力・統合をより深めていくこと、相互理解を推進し、地域の安定を確かなものとして維持していくことを目標としています。そのために、日本は、これまでのインフラ整備と並行して、防災、環境・気候変動、保健・医療、法の支配の強化、海上の安全など、様々な分野での支援を積極的に実施するとともに、大規模な青少年交流、文化交流、日本語普及事業などを通じた相互理解の促進に努めています。

日本と東アジア地域諸国がより一層繁栄を遂げていくためには、アジアを「開かれた成長センター」とすることが重要です。そのため、日本は、この地域の成長力を強化し、それぞれの国内需要を拡大するための支援を行っています。

モンゴル

①日本モンゴル教育病院建設計画
無償資金協力（2015年5月～2019年7月（完工））

②日本モンゴル教育病院運営管理及び医療サービス提供の体制確立プロジェクト
技術協力プロジェクト（2017年3月～（実施中））

モンゴルでは、大学を卒業したばかりの医師、看護師などの若手医療従事者が十分な研修や指導を受けないまま診療活動に従事することが多く、特に地方では医療の質の低さが課題となっています。また、唯一の医療系国立大学であるモンゴル国立医科大学が国内医療人材の9割以上を輩出していますが、実践的な教育・研究の拠点となる大学付属病院を有していなかったため、その教育体制は必ずしも十分ではありませんでした。

こうした状況を受け、日本政府の無償資金協力により、モンゴル初の大学病院である日本モンゴル教育病院が整備されました。同病院は、高度な医療サービスを提供するとともに、質の高い医療人材の育成や研究の拠点として、モンゴル国民の健康改善や医療分野の進歩に貢献することが期待されています。

無償資金協力によって建設された、日本モンゴル教育病院の外観（写真：JICA）

一方で、モンゴル国立医科大学には病院運営の経験がなかったことから、日本政府は、技術協力プロジェクトにより、同病院開設の準備段階から適切な病院運営・管理のための支援を行い、同大学とも長年交流のある徳島大学、愛媛大学などの専門家が中心となって指導を行っています。日本モンゴル教育病院では、日本式ともいえる患者中心の医療サービスの導入に加え、その一環として、モンゴルで初めて、患者や家族の悩み・相談を受け付ける患者支援センターも開設されています。

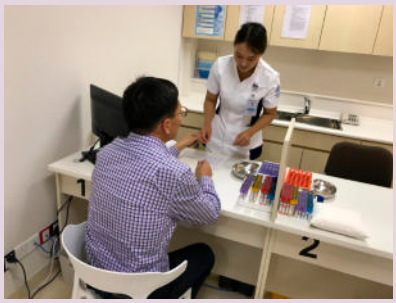
完成した病院内での血液検査の様子

2019年10月には外来診療が開始されたことで患者の受入れも本格的に始まり、入院病棟や救急部門開設の準備も進められています。日本は今後も、あらゆる病院機能が十分に発揮されるように支援を続け、同病院に寄せられるモンゴル国民の高い期待に応えていきます。

東ティモールにおいて、無償資金協力により移設・拡張されたディリ港フェリーターミナルの竣工式に出席した中山展宏（なかやまのりひろ）外務大臣政務官（2020年1月）

東南アジアへの支援

東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国 注1 は、日本のシーレーンに位置するとともに、2018年10月時点で約13,000の日系企業（事業所数）が進出するなど経済的な結びつきも強く、政治・経済の両面で日本にとって極めて重要な地域です。ASEANは、2015年に「政治・安全保障共同体」、「経済共同体」、「社会・文化共同体」からなる「ASEAN共同体」を宣言し、域内の連結性強化と格差是正に取り組んできました。また、2019年6月のASEAN首脳会議では、「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」*が発表され、ASEANを中心としたインド太平洋の連結性強化に向けて大きな一歩を踏み出す画期的な年となりました。

日本は、こうしたASEANの取組を踏まえ、連結性強化と格差是正を柱として、インフラ整備、法の支配の強化、海上の安全、防災、保健・医療、平和構築などの様々な分野でODAによる支援を実施し、これまで、ASEANに対して累計で約18兆4,106億円を供与してきました。加えて、2019年11月にタイ・バンコクで行われた日・ASEAN首脳会議において、安倍総理大臣が、「対ASEAN海外投融資イニシアティブ」を発表しました。本イニシアティブは、ASEAN地域を中心に、質の高いインフラ投資、金融アクセス・女性支援、グリーン投資の分野におけるASEANへの支援を拡大するものですが、その具体化として2019年12月、茂木外務大臣から、官民合わせて30億ドル規模の資金動員を目指し、今後JICAを通じて12億ドルの出融資を提供する用意がある旨が発表されました。

日・ASEAN首脳会議において、「対ASEAN海外投融資イニシアティブ」の立ち上げを発表する安倍総理大臣（2019年11月）（写真：内閣広報室）

連結性の強化に関しては、日本は、物理的インフラの整備にとどまらず、制度の改善や現地の人々への技術移転などを通じてインフラを最大限活かす「生きた連結性」を実現しています。2016年のASEAN首脳会議において、ASEAN域内におけるインフラ、制度、人の交流の3つの分野での連結性強化を目指した「ASEAN連結性マスタープラン」の後継文書である「ASEAN連結性マスタープラン2025」*が採択されました。日本は、この新マスタープランに基づいてASEANの連結性強化を支援しており、2019年5月には、ASEANの一体性・中心性に貢献するため、日・ASEAN技術協力協定に署名しました。2020年1月には、同技術協力協定に基づく第一号案件として、サイバーセキュリティーに関する研修が日本で実施されます。

インフラ整備に関しては、日本は、2019年6月のG20大阪サミットで承認された「質の高いインフラ投資に関するG20原則」にのっとり、東南アジア諸国に対するこれまでの支援の経験も踏まえ、国際スタンダードに沿った「質の高いインフラ投資」の普及に努めています。その一例として、交通混雑が深刻なインドネシア・ジャカルタ首都圏において、2019年3月、日本が支援したジャカルタ高速鉄道（MRT）事業の第1フェーズ区間で営業が開始され、交通渋滞の緩和に貢献するなど、ASEAN地域の連結性向上に資するプロジェクトが着実に実施されています（95ページの「国際協力の現場から」も参照）。

また、防災・災害医療分野に関しては、2016年の

注1 ASEAN構成国は、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの10か国（ただし、シンガポール、ブルネイはODA対象国ではない）。

ASEAN首脳会議で採択された「One ASEAN One Response」の方針を実行できる仕組みづくりのため、日本は2016年からASEAN災害医療連携強化プロジェクトを開始し、2017年には「災害医療にかかるASEAN首脳宣言（ALD）」が採択されました。こうした中、日本は、ASEAN各国の災害医療チームの地域連携合同演習の開催や災害医療に関する標準手順書の作成など、多くの成果を出しています。ほかにも、WHOとの研修の共同開催などを通じて、ASEANと一体となってASEAN地域の災害医療分野の連携能力強化を進めています。

日本は、アジアにおける持続的成長のためには、インフラ整備に加え、各国の基幹産業の確立や高度化を担う産業人材の育成が不可欠との考えのもと、2018年11月の日・ASEAN首脳会議において、次の5年を見据え、「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」として、AI等のデジタル分野を含め、新たに8万人規模の人材を育成することを表明しました。また、ASEAN地域における産業人材育成のため、日本独自の教育システムである「高専（高等専門学校）」をタイに設立して、日本と同水準の高専教育を提供する協力を実施していきます。加えて、日本は、ASEANを

日・メコン首脳会議に参加した各国の首脳（2019年11月）
（写真：内閣広報室）

含むアジア諸国との間で、日本の大学院等への留学、日本企業でのインターンシップ等を通じ、高度人材の環流をODAで支援し、日本を含むアジア全体のイノベーションを促進するための「イノベーティブ・アジア」事業を行っており、2017年度から2021年度までの5年間でアジア全体から約1,000人の受入れを目指しています。日本は今後も、アジアにおける産業人材育成を積極的に支援していきます。

ASEAN諸国の中でも特に潜在力に富むメコン地域[注2]に関しては、毎年開催している日本・メコン地域諸国首脳会議（日・メコン首脳会議）のうち、日本で開催する回（おおむね3年に1度）において、地

カンボジア　教員養成大学（TEC）における実践的環境教育等を通じた持続可能な生活環境実現プロジェクト
日本NGO連携無償資金協力（2018年11月20日～2019年11月19日）

カンボジアでは近年の急激な開発により、森林保全、動植物保護、廃棄物・排水の適正処理、農薬・化学肥料の適正使用等が社会問題化している一方で、1970年代から1990年代初期の内戦期に教員を含む多くの知識層の人命が失われたため、教育を担う人材が不足しています。

特定非営利活動法人Nature Center Risenによる本事業では、プノンペンとバッタンバンの教員養成大学（TEC：Teacher Education College）において、環境教育のための指導書の作成とともに、環境教育を教えられる人材を育成することによって、今後、日本国内で実践されている環境教育をカンボジア全土で普及させることが期待されています。実際に、教員養成課程における一般教養科目の1単位の授業（年間30時間）として環境教育が実施されることになり、教員の能力向上と環境教育の質の向上が期待されています。教員からは、「自宅でも実践してみた。環境教育は生活に直結する分野だと実感した。」などの好意的な感想が寄せられています。

また、バッタンバン州のエコスクールでは、小学生への環境教育実施と環境教育図書の整備が行われています。これによって、幼少期から環境保全の大切さを学ぶことができ、持続可能な社会の構築・生活環境の向上に貢献することが期待されています（渡り鳥になったつもりで日本とカンボジアの自然のつながりを感じてみるという実践的環境教育を受ける子どもたちの様子が、144・145ページの写真特集に掲載されています）。

校庭の植物を標本にして、教員養成大学の教員自らが環境教育教材を手作りする様子（写真：Nature Center Risen）

注2　カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナムの5か国に及ぶ地域。

域に対する支援方針が策定されています。2018年10月、日・メコン首脳会議が東京で行われ、今後の日メコン協力の方向性を示した「東京戦略2018」が採択されました。同戦略は、①生きた連結性、②人を中心とした社会、③グリーン・メコンの実現を3本柱として協力を進めていくことを定めています。また、2019年11月にタイ・バンコクで行われた日・メコン首脳会議では、「2030年に向けた日メコンSDGsイニシアティブ」を発表し、メコン地域の潜在力を最適な形で引き出すため、国際スタンダードに則った質の高いインフラ投資も活用しながら、①環境・都市問題、②持続可能な天然資源の管理・利用、③包摂的成長の3つの分野を優先分野として取り組んでいくこととしました。さらに、日本は、カンボジアのシハヌークビル港開発、ラオスの国道9号線橋梁（きょうりょう）改修など、「東京戦略2018」のもとでのプロジェクトも実施してきており、メコン地域の連結性向上に貢献するプロジェクトを着実に実施しています。

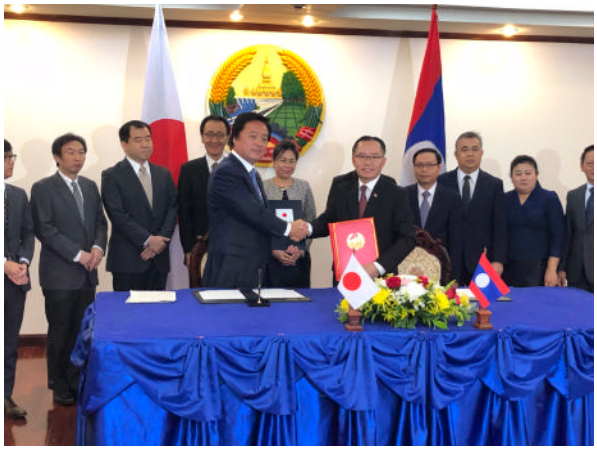

ラオスにおいて、ルアンパバーン市上水道拡張計画に関する無償資金協力の実施にかかる交換公文に署名した若宮健嗣（わかみやけんじ）外務副大臣（2019年10月）

メコン地域のうち、特に民主化の進展に取り組むミャンマーに対して、2012年、日本は開発協力の方針を見直し、急速に進むミャンマーの改革努力を後押しするため、①少数民族に対する支援を含む国民の生活向上、②法整備支援や人材育成、③インフラ整備を3本柱とし、幅広い支援を行っています。特に、最大都市ヤンゴン近郊のティラワ経済特別区（SEZ：Special Economic Zone）の整備のため、日本は官民を挙げて協力しており、日本政府はODAを通じて周辺インフラの整備に貢献しています。2019年1月現在、SEZには、世界から101の企業（そのうち55社が日本企業）が進出し、既に75社（そのうち43社が日本企業）が稼働しています。これは、日本の「質の高いインフラ投資」が世界からの信頼を受け、結実した成功例といえます。

また、少数民族和平を促進すべく、停戦が実現したミャンマー南東部において、住宅や基本インフラ整備、農業技術指導を含む復興開発支援を進めています。また、2017年以降70万人以上の避難民が流出した西部のラカイン州において、国内避難民および住民を対象に、食料、栄養、保護、シェルター修復、保健・医療などの人道支援を実施しており、同州北部において、帰還民の帰還環境整備を促進すべく、小規模インフラ、職業訓練などの支援を実施しています。さらに、同州全体において、道路、電力、学校建設などの開発支援にも取り組んでいます。

・・・中国との関係

対中ODAは近年も日中関係強化に大きな役割を果たしてきましたが、2018年10月、安倍総理大臣の中国訪問の際、日本政府は、日中両国が対等なパートナーとして、共に肩を並べて地域や国際社会に貢献する時代になったとの認識のもと、対中ODAを終了させるとともに、開発分野における対話や人材交流などの新たな次元の日中協力を推進することを発表しました。この発表を受けて、対中ODAは2018年度をもって新規採択を終了し、既に採択済みの複数年度の継続案件については、2021年度末をもってすべて終了することになります。

近年の中国に対するODAは、日本国民の生活に直接影響する越境公害、感染症、食品の安全など、協力の必要性が真に認められるものに絞って極めて限定的にしており、技術協力（2018年度実績4.00億円）注3と、草の根・人間の安全保障無償資金協力（2018年度実績0.23億円）注4によるものです。

注3 近年の技術協力の実績は以下のとおり。
32.96億円（2011年度）、25.27億円（2012年度）、20.18億円（2013年度）、14.36億円（2014年度）、8.06億円（2015年度）、5.00億円（2016年度）、4.04億円（2017年度）、4.00億円（2018年度）

注4 近年の草の根・人間の安全保障無償資金協力の実績は以下のとおり。
8.43億円（2011年度）、2.88億円（2012年度）、2.84億円（2013年度）、0.85億円（2014年度）、1.07億円（2015年度）、0.29億円（2016年度）、995万円（2017年度）、0.23億円（2018年度）

技術協力について、日本は、たとえば、日本への影響も懸念されているPM2.5を含む大気汚染を中心とした環境問題に対処する案件や、現地進出日本企業の円滑な活動にも資する中国の民法や特許法等の起草作業を支援する案件を実施しています。また最近は、中国の経済発展を踏まえた新しい協力のあり方として、中国側が費用を負担する形での協力を進めています。たとえば、2018年に開始した石綿関連癌診断能力向上ための技術協力や、2013年に四川省で発生した芦山地震の被災地における防災教育推進等の支援に係る費用は中国側が負担しています。

草の根・人間の安全保障無償資金協力については、2018年度に、中国におけるゴミ分別の定着化を後押しする支援として、日本製の農業支援システムや浄化槽等を導入している江蘇省無錫市で、それらの設備を活用した体験型の環境学習施設を建設する支援を実施しました。

用語解説

＊インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP：ASEAN Outlook on the Indo-Pacific）

インド太平洋におけるより緊密な協力のためのビジョンを創り出し、ASEANを中心とした地域枠組みを強化するイニシアティブ。新たなメカニズムの創設や既存のメカニズムの置き換えを目的とするものではなく、現在および将来の地域と世界に発生する課題により良く対処するため、ASEAN共同体の構築プロセスを強化することを意図したもの。

＊ASEAN連結性マスタープラン2025

2015年を目標年としていた「ASEAN連結性マスタープラン」（2010年採択）の後継文書として、2016年のASEAN首脳会議にて採択された、ASEAN連結性強化のための行動計画。2015年採択の「ASEAN2025：共に前進する」の一部と位置付けられている。同文書は、「持続可能なインフラ」、「デジタル・イノベーション」、「シームレスなロジスティクス」、「制度改革」、「人の流動性」を5大戦略としており、それぞれの戦略のもとに重点イニシアティブが提示されている。

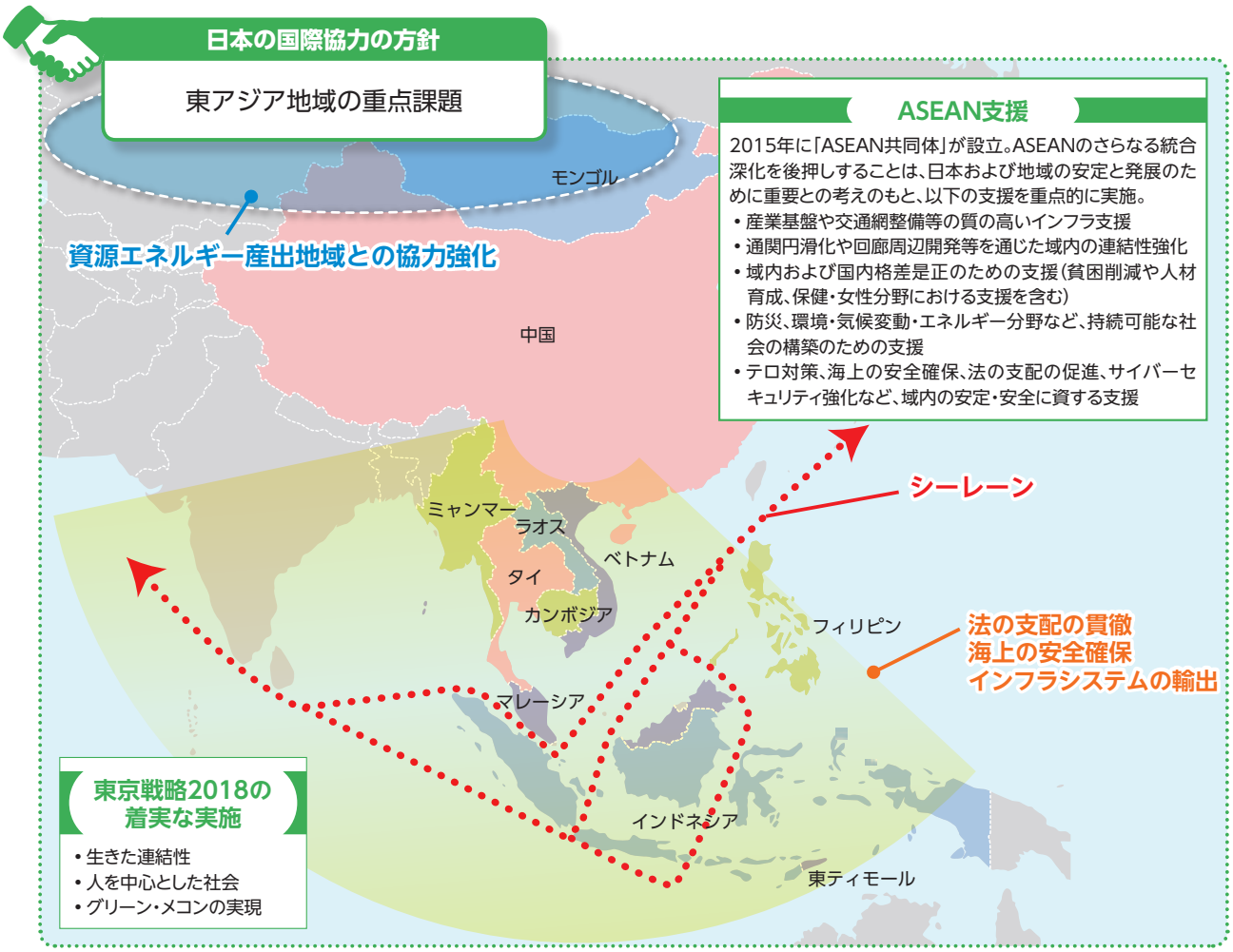

図表Ⅲ-2　東アジア地域における日本の援助実績

2018年

（単位：百万ドル）

順位	国名または地域名	贈与			計	政府貸付等		(A)－(B)	合計（支出純額）	合計（支出総額）
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額(A)	回収額(B)			
1	ベトナム	13.48	0.63	53.51	66.98	606.87	470.10	136.77	**203.75**	**673.85**
2	インドネシア	2.89	－	49.00	51.88	585.88	1,585.59	-999.71	**-947.82**	**637.77**
3	フィリピン	106.84	10.36	95.84	202.68	359.82	494.00	-134.19	**68.49**	**562.50**
4	ミャンマー	136.56	19.92	88.28	224.84	312.06	－	312.06	**536.90**	**536.90**
5	タイ	3.43	－	26.70	30.13	240.69	811.33	-570.65	**-540.52**	**270.82**
6	カンボジア	65.15	1.44	31.17	96.32	72.74	9.70	63.04	**159.36**	**169.07**
7	ラオス	20.44	－	22.17	42.61	46.97	5.20	41.77	**84.38**	**89.57**
8	モンゴル	25.46	－	18.15	43.61	44.57	25.94	18.63	**62.24**	**88.18**
9	東ティモール	20.29	2.47	8.16	28.45	3.11	－	3.11	**31.56**	**31.56**
10	マレーシア	0.03	－	10.14	10.17	8.91	117.34	-108.43	**-98.25**	**19.09**
11	中国	0.09	－	4.56	4.65	0.45	936.98	-936.53	**-931.88**	**5.10**
	東アジアの複数国向け	1.18	1.18	5.59	6.77	－	－	－	**6.77**	**6.77**
東アジア地域合計		**396.79**	**36.97**	**413.37**	**810.17**	**2,282.06**	**4,456.18**	**-2,174.12**	**-1,363.95**	**3,092.23**
（ASEAN合計）		**349.78**	**33.32**	**376.85**	**726.63**	**2,233.94**	**3,493.26**	**-1,259.33**	**-532.70**	**2,960.56**

（注）
・順位は支出総額の多い順。
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
・［－］は、実績が全くないことを示す。
・無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
・複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
・国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
・「東アジアの複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、ミャンマーを含む複数国向けの実績が含まれていない。
・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

国際協力の現場から5

インドネシア初の「地下鉄」をオールジャパンで実現

～ジャカルタの都市交通を日本の技術で変える～

ジャカルタMRTの車両（写真：JICA）

2019年3月、インドネシアの首都ジャカルタで、東南アジアで初めての「オールジャパン」の地下鉄プロジェクト、ジャカルタ都市高速鉄道（MRT：Mass Rapid Transit）が開通しました。MRTは日本の円借款により約13年間かけて、基本設計、建設工事、車両や信号、改札などのシステム導入および運営維持管理ノウハウに至るまで、全面的に日本の技術と運営ノウハウを導入して完成したものです。

ジャカルタでは、この20年間で、バイクと自動車の登録台数がそれぞれ約14倍、3倍と大幅に増加しています。その結果、非常に深刻な交通渋滞、さらには大気汚染や交通事故を引き起こし、多大な人的・経済的損失を招いています。そのため、公共交通網の整備は、今後も人口増加が続くと予想されるジャカルタにおいて喫緊の課題でした。

その解決のために大きく期待されたのが、人を大量かつ正確に輸送できるMRTの計画です。今回開業したのは、ジャカルタの中心部と南部の住宅地をつなぐ「南北線」の一部である約15.7キロにわたる区間。地下区間が5.9キロ、高架区間が9.8キロで、13駅が約30分で結ばれています。この鉄道の開通により、これまで1時間半程度かかっていた南部の住宅地から中心部へのアクセスが30分に短縮されることになりました。

JICAの安達裕章（あだちひろあき）所員は、MRTによってもたらされた交通事情の変化を次のように語ります。

「ジャカルタMRTの一番の魅力は日本の鉄道と同程度の運行時間の正確さです。渋滞などに影響されず、定時に目的地に着ける点でしょう。さらに、日本を参考にして運行会社の努力により、駅や車内が綺麗で清潔に保たれている点も長所だと思います。」

MRTには、同国初の信号システムである無線式列車制御システム（CBTC）に加えて、自動運転システムが導入されています。車両の停車やドアを開けるのもシステムが自動で行い、運転士の仕事は本線区間においてはドアを閉めることと車両の発進のみです。現在、通勤時間帯は5分間隔、それ以外は10分間隔で運行され、4月以降の開業以降、99%を超える定時運転率を実現しています。まさに日本の最先端のシステムが備わった鉄道といえます。

一方でMRTの車内は、座席はメンテナンスを考慮してプラスチックで作られており、清潔な空間を維持するために飲食禁止となっています。しかし、イスラム教徒が人口の大半を占めるインドネシアのラマダン（断食月）の習慣を尊重し、ラマダン期間中は日没を車内放送で知らせ、「断食明けに食するデーツ（ナツメ）の実と水は良い、ただし、ゴミは持ち帰ること」となりました。これも、インドネシアの文化を第一に考えた結果です。

安達所員は、MRTの建設に際し、特に苦労した点を次のように語ります。

「特に大変だったのは、工程管理でした。駅や高架線を建設するための用地取得がなかなか進まず、当初の計画から大幅な変更を余儀なくされてしまいました。」

しかし、実施機関であるMRTジャカルタ社と土木建設を担当する日本の建設会社各社、設備の敷設（ふせつ）を担う企業、施工監理や従業員の訓練を担うコンサルタントなどが密接に連携し、それぞれ同時並行的に作業を進めることで、度重なる計画変更を乗り切り、2019年3月の開業にこぎつけることができました。

インドネシアで初となる地下鉄ですが、運行会社となるMRTジャカルタ社は経験ゼロからのスタートでした。運営維持管理の支援を行ってきた日本コンサルタンツ株式会社の宇都宮真理子（うつのみやまりこ）技術本部副部長は次のように語ります。

「今後、この鉄道を運用し、何かアクシデントがあったときに対応しなくてはならないのは、ジャカルタの鉄道員たちです。ここでは、日本のやり方がいつもあてはまるとは限りません。そのため、技術と運営ノウハウの伝承については、とにかく現地の職員の自主性を大切にしました。」

MRTができた結果、市民の生活様式にも変化が起こりました。何よりもMRTを利用することで、交通渋滞に巻き込まれず短時間で目的地にたどり着けるため、利用客から便利な交通手段と評価されるようになり、家と駅の間はバスやバイクタクシーを利用し、駅から目的地まではMRTを利用するという新しいスタイルが生まれました。MRTの開業以降、これまで公共交通機関の中心的存在であったバスも、MRTの駅に合わせた路線への変更が行われており、バイクタクシーの待機場所も駅前に整備されつつあります。こうした従来の交通機関とMRTが、今後いかに融合していくかが重要な課題となっています。安達所員は今後の展望について語ってくれました。

「ジャカルタは東京23区とほぼ同じ面積ですが、周辺都市も含めたジャカルタ首都圏人口は、近い将来3,500万人以上に達するといわれています。その意味で、MRTをさらに充実させていくことは非常に重要です。東京の地下鉄の総延長は約300キロ。ジャカルタでは、まだ15.7キロが開通したばかり。やっとスタートしたに過ぎません。」

建設の際の日本人技術者とインドネシア人技術者による打ち合わせの模様（写真：JICA）

今後も、日本の鉄道技術の粋（すい）がジャカルタの交通課題を解決し、市民に新しい生活スタイルを提供していけるよう、日本の技術と運営ノウハウへの期待はさらに高まっています。

2 南アジア地域

南アジア地域は、インドをはじめとした巨大な市場を抱え、今後の経済成長や膨大なインフラ需要が期待されるなど、大きな経済的潜在力を有しており、東アジア地域と中東地域を結ぶ陸上・海上の交通路に位置するため、「自由で開かれたインド太平洋」の実現の観点から戦略的に重要な地域です。また、同地域がテロおよび暴力的過激主義に対する国際的取組において果たしている役割に鑑みても、この地域の安定の確保は、日本を含む国際社会にとって関心の高い事項です。

一方、この地域には、道路、鉄道、港湾など基礎インフラの欠如、人口の増大、初等教育を受けていない児童の割合の高さ、水・衛生施設や保健・医療制度の未整備、不十分な母子保健、感染症、自然災害、そして法の支配の未確立など、取り組むべき課題が依然として多く残されています。特に貧困の削減は大きな問題であり、南アジア地域に住んでいる約18億人のうち、約2.2億人が貧困層[注5]ともいわれ、世界でも貧しい地域の一つです。SDGs達成を目指す上でも、南アジアは重要な地域となっています。日本は、南アジア地域の有する経済的潜在力を活かすとともに、拡大しつつある貧富の格差をやわらげるため、多岐にわたる支援を行っています。

日本の取組

日本は、南アジア地域の中心的存在であるインドとの間で、両首脳の相互訪問を行っており、「特別戦略的グローバル・パートナーシップ」に基づいて、経済協力をはじめ、政治・安全保障、経済、学術交流など幅広い分野で協力を進めています。近年、インドは日本の円借款の最大の受取国であり、日本はインドにおいて、連結性の強化と産業競争力の強化に資する電力や運輸をはじめとする経済社会インフラ整備の支援に加えて、持続的で包摂的な成長への支援として、植林や生計向上に資する森林セクターの支援や、女性や子どもなどへの保健医療サービス向上に資する保健セクターの支援などを実施しています。

2018年にモディ首相が訪日した際には、ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設を含む、計7件の円借款供与のための書簡が交換されました。2019年に両首脳は、ロシア・ウラジオストクでの東方経済フォーラム、タイ・バンコクでのASEAN関連首脳会議に際して首脳会談を実施し、これらの案件に関する連携を再確認しました。高速鉄道整備計画が実現すれば、現在、在来線特急で最短でも7時間必要なムンバイ・アーメダバード間の移動が2時間に短縮でき、料金は航空運賃の約半分になることが見込まれるなど、日本のODAは、インフラ開発、貧困対策、投資環境整備、人材育成など、様々な分野での支援を通じ、インドの成長において大きな役割を果たしています。

また、近年、発展が目覚ましく、日本企業の進出も増加しているバングラデシュとの間で日本は、「日・バングラデシュ包括的パートナーシップ」を推進しており、①経済インフラの開発、②投資環境の改善、および③連結性の向上を3本柱とする「ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）」構想のもと、開発協力を進めています。2019年5月に、ハシナ・バングラデシュ首相が訪日した際、安倍総理大臣は、「日本は、バングラデシュのSDGsの達成および『2021年までの中所得国化』実現に向けて支援を継続していく」と述べた上で、BIG-B構想の推進、両国間の人物交流の拡大や貿易・投資の一層の促進への期待などを表明しました。これら首脳間の合意のもと、2019年5月および6月には、日本はバングラデシュとの間で、バングラデシュ国内の連結性向上や経済インフラ整備に寄与する「マタバリ港開発計画（第一期）」、「ダッカ都市交通整備計画（1号線）（第一期）」、「マタバリ超々臨界圧石炭火力発電計画（V）」、「外国直接投資促進計画（第二期）」および「省エネルギー推進融資計画（フェーズ2）」の計5件の円借款の供与に関する交換公文に署名しました。また日本は、ラカイン州からの避難民

注5　世界銀行ホームページより。
人口　https://data.worldbank.org/indicator/SP.POP.TOTL?locations=8S
貧困率　https://www.worldbank.org/en/news/press-release/2018/09/19/decline-of-global-extreme-poverty-continues-but-has-slowed-world-bank

やホストコミュニティ支援に関する対バングラデシュ支援として、2019年に、保健・医療、水、食料・栄養、環境・インフラ、ガバナンス、教育に関する約41億円の支援を行いました（34・82ページのコラムも参照）。

日本の有償資金協力により、2019年5月25日に開通したバングラデシュのグムティ第2橋（写真：大林組・清水建設・JFEエンジニアリング・IHIインフラシステム共同企業体）

アジアと中東・アフリカをつなぐシーレーン上の要衝に位置するスリランカは、伝統的な親日国であり、日本は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、特に連結性強化や海洋分野での同国との協力強化を進めています。また、2019年3月には、スリランカで初めてとなる新交通システム（LRT）を導入するため、約300億円の円借款供与のための書簡の交換を行いました。このほか、2019年4月にスリランカで発生した連続爆破テロ事件を受けて、テロ対策機材等の供与のための10億円の無償資金協力を決定するなど、スリランカのテロ治安対策分野における能力向上のための支援を行う旨を表明しました。加えて、日本は、スリランカの質の高い経済発展とともに、進出している日系企業の活動環境の改善にも寄与する港湾、道路等の運輸ネットワークや、電力基盤等のインフラ整備の分野での協力を引き続き行っていきます。また、同国の紛争の歴史や格差が拡大している現状を踏まえ、日本は、開発の遅れている地域を対象に、生計向上や農業分野を中心とした産業育成など、国民和解に役立つ協力、および災害対策への支援を継続していきます。

モルディブは、スリランカ同様、インド洋シーレーンの要衝に位置し、日本にとって地政学的な重要性を有する国です。2018年1月には河野外務大臣（当時）がモルディブを訪問したほか、同年6月および現政権発足後間もない12月の2度にわたり、シャーヒド外務大臣が訪日して外相会談を行い、両外相の間で「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて協力していく旨が合意されました。この方針のもと、2019年には、自然災害・火災対応能力強化のための防災機材（消防艇、運貨艇等）供与およびテロ・治安対策能力強化のための関連機材（警察車両、液体検査装置等）供与のため、それぞれ5億円の無償資金協力を決定したほか、モルディブの財政施策および実行能力向上に貢献すべく、マクロ経済・財政政策専門家の派遣を決定しました。

パキスタンは、テロ撲滅に向けた国際社会の取組において重要な役割を担っています。これまで日本は、空港・港湾の保安能力向上支援や、テロ掃討軍事作戦で発生した避難民への支援を実施しています。また日本は、不正薬物取引および国際的な組織犯罪に対する国境管理能力強化のための支援や、平和構築・テロ対策分野の機材、製品を供与する支援を実施しています。さらに、ポリオ・ワクチンの調達を通じたパキスタンのポリオ撲滅支援など、保健分野でも支援を実施しています。2019年4月のクレーシ外務大臣の来日の際には、同大臣および河野外務大臣（当時）の立ち会いのもと、母子保健の診断・治療機能の拡充、および内陸物流拠点でのテロ対策強化のための貨物検査設備供与に係る2件の無償資金協力の書簡の交換が行われました。

訪日中のクレーシ・パキスタン外務大臣と外相会談を行った河野外務大臣（当時）（2019年4月）

伝統的な友好国であるネパールにおいては、2018年のギャワリ外務大臣の訪日や、2019年1月の河野外務大臣（当時）のネパール訪問、および2019年10月のバンダリ大統領の訪日を通じて、日ネパール関係のさらなる促進・強化が図られたほか、2019年8月に、12年ぶりとなる関西空港－カトマンズ間の直行便が再開し、人的交流も活発化しています。

ネパールへの支援については、2015年に同国で発生した大地震に際して、日本は、8つの国際機関等を通じて1,400万ドル（約16.8億円）の緊急無償資金

協力を実施しました。また、中長期の復興プロセスとして、強靱なネパールの再建に向けて、総額約2.6億ドル（約320億円超）規模の住宅（約6万戸）、学校（約240校）および公共インフラの再建を中心とする支援策を実施中であるほか、地震災害軽減のための各種技術支援を実施中です。加えて、新憲法を通じて民主主義の定着と発展に向けたネパールの取組を後押しするため、中央および地方政府のガバナンス能力向上を支援するとともに、社会的弱者を含む住民のニーズを行政施策に反映させるための支援などを行っています。このほか、地域間、民族間における教育へのアクセスの格差や児童の学力差の是正のため、同国政府の教育開発計画である「学校セクター開発計画」を支援する援助資金の供与や、ネパールの若手行政官が日本で学位を取得するために必要な学費等を供与する「人材育成奨学計画」の支援も行いました。

日本NGO連携無償資金協力の防災強化事業の一環として、ネパールのシンドゥパルチョーク郡、カリカ小学校で行われた避難訓練で、教室で使用している座布団で頭を保護しながら校庭へと避難する児童たち（写真：特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン）

また日本は、ブータンと1986年に国交を樹立して以来、良好な関係を築いてきており、2016年に国交樹立30周年を迎えました。2019年10月には、ブータンのジグミ・ケサル・ナムギャル・ワンチュク国王陛下が、即位礼正殿の儀への出席のために2011年以来2度目となる訪日を行い、安倍総理大臣と会談しました。また、同年8月に、秋篠宮皇嗣同妃両殿下および悠仁親王殿下が私的ご旅行でブータンを訪問するなど、近年両国の関係はますます深化しています。ブータンに対する日本の開発協力は、両国間の友好関係の礎となっており、ブータンの基本理念である国民総幸福量（GNH：Gross National Happiness）を念頭に置いた国家開発計画を尊重しながら、支援が実施されています。この結果、特に農業生産性の向上、道路網、橋梁等の経済基盤整備や、人材育成といった分野における支援で、着実な成果が上がっています。2019年6月には、ブータンの若手行政官等が修士または博士の学位を取得するために必要な学費などを供与する無償資金協力事業「人材育成奨学計画」の交換公文に署名し、ブータンの発展のみならず、日本との友好関係強化に貢献する人材の育成を支援しています。

ブータン、ワンディ・ポダン県のバジョ農業研究開発センターの菜園において、研究員にブドウの栽培管理技術を指導するJICA専門家（写真：JICA）

日本の国際協力の方針

南アジア地域の重点課題

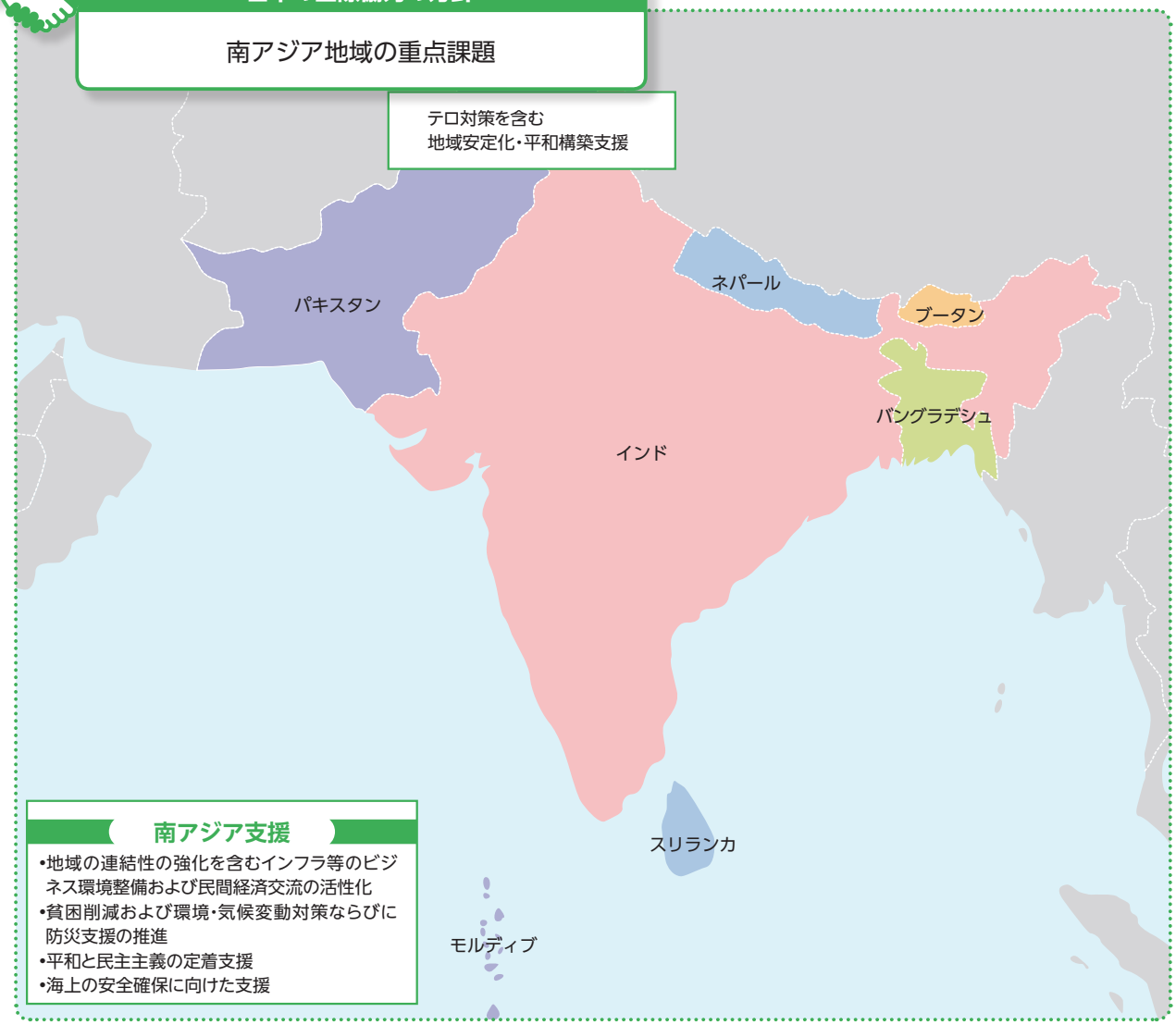

図表Ⅲ-3 南アジア地域における日本の援助実績

2018年

(単位：百万ドル)

順位	国名または地域名	贈与			計	政府貸付等		(A)－(B)	合計(支出純額)	合計(支出総額)
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額(A)	回収額(B)			
1	インド	8.34	－	86.15	94.49	2,137.43	856.51	1,280.92	**1,375.40**	**2,231.91**
2	バングラデシュ	65.62	43.60	31.41	97.03	1,200.67	118.43	1,082.25	**1,179.28**	**1,297.71**
3	スリランカ	18.06	1.27	19.72	37.78	162.85	192.33	-29.47	**8.31**	**200.63**
4	パキスタン	52.34	29.34	17.56	69.90	56.81	264.16	-207.35	**-137.45**	**126.71**
5	ネパール	34.54	－	20.51	55.05	60.66	8.64	52.02	**107.07**	**115.72**
6	ブータン	9.18	－	9.57	18.75	0.05	0.96	-0.91	**17.84**	**18.80**
7	モルディブ	2.97	0.25	1.14	4.11	－	1.09	-1.09	**3.02**	**4.11**
	南アジアの複数国向け	－	－	0.61	0.61	－	－	－	**0.61**	**0.61**
南アジア地域合計		**191.05**	**74.46**	**186.68**	**377.73**	**3,618.48**	**1,442.12**	**2,176.35**	**2,554.08**	**3,996.20**

(注)
・順位は支出総額の多い順。
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
・[－]は、実績が全くないことを示す。
・無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
・複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
・国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
・「南アジアの複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、アフガニスタンを含む複数国向け、およびミャンマーを含む複数国向けの実績が含まれている。
・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

匠の技術、世界へ 3

エネルギー低炭素社会実現を目指したインドにおけるスマートシティの構築に向けて ～日本とインドのアカデミアにおける協働～

インドの都市部では、経済の発展とともに交通量が急激に増えたことから深刻な交通渋滞や大気汚染が発生し、経済活動全般のみならず住民の健康にも影響する大きな問題となっています。さらに、地球温暖化の観点から、自動車から排出される二酸化炭素排出量の削減が求められています。このように、運輸交通部門におけるエネルギー効率の向上が急務になっている中、インド政府は、国内100都市を対象に環境にやさしい「スマートシティ*1」の実現を政策に掲げ、地下鉄やバスなどの公共交通手段を軸にあらゆる交通手段を組み合わせて効率的に利用するマルチモーダル化*2を推進することにより、交通渋滞の改善および二酸化炭素排出量の削減を目指しています。

このようなインド政府の取組を支援するため、日本の道路情報装置を提供している名古屋電機工業株式会社の坪井務（つとむ）プロジェクトリーダーと日本大学理工学部交通システム学科の福田敦（ふくだあつし）教授を中心とする研究グループは、「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）*3」を活用して、インド工科大学ハイデラバード校（IITH）のウダイ・デサイ名誉教授（前IITH学長）の研究グループとともに、2016年から共同研究を行っています。また、今までの研究成果を活かし、ハイデラバード、ムンバイなど、インド国内の各都市における学会でも積極的な議論や意見交換が行われています。

共同研究の舞台は人口680万人のインド西部に位置するアーメダバード市。最新のセンシング技術を活用しビックデータ解析を駆使することで都市交通状況を把握し、市民の持つスマートフォンなどの携帯端末に最適なルート情報を発信したり、信号機の制御や道路情報板を活用したりすることで渋滞を分散させることにより、自家用車から地下鉄やバスなどの公共交通機関の利用への転換を促すことを通じて、低炭素・低エネルギー社会の実現を目的としています。

本プロジェクトにおいて最初に行われたのは、アーメダバード市内の主要道路におけるあらゆる車や人の動きをモニターし、交通の流れに関する交通ビッグデータを収集することでした。日本の道路では主に自動車が走っているため、電柱上などに取り付けたカメラでのモニタリングが比較的容易に行えますが、インドでは、自動車の間をジグザグに走る二輪車、オート三輪車や歩行者が、信号のない交差点を入り乱れるように動き回っているため、正確な計測が非常に困難でした。そこで、町中に設置されたカメラのほかにドローンを活用し、上空から広く交通状況を観測することで、データの収集や解析を行いました。

アーメダバード交差点の画像解析を行っているIITHの研究者（写真：IITH研究室）

インド・アーメダバード市で開催されたSATREPSワークショップ（右奥から、福田日本大学教授、デサイハイデラバード校（IITH）名誉教授、坪井名古屋電機工業プロジェクトリーダー）（写真：IITH研究室）

また、本プロジェクトは、インド全土に共通する交通量把握の手法の確立のほか、携帯端末の効果的活用の仕組みを構築することも目的としており、坪井プロジェクトリーダーは、本プロジェクトを通じて観測された交通データに基づき、需要の多い地域のインフラ整備が進むようになっても、インドが二酸化炭素排出量を削減し環境改善を実現するためには、まだ大きな課題が残されていると言います。

「現在、アーメダバード市内では地下鉄の建設が進んでいます。インフラを充実させていくことも大切ですが、同時に重要なのは、完成した公共交通機関を現地の方々が積極的に使うべく、システムを構築することです。」

坪井プロジェクトリーダーは現在、自由度が高い形で交通手段を検索できる交通情報アプリの開発に取り組んでいます。日本で使用されている交通情報アプリでは、「歩く」、「鉄道」、「車」というように移動手段を選択し、経路を検索するのが一般的ですが、インドでもこのアプリを使えるようになれば、あらゆる交通手段を同時に検索できるようになり、家から駅まで車で行き、駅から地下鉄を利用し、目的地の最寄り駅に着いたらバスで目的地に行く、といった方法を検索できるようになるのです。多様な交通手段を組み合わせることで、今後開業する公共交通機関を積極的に使ってもらうことをねらいとしています。インドの都市において、鉄道が網の目のように走る東京のような状況になるにはまだ時間がかかりますが、開通した公共交通機関を少しでも多くの人に使ってもらうことが、マルチモーダル化、さらには二酸化炭素の排出量の削減による環境問題の改善につながると期待しています。

現在インドには、30万人、40万人規模以上の都市が約400か所あるとされています。さらには、近年の急速な経済発展のもと、すでに200以上の都市でスマートシティ化が必要な状況になっているともいわれており、インドにおいて本件プロジェクトを通じた新たな交通改革の「羅針盤」の完成が待たれています。

＊1　都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区のこと。
＊2　複数の交通機関の連携を通じて、利用者のニーズに対応した効率的で良好な交通環境を築くこと。
＊3　25ページの「用語解説」を参照。

3 大洋州地域

太平洋島嶼国は、日本にとって太平洋で結ばれた「隣人」であるばかりでなく、歴史的に深いつながりがあります。また、これらの国は広大な排他的経済水域（経済的な権利が及ぶ水域、EEZ）を持ち、日本にとって海上輸送の要となる地域であるとともに、かつお・まぐろ漁業に必要不可欠な漁場を提供しています。太平洋島嶼国の安定と繁栄は、日本にとって非常に重要です。

一方、太平洋島嶼国には比較的新しい独立国が多く、経済的に自立した国家を築くことが急務です。また、経済が小規模で、第一次産業に依存していること、領土が広い海域に点在していること、国際市場への参入が困難なこと、自然災害の被害を受けやすいことなど、小島嶼国に特有な共通の問題があります。このような事情を踏まえ、日本は太平洋島嶼国の良きパートナーとして、自立的・持続的な発展を後押しするための支援を実施しています。

日本の取組

太平洋島嶼国における政治的な安定と自立的経済発展のためには、社会・経済的な脆弱性の克服や地域全体への協力が不可欠です。日本は、太平洋島嶼国で構成される地域協力の枠組みである太平洋諸島フォーラム（PIF）[注6]との協力を進めるとともに、1997年以降、3年ごとに、太平洋島嶼国との首脳会議である太平洋・島サミット（PALM）を開催しています。また、2010年以降、PALMの1年半後を目処にPALM中間閣僚会合が開催されています。

2018年5月、福島県いわき市で第8回太平洋・島サミット（PALM8）が開催され、「①自由で開かれた持続可能な海洋、②強靱かつ持続可能な発展の基盤強化、③人的交流・往来の活性化」を柱とし、これまでの実績を踏まえた、従来同様のしっかりとした開発協力の実施と、成長と繁栄の基盤である人材の育成・交流の一層の強化（3年間で5000人以上）を謳った協力・支援方針が発表されました。

ソロモン諸島、ガダルカナル州の小学校にて、青年海外協力隊員がコミュニティ主体の沿岸資源管理に関する啓発授業を行う様子（写真：JICA）

また、2019年5月、関係省庁間会議である「太平洋島嶼国協力推進会議」において、オールジャパンでの太平洋島嶼国への取組を強化する方針がとりまとめられました。こうした支援方針も踏まえ、日本は、港湾・空港など基礎インフラ整備をはじめとする二国間の協力や、複数の国を対象とした技術協力を実施しています。PALM8第1の柱である「自由で開かれた持続可能な海洋」では、太平洋島嶼国の担当職員に向け、違法・無報告・無規制漁業（IUU）の抑止のための研修を行いました。また、第2の柱の「強靱かつ持続可能な発展の基盤強化」では、太平洋島嶼国において災害に強靱な社会を構築するため、日本の知見や経験を活用しつつ、各国気象局の人材の育成、住民が適切に避難できる体制づくりなどの包括的な支援による「防災の主流化」や、太平洋島嶼国の廃棄物管理にかかる人材と制度の強化に取り組んでいます。太平洋島嶼国の気候変動問題への対処を支援するため、日本は、サモアにある地域国際機関である太平洋地域環境計画事務局（SPREP）と連携し、各国の気候変動対策に携わる人材の育成に向けた取組も進めています。また、第3の柱である「人的交流・往来の活性化」では、太平洋島嶼国の将来をつくる若い行政官らに対する本邦大学院における修士課程教育と、本邦省庁におけるインターンシップを実施する事業などを行っています。

注6 PIF加盟国・地域は、オーストラリア、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィジー、サモア、ソロモン諸島、バヌアツ、トンガ、ナウル、キリバス、ツバル、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島、パラオ、クック諸島、ニウエ、フランス領ポリネシア、ニューカレドニアの16か国および2地域。

大洋州10か国*1　大洋州気象人材育成能力強化プロジェクト
技術協力プロジェクト（2014年12月～2018年12月）

黒岩宏司（くろいわこうじ）JICA専門家は、1993年に短期専門家としてフィジー気象局（FMS）を訪れてから足掛け27年、大洋州地域において気象分野での支援を続けています。日本の気象庁や世界気象機関（WMO）で勤務をしてきた知識・経験を活かし、大洋州各国の気象局への技術指導を行ってきたのみならず、各国の気象局とJICAや日本の気象庁、世界気象機関、他ドナー、観測機材メーカーなど、関係機関や企業との橋渡しをライフワークとし、長年、大洋州各国の気象局に寄り添った支援を行ってきました。

こうした地道な支援が実を結び、協力開始当初は施設も人材も限られていたFMSが、今では大洋州のサイクロン観測・予報の中枢としてWMOに認定され、地域の防災に大きく貢献しています。また、FMSは今後、大洋州地域の気象人材を育成する拠点および気象観測機器を校正*2する拠点として、WMOの認定を受ける予定です。

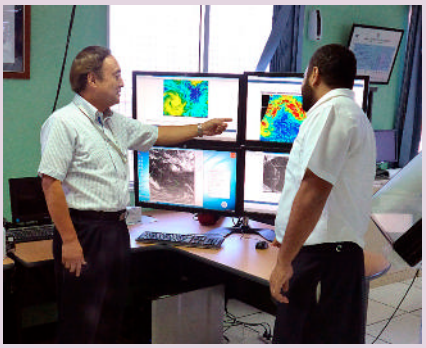
25年以上にわたり、FMSおよび大洋州諸国の気象局の能力強化に貢献してきた黒岩専門家（写真：FMS）

FMSを拠点とした大洋州諸国の気象局の能力強化の一例が、2014年から4年間実施された、「大洋州気象人材育成能力強化プロジェクト」です。同プロジェクトにより、大洋州で唯一気象局がなかったナウルでは、FMSが実施する研修を通じて消防士が気象観測・予報技術を身につけ、2018年12月に同国初の地上気象観測が開始されました。この立ち上げの中心となった元消防士は、「新しい気象局を立ち上げるのは大変な仕事だったが、FMSの職員やJICA専門家がいつも助け、励ましてくれた。」と、その支援に感謝を示しています。

FMSによる地域研修で、FMS職員が大洋州各国の気象局職員に、気象観測機材の校正方法を説明している様子（写真：黒岩専門家）

＊1　フィジー、キリバス、ツバル、バヌアツ、ナウル、トンガ、ニウエ、クック諸島、サモア、ソロモン諸島の10か国。
＊2　計測器の現状（精度・機能・動作）を確認すること。正しいデータを得るために必要な作業とされる。

日本の国際協力の方針

大洋州地域の重点課題

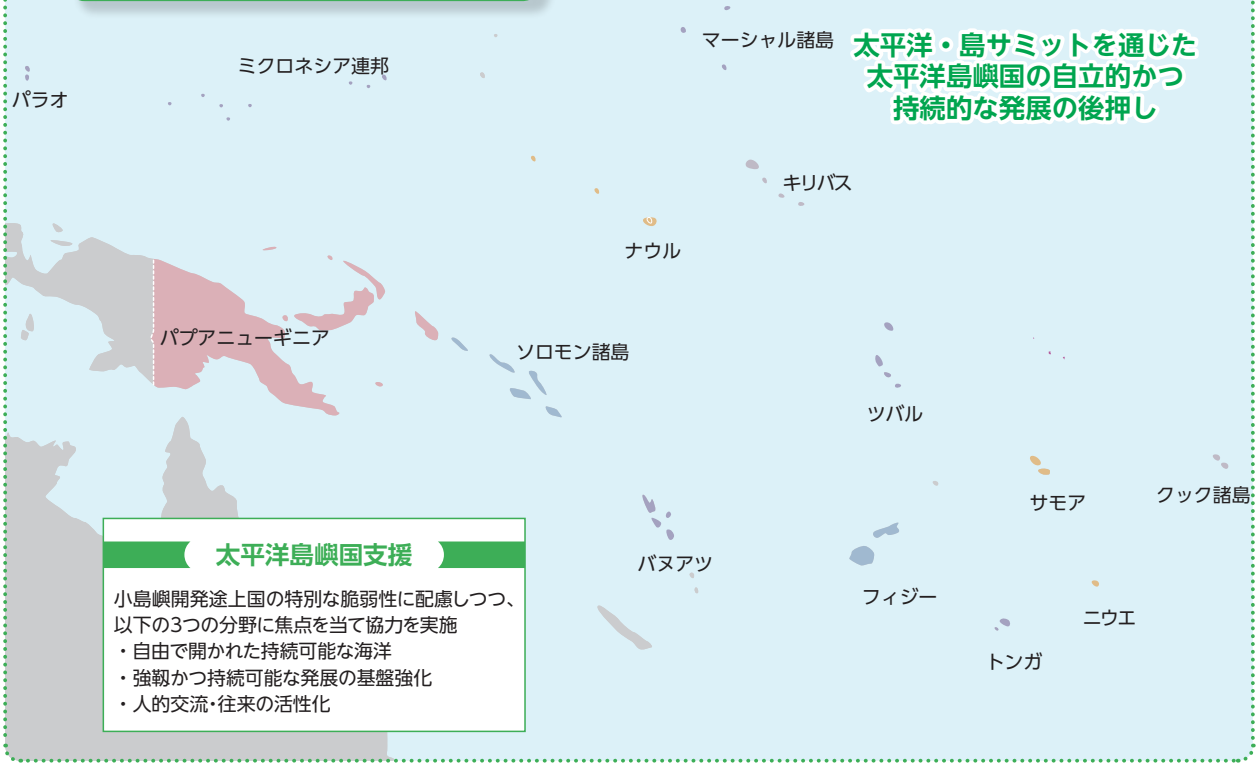

図表Ⅲ-4 大洋州地域における日本の援助実績

2018年

(単位：百万ドル)

順位	国名または地域名	贈与			計	政府貸付等		(A)－(B)	合計(支出純額)	合計(支出総額)
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額(A)	回収額(B)			
1	パプアニューギニア	22.31	0.91	13.39	35.71	24.83	16.43	8.39	44.10	60.53
2	サモア	24.72	－	3.32	28.04	－	1.80	-1.80	26.24	28.04
3	ソロモン諸島	18.66	－	5.51	24.18	－	－	－	24.18	24.18
4	キリバス	20.46	－	1.20	21.66	－	－	－	21.66	21.66
5	パラオ	12.84	0.07	1.99	14.82	－	－	－	14.82	14.82
6	ミクロネシア連邦	12.33	－	2.15	14.49	－	－	－	14.49	14.49
7	トンガ	11.46	－	2.07	13.54	－	－	－	13.54	13.54
8	バヌアツ	0.92	－	4.25	5.16	7.92	－	7.92	13.09	13.09
9	フィジー	1.81	0.07	5.45	7.26	－	1.10	-1.10	6.16	7.26
10	マーシャル諸島	3.00	－	1.07	4.07	－	－	－	4.07	4.07
11	クック諸島	2.07	－	0.04	2.11	－	－	－	2.11	2.11
12	ツバル	0.36	－	1.71	2.06	－	－	－	2.06	2.06
13	ニウエ	0.91	－	0.05	0.96	－	－	－	0.96	0.96
14	ナウル	0.23	－	0.07	0.30	－	－	－	0.30	0.30
15	[トケラウ]	－	－	0.00	0.00	－	－	－	0.00	0.00
	大洋州の複数国向け	8.29	7.98	3.80	12.09	－	－	－	12.09	12.09
大洋州地域合計		140.38	9.04	46.07	186.45	32.75	19.34	13.41	199.86	219.20

(注)
・順位は支出総額の多い順。
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
・[－] は、実績が全くないことを示す。
・無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
・複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
・国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
・[　] は地域名を示す。

4 中南米地域

中南米地域は人口約6.4億人、域内総生産約5.5兆ドル（2017年）の巨大市場であり、通商戦略上も重要な地域です。また、民主主義が根付き、鉄鉱、銅鉱、銀鉱、レアメタル（希少金属）、原油、天然ガス、バイオ燃料などの鉱物・エネルギー資源や食料資源の供給地でもあり、この地域は国際社会での存在感を着実に高めています。ODA対象国の中では平均所得水準は比較的高いものの、国内での貧富の格差が大きく、貧困に苦しむ人が多数残されていることもこの地域の特徴です。また、200万人以上に上る日系人の存在などもあり、日本との人的・歴史的な絆は伝統的に深く、日本は中南米地域と長い間、安定的な友好関係を維持してきました。

尾身朝子外務大臣政務官がコロンビアを訪問し、日本人コロンビア移住90周年記念式典に出席した際の様子（2019年10月）

日本の取組

防災・環境問題への取組

中南米地域は、アマゾンの熱帯雨林をはじめとする豊かな自然が存在する一方、地震、津波、ハリケーン、火山噴火などの自然災害に見舞われることが多く、防災の知識・経験を有する日本の支援は重要です。日本は、2010年のマグニチュード7.0の大地震により壊滅的な被害を受けたハイチに対し、累計3.2億ドル以上の復旧・復興支援を行っており、また、カリブ海上の国々や地震が頻発するメキシコ、ペルー、チリ、エクアドルをはじめとする太平洋に面した国々に対し、日本の防災分野の知見を活かした支援を行っています。また、日本は、2019年9月にハリケーン被害のあったバハマに対して、緊急援助物資の供与を行いました。キューバに対しては、2018年、街路・公園等の都市環境整備関連機材の無償資金協力を決定し、同国の災害復興能力の向上に貢献することが期待されます。

ブラジルに対しては、2011年に同国史上最悪・最大規模の土砂災害が発生したことを契機に、日本は土砂災害リスクを低減させることを目的として、2013年から2017年まで総合的な防災協力プロジェクトを実施し、災害リスクの把握、それに基づく都市拡張計画、モニタリングや情報伝達など総合的な災害対応力強化への協力を実施しました。本プロジェクト活動を通じ、日本で発展した防災技術への関心を高めたブラジルでは、2018年に砂防堰堤技術 注7 を学びに関係者が来日し、また同国のパラナ州では雨量レーダーが導入されました。都市部への人口集中が加速する中南米地域において、日本企業の防災技術がさらに普及することが期待されます。

また、中米域内においては、コミュニティ・レベルでの防災知識の共有や災害リスク削減を目指す「中米広域防災能力向上プロジェクト“BOSAI”」が大きな成果を上げています。このほか、カリブ諸国に対して日本は、気候変動や自然災害に対する小島嶼開発途上国特有の脆弱性を克服するため、1人当たりの所得水準とは異なる観点から支援を行っており、災害に強靱な橋梁や緊急通信体制の整備、災害対策能力強化に資する機材の供与等に加え、洪水対策・防砂専門家の派遣やカリブ8か国に対する広域の気候変動対策支援や技術協力等を行っています。

注7 土石流など上流から流れ出る有害な土砂を受け止め、たまった土砂を少しずつ流すことにより、下流に流れる土砂の量を調節する技術。土砂が砂防堰堤にたまることで川の勾配が緩やかになり、川底や河岸が削られていくのを防ぐとともに、土砂流の破壊力を弱めたり、山の斜面の崩れを防ぐ働きもある。
（出典：国交省関東地方整備局日光砂防事務所ホームページ　http://www.ktr.mlit.go.jp/nikko/nikko00005.html）

キューバ　経済社会開発計画（廃棄物収集車の供与）
無償資金協力（2017年3月～（実施中））

キューバの首都ハバナは、カラフルなコロニアル建築の旧市街にクラシックカーが行き交う街として、最近では世界中の人々を魅了する観光地となっています。その一方で、旧市街を含むハバナのゴミ問題は長い間の懸案となっており、一日当たり1,800トン（2016年時点）を超える廃棄物が排出されています。しかし、2016年時点で中国製の廃棄物処理車わずか30台が24時間稼働しているという状況で、廃棄物の処理に追いつかない状況でした。

そこで、日本は、ハバナのゴミ問題の解決のため、日本製の廃棄物収集車を無償で供与することを決定し、2019年8月までに100台すべてがキューバに到着・供与されました。日本製の廃棄物収集車の特徴および利点は、非常に小回りがきくため、旧市街の細い路地にも入ってゴミを収集できることです。こうした日本の廃棄物収集車によるゴミの収集により、ハバナの都市環境が大きく改善されつつあります。日本製の廃棄物収集車は街の至る所で見かけられ、住民のみならず、観光客にも認知されるようになりました。ゴミ収集活動が前より頻繁に行われるようになった、ゴミ問題のみならず感染症対策にも役立つ、日本製の廃棄物収集車のおかげでハバナの美化が進んでいるという声が聞こえるようになりました。

2019年11月にはハバナ生誕500周年を迎え、街は祝賀ムードに包まれています。廃棄物収集車の供与により街の美化に花を添えることで、日本のプレゼンスを示すことが期待されています。

日本から供与された廃棄物収集車がハバナ旧市街で活動を行っている様子
（写真：一般財団法人 日本国際協力システム（JICS））

グアテマラのパカヤ火山地域に住む住民に避難訓練の指導をするJICA専門家と、熱心に話を聞くコミュニティ防災リーダーたち（写真：JICA）

また、環境問題に関して日本は、気象現象に関する科学技術研究、生物多様性の保全、アマゾンの森林における炭素動態 注8 の広域評価や廃棄物処理場の建設など、幅広い協力を行っています。近年注目を集めている再生可能エネルギー分野において、日本は太陽光発電導入への支援を多くの国で実施しており、コスタリカやボリビア等では地熱発電所の建設に関する支援も行っているほか、ジャマイカでは米州開発銀行（IDB）と協力し、ドル建て借款によるエネルギー導入促進のためのプロジェクトを実施しています。また、カリブ諸国に対しては、水産分野において、ハリケーン被害を受けた水産施設の修復や水産専門家の派遣、水産関連機材の供与を行い、限りある海洋生物資源の持続可能な利用促進に貢献しています。

･･･インフラの整備

中南米は、近年、産業の生産拠点や市場としても注目されており、多くの日本企業が進出しています。中南米諸国の経済開発のための基盤整備の観点から、日本は首都圏および地方におけるインフラ整備も積極的に行っており、2018年には、ボリビアにおける物流改善および国内経済の発展のための無償資金協力の供与を決定しました。

このほか日本は、特に中南米諸国において、官民連携で地上デジタル放送の日本方式（ISDB-T方式）の普及に取り組み、2019年12月時点で中南米では14か国が日本方式を採用しています。日本は採用した国々に対して、同方式を円滑に導入できるよう技術移転を行い、人材育成を行っています。

･･･医療・衛生分野および教育その他での取組

医療・衛生分野でも、日本は中南米に対して様々な

注8　一定期間中における炭素量の変動。

協力を行っています。同地域においては、医療体制が弱く、非感染性疾患、HIV／エイズや結核などの感染性疾患、熱帯病などが未だ深刻な状態です。そのため、迅速、的確な診断と治療体制の確立が求められています。たとえば、中南米ではマラリアに次いで深刻な熱帯病と位置付けられる寄生虫病のシャーガス病は、その病原因子や病態の多くは未だ解明されておらず、現存する治療薬は、慢性期の病態に効果が低いなどの課題を抱えており、日本は、エルサルバドルにおいて、シャーガス病の病原因子の解明と治療薬の開発に関する共同研究を行っています。衛生分野では、日本は、安全な飲料水の供給や生活用水の再利用のため、上下水道施設の整備への協力を数多く行いました。パラグアイに対しては、2018年に医療機材の供与を通じた保健医療サービス向上のための無償資金協力に係る交換公文に署名しました。

また、中南米各国には日系社会が形成されており、日本は日系福利厚生施設への支援、研修員の受入れ、JICA海外協力隊員の派遣などを継続しています（70ページの「国際協力の現場から」も参照）。

ブラジル、パラー州ベレン市の日系のアマゾニア病院で、高齢化した邦人移住者の患者への対応強化の一環として、同病院の看護士等に日本語を教える日系社会青年海外協力隊員

また、今も貧困が残存し、教育予算も十分でない中南米諸国にとって、教育分野への支援は非常に重要です。日本は、ハイチに対する「中央県及びアルティボニット県小中学校建設計画」などの基礎教育施設の建設や、指導者の能力向上のための技術協力プロジェクトやボランティア派遣などを実施し、現地で高い評価を得ています。

エクアドル　キト市立小学校での算数オリンピック開催

JICAボランティア事業*（シニア海外ボランティア）［小学校教育］（2016年1月～2019年1月）

2018年6月、エクアドル首都キト市教育局、キト市立の小学校9校およびJICAエクアドル事務所の協力のもと、小学校3年生から7年生を対象とした、キト市算数オリンピックが初めて開催されました。予選には全児童5,699名が、決勝には各学校代表の計320名がそれぞれ参加しました。

事の始まりは1年半前の佐藤大輔シニア海外ボランティアの赴任直後に遡ります。キト市教育局担当者から「児童の算数への意欲を高めるためにキト市で算数オリンピックを開きたい。」との希望を受けたことが開催のきっかけとなりました。生徒の意欲向上には指導法の工夫改善が最優先だと考えた佐藤隊員は、キト市からの要望にはすぐには応えず、キト市内の小学校9校で述べ60回の研究授業を実施し、授業が充実してきたと感じた頃に、算数オリンピックを開催することにしました。

算数試験（予選）実施中にクラスを巡回している佐藤隊員（写真：JICA）

試験問題は同職種の隊員たちと検討を重ねて作成し、予選は基礎的な問題、決勝は児童の思考力を問う応用問題としました。決勝の試験時間は学年によっては通常授業より35分も長い75分と、集中力持続にかなり厳しい時間でしたが、どの児童も集中して問題に取り組みました。佐藤隊員は、その様子から児童の学習態度や意欲が変わりつつあることを改めて実感できたといいます。

表彰式の様子（後ろの壁には算数オリンピックのロゴ）（写真：JICA）

また、全児童が大会に参加したと感じることができるよう、決勝戦の個人賞と予選結果による団体賞も設定し、表彰式では、表彰された児童のみならず算数科教員達の輝かしい笑顔も見られました。

上位児童は予想以上の得点を獲得し、学力向上も確認できました。児童の学習意欲向上に資するとして、キト市教育局は今後も算数オリンピックを継続する意向です。実際に2019年6月に第2回算数オリンピックが実施されており、引き続き同国の教育改善に結び付くことが期待されます。

＊現名称は「JICA海外協力隊」（2018年秋の制度見直しにより、名称変更）。

このほか日本は、半世紀以上国内紛争が続いたコロンビアに対して、地雷除去や被災者支援等の平和構築分野の支援をこれまで実施しており、和平プロセスの進展を踏まえつつ、2017年6月、地雷除去関連機材などの供与に係る無償資金協力を決定し、2019年11月に授与式を実施しました（35ページのコラムも参照）。また、2019年にはジャマイカに対し、漁業の違法操業や、麻薬や銃器などの海上ルートを通じた非合法の流入を取り締まるため、パトロール艇等の供与に関する無償資金協力の交換公文に署名しました。

・・・南南協力や地域共同体との協力

長年の日本の開発協力の積み重ねが実を結び、第三国への支援が可能な段階になっているブラジル、メキシコ、チリ、およびアルゼンチンの4か国は、南南協力*で実績を上げています。また、これらの国と日本はパートナーシップ・プログラムを交わしており、たとえば、アルゼンチンと協力し、中南米やアフリカにおいて中小企業支援を実施しています。チリでは、三角協力を通じて中南米諸国の防災に資する人材育成を行っており、当初の目標であった4,000人を超えて、4,669人の人材育成を達成しました。また、ブラジルでは、日本の長年にわたる協力を受け、日本式の地域警察制度が普及しています。その経験を活用して、現在では三角協力の枠組みにおいて、地域警察分野のブラジル人専門家が中米諸国に派遣され、技術移転を行っています。

また日本は、より効果的で効率的な援助を実施するため、中南米地域に共通した開発課題について、中米統合機構（SICA）やカリブ共同体（CARICOM）といった地域共同体とも協力しつつ、地域全体にかかわる案件の形成を進めています。

・・・ベネズエラ難民・移民支援

昨今のベネズエラの経済・社会情勢の悪化により、2019年12月までに約480万人のベネズエラ難民・移民が近隣諸国に流出し、受入れ地域住民の生活環境の悪化や、同地域の不安定な情勢の一要因となる状況が発生し、対応が十分にできていないことが課題となっています。ブラジルおよびコロンビアにおいて日本は、それぞれ2019年6月および7月に、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）および国際移住機関（IOM）との連携により、入国時登録・保護の体制を強化するための無償資金協力の書簡の交換を行いました。また、エクアドルでは、同年11月、国連世界食糧計画（WFP）との連携により、食糧（小麦粉、とうもろこし粉、米、植物油など）を無償供与するための書簡の交換を行いました。

用語解説

＊南南協力（三角協力）
より開発の進んだ開発途上国が、自国の経験と人材などを活用して、他の途上国に対して行う協力。自然環境・文化・経済事情や開発段階などが似ている国々に対して、主に技術協力を行う。また、ドナーや国際機関が、このような途上国間の協力を支援する場合は、「三角協力」という。

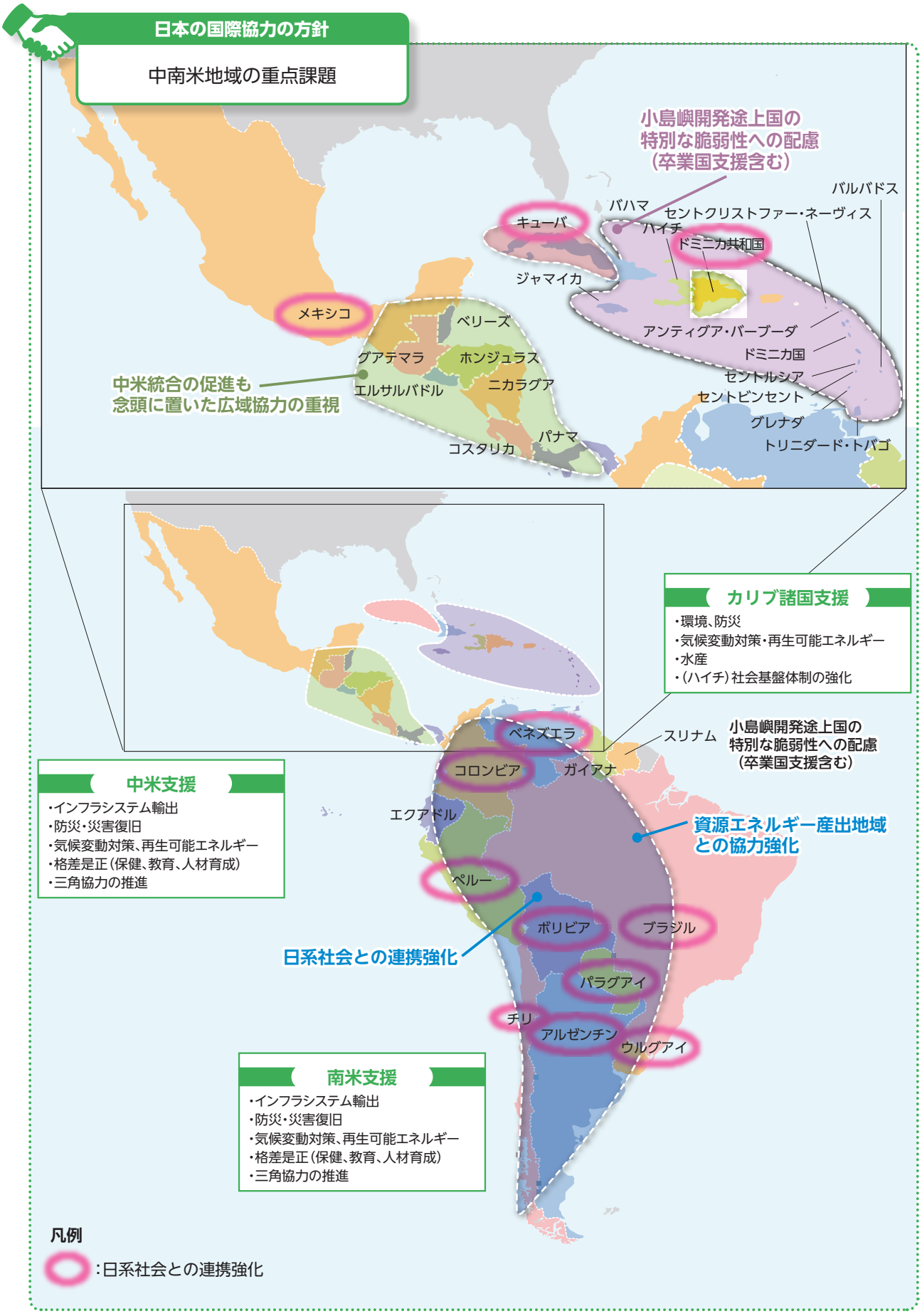
日本の国際協力の方針
中南米地域の重点課題
小島嶼開発途上国の
特別な脆弱性への配慮
(卒業国支援含む)
バルバドス
バハマ
セントクリストファー・ネーヴィス
キューバ
ハイチ
ドミニカ共和国
ジャマイカ
メキシコ
ベリーズ
アンティグア・バーブーダ
ドミニカ国
グアテマラ
ホンジュラス
セントルシア
中米統合の促進も
念頭に置いた広域協力の重視
エルサルバドル
ニカラグア
セントビンセント
グレナダ
パナマ
コスタリカ
トリニダード・トバゴ
カリブ諸国支援
・環境、防災
・気候変動対策・再生可能エネルギー
・水産
・(ハイチ)社会基盤体制の強化
ベネズエラ
スリナム
小島嶼開発途上国の
特別な脆弱性への配慮
(卒業国支援含む)
コロンビア
ガイアナ
中米支援
・インフラシステム輸出
・防災・災害復旧
・気候変動対策、再生可能エネルギー
・格差是正(保健、教育、人材育成)
・三角協力の推進
エクアドル
資源エネルギー産出地域
との協力強化
ペルー
ボリビア
ブラジル
日系社会との連携強化
パラグアイ
チリ
アルゼンチン
ウルグアイ
南米支援
・インフラシステム輸出
・防災・災害復旧
・気候変動対策、再生可能エネルギー
・格差是正(保健、教育、人材育成)
・三角協力の推進
凡例
:日系社会との連携強化

図表Ⅲ-5 中南米地域における日本の援助実績

2018年

（単位：百万ドル）

順位	国名または地域名	贈与			計	政府貸付等		(A)－(B)	合計（支出純額）	合計（支出総額）
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額(A)	回収額(B)			
1	ブラジル	1.14	－	16.11	17.25	50.47	80.79	-30.31	**-13.06**	**67.73**
2	ペルー	1.53	－	6.94	8.47	50.41	61.78	-11.37	**-2.89**	**58.89**
3	コスタリカ	3.15	－	2.99	6.14	42.60	16.65	25.95	**32.09**	**48.74**
4	キューバ	41.02 (17.30)	0.51 (0.51)	6.46 (6.46)	47.48 (23.76)	－ －	－ －	－ －	47.48 (23.76)	47.48 (23.76)
5	ハイチ	41.56	17.72	1.77	43.33	－	－	－	**43.33**	**43.33**
6	パラグアイ	1.62	－	7.07	8.69	30.81	28.92	1.89	**10.58**	**39.50**
7	グアテマラ	0.95	0.18	3.69	4.65	16.73	10.35	6.38	**11.03**	**21.38**
8	ホンジュラス	10.25	－	5.45	15.70	0.73	－	0.73	**16.42**	**16.42**
9	エルサルバドル	5.08	－	8.23	13.32	2.41	16.41	-14.00	**-0.68**	**15.73**
10	ニカラグア	4.84	－	5.67	10.51	2.04	－	2.04	**12.54**	**12.54**
11	コロンビア	2.76	－	6.63	9.38	－	－	－	**9.38**	**9.38**
12	ボリビア	0.96	－	8.03	8.99	0.21	－	0.21	**9.20**	**9.20**
13	メキシコ	0.14	－	7.33	7.46	－	－	－	**7.46**	**7.46**
14	パナマ	0.21	－	7.24	7.44	－	9.48	-9.48	**-2.03**	**7.44**
15	エクアドル	2.65	－	4.46	7.11	－	6.74	-6.74	**0.37**	**7.11**
16	ドミニカ共和国	0.57	－	4.70	5.27	－	3.97	-3.97	**1.30**	**5.27**
17	アルゼンチン	0.26	－	3.85	4.11	－	15.61	-15.61	**-11.50**	**4.11**
18	ジャマイカ	1.04	－	3.05	4.09	－	10.09	-10.09	**-6.01**	**4.09**
19	ドミニカ国	2.06	－	0.27	2.33	－	－	－	**2.33**	**2.33**
20	アンティグア・バーブーダ	1.99	－	0.18	2.17	－	－	－	**2.17**	**2.17**
21	スリナム	1.90	－	0.07	1.97	－	－	－	**1.97**	**1.97**
22	セントルシア	0.28	－	1.55	1.83	－	－	－	**1.83**	**1.83**
23	ガイアナ	0.27	0.09	1.40	1.66	－	－	－	**1.66**	**1.66**
24	ベリーズ	－	－	0.85	0.85	－	－	－	**0.85**	**0.85**
25	ベネズエラ	0.25	－	0.49	0.74	－	－	－	**0.74**	**0.74**
26	セントビンセント	－	－	0.31	0.31	－	－	－	**0.31**	**0.31**
27	グレナダ	0.09	－	0.05	0.13	－	－	－	**0.13**	**0.13**
	中南米の複数国向け	5.07	5.07	5.59	10.66	0.26		0.26	**10.92**	**10.92**
中南米地域合計		**132.40** **(108.68)**	**23.56** **(23.56)**	**123.39** **(123.39)**	**255.79** **(232.07)**	**196.67** **(196.67)**	**261.71** **(261.71)**	**-65.05** **-(65.05)**	**190.74** **(167.03)**	**452.46** **(428.74)**

（注）
・順位は支出総額の多い順。
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
・［－］は、実績が全くないことを示す。
・無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
・複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
・国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
・（　）内の値は債務救済を含まない金額。

5 欧州地域

欧州地域の中で、過去に共産主義体制にあった中・東欧、旧ソ連の多くの国々は、民主化と自由化を達成した現在、民主的な政権のもとで、市場経済に基づいた経済発展に取り組んでいます。日本は、これらの国々、ひいては欧州全体の一層の安定と発展のため、また、基本的価値（人権、民主主義、市場経済、法の支配等）を共有する関係をさらに強化するため、市場経済化、経済インフラの再建、環境問題などへの取組に対する支援を行っています。

日本の取組

西バルカン諸国[注9]は、1990年代に発生した紛争の影響で改革が停滞していましたが、ドナーや国際機関などの支援、および各国自身による改革の結果、復興支援を必要とする段階を卒業しました。現在は、持続的な経済発展に向けた支援が必要な段階にあります。日本は、2004年にEU（欧州連合）と共同で開催した西バルカン平和定着・経済発展閣僚会合で確認された、「平和の定着」、「経済発展」、「域内協力」の3本柱を重点分野として開発協力を展開し、2018年には、安倍総理大臣が西バルカン諸国との協力促進および社会経済改革を目的とする「西バルカン協力イニシアティブ」を発表しました。引き続き、日本は西バルカン諸国において、特に「持続可能な経済成長の促進」を重点方針として支援していきます。

旧ソ連諸国であるウクライナやモルドバは、ロシアとEUとの間に位置し、地政学上重要な位置にあります。これらの国々の安定と持続的な発展は、欧州全体の安定にとってなくてはならないものです。民主主義が根付き、市場経済を確立させるための努力を支援する必要があります。日本は、ウクライナの自立的・持続的経済成長を後押しすべく、保健医療、財政、経済基礎インフラなどの幅広い分野において支援を行っています。情勢が悪化したウクライナ東部に対しては、避難民への水・衛生分野の支援、シェルターの提供、住居修復などの支援を着実に実施しています。また日本は、資金供与以外でも、技術協力を通じた財政改革支援、公共サービス改善支援、メディア支援などを実施しています。

ウクライナのチェルニウツィ州小児病院において、草の根・人間の安全保障無償資金協力により供与された生化学自動分析装置を使用する同病院職員

さらに、欧州地域内の経済発展の格差を踏まえ、日本は、EUに加盟した国々に対し、援助対象国から卒業したものとして支援を段階的に縮小させるとともに、それらの国がドナー国として欧州地域の開発途上国に対する開発協力に一層積極的に取り組むことを促していきます。

注9 アルバニア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア、モンテネグロの6か国。

日本の国際協力の方針

欧州地域の重点課題

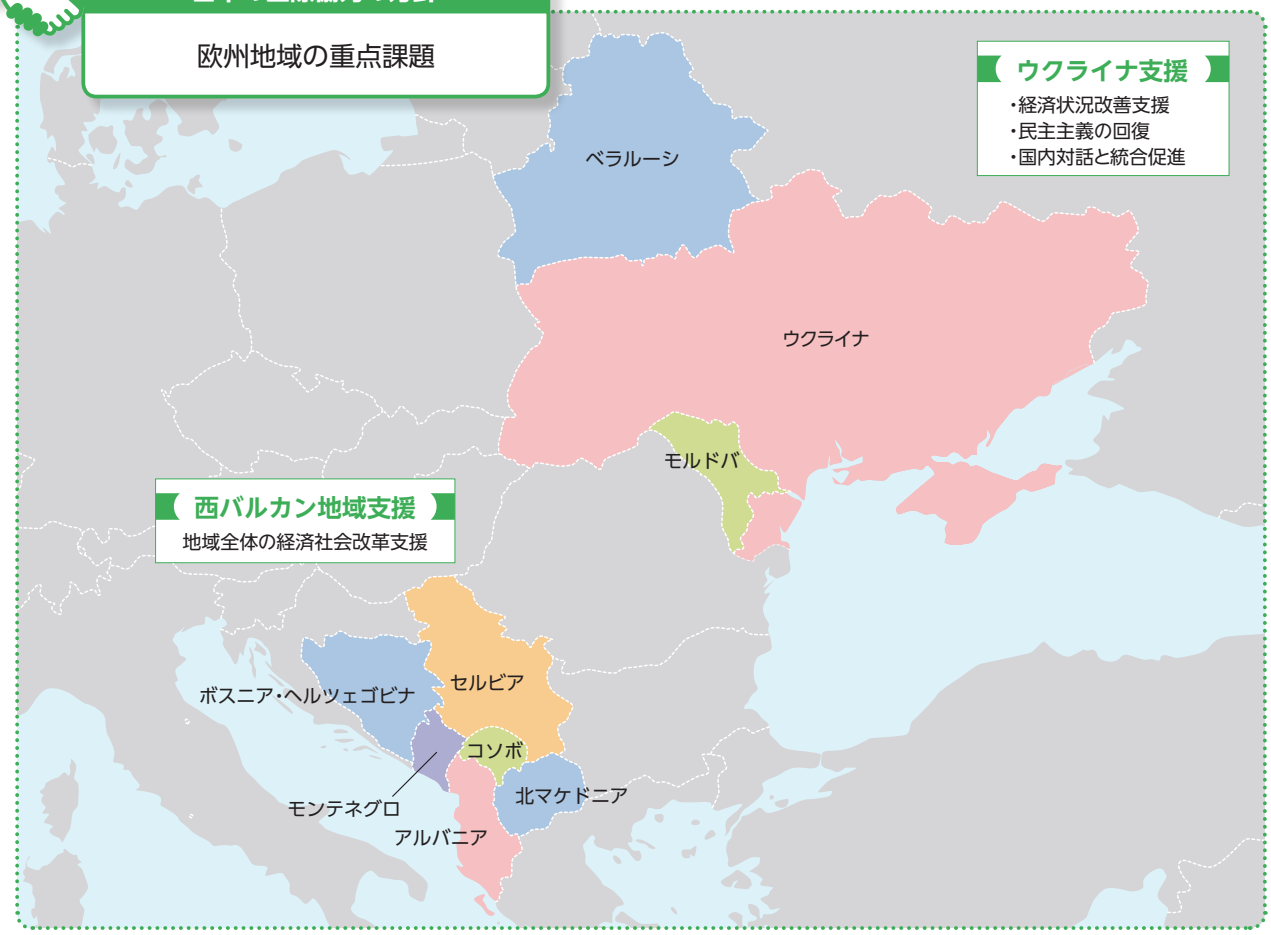

図表Ⅲ-6 欧州地域における日本の援助実績

2018年

(単位：百万ドル)

順位	国名または地域名	贈与			計	政府貸付等		(A)－(B)	合計(支出純額)	合計(支出総額)
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額(A)	回収額(B)			
1	ボスニア・ヘルツェゴビナ	0.69	－	0.55	1.25	43.17	1.22	41.95	43.20	44.42
2	ウクライナ	2.60	1.77	8.69	11.29	2.43	8.43	-6.00	5.29	13.72
3	セルビア	1.77	0.63	2.48	4.25	2.37	1.10	1.27	5.52	6.62
4	アルバニア	0.08	－	0.84	0.92	5.22	6.38	-1.16	-0.24	6.13
5	コソボ	1.85	－	2.61	4.46	－	－	－	4.46	4.46
6	北マケドニア	0.47	－	0.83	1.30	－	4.74	-4.74	-3.44	1.30
7	モルドバ	0.77	－	0.36	1.13	0.07	－	0.07	1.21	1.21
8	ベラルーシ	0.59	－	0.08	0.67	－	－	－	0.67	0.67
9	モンテネグロ	0.24	－	0.04	0.28	－	－	－	0.28	0.28
	欧州の複数国向け	0.50	0.50	0.94	1.44	－	－	－	1.44	1.44
	欧州地域合計	**9.57**	**2.91**	**17.81**	**27.39**	**53.26**	**72.24**	**-18.98**	**8.40**	**80.65**

(注)
・順位は支出総額の多い順。
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
・[－] は、実績が全くないことを示す。
・無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
・複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
・国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
・「欧州の複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、トルコを含む複数国向けの実績が含まれている。
・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

6 中央アジア・コーカサス地域

中央アジア・コーカサス地域は、ロシア、中国、南アジア、中東、欧州に囲まれており、この地域の発展と安定は、ユーラシア地域全体の発展と安定にとっても大きな意義を有しています。また、この地域には、石油、天然ガス、ウラン、レアメタル（希少金属）などのエネルギー・鉱物資源が豊富な国も含まれることから、日本が資源供給国の多様化を目指して資源・エネルギー外交を展開する上で、戦略的に重要な地域です。この観点から、日本は、これら地域の国々における人権、民主主義、市場経済、法の支配といった基本的価値の広まりを支え、同時にアフガニスタンやパキスタンなど、中央アジアに近接する地域を含む広域的な視点も踏まえつつ、同地域の長期的な安定と持続的発展のための国づくりを支援しています。

日本の取組

日本は、旧ソ連の崩壊に伴い独立した中央アジア・コーカサス諸国に対し、1991年の独立以来、市場経済体制への移行と経済発展に向けた各国の取組を支援するため、老朽化したインフラ整備、市場経済化のための人材育成、保健医療をはじめとする社会システムの再構築など多彩な分野で支援を行っています。

中央アジア諸国との関係においては、同地域が開かれた地域として安定・発展し、域内国が共通の課題に共同で対処することが重要であるとの考えから、日本は、2004年に「中央アジア＋日本」対話の枠組みを立ち上げ、地域協力の「触媒（しょくばい）」としての役割を果たすよう努力してきました。近年は対話にとどまらない、より実践的な協力を進めています。

2019年5月、タジキスタンで開催された「中央アジア＋日本」対話・第7回外相会合に参加した河野外務大臣（当時）は、人材育成等も通じ、日本らしいやり方で地域の連結性とインフラの強靱（きょうじん）性が高まるよう協力していく旨を述べました。また、地域安全保障・地域協力については、グローバルな課題であるテロとの闘いや麻薬対策の観点から、中央アジアとアフガニスタンの安定は国際社会全体の安全に密接に関連しており、こうした課題への対処には地域協力が不可欠である旨を指摘するとともに、この認識のもと、日本政府は、中央アジア諸国およびアフガニスタンに対する国境管理強化等の支援を引き続き実施していくことを表明しました。

また、2019年12月、ウズベキスタンのミルジヨーエフ大統領が就任後初めて訪日した機会に、安倍総理大臣と初の首脳会談を東京で行いました。同会談では、伝統的な親日国であるウズベキスタンとの友好関係が改めて確認され、安倍総理大臣の2015年10月のウズベキスタン訪問を機に大きく進展した経済面での協力をさらに後押しするべく、ウズベキスタンの経済発展にとって優先的な課題となっている電力供給の強化および主要産業である農業の高付加価値化や雇用創出に貢献する円借款の供与を決定するなど、同国の発展に向けた日本の貢献が示されました。

コーカサス諸国との関係では、日本は、アジアと欧州をつなぐゲートウェイとして重要な役割を担うコーカサス地域の自立的な発展のための協力を進めたいとの考えのもと、2018年9月の河野外務大臣（当時）によるコーカサス3か国（アルメニア、ジョージア、アゼルバイジャン）訪問の際に、「コーカサス・イニシアティブ」を発表しました。国づくりのための人づくり支援と、インフラ整備やビジネス環境整備を通じた魅力的なコーカサスづくりのための支援を柱とするこの基本方針のもと、日本政府は人材育成等の支援を継続しています。

このほか、日本は中央アジア・コーカサス諸国に対して、2017年までに10,647名の研修員の受入れ、3,463名の専門家の派遣をしており、ほかにも、若手行政官の日本留学プロジェクトである人材育成奨学計画や、日本人材開発センターを通じたビジネス人材育成など、新しい国づくりに必要な人材の育成を支援してきています。

ウズベキスタンの日本人材開発センターでの生産管理コース講義の様子（写真：JICA）

日本の国際協力の方針

中央アジア・コーカサス地域の重点課題

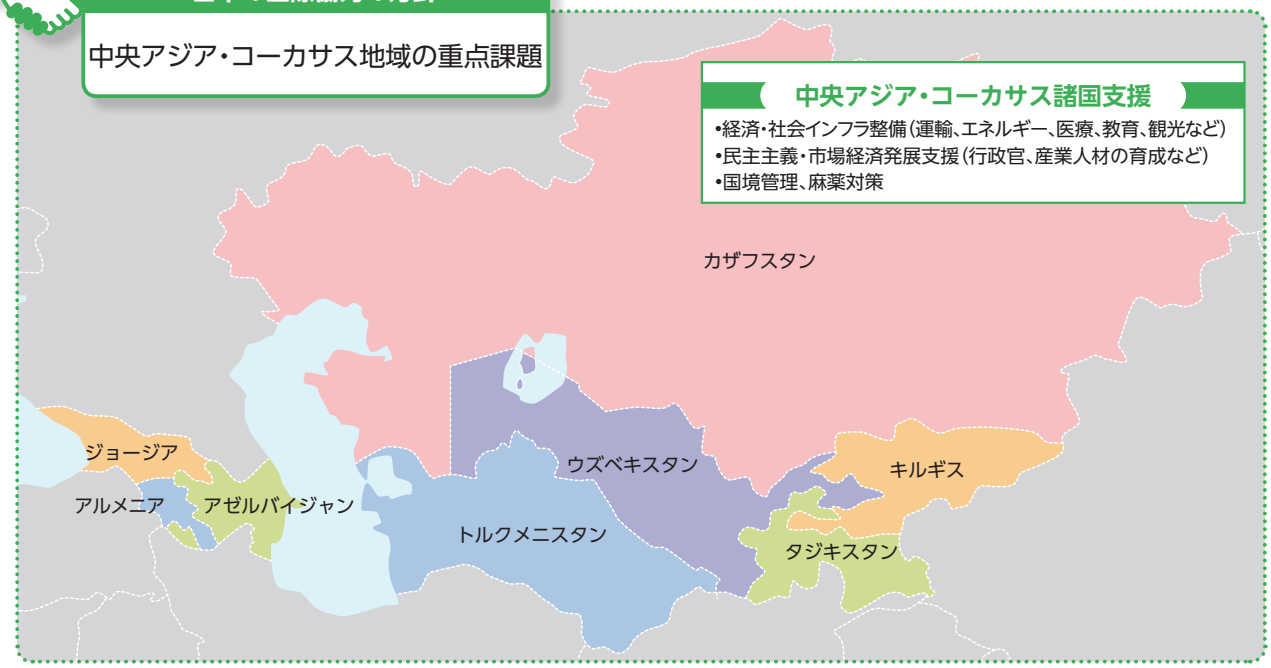

図表Ⅲ-7 中央アジア・コーカサス地域における日本の援助実績

2018年

（単位：百万ドル）

順位	国名または地域名	贈与			計	政府貸付等		(A)－(B)	合計（支出純額）	合計（支出総額）
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額(A)	回収額(B)			
1	ウズベキスタン	3.35	0.50	6.17	9.53	208.02	28.17	179.85	189.38	217.55
2	アゼルバイジャン	1.17	－	0.43	1.60	41.31	20.14	21.17	22.77	42.91
3	タジキスタン	33.94	4.58	3.95	37.89	－	－	－	37.89	37.89
4	キルギス	16.98	6.71	8.20	25.17	1.17	4.99	-3.82	21.35	26.34
5	ジョージア	0.80	0.53	1.92	2.72	2.80	2.59	0.21	2.93	5.52
6	アルメニア	1.76	0.03	0.55	2.32	－	10.16	-10.16	-7.85	2.32
7	カザフスタン	0.39	－	0.76	1.15	－	41.26	-41.26	-40.10	1.15
8	トルクメニスタン	0.14	－	0.40	0.55	－	1.98	-1.98	-1.43	0.55
	中央アジア・コーカサスの複数国向け	－	－	0.57	0.57	－	－	－	0.57	0.57
中央アジア・コーカサス地域合計		58.54	12.34	22.96	81.51	253.29	109.29	144.01	225.51	334.80

（注）
・順位は支出総額の多い順。
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
・［－］は、実績が全くないことを示す。
・無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
・複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
・国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

7 中東・北アフリカ地域

中東・北アフリカ地域は、石油と天然ガスの埋蔵量がともに世界の約５割を占めており、世界のエネルギーの一大供給地です。日本は原油輸入の約８割を中東地域に依存しており、世界の物流の要衝（ようしょう）である同地域は、日本の経済とエネルギーの安全保障の観点から、極めて重要な地域となっています。また、高い人口増加率で若年層が拡大し、潜在性の高い地域として成長しています。

一方で、この地域は、情勢を不安定化させる様々な課題を抱えています。1948年のイスラエル建国以来の歴史的問題である中東和平問題に加え、2011年に始まった「アラブの春」以降、各地で政治的混乱が継続しています。特に、シリアでは内戦が継続し、大量の難民・国内避難民が生まれ、周辺国も含めた地域全体の安定に大きな影響を及ぼしています。また、「イラクとレバントのイスラム国（ISIL）」に代表されるような暴力的過激主義が今もなお各地に残存しています。さらに、イランを巡る情勢、湾岸諸国間の緊張関係、アフガニスタン、イエメンおよびリビアをはじめとする国々の不安定な国内情勢など、域内の状況はいっそう複雑になっています。

同地域の平和と安定を実現することは、地域全体、さらには国際社会全体の安定と繁栄にも大きな影響を及ぼすことから、日本を含む国際社会全体にとって極めて重要です。持続的な平和と安定の実現、国づくりおよび国家の再建に向けて、経済的支援や人材育成等を通じて支援していくことが求められています。

日本の取組

シリア・イラク、およびその周辺国に対する支援

国際社会の懸案事項であるシリア問題について、日本は、2019年３月にブリュッセルで開催された「シリアおよび地域の将来の支援に関する第３回ブリュッセル会合」において表明した、総額約1.87億ドルの支援を速やかに実施しました。この支援には、避難民支援、若者の人材育成、女性のエンパワーメントと

ヨルダン　ペトラ博物館建設計画

一般文化無償資金協力（2014年３月～2019年４月）／技術協力（2015年11月～2020年３月）

岩山に囲まれた巨大な古代ナバタイ王国*の都市遺跡である世界遺産ペトラ遺跡は、映画「インディ・ジョーンズ－最後の聖戦－」の舞台としても知られ、年間約80万人が訪れるヨルダン最大の観光地です。一方、その歴史や古代の人々の生活等については、地元の人々にもあまり知られておらず、また、遺跡内で発掘された考古学的に貴重な遺物の保存・管理体制が不十分で遺物の展示機会も限られているなど、多くの課題を抱えていました。

こうした状況を改善し、ペトラ地域への観光活性化や地元コミュニティの開発を促すため、日本は一般文化無償資金協力により、ペトラ遺跡入口の隣接地に新たな博物館を建設することを決定しました。また、博物館の運営やペトラ地域の総合的な開発を担う人材の育成を目指すJICA技術協力「コミュニティ重視型のペトラ地域観光開発プロジェクト」を併せて実施し、博物館の開館に向けて支援を行ってきました。

ペトラ博物館の外見（写真：JICA）

2019年４月、ペトラ博物館はフセイン皇太子殿下のご出席のもとで開館を迎えました。現在、博物館内には石器時代からの約300点の遺物が展示され、日本の技術協力によって制作された６本の映像と22台のタッチパネルが来館者に様々な情報を提供しています。これにより、ペトラ遺跡を訪れる観光客のみならず、地元住民や学生らが、ペトラの歴史や自然、ナバタイ王国の生活などを学ぶことができるようになっています。ペトラ博物館は今後、ヨルダンの主要産業の一つである観光に貢献するとともに、同国の歴史や文化に対する理解を深め、文化遺産の保全に向けた教育活動の場となることが期待されています。

ペトラ博物館の内部で展示物を鑑賞する来館者たち（写真：JICA）

＊今から約2000年前に最盛期を迎えたナバタイ人による王国で、ペトラを中心に交易で栄えた。

いった分野への支援が含まれています。さらに日本は、2019年3月、急速に情勢が悪化したシリア北東部の避難民およびレバノンのシリア難民とホストコミュニティの人々に対する保健、物資、医療分野への支援として、1,300万ドルの支援を決定し、同年12月には、シリア北東部の避難民およびホストコミュニティの人々に対する同様の支援として、1,400万ドルの支援を決定しました。また、2019年には、東アレッポ地域の市民および国内避難民の人道状況改善を目的として、戦闘により被害を受けた小児科病院の修復および同地域のコミュニティ保健医療サービスの早期復旧を行う事業に対する支援も行いました。2011年のシリア危機発生以降、日本のシリア・イラク、およびその周辺国に対する支援の総額は約27億ドル以上となっています。このように、絶えず人道状況が変化している同地域において、日本は時宜に即した効果的な支援を実施しています（31ページの「(1) 平和構築と難民・避難民支援」も参照）。

日本の支援により、トルコ南東部ガジアンテップ市に設立された女性センターにおいて、シリア難民のための縫製技術講習が行われている様子（写真：UN Women Turkey）

また、日本は、人材育成や難民の自立支援に向けた取組も行っています。2016年のG7伊勢志摩サミットにおいて、中東地域における「寛容で安定した社会」の構築のため、日本は、2016年から2018年の3年間で約2万人の人材育成を含む総額約60億ドルの包括的支援の実施を表明し、着実に実施しました。この支援の一環として、日本は、5年間で最大150名のシリア人留学生を受け入れ、教育の機会を提供し、将来のシリアの復興を担う人材を育成することとしており、2019年には22名の留学生を受け入れました。

また、難民への人道支援および自立支援（教育・職業訓練等）や受入国等に対する支援として、2016年に開催された「難民および移民に関する国連サミット」において安倍総理大臣が表明した、3年間で総額28億ドル規模の支援も実施しました。

・・・アフガニスタン支援

日本は、これまで一貫してアフガニスタンへの支援を実施しており、アフガニスタン支援における主要ドナーとして、同国政府およびG7や国連機関、世界銀行等の他ドナーとの協調に努めてきました。また、日本は現在、アフガニスタンの自立と安定に向けた取組を支えるため、治安分野では警察の能力強化、開発分野では農業開発およびインフラ整備に支援の重点を置いています。また、人づくり支援では、特に教育、保健分野を重視しています。

2012年には、「アフガニスタンに関する東京会合」をアフガニスタンと共催し、約80の国および国際機関の代表が参加する中、成果文書として「東京宣言」を発表しました。この東京会合において、日本は、アフガニスタンの持続可能な開発に向け、アフガニスタンおよび国際社会の相互責任を明確にするとともに、それを定期的に確認・検証する枠組みである「相互責任に関する東京フレームワーク（TMAF）」を構築しました。この相互責任の枠組みは、2018年11月の「アフガニスタンに関するジュネーブ閣僚級会合」にて採択された「ジュネーブ相互責任枠組み（GMAF）」に引き継がれています。

・・・中東和平（パレスチナ支援）

日本は、パレスチナに対する支援を中東和平における貢献策の重要な柱の一つと位置付け、1993年のオスロ合意以降、パレスチナに対して総額19億ドル以上の支援を実施しています。具体的には、東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区の社会的弱者やガザ地区の紛争被災民等に対して、その厳しい生活状況を改善するため、国際機関やNGO等を通じた様々な人道支援を行うとともに、人々の生活の安定・向上、財政基盤の強化と行財政能力の強化、経済的自立のための支援のために、将来のパレスチナ国家建設に向けた準備と、パレスチナ経済の自立化を目指した取組を行っています。

日本独自の中長期的な取組として、2006年以降、日本は、イスラエル、パレスチナおよびヨルダンとの4者による域内協力により、ヨルダン渓谷の経済社会開発を進める「平和と繁栄の回廊」構想を提唱し、そ

の旗艦事業であるジェリコ農産加工団地（JAIP）開発に取り組んでいます。2018年5月には、パレスチナを訪問した安倍総理大臣がJAIPを訪れ、ハムダッラー・パレスチナ首相から現状について説明を受けるとともに、JAIP内で稼働するテナント（2019年3月時点で入居契約を済ませた37社のうち15社が稼働）の展示ブースをまわりました。

ジェリコ農産加工団地（JAIP）を訪問した安倍総理大臣（2018年5月）
（写真：内閣広報室）

さらに2013年、日本は、人材育成や民間経済の発展等に関するアジアの知見を活用し、パレスチナの経済自立を支援する「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）」を立ち上げ、これまで、人材育成のための三角協力（107ページの用語解説「南南協力」を参照）や、貿易・投資拡大に向けた会合を実施しています。また、日本は同会合を通じて、パレスチナ難民支援を担っている国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）の支援国拡大に向けた働きかけを行うなど、重要な役割を果たしています。2019年7月には、パレスチナのマラッラにおいて、パレスチナとの共催でCEAPAD高級実務者会合が開催され、民間の活力をパレスチナの発展に取り込むことの重要性などが確認されました。また、同年9月には、ニューヨークで行われたUNRWA支援閣僚級会合に茂木外務大臣が出席し、UNRWAへの支援として、教育、下水処理および食糧支援を対象に合計約1100万ドルの無償資金協力を実施する旨が述べられました。

日本は、このような支援を着実に実施し、国際社会と協力して、人道支援のみならず中長期的な視点から、日本の強みを活かした「人づくり」など、社会安定化と包摂的成長のための支援を行っていきます。

図表Ⅲ-8　中東・北アフリカ地域における日本の援助実績

2018年

（単位：百万ドル）

順位	国名または地域名	贈与			計	政府貸付等		(A)－(B)	合計（支出純額）	合計（支出総額）
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額(A)	回収額(B)			
1	イラク	56.31	54.44	6.69	63.00	492.02	80.84	411.18	474.17	555.01
2	エジプト	3.76	0.70	18.33	22.09	272.49	190.33	82.16	104.25	294.58
3	アフガニスタン	173.48	167.68	14.55	188.03	－	－	－	188.03	188.03
4	チュニジア	0.35	0.19	2.66	3.01	152.30	84.52	67.79	70.79	155.31
5	トルコ	7.89	7.50	1.57	9.45	124.36	198.59	-74.24	-64.79	133.81
6	モロッコ	8.78	0.22	8.62	17.39	73.41	89.12	-15.71	1.69	90.80
7	シリア	55.72	55.72	1.98	57.70	－	－	－	57.70	57.70
8	[パレスチナ]	38.40	31.54	9.93	48.33	－	－	－	48.33	48.33
9	イエメン	33.81	33.81	0.30	34.11	－	－	－	34.11	34.11
10	ヨルダン	16.81	8.70	8.09	24.90	8.98	85.96	-76.98	-52.09	33.87
11	イラン	9.61	1.80	6.83	16.43	－	11.98	-11.98	4.46	16.43
12	レバノン	11.10	8.71	1.75	12.85	－	6.31	-6.31	6.55	12.85
13	リビア	1.30	1.30	0.03	1.33	－	－	－	1.33	1.33
14	アルジェリア	－	－	1.11	1.11	－	0.73	-0.73	0.39	1.11
	中東・北アフリカの複数国向け	57.85	39.27	0.05	57.91	0.88		0.88	58.78	58.78
中東・北アフリカ地域合計		475.15	411.56	83.07	558.22	1,124.43	748.37	376.06	934.28	1,682.65

（注）
・順位は支出総額の多い順。
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
・［－］は、実績が全くないことを示す。
・無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
・複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
・国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
・「中東・北アフリカの複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、アフガニスタンを含む複数国向け、トルコを含む複数国向け、および北アフリカとサブサハラ・アフリカにまたがる複数国向けの実績が含まれていない。
・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
・［　］は地域名を示す。

8 アフリカ地域

アフリカは豊富な天然資源と約13億の人口を背景に、大きなポテンシャルを有していますが、近年、国際資源価格の下落や脆弱（ぜいじゃく）な保健システム、テロ・暴力的過激主義の台頭など、様々な問題にも直面しています。こうした課題に対応するため、2015年のアフリカ連合（AU）首脳会合において、アフリカ自身の新たな開発アジェンダである「アジェンダ2063」が採択され、国連でも同年、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が新たに採択されるなど、アフリカ自身の取組と密接に結びついた国際社会による新たな取組も開始されています。

日本の取組

上記のようなアフリカ自身の取組を後押しする枠組みとして、国際社会との協調のもと、日本は、国連、国連開発計画（UNDP）、世界銀行、アフリカ連合委員会（AUC）と共に、アフリカ開発会議（TICAD（ティカッド））を継続的に開催しています。2019年8月に横浜で開催されたTICAD7では、①経済、②社会、③平和と安定を3本柱として議論が行われました。日本は、これら3つの分野について、以下のような取組を実施していきます。

①経済については、たとえばABEイニシアティブ3.0などを通じて、これまでアフリカにおけるビジネスの推進に資する産業人材の育成を行っていきます。日本はTICAD Ⅴ以降、JICAを通じてアフリカから1,200人以上を受け入れています。ほかにも、連結性の強化に向け、三重点地域 注10 を中心とした質の高いインフラ投資の推進にも取り組んでいきます。

②社会については、たとえば、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の拡大に向けた取組を一層推進していくとともに、300万人の基礎医療アクセスや衛生環境を改善し、健康保健を普及させていきます。日本はガーナにおいて「母子手帳を通じた母子継続ケア改善プロジェクト」、ケニアにおいて「アフリカ保健システム強化パートナーシップ・フェーズ2」といった技術協力を実施しています。また日本は、理数科教育の拡充や学習環境の改善により、300万人の子どもたちに質の高い教育を提供していきます。

ザンビアの女性の健康づくりプロジェクトの一環で、妊産婦への産前健診の聞き取りを行うNGO団体ジョイセフの職員と現地スタッフ（写真：JOICFP）

③平和と安定については、TICAD7において、安倍総理大臣が、「アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ（NAPSA）*」を提唱しました。日本は、NAPSAのもとで、アフリカ主導の紛争解決努力を支援するとともに、紛争やテロの根本原因にアプローチすべく、制度構築などの支援を行っていく考えです。

その一環として、日本はTICADプロセスを通じ、アフリカの平和と安定のため、2008年以降、アフリカ15か国内のPKO訓練センターが裨益（ひえき）するプロジェクトに対して約1億ドルの支援を行い、延べ60名の日本人講師を派遣し、研修の実施などを支援しています。また、サヘル地域においては、TICAD7の機会に開催された「サヘル地域の平和と安定に関する特別会合」にて、日本は、今後3年間でG5サヘル 注11 諸国の制度構築に携わる1,000人の人材育成を行うことや、若者の職業訓練・教育機会の提供、PKO人材の育成強化、マリ、チャド、ブルキナファソおよびモーリタニアに対する治安対策機材の供与に加え、難民・国内難民・ホストコミュニティへの支援の継続を通じて、同地域の平和と安定に貢献していく旨を表明しました。

また、南スーダンにおいても、2011年の独立以来、

注10 東アフリカ・北部回廊、ナカラ回廊、西アフリカ成長の環にわたる3地域。

注11 サヘル地域の5か国（チャド、ニジェール、ブルキナファソ、マリ、モーリタニア）をメンバーとするグループ。2014年2月にモーリタニアのヌアクショットで開催された5か国首脳会議で設立が決定した。

コートジボワール　日本・コートジボワール友好交差点改善計画
無償資金協力（2015年6月～2019年12月）

コートジボワール最大の経済都市アビジャンでは、急激な人口増加や主要産業の集中等により、市街地が無秩序に拡大し、慢性的な交通渋滞をはじめとする都市問題が発生しています。そこで日本は、アビジャンが持続可能な都市として発展するよう、2013年2月から2014年11月にかけて、技術協力「大アビジャン圏都市整備計画（SDUGA）策定プロジェクト」を実施しました。同プロジェクトによって策定された大アビジャン圏都市計画は、2030年のあるべき都市利用方針や都市交通計画などの優先プロジェクトを示したものです。コートジボワール政府は、2016年3月、大アビジャン圏都市計画を同国の正式な都市計画と位置付けました。また、同計画は、コートジボワールに加え、他のドナー国や国際機関からも高い評価を受けており、米国、フランス、アフリカ開発銀行（AfDB）等の様々な開発ドナーが優先プロジェクトを実施しています。

日本はその後も、同計画の実現に向けた支援を行っており、無償資金協力プロジェクト「日本・コートジボワール友好交差点改善計画」はその一つです。本プロジェクトは、空港・港・ビジネス街をつなぐ交通の要衝（ようしょう）に位置する同交差点を立体交差化するものです。2017年から本格的に工事が始まり、2019年末には第1期工事が終了します。さらに第2期工事にて立体交差を双方向化することを計画しており、より多くの車両の通行を可能にすることで、市中心部と郊外を往来する交通の円滑化を進める予定です。

本計画により、渋滞が大幅に緩和されることで、アビジャンの西アフリカのハブとしての役割が強化され、経済活動がさらに活発になることが期待されます。

工事中の日本・コートジボワール友好交差点（写真：JICA）

日本は、JICAや国際機関を通じて、インフラの整備、代替産業育成、基礎生活分野の改善、ガバナンスの向上などの分野で同国の国づくりを支援しており、南スーダンで治安が悪化した2013年以降は、国際社会と協力し、東アフリカの地域機構である「政府間開発機構（IGAD）」を通じて、南スーダンの平和の定着を後押ししています。2018年3月には、日本はIGADに360万ドル規模の支援を実施し、同支援は、2018年9月に署名に至った「再活性化された衝突解決合意」に関する協議の開催や、同合意事項の履行のために活用されました。

さらに、日本は、南スーダン自身の平和イニシアティブである国民対話プロセスへの支援も行っています。国民対話への支援は、公共財政管理、警察能力の強化、税関能力向上等の人材育成支援、食糧援助を含めた人道支援といった支援と並んで、南スーダンにおける平和と安定の回復に大きな役割を果たしています。このほか、2017年5月、5年以上にわたって国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に派遣されていた自衛隊の施設部隊は活動を終了しましたが、司令部要員の派遣を通じて日本のUNMISSの活動への貢献は引き続き行われています。今後も、平和の定着を同国の国民が実感し、再び衝突が繰り返されないように、国際社会が協力して、南スーダンの平和の定着を支援していくことが重要です。

JICAの協力を受け、「平和と社会的結束」のスローガンのもと、南スーダンの首都ジュバで開催された第4回全国スポーツ大会での女子陸上競技800M決勝の様子（詳細は71ページの「開発協力トピックス」を参照）（2019年1月）（写真：JICA）

用語解説

＊アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ
（NAPSA：New Approach for Peace and Stability in Africa）

2019年8月に横浜で開催されたTICAD7において、安倍総理大臣が提唱した新たなアプローチ。アフリカのオーナーシップの尊重および紛争やテロの根本原因に対処するとの考えのもと、アフリカ連合（AU）や地域経済共同体（RECs）などによる紛争の予防、調停、仲介といったアフリカ主導の取組、制度構築・ガバナンス強化、若者の過激化防止対策や地域社会の強靱化に向けた支援を行うもの。

日本の国際協力の方針

アフリカ地域（サブサハラ地域を含む）の重点課題

TICAD7における日本の取組（2019年8月）

①「経済」：200億ドルを超える民間投資の拡大に向け、アフリカにおけるビジネス環境改善に貢献するとともに、日本企業の進出とイノベーションを促進し、アフリカで生じつつある経済構造転換を後押しする。
②「社会」：生活の向上や経済成長の基盤となる人間の安全保障とSDGsの実現に向けて、強靭かつ持続可能な社会の構築に貢献する。
③「平和と安定」：経済成長・投資や生活向上の前提となる平和と安定の実現に向けたアフリカ自身による前向きな動きを後押しすべく、AU等主導の調停・紛争解決努力や制度構築支援を行うアフリカの平和と安定に向けた新しいアプローチ（NAPSA）を実施するとともに、日本らしい支援、特に地道で息の長い人づくり支援を行う。

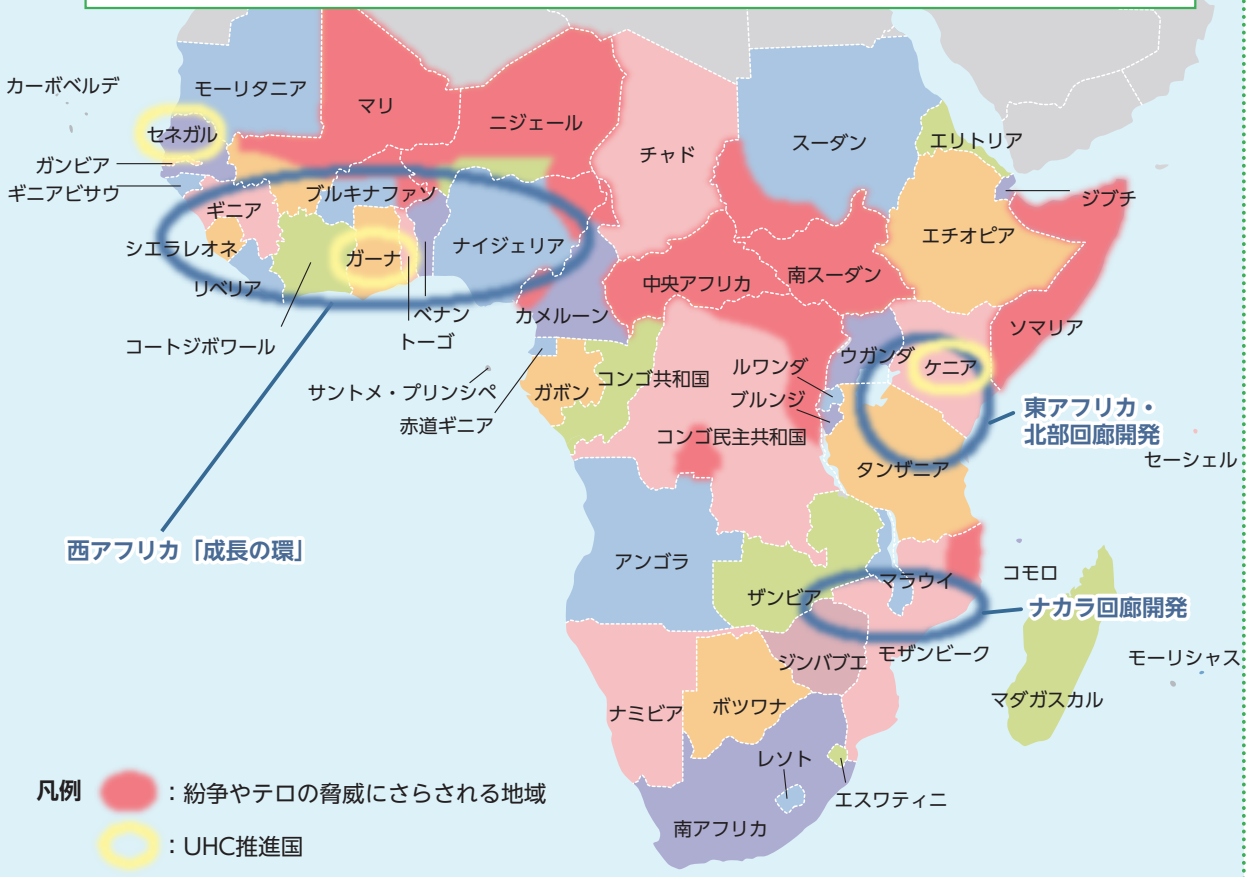

図表Ⅲ-9　サブサハラ・アフリカ地域における日本の援助実績

2018年

（単位：百万ドル）

順位	国名	贈与			計	政府貸付等		(A)－(B)	合計（支出純額）	合計（支出総額）
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額(A)	回収額(B)			
1	ケニア	28.55	5.75	30.42	58.98	165.14	86.13	79.02	137.99	224.12
2	モザンビーク	40.02	－	18.96	58.98	84.89	0.93	83.96	142.94	143.87
3	タンザニア	20.95	0.50	22.07	43.02	35.65	3.22	32.42	75.44	78.67
4	ウガンダ	23.23	4.59	11.13	34.37	37.77	0.74	37.03	71.39	72.13
5	ガーナ	57.65	4.98	12.48	70.13	－	－	－	70.13	70.13
6	エチオピア	15.14	5.50	18.45	33.58	35.83	－	35.83	69.41	69.41
7	コンゴ民主共和国	34.03	7.38	9.23	43.27	－	－	－	43.27	43.27
8	マダガスカル	12.09	－	10.38	22.47	19.86	－	19.86	42.34	42.34
9	ルワンダ	13.19	2.30	12.76	25.96	11.79	－	11.79	37.75	37.75
10	ザンビア	14.37	1.00	15.42	29.80	4.63	－	4.63	34.43	34.43
11	南スーダン	26.80	19.11	5.57	32.37	－	－	－	32.37	32.37
12	スーダン	14.88	6.77	14.77	29.65	－	－	－	29.65	29.65
13	トーゴ	26.48	－	0.63	27.12	－	－	－	27.12	27.12
14	セネガル	4.56	0.50	18.21	22.77	2.93	0.28	2.66	25.43	25.71
15	コートジボワール	11.90	3.48	12.74	24.64	－	－	－	24.64	24.64
16	カメルーン	4.06	3.32	5.26	9.32	12.94	－	12.94	22.26	22.26
17	マラウイ	10.64	1.30	10.35	20.99	－	－	－	20.99	20.99
18	リベリア	17.18	－	1.69	18.87	－	－	－	18.87	18.87
19	ギニア	14.75	6.72	3.23	17.98	－	－	－	17.98	17.98
20	アンゴラ	12.07	1.09	5.09	17.16	－	－	－	17.16	17.16
21	ブルキナファソ	9.48	1.00	6.34	15.82	－	－	－	15.82	15.82
22	ベナン	9.10	－	5.16	14.26	－	－	－	14.26	14.26
23	モーリタニア	11.90	2.00	2.25	14.16	－	－	－	14.16	14.16
24	カーボベルデ	3.94	－	0.08	4.01	9.81	1.23	8.58	12.59	13.82
25	ナイジェリア	7.77	1.95	5.47	13.25	－	－	－	13.25	13.25
26	ボツワナ	0.35	－	3.13	3.48	9.28	3.19	6.10	9.58	12.77
27	ジンバブエ	10.10	1.09	2.57	12.68	－	－	－	12.68	12.68
28	ニジェール	8.85	4.10	3.51	12.36	－	－	－	12.36	12.36
29	ソマリア	9.30	9.30	0.87	10.17	－	－	－	10.17	10.17
30	南アフリカ	1.03	－	8.96	10.00	－	0.85	-0.85	9.14	10.00
31	ブルンジ	9.21	4.97	0.64	9.86	－	－	－	9.86	9.86
32	ジブチ	6.72	1.50	2.66	9.38	－	－	－	9.38	9.38
33	シエラレオネ	6.02	1.51	3.18	9.20	－	－	－	9.20	9.20
34	エスワティニ	6.37	2.31	1.00	7.37	－	1.83	-1.83	5.55	7.37
35	モーリシャス	6.05	－	0.49	6.54	0.06	2.86	-2.80	3.74	6.60
36	マリ	5.17	2.00	1.30	6.47	－	－	－	6.47	6.47
37	中央アフリカ	6.37	6.37	0.07	6.44	－	－	－	6.44	6.44
38	チャド	5.37	5.37	0.22	5.58	－	－	－	5.58	5.58
39	コモロ	4.57	1.67	0.42	4.99	－	－	－	4.99	4.99
40	ガボン	0.25	－	3.83	4.07	－	0.94	-0.94	3.13	4.07
41	レソト	3.05	0.30	0.42	3.48	－	－	－	3.48	3.48
42	ガンビア	2.24	－	1.22	3.47	－	－	－	3.47	3.47
43	サントメ・プリンシペ	2.63	－	0.23	2.86	－	－	－	2.86	2.86
44	コンゴ共和国	1.90	1.81	0.88	2.78	－	－	－	2.78	2.78
45	ナミビア	0.35	－	1.60	1.95	－	8.50	-8.50	-6.55	1.95
46	エリトリア	－	－	0.44	0.44	－	－	－	0.44	0.44
47	ギニアビサウ	0.18	－	0.23	0.41	－	－	－	0.41	0.41
48	赤道ギニア	－	－	0.17	0.17	－	－	－	0.17	0.17
	サブサハラ・アフリカの複数国向け	42.52	34.56	16.03	58.55		8.18	-8.18	50.38	58.55
サブサハラ・アフリカ地域合計		**590.48**	**156.29**	**312.34**	**902.81**	**430.59**	**118.87**	**311.72**	**1,214.53**	**1,333.40**

（注）
・順位は支出総額の多い順。
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
・［－］は、実績が全くないことを示す。
・無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
・複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
・国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
・「サブサハラ・アフリカの複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、一部北アフリカおよびサブサハラ・アフリカにまたがる複数国向けの実績が含まれている。
・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

国際協力の現場から 6

土のうを活用した道づくりでガンビアの未来を変える

～インフラ整備を通じた雇用創出で持続的な平和を構築～

西アフリカ西岸に位置するガンビアは、国民の約半数が1日1.90ドル以下の生活を送る後発開発途上国（LDC）*であり、また、高い失業率に悩まされています。特に若者の間では、働き口を国外に求める非正規移民が後を絶ちません。2016年末の大統領選挙を経て、同国では民主化や経済再建が進められていますが、国内の主要な産業の基礎となる道路や水道、電気などのインフラも十分に整備されておらず、依然として経済基盤が不安定であり、失業率は高い水準にとどまっています。

こうした状況を改善するため、国際労働機関（ILO）は2018年4月、「持続的な平和構築のための若者の雇用機会促進」プロジェクトを開始し、現地の若者を雇用して、道路補修・建設事業を行いました。このプロジェクトは、外務省による拠出のもと、特定非営利活動法人 道普請人（みちぶしんびと）と連携して実施されました。

道普請人は、これまでに、ケニアをはじめとした世界29か国で、現地で入手可能な袋材に土砂を詰めた「土のう」などを活用し、現地の人びとと力を合わせて道路整備を進めてきました。道普請人による道づくりは、作業に参加した人が道路整備の技術を働きながら学ぶことができるため、地域の雇用状況の改善や人材育成に貢献します。また、機材の利用を最小限にとどめる工夫をしているため、通常の整備方法に比べ、建設費を大幅に抑えることができます。さらに、団体による直接の支援が終わった後も、現地の人びとの力で補修管理ができるため、より長い期間、整備された道路の状態を維持できるというメリットがあります。

ガンビアにおけるILOのプロジェクトでは、より多くの若者が求人情報にアクセスし、本プロジェクトに参加できるよう、同国の識字率の低さを考慮して、従来の掲示板や求人情報サイトだけでなく、ラジオ放送でも求人を行うなどの工夫がなされました。また、ガンビアの平和構築と社会的結束に貢献する観点から、社会的に弱い立場に置かれた人びとが優先的に雇用され、女性125名、帰還民30名、聴覚障がい者10名を含む計250名の雇用機会が創出されました。

道路整備作業が行われたのは、観光用の遊歩道（1.2km）と、漁港から幹線道路へと続く港湾道路（2.5km）です。遊歩道は、バードウォッチングなどができる観光地の中心に建設されたものの、観光客が陥没を恐れて使用できない程に荒れていました。また、港湾道路は、雨季には浸水して使用できなくなるため、現地の水産業は大きな打撃を受けていました。これらの道路を、土木建築経験がなく、就労に不慣れなガンビアの若者とともに整備する作業には困難も伴いましたが、道普請人の日本人スタッフと、道普請人がケニアで実施した道づくりのプロジェクトで経験を積んだケニア人スタッフがともに指導を行い、作業を進めていきました。

土のうを締め固め、道路の基礎を整備している女性たち（写真：道普請人）

道路整備作業を行う聴覚障がいのある女性（写真：ILO）

「ガンビアの若者の中には、作業の途中で飽きたり疲れたりすると休んでしまうなど、規律を守って仕事をすることに慣れていない人もいましたが、やっと国が落ち着き、これから自分の力で稼いで生活していきたいという意識の高い人が多く、総じて真面目に仕事に取り組んでいたことが印象的でした。また、ガンビアと同じ英語圏のケニア人スタッフのおかげで、作業に参加した若者との意思の疎通もスムーズに行うことができ、良い関係を保ちながら適切に指導することができました」と、道普請人の福林良典（ふくばやしよしのり）理事は語ります。

土のうによる道づくりの技術指導を受けた現地の若者たちは、プロジェクトの一環として行われた起業研修を通じて道路整備・補修会社を立ち上げ、地域コミュニティから事業を請け負うなど、プロジェクト終了後も活発に活動を続けています。事業参加後に道路整備・維持管理会社を立ち上げ、自ら女性社長を務めるセイナブ・ジャメ氏は、第7回アフリカ開発会議（TICAD7）の機会にILOが主催したサイドイベントに登壇し、「私は求職者（job seeker）ではなく、雇用創出者（job creator）になった」と述べ、自身の仕事への誇りを語りました。そのほか、今回の支援の成果をより持続的なものにするため、土のうによる道づくりをガンビアの公的職業訓練校（Gambia Technical Training Institute）のカリキュラムに組み込むことにより、技術の定着を図る取組も行われました。

現在、ILOと道普請人は、モーリタニアなど、他のアフリカ諸国でも土のうを活用した道づくりの事業を展開し、現地の人びとに働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）を生み出すためのプロジェクトを進めています。このように、メイド・イン・ジャパンの土のう技術を取り入れ、現地の雇用を生み出し、人びとの経済的安定と地域の平和を構築するための人間中心の取組が、アフリカで着実に進んでいます。

＊ 20ページの用語解説を参照。

第Ⅳ部

多様なアクターとの連携促進および開発協力の発信取組

日印産学研究ネットワーク構築支援プロジェクト（FRIENDSHIPプロジェクト）のもと、インド工科大学ハイデラバード校の学生と日本の学生が議論しながら講義を受ける様子（写真：JICA）

1 連携強化のための取組 …… 124
2 開発協力の発信に向けた取組 …… 136
3 開発協力の適正性確保のための取組 …… 142

第Ⅳ部　多様なアクターとの連携促進および開発協力の発信取組

日本の開発途上国への開発協力は、今までのODAを中心とした支援のみならず、人間の安全保障の理念のもと、今後より一層、地球規模課題の解決に寄与するものとしなければなりません。その実施に当たっては、政府やJICAのみならず、大企業や中小企業、地方自治体のほか、大学、NGOを含む市民社会などの多様なアクター（主体）が、互いの長所を活かしながら連携して取り組む必要があります。こうした連携を行うに当たって、日本政府は、大企業のみならず中小企業も積極的に海外で活躍できるよう、ODAを活用した海外展開支援を行っています。また、NGOや市民社会の力を最大限に引き出すと同時に、様々なアクターが世界の開発協力の現場で活躍できるよう、支援していかなければなりません。

さらに、国民の税金を使って行われている以上、日本のODAが効果的で無駄のない方法で実施されるよう、開発協力の適正性確保のための努力を続けていく必要があります。また、日本政府は、開発協力に対する理解を国内外でさらに深めていくべく、一層積極的な広報・発信に関する取組を行っていきます。

1　連携強化のための取組

日本の開発協力は、多様なアクターとのパートナーシップのもとで推進されています。政府や政府関係機関による開発協力の実施に当たっては、JICAとその他の公的資金を扱う機関（株式会社国際協力銀行（JBIC）、株式会社日本貿易保険（NEXI）、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）等）との間の連携を強化するとともに、民間部門を含む多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化することが重要です。

（1）官民連携

経済のグローバル化に伴い、ODAの総額を上回る民間資金が開発途上国に流入する現在、途上国の開発のための資金ニーズに対応するためには、民間資金による開発への貢献を促進することがますます重要となっています。

日本の民間企業が途上国で様々な事業を行うことは、現地で雇用の機会を創り出し、途上国の税収の増加、貿易投資の拡大、外貨の獲得などに寄与し、日本の優れた技術を移転するなど、多様な成果を途上国にもたらすことができます。日本政府は、こうした民間企業との連携を通じ、効率的かつ効果的な開発効果の発現を目指し、様々な支援を行っています。

たとえば、日本政府は、政府と民間企業が連携して公共性の高い事業などをより効率的・効果的に行うことを目指す、ODAを活用した官民連携や、技術協力による制度整備や人材育成を行っています。また、海外投融資や円借款などを活用して、プロジェクトの計画段階から実施までの支援や、日本企業が途上国において、様々な開発課題の解決に向けたビジネスモデルを策定するための情報収集や現地での実証活動を支援しています。

加えて、国連開発計画（UNDP）および国連児童基金（UNICEF）などの国際機関は、途上国における豊富な経験と専門性を活かし、日本企業による包摂（ほうせつ）的ビジネス*を推進しています。

ア．ODAを活用した官民連携

官民連携とは、官によるODA事業と民による投資事業などが連携して行う官民協力の方法です。民間企業の意見をODAの案件形成の段階から取り入れて、たとえば、基礎インフラはODAで整備し、投資や運営・維持管理は民間で行うといったように、官民で役割分担し、民間の技術や知識・経験、資金を活用し

て、開発効率の向上とともに、より効率的・効果的な事業の実施を目指すものです。官民連携の事例として、上下水道、空港、高速道路、鉄道などの分野での協力が挙げられます。

イ. 協力準備調査

近年、新興・開発途上国においては、建設段階のみならず、完工後の運営・維持管理を含めたインフラ事業の一部に民間活力を導入し、さらに高い効果と効率を目指す官民協働によるインフラ整備の動きが世界的に拡大しています。こうしたインフラ事業においては、官民の適切な役割分担を策定するために、案件形成の初期の段階から官民が連携して取り組むことが重要です。そのため、JICAは、企業提案型の「協力準備調査」スキームとして、海外投融資や円借款の活用を目指したインフラ事業への参画を計画している民間企業から事業提案を広く公募し、事業計画策定のためのフィージビリティ調査（F/S）*を支援しています。

ウ. 中小企業・SDGsビジネス支援事業

開発途上国は、貧困削減、感染症、紛争、自然災害、気候変動など地球規模の様々な課題（開発課題）を抱えており、近年ますます深刻化、複雑化する傾向にあります。そうした中、民間企業の自由な発想に基づいたアイディアを開発協力に取り込み、ビジネスを通じた現地の課題解決や多様なパートナーとの連携が必要となっています。

本事業は、民間企業からの提案に基づき、途上国の開発ニーズと企業が有する優れた製品・技術等とのマッチングを支援し、途上国での課題解決に貢献するビジネス（SDGsビジネス）の形成を後押しするものです。委託調査の形で実施され、必要な情報収集（基礎調査、案件化調査）や、提案製品・技術等の実証活動を通じた事業計画の策定（普及・実証・ビジネス化事業）に活用されます。また、本事業は、「中小企業支援型」と「SDGsビジネス支援型」の2つのカテゴリーに区分されていますが、中小企業支援型については、日本の中小企業の海外展開を支援し、国内経済・地域活性化を促進することも期待されています（57・61・128ページの「匠の技術、世界へ」も参照）。

さらに、外務省は途上国政府の要望や開発ニーズに基づき、日本の中小企業等の製品を供与することを通じ、その途上国の経済社会開発を支援するのみならず、その中小企業等の製品に対する認知度の向上を図り、継続的な需要を創出し、日本の中小企業等の海外展開を支援する無償資金協力（中小企業等の製品を活用した機材供与）も実施しています。

ラオスにおいて、株式会社トーケミの設置した給水装置の試運転時に、きれいな水の周りに集まってきた近所の子どもたち（事業の詳細は57ページの「匠の技術、世界へ」を参照）（写真：トーケミ）

そのほか、日本政府は、中小企業が必要とするグローバル人材の育成を支援するため、企業に籍を置いたまま社員をJICA海外協力隊として開発途上国に派遣する「JICA海外協力隊（民間連携）」*を2012年に創設し、企業の海外展開を積極的に支援しています。

エ. 事業・運営権対応型無償資金協力

2014年度から、日本政府は、施設建設から運営・維持管理までを民間企業が関与して包括的に実施する公共事業に無償資金協力を行うことを通じ、日本企業の事業権・運営権の獲得を促進し、日本の優れた技術・ノウハウを開発途上国の開発に役立てることを目的とする事業・運営権対応型無償資金協力を導入しました。2016年以降、ミャンマーにおける漏水対策、ケニアにおける医療廃棄物対策、カンボジアにおける上水道拡張、フィリピンにおける廃棄物対策、ミャンマーにおける上水道整備の5つの案件を実施しています。

オ. 円借款の制度改善

近年、日本の優れた技術やノウハウを開発途上国に提供し、人々の暮らしを豊かにするとともに、特に日本と密接な関係を有するアジアのBOPビジネス*を含む新興国の成長を取り込み、日本経済の活性化にもつなげることが求められています。そのためには、開発途上国と日本の民間企業双方にとって、より魅力的な円借款となるよう、制度の改善を一層進めていく必要

があります。

これまで、日本政府は、日本の優れた技術やノウハウを開発途上国へ技術移転することを通じて「顔の見える開発協力」を促進するために、本邦技術活用条件（STEP：Special Terms for Economic Partnership）を導入し、適用範囲の拡大、金利引き下げなどの制度改善を行ったほか、災害復旧スタンド・バイ借款[注1]の創設などの追加的な措置を行ってきています。また、日本政府は、官民連携（PPP：Public-Private Partnership）方式を活用したインフラ整備案件の着実な形成と実施を促進し、途上国政府による各種施策の整備と活用をニーズに応じて支援するべく、エクイティバックファイナンス（EBF）円借款[注2]や採算補填（VGF）円借款[注3]などを導入しています。

そのほか、日本政府は、「質の高いインフラパートナーシップ」*のフォローアップ策として、円借款の手続の迅速化や新たな借款制度の創設など、円借款や海外投融資の制度改善を行っています。たとえば、通常は3年を要する円借款における政府関係手続期間を、重要案件については最短で約1年半にまで短縮したり、JICAの財務健全性を確保することを前提として、外貨返済型円借款の中進国以上への導入、ドル建て借款およびハイスペック借款[注4]を創設しています。また、日本政府は、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」*において、手続迅速化のさらなる推進を発表し、フィージビリティ調査（F/S）*開始から着工までの期間を最短1年半に短縮するとともに、事業期間の「見える化」を図るなど、引き続き迅速な円借款の案件形成ができるよう、制度改善に努めています。

カ．海外投融資

海外投融資とは、JICAが行う有償資金協力の一つで、途上国での事業実施を担う民間部門の法人等に対して、必要な資金を出資・融資するものです。民間企業等の途上国での事業は、雇用を創出し、経済の活性化につながりますが、様々なリスクがあり、高い収益が望めないことも多いため、既存の金融機関から十分な資金が得られないことがあります。海外投融資は、そのような民間の金融機関だけでは対応が困難な事業、かつ、開発効果が高い事業に出資・融資するものです。支援対象分野は①インフラ・成長加速、②SDGs・貧困削減、③気候変動対策となっており、2018年度末までに計26件の出・融資契約を調印しています。

また、海外のインフラ事業に参画する日本企業の為替リスクを低減するため、日本政府は海外投融資制度について、従来の円建てに加え、現地通貨建て（2014年）、米ドル建て融資（2015年）の導入を相次いで発表しました。2015年に日本政府は、「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップとして、海外投融資の迅速化、対象の拡大およびJICAと他機関の連携強化を行うことを発表し、民間企業等の申請から原則1か月以内に審査を開始し、JBICに案件の照会があった場合の標準回答期間を2週間とするとともに、民間金融機関との協調融資を可能にしました。さらに、「先導性」要件の解釈を見直し、過去に類似案件への融資実績があったとしても、既存の民間金融機関による非譲許的な融資で現状対応できない場合に融資できることとしました。

2016年に日本政府は、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」*において、JICA海外投融資の柔軟な運用・見直しとして、海外投融資の出資比率を25%から50%（最大株主にならない範囲）まで拡大するなど、出資比率上限規制の柔軟化やユーロ建て海外投融資の検討を行うこととし、その後の検討の結果、それぞれ対応可能という結論に至りました。

注1 災害の発生が予想される開発途上国に対して、事前に円借款の契約を締結しておき、災害が発生した際には、迅速に復旧のための資金を融通できる仕組み。

注2 EBF（Equity Back Finance）円借款は、開発途上国政府・国営企業等が出資をするPPPインフラ事業に対して、日本企業も事業運営主体に参画する場合、開発途上国の公共事業を担う特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）に対する途上国側の出資部分に対して円借款を供与するもの。

注3 VGF（Viability Gap Funding）円借款は、開発途上国政府の実施するPPPインフラ事業に対して、原則として日本企業が出資する場合において、SPCが期待する収益性確保のため、開発途上国がSPCに供与する採算補填（VGF）に対して円借款を供与するもの。

注4 2016年5月のG7伊勢志摩サミットにて「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」を取りまとめたことに基づき、「質の高いインフラ」の推進に資すると特に認められる案件に対し、譲許性の高い円借款を供与するもの。

用語解説

＊包摂（ほうせつ）的ビジネス（Inclusive Business）

包摂的な市場の成長と開発を達成するための有効な手段として、国連および世界銀行グループが推奨するビジネスモデルの総称。社会課題を解決する持続可能なBOPビジネスを含む。

＊フィージビリティ調査（F/S：Feasibility Study）

立案されたプロジェクトが実行（実現）可能かどうかを検証し、実施する上で最適なプロジェクトを計画・策定すること。また、そのプロジェクトの可能性、適切性、および投資効果について調査すること。

＊JICA海外協力隊（民間連携）

民間企業等の社員をJICA海外協力隊として開発途上国に派遣し、企業のグローバル人材の育成や海外事業展開にも貢献するもの（旧名称は民間連携ボランティア制度）。企業の要望に応じ、派遣国、職種、派遣期間等を相談しながら決定する。企業が事業展開を検討している国等へ派遣し、活動を通じて、文化、商習慣、技術レベル等の把握、語学の習得のみならず、コミュニケーション能力や問題解決力、交渉力などが身に付き、帰国後の企業活動に還元されることが期待される。

＊BOP（Base of the Economic Pyramid）ビジネス

開発途上国の低所得層 注5 を対象にした社会的な課題解決に役立つことが期待されるビジネス。低所得層は約50億人、世界人口の約7割を占めるともいわれ、潜在的な成長市場として注目されている。低所得層を消費、生産、販売などのバリューチェーンに巻き込むことで、持続可能な、現地における様々な社会的課題の解決に役立つことが期待される。事例として、貧困層向けの乳幼児用栄養強化食品等の販売を通じて栄養改善を図るモデル、貧困農家に対する高品質の緑豆栽培に係る技術支援を通じて、収穫量・品質改善による所得向上を図るモデルなどが挙げられる。

＊質の高いインフラパートナーシップ

2015年5月に安倍総理大臣が発表したもので、①日本の経済協力ツールを総動員した支援量の拡大・迅速化、②アジア開発銀行（ADB）との連携、③国際協力銀行（JBIC）の機能強化等によるリスク・マネーの供給拡大、④「質の高いインフラ投資」の国際的スタンダードとしての定着を内容の柱としている。

＊質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ

2016年5月のG7伊勢志摩サミットで安倍総理大臣から紹介したもので、アジアを含む世界全体のインフラ案件向けに、今後5年間の目標として、オールジャパンで約2,000億ドルの資金等を供給すると同時に、さらなる制度改善やJICA等関係機関の体制強化と財務基盤の確保を図っていくことを盛り込んでいる。

注5 1人当たりの年間所得が購買力平価で3,000ドル以下の層。購買力平価とは物価水準の差を除去することによって、異なる通貨の購買力を等しくしたもの。

匠の技術、世界へ 4

日本の農業技術がブルキナファソのイチゴ生産を変える ～売れるイチゴを増やすための日本の農家の取組～

西アフリカに位置するブルキナファソは、砂漠化が進行し、農業に適しているとは言い難い土地もあります。そこでJICAは、同国の農村住民の収入向上と輸出振興を目指して、2013年から2015年にかけ、「市場志向型農産品振興マスタープラン策定支援（PAPAOM）」開発調査を行い、ブルキナファソで栽培できる有力な商品として、マンゴー、タマネギ、大豆、イチゴを選定しました。特にイチゴに関しては、同国で40年以上も前から生産されており、米国やフランス、オーストラリアなどのイチゴ生産が盛んな国にも劣らないほど美味で、将来の輸出品としても期待できることがわかりました。こうした事情を背景として、2018年、JICA中小企業・SDGsビジネス支援事業「ブルキナファソ国育苗及び生産の近代化による高品質イチゴの産地育成案件化調査」が実施される運びとなりました。

この案件化調査で中心となって活動したのは、株式会社秀農業（ひでのうぎょう）の加藤秀明（かとうひであき）代表取締役です。加藤取締役は、民間企業で海外勤務などを経験したのち、実家の農業を継ぎ、愛知県一宮市でコメやイチゴの栽培を行っています。2010年頃からは、広大な農地を求めて国外にも進出し、それまでの海外経験も活かして、アジアを中心に、イチゴの栽培・流通・販売のプロジェクトを行いました。その後、ブルキナファソでもイチゴの栽培が行われていることを知り、JICAの上記案件化調査を実施し、同国の首都ワガドゥグ近郊で、日本で培った経験と技術を伝え、イチゴ栽培支援を行っています。加藤取締役は、現地のイチゴ農家の現状を次のように語ります。

「ブルキナファソのイチゴ農家は栽培するのみで、自ら販売をしておらず、『マーケットマミー』と呼ばれる地域の女性たちに委託して収穫・販売をしてもらい、手数料を除いた売り上げの一部を受け取っていました。マミーたちは収穫したイチゴを露店で販売したり、レストランに納めたりしますが、限られた人員で手作業で行うので、収穫しきれないイチゴが大量に畑に放置されたままで、生産されたイチゴの約70%が無駄になっていました。」

ブルキナファソのイチゴ農家が自ら販売をしていないのは、伝統的なマーケットマミーの存在のほか、組織化された収穫を行うための技術や道具がないことに加え、収穫されたイチゴを販売前に保存するための冷蔵庫など、必要な道具や機材が手に入らないことが背景にあります。また、収穫されたイチゴを販売用にパッキングする手法はもちろん、ほとんどの農家がそもそもイチゴを販売できる市場が存在することすら知らないのが現状です。しかし、ブルキナファソのイチゴは美味で、十分に商品として販売可能な品質であるため、収穫や販売方法が確立されれば、より多くのイチゴが市場で流通され、イチゴ農家の収入向上にもつながると加藤取締役は話します。

ブルキナファソのイチゴ畑にて、加藤取締役から栽培方法に関する説明を受ける現地のイチゴ農家たち（写真：秀農業）

ブルキナファソにて、加藤取締役が現地のイチゴ農家にパック詰め方法を講義した時の様子（写真：秀農業）

「まず、収穫技術を指導することで、収穫量を4倍程度増やすことができると思います。加えて、冷蔵庫を設置したパッキング工場を整備することで、より多くのイチゴが販売可能になります。また、日本では出荷できない傷ついたイチゴもピューレ状に加工して販売していますが、ブルキナファソでもピューレ加工用生産工場を作り、製品化して販売すれば、無駄になるイチゴをさらに減らすことができます。現地の農家の方たちがそれをやらないのは、需要がないと思っているからですが、決してそんなことはないと思います。」と熱く語ってくれました。

実際、ブルキナファソのイチゴはすでに、同国内のみならず、隣国のガーナやコートジボワール、セネガルの市場に少量ながらも出荷されています。今後も、日本の収穫技術を伝授し、工場などの設備を整備することで、販売可能なイチゴの数を増やすことができれば、近隣諸国にも輸出品として販売を拡大することができ、ブルキナファソの輸出振興にも貢献することが期待されます。

今回の取組は、ブルキナファソの関係者にも好意的に受け止められています。2018年11月には、加藤取締役が訪日中のカボレ・ブルキナファソ大統領と面会し、秀農業のイチゴを試食してもらう機会を得ました。また、同年12月には、ブルキナファソの農業省経営局の若手スタッフとイチゴ農園の若いリーダーたちを日本に招聘（しょうへい）し、一週間、秀農業のイチゴ作りの視察と簡易的な体験をしてもらいました。彼らは日本のイチゴ作りを体験し、「パッキングはすぐにでもやりたい」、「ぜひ工場を作りたい」と熱心に感想を述べたそうです。

加藤取締役もこの事業を通して多くのことを学んだといいます。

「ブルキナファソで道具も肥料も何もないところからイチゴを育てることによって、改めてイチゴ作りにゼロから向き合うことができました。また、厳しい環境でもおいしく育つ同国のイチゴを目の当たりにして、日本でも、あえて厳しい環境で育てる『スパルタ栽培』を取り入れました。このスパルタ栽培によるイチゴは、2019年のクリスマスシーズンや年末に販売し、『圧倒的においしい』との評価を受けることができました。」

加藤取締役は、日本国内での農法にもこうしたプラスの効果をもたらしたブルキナファソでのイチゴ栽培の未来に、大きな可能性を感じています。

(2) NGOなどの市民参加型連携

ア. JICA海外協力隊事業

1965年に発足し、半世紀以上の実績を有する青年海外協力隊を含むJICA海外協力隊事業は、累計で92か国に5万人以上を派遣し、まさしく日本の「顔の見える開発協力」として開発途上国の発展に貢献してきました。70日間の派遣前訓練を修了した人材を開発途上国に原則2年間派遣し、現地の人々と生活や労働を共にしながら、派遣先国の経済・社会の発展に協力する国民参加型事業です（70ページの「国際協力の現場から」および106ページのコラムも参照）。

本事業は、現地の経済・社会の発展のみならず、現地の人たちの日本への親しみを深めることを通じて、日本とこれらの国との間の相互理解・友好親善にも寄与しており、国内外から高い評価を得ています。また、グローバルな視野を身につけた協力隊経験者が日本の地方再生や民間企業の開発途上国への進出に貢献するなど、協力隊経験の社会還元という側面も注目されています（JICA海外協力隊（民間連携）については、127ページの用語解説を参照）。

日本政府は、こうした取組を促進するため、帰国隊員の進路開拓支援を行うとともに、現職参加の普及・浸透に取り組むなど、より多くの人が本事業に参加しやすくなるよう努めています。

なお、青年海外協力隊・シニア海外ボランティアを含むJICAボランティア事業の制度について、総称を「JICA海外協力隊」とし、現行の年齢による区分（青年・シニア）を、一定以上の経験・技能等の要否による区分に変更する見直しを行い、2018年秋募集から順次適用しています。

帰国隊員への外務大臣感謝状授与式および懇談会において感謝状を授与する鈴木馨祐（はやすけ）外務副大臣（2019年10月）

ケニア　ウゴング道路の交通安全ワークショップ
JICAボランティア事業[*1]（2018年12月～2019年3月）

ケニアの首都ナイロビでは慢性的に交通渋滞が発生しており、同国の経済成長にとっての大きな障害となっています。こうした現状を改善するため、日本は2012年からナイロビで最も交通渋滞が深刻なウゴング道路の拡幅・改良事業[*2]を支援し、円滑な市内交通の実現に寄与してきました。

一方で、道路状況の改善に伴い車両の走行速度が上がったため、特にウゴング道路沿線の学校に通学する児童の交通事故の危険性が高まっています。ウゴング道路拡幅計画でも横断歩道や信号機、標識の設置などを進めてきましたが、救急医療の整備が行き届いていないケニアでは交通事故のケアなどが難しく、ケニア全体で年間約1万3,000人が交通事故で亡くなっており、緊急の対策が必要となっています。

このような状況を少しでも改善しようと、日本側から同国で活動しているJICA海外協力隊員有志やJICA運輸交通政策専門家、ケニア側からケニア交通安全局等の人々が集まって、2018年12月に道路沿線の小学校教員を対象とする交通安全講習を企画・開催しました。また、同講習会に参加した小学校の教員から要望を受け、2019年3月には、同校に対して児童向けの講習会も開催しました。

最初は黄色信号を「出発進行！」と答えていた児童たちに、教員と共に講習を行った結果、日本では当たり前の左右を確認してから道路を渡ることの大切さを理解してもらうことができた、と参加した協力隊員は語ります。今後も日本はケニアにおいてインフラの整備だけにとどまらない、人々と共にある支援を推進していきます。

児童向け講習会で教員が信号機を説明している様子（写真：JICA）

＊1　現名称は「JICA海外協力隊」（2018年秋の制度見直しにより、名称変更）。
＊2　2012年から2018年にわたり無償資金協力「ウゴング道路拡幅計画」を実施済みで、2018年から2020年の予定で「第二次ウゴング道路拡幅計画」を実施中。

イ．日本のNGOとの連携

日本のNGOは、開発途上国・地域において様々な分野で質の高い開発協力活動を実施しており、地震・台風などの自然災害や紛争等の現場においても、迅速かつ効果的な緊急人道支援活動を展開しています。NGOは、開発途上国それぞれの地域に密着し、現地住民の支援ニーズにきめ細かく丁寧に対応することが可能であり、政府や国際機関による支援では手の届きにくい草の根レベルでの支援を行うことができます。外務省は、こうした「顔の見える開発協力」を行う日本のNGOを開発協力における重要なパートナーとして、NGOに対する資金協力を含む支援（以下参照）、NGOに対する活動環境整備支援（131ページ）、およびNGOとの対話（132ページ）の3点を柱に連携を進めています。

外務省は、2018年に計4回にわたり開催されたODAに関する有識者懇談会の提言に基づき、2019年4月から、日本NGO連携無償資金協力事業（以下参照）における一般管理費を、現行の対現地事業経費の5%から最大15%まで引き上げました。これにより、従来ODA事業を実施する上で団体自身の活動を維持するために投入してきた自己資金を、広報や民間資金の獲得などの団体の体制強化に向けられるようになり、団体の財政基盤や組織力が強化されて、ODAの担い手としての認知度が国内外で高められることが期待されています。

さらに、外務省は開発協力大綱のもと、今後5年間におけるNGOとの連携の方向性にかかわる計画を共同で作成し、2015年に発表しました。その後、NGOと共に同計画の進捗（しんちょく）報告を毎年行うなど、この計画のフォローアップを行っています。

•••NGOに対する資金協力を含む支援

日本政府は、日本のNGOが開発途上国・地域において、開発協力事業および緊急人道支援事業を円滑かつ効果的に実施できるよう、様々な協力を行っています。

■日本NGO連携無償資金協力

外務省は、日本NGO連携無償資金協力として、日本のNGOが開発途上国で実施する経済社会開発事業に資金を提供しています。事業の分野も医療・保健、教育・人づくり、職業訓練、農村開発、水資源開発、地雷・不発弾処理のための人材育成支援等、幅広いものとなっています。この枠組みを通じて、2018年度は日本の59のNGOが、31か国・1地域において、総額約50.4億円の事業を106件実施しました。

日本NGO連携無償資金協力事業「教員養成大学（TEC）における実践的環境教育等を通じた持続可能な生活環境実現プロジェクト」において、カンボジアの教員養成大学の学生たちが環境教育の授業を受ける様子（詳細は91ページのコラムを参照）（写真：Nature Center Risen）

■ジャパン・プラットフォーム（JPF）

2000年にNGO、政府、経済界の連携によって設立された緊急人道支援組織であるジャパン・プラットフォーム（JPF）には、2019年12月時点で43のNGOが加盟しています。JPFは、外務省から供与されたODA資金や企業・市民からの寄付金を活用して、大規模な災害が起きたときや、紛争により大量の難民が発生したときなどに、生活物資の配布や生活再建などの緊急人道支援を行っています。2018年度には、アフガニスタン人道危機対応支援、イエメン人道危機対応支援、イラク・シリア人道危機対応支援、パレスチナ・ガザ人道支援、南スーダン支援、ミャンマー避難民人道支援、モンゴルおよびラオスでの水害被災者支援など、11プログラムで70件の事業を実施しました（34ページのコラムも参照）。

■NGO事業補助金

外務省は、日本のNGOを対象に、経済社会開発事業に関連し、事業の形成、事業実施後の評価、国内外における研修会や講習会などを実施するNGOに対し、200万円を上限に、総事業費の2分の1までの補助金を交付しています。2018年度には8団体がこの補助金を活用し、プロジェクト形成調査および事後評価、国内外でのセミナーやワークショップなどの事業を実施しました。

■JICAの草の根技術協力事業

JICAの技術協力プロジェクトにおいては、NGOを含む民間の団体に委託して実施される場合があり、NGO、大学や地方自治体といった様々な団体の専門性や経験も活用されています。さらに、国際協力の意志を持つ日本のNGO、大学、地方自治体および公益法人等の団体の提案による「草の根技術協力事業」を実施しており、2018年度は222件の事業を世界51か国で実施しました。同事業には、団体の規模や種類に応じて、①草の根パートナー型（事業規模：総額1億円以内、期間：5年以内）、②草の根協力支援型（事業規模：総額1,000万円以内、期間：3年以内）、③地域提案型（事業規模：総額3,000万円以内、期間：3年以内。地域活性化特別枠は総額6,000万円以内）という3つの支援方法があります。

草の根技術協力事業（パートナー型）「児童養護施設の養育体制強化を通じたこども達の成長と自立を促進するプロジェクト」（フィリピン）において「ライフスキル向上のアクティビティ」を実践している様子（写真：特定非営利活動法人アクション）

•••NGOに対する活動環境整備支援

NGOに対する資金協力以外のさらなる支援策として、NGOの活動環境を整備する事業があります。これは、NGOの組織体制や事業実施能力をさらに強化するとともに、人材育成を図ることを目的とした事業で、外務省は、具体的に以下4つの取組を行っています。

■NGO相談員制度

外務省の委嘱を受けた全国各地の経験豊富なNGO団体（2018年度は15団体に委嘱）が、市民やNGO関係者から寄せられる国際協力活動やNGOの組織運営の方法、開発教育の進め方などに関する質問や相談に対応しました。

■NGOインターン・プログラム

本プログラムは、日本の国際協力NGOへの就職を希望する若手人材のために門戸を広げると同時に、若手人材の育成を通じて日本のNGOとの連携による国際協力を拡充・強化するため、将来的には日本のODAにも資する若手人材の育成を目指し、外務省は、インターンの受入れと育成を日本の国際協力NGOに委託し、育成にかかる一定の経費を支給しています。

2018年度は、このプログラムにより、計9人がインターンとしてNGOに受け入れられました。

■NGOスタディ・プログラム

本プログラムは、外務省が日本の国際協力NGOの人材育成を通じた組織強化を目的として、日本の国際協力NGOに所属する中堅職員を対象として国内外で研修を受けるための経費を支給するものです。2つの形態で実施されており、それぞれ、実務研修型（国際開発分野の事業や同分野の政策提言等において優良な実績を有するNGOにおいて実務能力の向上を図るもの）と、研修受講型（国内の研修機関が提供するプログラムの受講を通じて専門知識の向上を図るもの）に分類されます。研修員は、所属団体が抱える課題に基づき研修テーマを設定し、帰国後には研修成果の還元として、所属団体の活動に役立てるとともに、ほかのNGOとも情報を広く共有し、日本のNGO全体の能力強化に寄与することとしています。2018年度は、このプログラムにより9人が研修を受けました。

■NGO研究会

外務省は、NGOの組織能力、専門性向上を目的とした研究会の実施を支援しています。このプログラムは委嘱先のNGOが、他のNGOなどの協力を得ながら、調査、セミナー、ワークショップ（参加型の講習会）、シンポジウムなどを行い、具体的な改善策の報告・提言を行うものです。2018年度、NGO研究会は、「2030年を見据えた日本の国際協力NGOの役割」、「多様化する国際協力NGOとソーシャルセクターの実態調査」、および「『SDGs16.2　子どもに対する暴力撤廃』とNGO」の3つのテーマに関する研究会を実施しました。同活動の報告書・成果物は外務省のODAホームページに掲載されています。

■JICAのNGO等活動支援事業

外務省が行う支援のほかに、JICAでは国際協力活動を実施しているNGO・NPO、公益法人、教育機関、自治体等の団体が、より効果的で発展的な事業を実施・推進するため、様々な形で研修などのNGO等活動支援事業を実施しています。JICAの企画やNGOの提案により、草の根技術協力事業等の実施に際して必要となる開発途上国における事業実施に係る研修や、NGO等の機能強化に資する各地域や分野の状況に応じた研修を実施しています。

■NGO-JICAジャパンデスク

JICAはNGOの現地での活動を支援するとともに、NGOとJICAが連携して行う事業の強化を目的として、「NGO-JICAジャパンデスク」を海外20か国に設置しています。NGO-JICAジャパンデスクでは、主に①日本のNGO等との連携によるJICA事業の円滑な実施に必要な業務、②日本のNGO等の現地活動を支援する業務、③日本のNGO等とJICAとの連携強化に必要な業務の3つのサポートを行っています。

･･･NGOとの対話

■NGO・外務省定期協議会

NGO・外務省定期協議会は、NGOと外務省との連携強化や対話の促進を目的とし、ODAに関する情報共有やNGOとの連携の改善策などに関して定期的に意見交換する場として、1996年度に設けられました。現在では、年1回の全体会議に加え、「ODA政策協議会」と「連携推進委員会」の二つの小委員会が設置されています。どちらの小委員会も、原則として、それぞれ年3回開催されます。「ODA政策協議会」ではODA政策全般に関する意見交換が、「連携推進委員会」ではNGO支援・連携策に関する意見交換が行われています。

■NGO・在外ODA協議会

2002年以降、日本政府は、日本のNGOが多く活動している開発途上国において、大使館、JICA、

タイ　チョンブリ県における町ぐるみ高齢者ケア・包括プロジェクト―サンスク町をパイロット地域として

草の根技術協力（地域活性化特別枠）（2016年1月～2018年12月）

高齢化問題は、今や日本を含む先進国だけではなく、経済発展を遂げている開発途上国においても深刻な問題となっています。こうした途上国では先進国以上に急速に高齢化が進展し、高齢者の介護、看護の人材育成が求められています。タイはその典型例で、2014年の時点ですでに高齢社会に突入し、65歳以上の高齢化率は2017年には10.7%と上昇しているにもかかわらず、高齢者を介護する人材が極端に不足しており、また人材育成も十分ではありません。

長野県東部に位置する佐久地域は、1947年頃から農村医療・地域医療が盛んとなり、現在も高齢者ケアを行う体制を整えています。2014年、タイ南東部のチョンブリ県サンスク町にある国立ブラパ大学で佐久大学の学生が国際看護演習を実施するようになったことを契機に、両大学の学術交流、さらにサンスク町と佐久市の交流へと発展し、2016年にプロジェクト開始となりました。市役所をはじめ市内の病院、介護施設が連携してサンスク町から看護師やヘルスボランティア（日本における介護ヘルパーや介護士に相当）を受け入れ、研修を実施するとともに、佐久市からも短期専門家がサンスク町へ派遣され研修を行いました。

現地の寺院などでの集会や家族による高齢者ケアといったタイの伝統を尊重しつつ、ヘルスボランティアによる訪問ケアが実施されてきました。佐久市で研修を受けた看護師らがサンスク町のキーパーソンとなって看護・介護の体制づくりに寄与することなども目標とされています。

こうした活動により、サンスク町におけるヘルスボランティアらの地域活動開発力、介護技術が向上し、訪問ケアの回数はプロジェクト開始前の週1回から開始後は週4回と大幅に増加し、高齢者介護をめぐる状況は改善しました。また、佐久市の関係者にとっても、タイにおける近所の助け合い・互助の精神を通じて佐久地域の在宅ケアを見直すきっかけとなるとともに、「佐久市のヘルスケアモデルをタイへ技術移転」が、国内外で広く知られ高い評価を受けるようになりました。サンスク町のモデルが、今後タイ全土へ展開されることが期待されます。

佐久の介護技術を学んだサンスク町のヘルスボランティアが町の高齢者にリハビリを行っている様子（写真：Ms. Ratana Chuklinプロジェクト補助員）

NGO関係者が意見交換する場として「NGO・在外ODA協議会」を設置して、ODAの効率的・効果的な実施等について意見交換を行っています。

■NGO-JICA協議会

JICAは、NGOとの対等なパートナーシップに基づき、より効果的な国際協力の実現と国際協力への市民の理解と参加を促すため、NGO-JICA協議会を開催しており、2018年度は3回開催されました。

(3) 地方自治体との連携

日本の地方自治体の持つ様々なノウハウは、世界中の開発途上国の経済や社会の発展において必要とされています。たとえば、多くの開発途上国では近年、成長や都市化が著しい反面、環境問題やインフラの問題などへの対応が追いつかない中で、水、エネルギー、廃棄物処理、防災等の分野で豊富な知見を蓄積している日本の地方自治体の協力がますます必要とされていることから、日本政府は、自治体のODAへの参画を推進してきました。また、地方自治体の側のニーズの観点からも、日本の地域の活性化や国際化の促進のため、地方の産業を含めた地方自治体の海外展開を積極的に推進しています。

また、JICAは、2013年度より、草の根技術協力事業の中で、「地域活性化特別枠」を設けました。地方自治体が主体となって、地域の知見・経験・技術などを活用した海外展開と途上国の開発課題解決との両立を目指し、途上国のみならず、日本の地域経済の活性化に貢献するWIN-WINな関係を築くことが期待されます。

(4) 大学・教育機関との連携

日本政府は、大学が持つ開発途上国の開発に貢献する役割、国際協力を担う人材を育成する役割、日本の援助哲学や理論を整理し、発信する役割など、援助の理論整理、実践、国民への教育還元までの援助のサイクル全般への広い知的な側面において、大学と協力し、連携を図っています。実際に、様々な大学と共同で、技術協力や円借款、草の根技術協力をはじめとする事業を推進しています。

一例として、開発途上国の経済社会開発の中核となる高度人材の育成を目的に、政府は人材育成奨学計画(JDS)を活用し、途上国の若手行政官等を留学生として国内累計36大学で受け入れており、2019年度は新規に360名を受け入れています。また、タイにおける産業人材育成のため、日本独自の教育システムである「高専」(高等専門学校)の設立・運営を通じて、日本と同水準の高専教育を提供する協力を実施しています。さらに、ASEAN諸国に対しては、JICAの技術協力プロジェクトとして、アセアン工学系高等教育ネットワーク(AUN/SEED-Net)プロジェクト*を実施しており、日ASEAN大学間のネットワーク強化や産業界との連携、周辺地域各国との共同研究などを行っています。

加えて、近年、地球温暖化や感染症をはじめとする地球規模課題の脅威が急激に増してきており、その解決のために科学技術のさらなる発展が求められています。特にこれらの脅威の影響を受けやすい途上国では、地域のニーズに基づく研究開発が必要であることから、日本の優れた科学技術への期待が高まってきています。同時に、途上国の大学・研究機関等の自立的な研究開発能力の向上や、持続的な活動推進体制の構築も急務となっています。このような問題意識のもと、2008年から、外務省・JICAが文部科学省、科学技術振興機構(JST)、日本医療研究開発機構(AMED)と連携し、「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)注6」を実施しており、2019年度までに145案件が採択され、日本と途上国の大学・研究機関等の間で国際共同研究が行われています(具体例については、100ページの「匠の技術、世界へ」を参照)。

こうした大学との連携は、途上国の課題解決における学術面での向上に寄与していることに加え、海外から研修員が日本の大学で研修・研究することで、日本の大学の国際化にも貢献しています。

注6 SATREPSについては、25ページの用語解説を参照。

用語解説

＊アセアン工学系高等教育ネットワーク
（AUN/SEED-Net：ASEAN University Network/Southeast Asia Engineering Education Development Network）

ASEANに加盟する10か国における工学分野のトップレベルの26大学と、日本の支援大学14校から構成される大学ネットワークとして、2001年に発足。東南アジアと日本の持続的な発展のために、工学分野で高度な人材を輩出するべく様々な研究・教育活動を実施している。このプロジェクトは、東南アジア諸国の政府や大学、本邦大学の協力のもと、JICAを通じて主に日本政府が支援を行っている。

（5）諸外国・国際機関との連携

ア．諸外国との連携

日本は、幅広い開発課題に関して他のドナーとの協調を推進しています。2019年にはイギリス、オーストラリア、米国およびEU等との間で対話や意見交換を実施しました。また、これら主要ドナーとの間では首脳レベルのコミットメントのもと、アフリカを含むインド太平洋等の第三国において、連結性強化のためのインフラ整備、海洋の安全、防災といった、様々な分野において具体的な協力や連携が進められており、ODAもその重要な一翼を担っています。日本のODAを効果的に活用し、幅広い国際社会全体で開発課題に取り組むためにも、他のドナーとの協力や連携は引き続き重要であり、積極的に推進していきます。

開発協力はこれまで、経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）のメンバー、いわゆる伝統的なドナーが中心的な提供者となっていましたが、近年、中国、インド、サウジアラビア、ブラジル、トルコなどの新興国も開発途上国に対して支援を行い、開発課題に大きな影響力を持ち始めています。自らが援助を受ける側から提供する側へと主要ドナーへの道を歩んできた経験を持つ日本は、新興国を含む諸国とも連携し、新興ドナーから途上国に対する援助（南南協力）が効果的に促進されるよう、新興国への支援（三角協力）も行っています。特に中国について、日本政府は、2018年10月に対中ODAの新規採択終了とあわせて、日中を対等なパートナーとする新たな次元の協力を進めていくことを発表しました。これを受けて、2019年5月には、中国との間で開発協力政策に関する協議を行い、互いの開発協力政策や体制、監督・評価、他国や国際機関との協力実績等について情報交換を行いました。日本政府としては、中国が援助供与国として存在感を増す中、中国の援助が国際的基準や取組と整合的な形で、透明性を持って行われることが重要であると考えており、こうした対話の機会も活用し、中国政府に働きかけています。

イ．G7・G20開発問題における連携

2019年7月4日および5日、フランス・パリでG7開発大臣会合およびG7教育大臣・開発大臣合同会合が開催されました。両会合には、G7各国およびEUやアフリカ諸国の閣僚のほか、国際機関の代表なども参加し、開発大臣会合において、持続可能な開発のための資金調達、危機の予防と脆弱性との闘い、サヘル諸国における課題とG7・サヘル諸国との協働などの開発分野の諸課題が議論され、教育大臣・開発大臣合同会合において、職業技術教育訓練（TVET：Technical and Vocational Education and Training）、女子教育、サヘル地域の教育状況が議論されました。日本からは、阿部俊子外務副大臣（当時）および柴山昌彦文部科学大臣（当時）が出席し、2019年6月開催のG20大阪サミットの成果および同8月開催のTICAD7などにおける日本のイニシアティブを紹介しました。

また、2010年のG20トロント・サミット（カナダ）において立ち上げが合意されて以降、毎年開催されているG20開発作業部会では、開発課題に関する議論が行われています。2019年に日本が議長国を務めた開発作業部会では、①持続可能な開発に向けた連結性強化のための質の高いインフラ、②人的資本投資（教育）、③2030アジェンダ（SDGs）、④説明責任の4つが優先議題とされ、各議題について成果文書が策定されました。

G7開発大臣会合およびG7教育大臣・開発大臣合同会合での写真撮影に臨む阿部外務副大臣（当時）（前列右から2番目）（2019年7月）

ウ. 国際機関との連携

近年、貧困、気候変動、防災、保健など、国境を越える地球規模課題に対して、国際社会が一致団結して取り組むことが強く求められている中、日本は国際機関との連携も行っています。

日本は、様々な開発課題に対応するべく、日UNDP協力を進めるため、毎年UNDPと戦略対話を実施しています。2019年は、11月に戦略対話を実施し、地域別の取組やテーマ別取組について意見交換を行いました。

具体的な日UNDP協力の一例としては、防災の面での協力があり、アジア太平洋地域の津波の発生リスクが高い国を対象とした津波避難計画の策定および津波避難訓練事業を実施しています。本事業は、日本が主導して2015年12月の国連総会において制定された「世界津波の日」（11月5日）に基づき、津波防災啓蒙および各国の防災能力強化や体制強化を現場における実践的な観点から支援を行っており、津波に脆弱な地域の子どもを含むコミュニティの住民が、津波に備え、自然災害が発生した時にどう行動すべきかを学ぶことを目的としたものです。

2019年4月時点で、対象18か国のすべての国で、計115校において避難訓練が実施され、約61,000人が避難訓練に参加しました。なお、参加者は、実際の避難訓練に参加するだけではなく、避難経路の決定、誘導や人数確認といった担当者の指名、けが人が発生した場合を想定した応急措置の準備など、計画段階から参画することで、いずれは支援がなくとも各国が自ら避難訓練を実施できるよう能力強化を行っています。

引き続き、支援対象国が自力で実施できるような避難訓練のスケールアップや制度化を目指すとともに、特に大洋州地域のうち津波のリスクや避難訓練のニーズの高い国を対象とし、2018年12月からはフェーズ2が開始されています。

DACでは、2030アジェンダを含む今の時代に即した開発協力のため、新興国や民間部門などの多様な主体との連携強化も含めた様々な取組が実施されています。具体的には、各国のODA実績が正当に評価されるための測定方法の改定や、ODAを活用した民間の開発資金の動員の方策、民間や新興ドナー国などのODA以外の開発資金を幅広く統計として捕捉する方策などについて議論が行われています（ODA計上方式の変更について、14ページの「開発協力トピックス」も参照）。さらには、人道と開発と平和の連携や、開発および人道支援における性的搾取、虐待、ハラスメントの撲滅に関する議論も行われ、2019年にこれらに関するDAC勧告が採択されました。

2019～2020年にはDACメンバーが互いの開発協力政策、体制、予算等をレビューし合う開発協力相互レビューの対日レビューが6年ぶりに実施されており、日本の開発協力の長所を共有し、またより良い開発協力のあり方を学ぶべく、対応を行っています。

2016年、日本は、開発途上国の開発問題に関する調査・研究を行うOECD内の独立機関であるOECD開発センターに復帰しました。同センターは、OECD加盟国のみならず、OECDに非加盟の新興国・途上国も参加し、様々な地域における開発について政策対話を行う場として、重要な役割を持っています。2019年、日本は同センターとの共催により、三角協力に関するセミナーやTICAD7の事前広報を兼ねたアフリカとのハイレベル政策対話等を開催しました。また、TICAD7の機会には開発センターとAU委員会との共催により、「ハイレベル政策対話：アフリカ開発ダイナミクス2019に向けて：生産構造転換に向けた政策」を開催しました。このように、日本と同センターは緊密に協力しており、引き続き同センターとの関係を強化していく考えです。

2 開発協力の発信に向けた取組

（1）情報公開、国民の理解と支持の促進に向けた取組

開発協力大綱に基づき、持続的に開発協力を実施していくに当たり、日本政府は、国民の理解・支持を深めるため、開発協力に関する議論や対話の促進、開発教育の推進、開発協力の現状についての情報公開や発信を積極的に行っています。また、このような取組に関し、外務省は、ODAに関する有識者懇談会の提言の1つである「ODAに関する国民・市民の理解・認知度向上」に基づき、さらなる工夫や強化を図ってきました。近年、地方や幅広い層への発信などの方法で、より多くの層の国民が実際の開発途上国支援に直接参加でき、ODAの現場を体験できる機会も提供しています。同時に、開発課題の多様化・複雑化に適切に対応していくためには、人材育成と知的基盤の強化も重要であると認識しており、国際社会において日本の開発協力への理解を広めるべく、在外公館とJICA現地事務所が連携して、現地でのODA広報にも力を入れています。

ア．広報・情報公開・情報発信の強化

外務省とJICAは、それぞれODAに関するウェブサイト注7を相互にリンクさせながら正確な情報の公開と発信に努めています。また、外務省はODAメールマガジンを発行し、在外公館の職員やJICA関係者、NGO職員、国際機関職員、民間企業関係者などによる実際の開発協力の現場での体験談やエピソードなどを紹介しているほか、ツイッターなどのSNSを活用した広報も行っています。

また、外務省は、国民が国際協力について関心を持ち、理解を深められるよう、様々な媒体を利用した広報に取り組むべく、2019年も引き続き、人気アニメ「秘密結社　鷹の爪」を起用したODA広報公式キャラクター「ODAマン」を活用し、アニメーション動画「鷹の爪団の 行け！ODAマン」シリーズや選択式シミュレーションゲーム「あなたもODAマン！」を制作しました。同動画では、ODAの役割や意義、世界各地で行われている開発協力案件をわかりやすく紹介し、外務省公式ホームページのほか、東京メトロのトレインチャンネルやウェブ広告などでの放映を通じて、幅広い層の人々に届くことを目指す広報が実施されました（138ページの「開発協力トピックス」も参照）。

このほか、毎年「国際協力の日」（10月6日）の前後には、外務省、JICAと国際協力NGOセンター（JANIC）が共催する日本国内最大級の国際協力イベント「グローバルフェスタJAPAN」が開催されています。2019年は、9月28日（土）および29日（日）に東京・お台場のシンボルプロムナードで、NGOやNPO、国際機関、在京大使館、企業など、250を超える団体が参加し、2日間で183,743人が来場しました。

「グローバルフェスタJAPAN2019」に登場したODAマンとハイタッチしている来場者（2019年9月）

また、海外においても、在外公館はODAを通じた日本の積極的な国際貢献について理解を深めてもらうための広報を行っています。具体的には、開発協力に係る署名式や引渡し式に際してプレスリリース（報道機関に向けて紹介する文書）を出すなど、現地の報道機関も活用しつつ情報発信をしています。ほかにも、

注7　各ウェブサイトは以下のとおり。
外務省ODAホームページ：https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html
JICA：http://www.jica.go.jp
ODA見える化サイト：http://www.jica.go.jp/oda

在外公館では、現地の報道機関関係者による日本の開発協力の現場の視察を企画し、現地の報道において日本の協力が取り上げられる機会をつくるように努めています。さらには、在外公館を通じて、開発協力白書の英語版を駐在国の要人など関係者に渡し、日本の開発協力について紹介しているほか、館員による様々な講演活動、英語・現地の言葉によるホームページを通じた発信や広報パンフレットなどの作成・配布も行っています。

イ. ODAの実施・評価に関する情報公開

2010年に、ODA事業の概要や成果などをわかりやすく説明し、ODAに対する国民の理解と支持をさらに高めていくため、「ODA見える化サイト」をJICAホームページ上に設けました。全世界で展開しているODA事業のうち、有償資金協力、無償資金協力、および技術協力の各案件について、写真や事前・事後評価などの情報を随時掲載し、情報の拡充に努めています。

また、外務省のホームページにおいては、草の根・人間の安全保障無償資金協力および文化無償資金協力で実施された案件について、効果が現れている案件や十分な効果が現れていない案件などを含む具体的な達成状況や教訓をとりまとめたリストを公表しており、より効果的なODAの実施に努めています。

ウ. 開発教育の推進

外務省は、職員を中学校、高校、大学、NGOなどに派遣し、国際協力やODAについての説明や解説を行う「ODA出前講座」を実施しています。また、JICAでも開発教育を支援するため、学校教育の現場などの求めに応じて、JICA海外協力隊経験者などを講師として紹介し、開発途上国での暮らしや経験談を伝えて異文化理解・国際理解の促進を図る「国際協力出前講座」や、東京、名古屋、札幌にある展示施設「地球ひろば」や国内拠点で学校などの訪問を受け入れる「JICA訪問」への対応を行っています。また、中学生・高校生を対象に「JICA国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト」を実施しています。さらに、JICAは教員に対して、「開発教育指導者研修」や、開発途上国に派遣し、その経験を授業に活かすことを目的とした「教師海外研修」などを実施しています。

京都府の南丹市立八木中学校で開催された外務省職員によるODA出前講座（2019年11月）

エ. ODAの現場体験

できるだけ多くの人に開発協力の現場を体験する機会を提供し、ODAの実情に触れていただくことは、ODAを理解するために最も効果的な方法の一つです。JICAは教師や地方自治体関係者などの現地視察への派遣支援にも力を入れています。

オ. 議論や対話の促進

日本政府は、ODA を活用した中小企業支援等、ODAに関する取組について国内各地で説明会を行うなどの取組を行っています。また、日本政府は国際協力をめぐる動きや日本の取組を紹介する講演やシンポジウムも開催しており、外交やODAのあり方について関心を有している国民の方々と対話する場を随時設けています。

さらにJICAでは、地域にあるセンターや支部などの国内拠点を活用して、地域の産業界や行政関係者あるいは有識者や地元の大学や学校関係者との懇談や講演を行いながら、国際協力を地域から発信するとともに地域の活性化を目指しています。

開発協力トピックス 7

世界で役立つ日本のODAをもっと知ってほしい！

「鷹の爪団の 行け！ODAマン」
～1年の歩み～

O　大いなる！
D　ダイナミックな！
A　アシスト！！
Oオー　Dディー　Aエー！！

オダではなくてODAオーディーエー！！

○複雑なものをわかりやすく

世界各地の多種多様な課題解決のため、日本はいろいろな方法で開発協力に取り組んでいますが、ひとくちにODAと言っても、あまりに広範囲でその活動を理解することはなかなか大変です。

そこで、「なぜ日本は開発協力をする必要があるのか」、「実際どのような活動をしているのか」、「ODAにはどのような方法があり、ODA案件はどのように作られるのか」などといった疑問に、できるだけわかりやすく答えるため、2018年に人気アニメキャラ「秘密結社　鷹の爪団」の「吉田くん」をなんとなく任命し、「ODAマン」による解説を始めました。

その後、ODAを楽しく解説する動画、「鷹の爪団の 行け！ODAマン」シリーズ第一弾のYoutubeにおける再生数は40万回を超えるなど、その活動が評価された「ODAマン」は9月に外務大臣を訪問し、就任2年目にして正式に公式キャラクターとして認められました。

ODAマンの出張報告はツイッターで！

○今年の「ODAマン」の活躍

2019年5月に運用を開始した外務省／ODA広報ツイッターでは、「ODAマン」が海外出張し、インド、ソロモン諸島、ケニア、キルギスなどバラエティ豊かな国々のODAプロジェクトを紹介する様子をツイートしているほか、国際協力に関する最近のトピックスなども紹介しています。

また今年は、動画「鷹の爪団の 行け！ODAマン」の新作として、「アフリカ編」、「ODAで世界を救う編」、「ODAで感謝の輪編」「産業を興す編」が公開されたほか、外務省員になり、架空の国「ポコポコ共和国」でODA案件を作っていく選択式シミュレーションゲーム「あなたもODAマン！」も公開されました。今までODAにあまり関心がなかった人、どんな年齢層の人でも楽しみながらODAに親しめる内容を心がけていますので、ぜひチェックしてみてください！

動画【ODAで世界を救う】行け！ODAマン

○神出鬼没（しんしゅつきぼつ）のODAマン

2019年には、「ODAマン」は動画出演だけでなく、国内出張もこなしました。「吉田くん」の出身地にちなみ「ODAマン」初の地方シンポジウムが島根で開催され、「ODAマン」は動画などを通じて、ODAについて解説しました。このシンポジウムでは、大型円借款事業から、草の根技術協力を通じた地方自治体による途上国支援や、中小企業に役立つスキームまで、島根県の取組も引用しつつ幅広く紹介されました。

また、9月28日と29日にお台場で行われた国際協力イベント「グローバルフェスタ」には、2日間で延べ18万人超の方々が入場し、NGO、民間企業、国際機関、在京大使館、大学等、250超の団体によるブース出展に加え、メインステージおよびスペシャルステージでは、多彩な登壇者による様々なプログラムが実施されました。「ODAマン」も登場し、声優のFROGMAN氏のアテレコで、オリジナル動画やゲームを紹介しました。「ODAマン」による会場練り歩きでは、子どもからお年寄りまで多くの人が「ODAマンだ！」と駆け寄り、写真を撮る人の行列ができるほどの盛況でした！

「グローバルフェスタJAPAN2019」に登場したODAマン

○おわりに

「ODAマン」はこれからも、ODAに対する国民の皆様の関心と理解が深まるよう、体を張って頑張ってまいりますので、応援をどうぞよろしくお願いします。

選択式シミュレーションゲーム「あなたもODAマン！」
仕事中やっていても上司にしかられないとか
（「おまえとドキドキアフターヌーン」という額は外務省にはありません）

シンポジウムにて講義を行うODAマン

みんなでODA!!

外務省写真展「エールよとどけ！」を眺めるODAマン
写真展の展示作品の一部は144・145ページの写真特集に載せていますのでご覧ください。

「鷹の爪団の 行け！ODAマン」の動画、シミュレーションゲームは外務省ホームページで公開中！
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/press/event/page22_001008.html

ODA 鷹の爪 検索

(2) 開発協力人材・知的基盤の強化

日本政府は2025年までに国連関係機関で勤務する日本人職員数を1,000人とする目標を掲げており、その達成に向けて、大学や国際機関駐日事務所、関係府省庁などと連携しつつ、世界を舞台に活躍・貢献できる人材の発掘・育成・支援を積極的に実施しています。また、ODAに関する有識者懇談会により提出された提言の1つである「開発協力を担う人材の育成」も踏まえつつ、人材発掘の観点から、国内外において、国際機関の採用制度を説明するガイダンスを開催したり、国際機関の幹部や人事担当者が訪日して行う就職説明会を実施したりするなど、広報に努めています。

また、国際機関の正規職員を志望する若手の日本人を原則2年間、国際機関に職員として派遣し、必要な知識・経験を積んでもらい、派遣後の正規採用を目指すジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）派遣制度を実施しており、開発協力分野を含む国際機関で活躍する人材の育成に努めています。同制度は1974年から実施し、これまでに累計約1,700名を派遣し、2018年度は55名を派遣しました。このほか、2015年度から、平和構築・開発人材の発掘・育成・キャリア構築を包括的に実施するため、従来の事業を拡大し、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」も実施しています（詳細は36ページの「平和構築分野での人材育成」を参照）。

また、JICAは、省庁、JICAやNGO、国際機関といった様々な専門的な知識や多様な経験を持つ人材に活躍してもらうため、国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」注8を通じて、国際協力に関する求人情報、人材の登録、各種研修・セミナー情報の提供、キャリア相談などを行っています。加えて、開発協力に関わりの深い研究を行い、将来同分野において活躍する意思を持っている大学院生などに対し、1997年からインターンシップを実施しており、2018年度は101人を開発コンサルタントの協力現場を含む様々な職場で受け入れています。また、2002年の第2次ODA改革懇談会の提言に基づいて、JICAは、国際協力専門員制度により、高い専門的な能力と開発途上国での豊富な業務経験を持つ人材を確保するとともに、国際協力人材の養成のため、ジュニア専門員の採用や、能力強化研修なども実施しています。

平和構築人材育成事業とJPOプログラムを経て、国連人道問題調整事務所（OCHA）コンゴ民主共和国キンシャサ事務所で働く木村真紀葉さん（詳細は37ページの「国際協力の現場から」を参照）（写真：UNICEF）

このほか、JICA研究所は、開発途上国の政府や国際援助のコミュニティへの発信を行いながら、国際的に通用する方法論を用いて、政策について実際の開発協力経験に基づいた研究を進めています。

日本政府は、日本が持つ強みを活かして、日本と開発途上国側の関係者間での政策研究や知的ネットワーク形成を図るなど、大学・研究機関と連携しつつ、開発協力を立案・発信するための知的基盤強化に努めていきます。

注8 具体的なアドレスは以下のとおり。
国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」：http://partner.jica.go.jp/

国際協力の現場から 7

国際機関で活躍する日本人職員の声

～女性と若者の健康増進と人権保護のために～

私が勤める国連人口基金（UNFPA）は、2019年に設立50周年を迎え、(1) リプロダクティブヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の充足、(2) ジェンダー平等の確立、特に性暴力の防止・対応、(3) 思春期の若者と若年成人への支援、そして (4) 人口動態の分析と政策提言、という4分野をカバーしています。2030年までに、世界から妊産婦の死亡や女性に対する暴力・児童婚を根絶しようと謳うUNFPAの使命が大好きです。国連憲章と、日本国憲法の前文に謳われた平和主義や国際協調主義は重なり合うので、私の中では、国連で働くことと愛国心とは深く結びついています。持続可能な開発目標（SDGs）を中心に、全国連加盟国が合意したアジェンダ2030のスローガンは「誰一人取り残さない」。その実現に国連職員の立場で貢献し続けるのが、今の目標です。

国際基督教大学を卒業した1995年、最初に就いた職業は新聞記者でした。しかしやがて、伝える側ではなく、紛争の被害者や貧しい人を支える当事者になりたいという思いに抗えなくなり、国連職員を志して、記者を辞めました。コロンビア大学院に留学中の2002年にUNDPカンボジア事務所でインターンとして小型武器削減に携わったのが、最初の国連勤務でした。そして外務省のJPO制度（140ページを参照）に合格し、修了後の2003年に国連開発計画（UNDP）本部に就職。複数の国連事務所を経て、2014年、UNFPAに移り、世界で4番目に大きなムスリム国家で後発開発途上国（LDC）（20ページを参照）のバングラデシュに赴任しました。4年余りの勤務で特に記憶に残るのは、「世界最大の人道危機」と言われたいわゆるロヒンギャ難民流入危機への対応を、UNFPA代表代行として牽引したことです。

2017年8月、もともと貧しいコックスバザール県の東京都品川区ほどの広さの地域に、ミャンマー・ラカイン州からの避難民が一気に押し寄せました。品川区の人口の約2.4倍の92万人もの避難民がひしめきあう「世界最大の避難民キャンプ」が生まれ、人々が生活する上で最低限必要なシェルターや食糧、水・衛生が十分に確保できない状況となりました。避難民の8割は女性と子どもだったため、UNFPAは特に妊産婦死亡の防止と女性・女児に対する性暴力への対応及びその予防を支援しました。女性の、女性による、女性のためのいわば“駆け込み寺”としてWomen Friendly Space（WFS、女性のための安全スペース）を開所する目玉事業も立ち上げました。WFSとは、女性難民を、女性の心理社会カウンセラーや助産師らが支援し、また、女性の権利についての情報共有や、生活を立て直せるよう技能訓練の橋渡しもする多目的な施設です。避難当初は目もうつろだった女性たちが、UNFPAのWFSに来るようになって笑顔と活力を取り戻すのを見たときの充実感はひとしおでした。

マニラの外務省にて、テオドロ・ロクシン外相を表敬訪問し、人口問題などについて討議する筆者（写真：フィリピン外務省）

2017年9月24日、ロヒンギャ難民流入の危機発生から間もないコックスバザールの難民キャンプで、UNFPAが立ち上げた女性支援施設で女性難民らから聞き取りをする筆者（写真中央）（写真：UNFPA Bangladesh）

2018年末からフィリピンでUNFPA代表として働いています。貧富の格差、ひっきりなしの自然災害、ミンダナオの暫定自治政府の歴史的な誕生など、対応すべき事案は数え切れないほどあります。同国はすでに中所得国で、国連機関に求められている役割もLDCとは違うため、まだ毎日が勉強の状態ですが、大きなやりがいを感じています。

「生産年齢人口比率の増加が国の経済成長に結びつく『人口ボーナス』を享受するにはまず、国民が充分な健康、教育、就業機会を得て、さらに老後のために貯蓄できる能力が肝要です。日本はそれに成功したので高齢化社会になる前に先進国入りしました。フィリピンはこのままでは、先進国になる前に高齢化するかもしれません。課題は特に若者と女性への投資です。」

フィリピンの外務省の執務室で、私がテオドロ・ロクシン外務大臣に申すと、彼はすぐに好意的にツイートしてくれたので、よっぽど印象に残ったのかもしれません。1億800万人に達し、さらに増え続ける人口の半分以上は25歳未満という「若い」フィリピンが、2023年からの次期五カ年国家開発計画などでこうした問題をさらに掘り下げて取り組めるかどうか、UNFPAの技術協力の質や効果も試されます。

国民一人当たりのGNIで、日本はフィリピンの4倍以上。そんな豊かな日本の若者の間には、周りの弱者に対して想像力を働かせ、その思いを自分なりに何らかの行動に移す人たちも増えてきた感があります。その道は民間企業、NGO、学者・研究者、外交官、ジャーナリスト、ボランティアなど様々ですが、国連職員という生き方もあります。国連という舞台の主役は各国の政府であり市民一人ひとりであり、我々事務方はその補佐役に過ぎませんが、私はまさにそこに醍醐味を感じています。

国連人口基金（UNFPA）フィリピン事務所代表
加藤伊織

3 開発協力の適正性確保のための取組

日本の長年にわたるODAは、開発途上国の開発、成長に様々な形で貢献してきただけではありません。ODAは、日本と開発途上国との間の友情と信頼の確かな絆（きずな）を築くとともに、日本の国際社会における地位の向上に、ひいては日本自身の平和と繁栄をより確かなものとすることに大いに役立ってきましたが、課題や困難に直面したこともありました。たとえば、ODA事業に際して、不正が行われたことや、不測の事態によって十分な援助効果が上げられなかったり、遅れが生じたりしたこともあります。また、日本政府の開発協力は、日本の顔が見えにくい、援助目的が達成されていないといったご意見をいただくこともあります。

日本政府としては、こうした経験を一つひとつ無駄にせず、将来への教訓とすべく、評価の仕組みを整え、透明性の向上に努め、市民社会を含む幅広い関係者の方々との対話をはじめ、様々な努力を続けてきました。このように、日本は、開発途上国の人々に真の豊かさをもたらすよう、「非軍事的協力による平和と繁栄への貢献」という、平和国家としての日本にふさわしい開発協力を推進する方針のもと、環境・気候変動への影響、特に貧困層や女性、少数民族、障がい者などの社会的に弱い人々に配慮しながらのODAを行っています。また、不正を防ぐ仕組み、受入国側との丁寧な対話と調整、さらには、きめ細かい事業の維持管理やフォローアップのプロセスも整えてきました。日本政府は、今後もより効果的で適正な開発協力の実施に向けた努力を不断に続けていきます。

（1）不正腐敗の防止

日本のODAは、国民の税金を原資としていることから、ODAに関連した不正行為などが行われることは、開発協力の適正かつ効果的な実施を阻害するのみならず、ODAに対する国民の信頼を損なうものであり、絶対に許されるものではありません。しかしながら、ODAを巡る不正行為は今日においても後を絶たず、厳しい対応が求められています。このような不正行為を防止するには、たとえば、不正行為を行ったとしても、いずれ公になり、厳しいペナルティが課されることを認識させる必要があります。

そこで、外務省およびJICAは、過去に発生した不正行為も踏まえつつ、これまで、監視体制の強化として、「不正腐敗情報に係る窓口の強化」、「第三者検査の拡大」などを行い、ペナルティの強化として、「排除措置期間の上限引上げ」、「違約金の引上げ」、「重大な不正行為を繰り返した企業に対する減点評価の導入」などを行いました。さらに、2018年には、不正行為を行った企業などに対する措置に係る基準を改正し、措置対象者の企業グループ等に対する措置、措置期間中の者から事業譲渡等を受けた者に対する措置を可能とする「排除措置対象の拡大」などを行いました。

日本政府は、ODAに関連した不正行為は断じて許さないという強い決意のもと、JICAと連携し、引き続き、不正行為の防止に向けた対応について、しっかりと取り組んでいきます。

（2） 国際協力事業関係者の安全対策

JICA関係者のみならず、コンサルタント、施工業者、NGOなど、様々な国際協力事業関係者が活動している開発途上国の治安状況は複雑で、国ごとに状況が異なる上、常に変化しています。

2016年7月のバングラデシュにおけるダッカ襲撃テロ事件を受け、外務省およびJICAは、関係省庁、有識者と共に国際協力事業関係者の安全対策を再検証し、同年8月、「最終報告」を発表しました。これは、「安全はもはやタダではない」ことや、組織のトップ自らが主導して安全対策を講じる必要性を認識し、より広範囲なNGOを含む国際協力事業関係者の安全の確保に向け、以下に関して講ずべき措置をとりまとめたものです。

①脅威情報の収集・分析・共有の強化
②事業関係者およびNGOの行動規範
③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化
④危機発生後の対応
⑤外務省・JICAの危機管理意識の向上・態勢のあり方

外務省およびJICAは、「最終報告」に記載された安全対策の実施に取り組むとともに、国際協力事業関係者の安全対策の実効性を確保するための対応を継続・強化しています。

(3) 評価の実施

これまで日本は、ODA事業の透明性向上を徹底し、その説明責任の向上を図るため、①PDCAサイクル（案件形成（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、フォローアップ活動（Act）の強化、②プログラム・アプローチの強化、③「見える化」の徹底を進めてきました。

PDCAサイクル

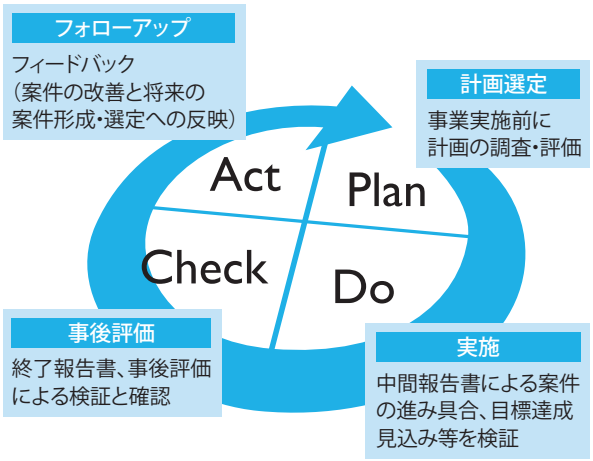

PDCAサイクルの強化について、日本は、①すべての被援助国における国別開発協力方針の策定、②開発協力適正会議の開催、③個別案件ごとの指標の設定、④評価体制の強化といった取組を進めています。

より効果的・効率的なODAを行うためには、事業レベルだけではなく、政策レベルでPDCAサイクルを強化していくことが必要です。そのため、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（いわゆる「政策評価法」）に基づいて、経済協力に係る施策等について政策評価を実施[注9]するとともに、中立的な立場から評価を行うべく第三者によるODA評価を実施し、評価の結果から得られた提言や教訓をODA政策にフィードバックすることで、ODAの管理改善を図っています。

第三者評価[注10]では、第三者が主に政策レベルの評価（国別評価、課題・スキーム別評価など）を行い、開発の視点から政策やプログラムが日本のODA上位政策や被援助国のニーズに合致しているか（政策の妥当性）、当初予定されていた目標が達成されているか（結果の有効性）、政策の実施までに適切なプロセスが取られているか（プロセスの適切性）の3つの評価項目に基づいて評価を行います。また、開発の視点に加えて、当該政策やプログラムの外交上の効果の確認も重要であるとの考えから、外交の視点からの評価も行っています。2015年度からは、原則としてすべての評価案件で外交の視点からの評価を行い、ODAの外交的な重要性および波及効果（ODAが日本の国益の実現にどのように貢献したか）を明らかにするため、外交の視点からの評価の拡充を試みています。また、評価結果は外務省ホームページ（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka.html）などで公表されており、ODAがどのように使われ、どのような効果があったのかについて国民への説明責任（アカウンタビリティ）を果たす役割も持っています。

さらに、JICAも無償資金協力、有償資金協力、技術協力それぞれのプロジェクトについての評価やテーマ別の評価を実施しています。JICAは、各プロジェクトの事前の段階から、実施の段階を経て、事後まで一貫したモニタリング・評価を行うとともに、これら3つの援助手法に整合性のある評価の仕組みを確立しています。なお、これらの評価はDAC評価5項目[注11]に基づいて行われ、一定金額以上の案件については、外部評価者による事後評価を実施しています。また、事業の効果を定量的に把握することは重要であり、インパクト評価[注12]の強化にも取り組んでいます。

なお、海外から日本のODAがどのように見られているかの一例として、2018年2月、ASEAN諸国における対日世論調査[注13]では、日本のODAについて、約8割近くが「日本のODAが自国の開発に役立っている」と回答しています。

注9 交換公文（E/N）供与限度額150億円以上の有償資金協力プロジェクト、およびE/N供与限度額10億円以上の無償資金協力プロジェクトについて事前評価を実施している。「未着手・未了案件（未着手案件とは、政策決定後、5年を経過した時点で貸付契約が締結されていない、あるいは貸付実行が開始されていないなどの案件。未了案件とは、政策決定後10年を経過した時点で貸付実行が未了である案件を指す。）」の事後評価を行っている。

注10 2017年度からは外務省が実施する無償資金協力についても、2億円以上の案件については内部評価を、10億円以上の案件については第三者評価を実施し、その結果を公表するとともに、これらの事後評価結果が次のODAの案件形成に活かされるよう努めている。

注11 妥当性（relevance）、有効性（effectiveness）、効率性（efficiency）、インパクト（impact）、持続性（sustainability）の5項目。2019年12月に一貫性・整合性（coherence）が追加され、6項目となった。

注12 開発事業の効果を、統計学や計量経済学の手法を用いて検証する評価方法のこと。

注13 外務省が世論調査機関に委託し、ASEAN10か国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）において、18歳から59歳までの300名を対象に、インターネットおよび一部訪問面接を併用した対日世論調査が行われた。URL：http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_006943.html

エチオピア　日本のおかげでできた簡易水道で僕らは元気に暮らしてます！
（撮影者：近藤史門）

みんなの笑顔を日本から

～こんな素敵な笑顔の便りが世界じゅうから届いています～

本特集の写真は、グローバルフェスタJAPAN2019写真展「エールよとどけ！」に応募のあった展示作品からご紹介しています。

（グローバルフェスタJAPAN2019についての詳細は138・139ページをご覧下さい。）

マラウイ　力強く耕して、グループ菜園から栄養改善を
（撮影者：特定非営利活動法人ISAPH）

ネパール　「ナマステ～！」
（撮影者：小林ひとみ）

南スーダン スポーツ大会、勝っても負けてもお互いにエールを！
（撮影者：岡田千あき）

ラオス 幸せいっぱい
（撮影者：東海SIVIO）

カンボジア 渡り鳥「ハチクマ」になって日本に渡ろう
（撮影者：特定非営利活動法人Nature Center Risen職員　宮川皓子）

ドミニカ共和国 ゴミ問題を“まじめ”に勉強中！？
（撮影者：山田優）

ベナン 初めての折り紙、できたよ～！
（撮影者：浪川真祐子）

資料編

参考統計

1 2019年度政府開発援助予算（当初予算）…… 148
- （1）政府開発援助予算の内訳 …… 148
- （2）政府開発援助一般会計予算（政府全体）…… 148
- （3）政府開発援助事業予算（区分ごと）内訳（政府全体）…… 149
- （4）政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目 …… 150
- （5）省庁別政府開発援助予算推移（一般会計予算）…… 151
- （6）省庁別政府開発援助予算推移（事業予算）…… 151

2 2018年の日本の政府開発援助実績 …… 152
- （1）政府開発援助の援助形態別・通貨別実績（2018年）…… 152
- （2）二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳（2018年）…… 154
- （3）二国間政府開発援助分野別配分（2018年）…… 159

巻末資料

日本の政府開発援助をめぐる動き（2019年1月～2019年12月）…… 160
開発協力大綱（2015年2月閣議決定）…… 166
略語一覧 …… 176
用語集 …… 182
索引 …… 186

1 2019年度政府開発援助予算（当初予算）

（1）政府開発援助予算の内訳

（単位：億円、%）

区　　分	2018年度			2019年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
一般会計予算	5,538	11	0.2	5,566	27	0.5
事業予算（純額）	14,440	735	5.4	14,936	496	3.4
事業規模（総額）	21,650	650	3.1	22,062	412	1.9
（参考）円／ドル・レート	112円			110円		

（注）
・本図表において「増減額」および「伸び率」は、1億円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。

（2）政府開発援助一般会計予算（政府全体）

（単位：億円、%）

区　　分	2018年度			2019年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
Ⅰ 贈　　与	5,078	3	0.1	5,097	19	0.4
1. 二国間贈与	4,161	6	0.1	4,223	62	1.5
⑴ 経済開発等援助	1,605	-26	-1.6	1,631	26	1.6
⑵ 技術協力	2,540	32	1.3	2,576	35	1.4
⑶ その他	16	0	0.0	16	0	0.0
2. 国際機関への出資・拠出	917	-3	-0.4	875	-42	-4.6
⑴ 国連等諸機関	610	2	0.4	584	-25	-4.2
⑵ 国際開発金融機関	307	-6	-1.9	290	-17	-5.5
Ⅱ 借　款	460	8	1.8	468	8	1.7
JICA（有償資金協力部門）	460	8	1.8	468	8	1.7
Ⅲ 計	5,538	11	0.2	5,566	27	0.5

（注）
・本図表において「増減額」および「伸び率」は、1億円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

（3）政府開発援助事業予算（区分ごと）内訳（政府全体）

（単位：億円、%）

区　　分	2018年度			2019年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
Ⅰ 贈　与	7,945	-146	-1.8	7,970	25	0.3
1. 二国間贈与	4,858	6	0.1	4,925	68	1.4
⑴ 経済開発等援助	1,605	-26	-1.6	1,631	26	1.6
⑵ 技術協力	3,237	32	1.0	3,278	41	1.3
⑶ その他	16	0	0.0	16	0	0.0
2. 国際機関への出資・拠出	3,087	-152	-4.7	3,045	-42	-1.4
⑴ 国連等諸機関	1,033	34	3.4	623	-410	-39.7
⑵ 国際開発金融機関	2,054	-186	-8.3	2,422	368	17.9
Ⅱ 借　款	13,705	795	6.2	14,092	387	2.8
⑴ JICA（有償資金協力部門）	13,630	910	7.2	13,950	320	2.3
⑵ その他	75	-115	-60.4	142	67	89.1
Ⅲ 計（事業規模）	21,650	650	3.1	22,062	412	1.9
（参考） 回収金	-7,210	―	―	-7,126	―	―
純　額	14,440	735	5.4	14,936	496	3.4

（注）
・本図表において「増減額」および「伸び率」は、1億円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

（4）政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目

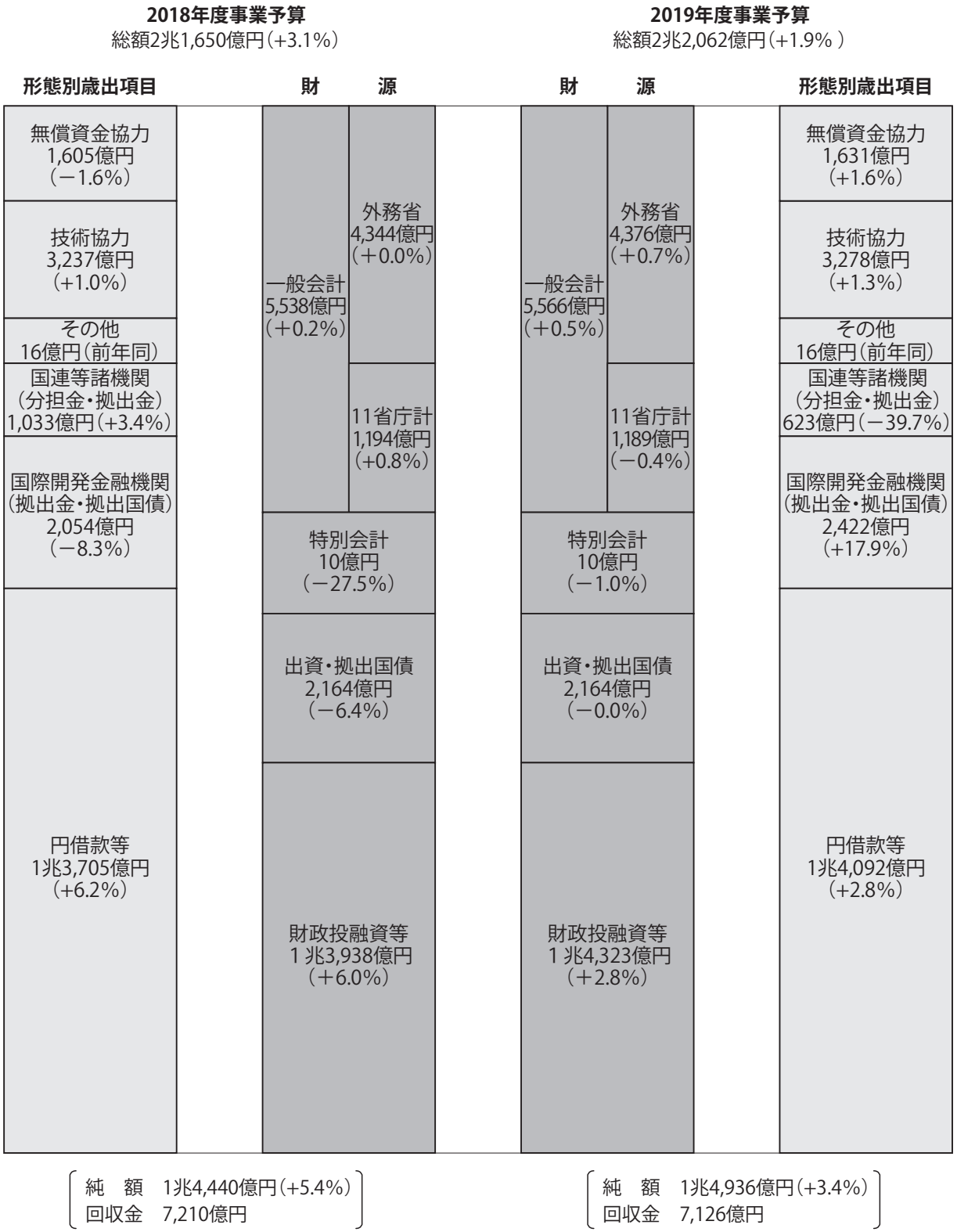

（5）省庁別政府開発援助予算推移（一般会計予算）

（単位：百万円、%）

区　　分	2018年度	2019年度		
	予算額	予算額	増減額	伸び率
警察庁	14	16	2	15.7
金融庁	137	243	106	77.7
総務省	814	817	4	0.5
法務省	384	419	35	9.0
外務省	434,450	437,635	3,185	0.7
財務省	77,630	76,810	-820	-1.1
文部科学省	15,750	16,551	801	5.1
厚生労働省	6,452	6,363	-89	-1.4
農林水産省	2,745	2,691	-53	-1.9
経済産業省	14,344	14,014	-329	-2.3
国土交通省	475	363	-112	-23.6
環境省	643	634	-10	-1.5
計	553,837	556,556	2,719	0.5

（注）
・本図表において「増減額」および「伸び率」は、百万円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

（6）省庁別政府開発援助予算推移（事業予算）

（単位：百万円、%）

区　　分	2018年度	2019年度		
	予算額	予算額	増減額	伸び率
警察庁	14	16	2	15.7
金融庁	137	243	106	77.7
総務省	814	817	4	0.5
法務省	384	419	35	9.0
外務省	476,146	440,824	-35,322	-7.4
財務省	1,638,562	1,708,062	69,500	4.2
文部科学省	15,750	16,551	801	5.1
厚生労働省	6,813	6,714	-99	-1.5
農林水産省	10,264	16,906	6,642	64.7
経済産業省	14,985	14,656	-329	-2.2
国土交通省	475	363	-112	-23.6
環境省	643	634	-10	-1.5
計（事業規模）	2,164,987	2,206,205	41,218	1.9
（参考）回収金	-721,013	-712,591	―	―
純　額	1,443,974	1,493,614	49,639	3.4

（注）
・本図表において「増減額」および「伸び率」は、百万円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

2 2018年の日本の政府開発援助実績

（1）政府開発援助の援助形態別・通貨別実績（2018年）

●卒業国向け援助を含む

2018年（暦年）	ドル・ベース（百万ドル）			円ベース（億円）		
援助形態	実　績	前年実績	増減率（%）	実　績	前年実績	増減率（%）
無償資金協力	2,639.75	2,620.59	0.7	2,915.28	2,939.86	-0.8
債務救済	23.72	19.10	24.2	26.19	21.43	22.2
国際機関を通じた贈与	1,315.96	1,345.93	-2.2	1,453.31	1,509.90	-3.7
上記項目を除く無償資金協力	1,300.07	1,255.56	3.5	1,435.77	1,408.53	1.9
技術協力	2,651.71	2,884.77	-8.1	2,928.49	3,236.22	-9.5
贈与計	5,291.46	5,505.36	-3.9	5,843.77	6,176.08	-5.4
政府貸付等（貸付実行額：総額）	8,006.18	9,578.89	-16.4	8,841.85	10,745.90	-17.7
（回収額）	7,237.03	7,048.14	2.7	7,992.42	7,906.82	1.1
（債務救済を除く回収額）	7,237.03	7,048.14	2.7	7,992.42	7,906.82	1.1
（純額）	769.15	2,530.76	-69.6	849.43	2,839.08	-70.1
（債務救済を除く純額）	769.15	2,530.76	-69.6	849.43	2,839.08	-70.1
二国間政府開発援助計（総額ベース）	13,297.64	15,084.25	-11.8	14,685.62	16,921.98	-13.2
二国間政府開発援助計（純額ベース）	6,060.61	8,036.11	-24.6	6,693.20	9,015.16	-25.8
贈与（無償資金協力）	2,639.86	2,817.35	-6.3	2,915.40	3,160.59	-7.8
政府貸付等（貸付実行額）	1,325.52	565.03	134.6	1,463.88	633.86	130.9
国際機関向け拠出・出資等計	3,965.38	3,382.38	17.2	4,379.28	3,794.46	15.4
政府開発援助計（支出総額）	17,263.02	18,466.63	-6.5	19,064.90	20,716.44	-8.0
政府開発援助計（支出純額）	10,025.99	11,418.49	-12.2	11,072.48	12,809.62	-13.6
名目GNI速報値　（単位：10億ドル、10億円）	5,144.61	5,033.98	2.2	568,159.00	564,727.20	0.6
対GNI比（%）（純額ベース）	0.19	0.23		0.19	0.23	

●卒業国向け援助を除く

2018年（暦年）	ドル・ベース（百万ドル）			円ベース（億円）		
援助形態	実　績	前年実績	増減率（%）	実　績	前年実績	増減率（%）
無償資金協力	2,630.91	2,616.53	0.5	2,905.52	2,935.31	-1.0
債務救済	23.72	19.10	24.2	26.19	21.43	22.2
国際機関を通じた贈与	1,314.79	1,344.94	-2.2	1,452.02	1,508.79	-3.8
上記項目を除く無償資金協力	1,292.40	1,252.49	3.2	1,427.30	1,405.08	1.6
技術協力	2,647.54	2,883.40	-8.2	2,923.89	3,234.68	-9.6
贈与計	5,278.45	5,499.93	-4.0	5,829.40	6,169.99	-5.5
政府貸付等（貸付実行額：総額）	8,006.18	9,578.89	-16.4	8,841.85	10,745.90	-17.7
（回収額）	7,185.74	6,998.55	2.7	7,935.78	7,851.19	1.1
（債務救済を除く回収額）	7,185.74	6,998.55	2.7	7,935.78	7,851.19	1.1
（純額）	820.44	2,580.35	-68.2	906.07	2,894.71	-68.7
（債務救済を除く純額）	820.44	2,580.35	-68.2	906.07	2,894.71	-68.7
（贈与相当額）	5,477.69			6,049.44		
二国間政府開発援助計（総額ベース）	13,284.63	15,078.82	-11.9	14,671.26	16,915.89	-13.3
二国間政府開発援助計（純額ベース）	6,098.89	8,080.27	-24.5	6,735.48	9,064.70	-25.7
二国間政府開発援助計（贈与相当額ベース）	10,756.13			11,878.84		
贈与（無償資金協力）	2,639.86	2,817.35	-6.3	2,915.40	3,160.59	-7.8
政府貸付等（貸付実行額）	1,325.52	565.03	134.6	1,463.88	633.86	130.9
政府貸付等（贈与相当額）	767.53	339.97	125.8	847.64	381.39	122.2
国際機関向け拠出・出資等計（総額・純額ベース）	3,965.38	3,382.38	17.2	4,379.28	3,794.46	15.4
国際機関向け拠出・出資等計（贈与相当額ベース）	3,407.38			3,763.04		
政府開発援助計（支出総額）	17,250.01	18,461.20	-6.6	19,050.53	20,710.35	-8.0
政府開発援助計（支出純額）	10,064.27	11,462.65	-12.2	11,114.75	12,859.16	-13.6
政府開発援助計（贈与相当額）	14,163.52			15,641.88		
名目GNI速報値　（単位：10億ドル、10億円）	5,144.61	5,033.98	2.2	568,159.00	564,727.20	0.6
対GNI比（%）（純額ベース）	0.20	0.23		0.20	0.23	
対GNI比（%）（贈与相当額ベース）	0.28			0.28		

（注）
・贈与相当額は2018年実績から集計。なお、贈与相当額はDACの所得グループ別の基準に基づき算出されるので、卒業国向けについては算出不可。
・ここでの「無償資金協力」は、債務救済および国際機関を通じた贈与（国別に分類できるもの）を含む。
・債務救済は、商業上の債務の免除であり、債務繰延は含まない。
・換算率：2018年＝110.4378円/ドル、2017年＝112.1831円/ドル（DAC指定レート）。
・卒業国とは、13ページの「図表Ⅰ-7/DAC援助受取国・地域リスト」の記載から外れた国をいう。
・日本はDAC諸国以外の卒業国の中では、14カ国・地域（ウルグアイ、カタール、サウジアラビア、シンガポール、セーシェル、セントクリストファー・ネービス、チリ、トリニダード・トバゴ、［ニューカレドニア］、バハマ、バルバドス、［フランス領ポリネシア］、ブルネイ、ルーマニア）に対して支出実績を有する。

（2）二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳（2018年）

（単位：百万ドル）

形態 / 国・地域名	政府開発援助（2018年）							合計（支出純額）	合計（支出総額）
	贈与				政府貸付等				
	無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力	計	貸付実行額（A）	回収額（B）	純額（A）－（B）		
アジア	704.47	177.81	636.06	1,340.52	6,168.50	6,016.50	151.99	1,492.52	7,509.02
東アジア	396.79	36.97	413.37	810.17	2,282.06	4,456.18	-2,174.12	-1,363.95	3,092.23
北東アジア	25.55		22.77	48.32	45.02	962.92	-917.90	-869.58	93.34
中国	0.09		4.56	4.65	0.45	936.98	-936.53	-931.88	5.10
モンゴル	25.46		18.15	43.61	44.57	25.94	18.63	62.24	88.18
東南アジア	370.07	35.79	385.01	755.08	2,237.04	3,493.26	-1,256.22	-501.14	2,992.12
インドネシア	2.89		49.00	51.88	585.88	1,585.59	-999.71	-947.82	637.77
カンボジア	65.15	1.44	31.17	96.32	72.74	9.70	63.04	159.36	169.07
※シンガポール	0.97	0.97	0.04	1.01				1.01	1.01
タイ	3.43		26.70	30.13	240.69	811.33	-570.65	-540.52	270.82
フィリピン	106.84	10.36	95.84	202.68	359.82	494.00	-134.19	68.49	562.50
※ブルネイ			0.00	0.00				0.00	0.00
ベトナム	13.48	0.63	53.51	66.98	606.87	470.10	136.77	203.75	673.85
マレーシア	0.03		10.14	10.17	8.91	117.34	-108.43	-98.25	19.09
ミャンマー	136.56	19.92	88.28	224.84	312.06		312.06	536.90	536.90
ラオス	20.44		22.17	42.61	46.97	5.20	41.77	84.38	89.57
（ASEAN）*1	349.78	33.32	376.85	726.63	2,233.94	3,493.26	-1,259.33	-532.70	2,960.56
東ティモール	20.29	2.47	8.16	28.45	3.11		3.11	31.56	31.56
東アジアの複数国向け*2	1.18	1.18	5.59	6.77				6.77	6.77
南アジア	191.05	74.46	186.68	377.73	3,618.48	1,442.12	2,176.35	2,554.08	3,996.20
インド	8.34		86.15	94.49	2,137.43	856.51	1,280.92	1,375.40	2,231.91
スリランカ	18.06	1.27	19.72	37.78	162.85	192.33	-29.47	8.31	200.63
ネパール	34.54		20.51	55.05	60.66	8.64	52.02	107.07	115.72
パキスタン	52.34	29.34	17.56	69.90	56.81	264.16	-207.35	-137.45	126.71
バングラデシュ	65.62	43.60	31.41	97.03	1,200.67	118.43	1,082.25	1,179.28	1,297.71
ブータン	9.18		9.57	18.75	0.05	0.96	-0.91	17.84	18.80
モルディブ	2.97	0.25	1.14	4.11		1.09	-1.09	3.02	4.11
南アジアの複数国向け*3			0.61	0.61				0.61	0.61
中央アジア・コーカサス	58.54	12.34	22.96	81.51	253.29	109.29	144.01	225.51	334.80
アゼルバイジャン	1.17		0.43	1.60	41.31	20.14	21.17	22.77	42.91
アルメニア	1.76	0.03	0.55	2.32		10.16	-10.16	-7.85	2.32
ウズベキスタン	3.35	0.50	6.17	9.53	208.02	28.17	179.85	189.38	217.55
カザフスタン	0.39		0.76	1.15		41.26	-41.26	-40.10	1.15
キルギス	16.98	6.71	8.20	25.17	1.17	4.99	-3.82	21.35	26.34
ジョージア	0.80	0.53	1.92	2.72	2.80	2.59	0.21	2.93	5.52
タジキスタン	33.94	4.58	3.95	37.89				37.89	37.89
トルクメニスタン	0.14		0.40	0.55		1.98	-1.98	-1.43	0.55
中央アジア・コーカサスの複数国向け			0.57	0.57				0.57	0.57
アジアの複数国向け*4	58.08	54.04	13.04	71.12	14.66	8.91	5.75	76.87	85.78

（単位：百万ドル）

形態 / 国・地域名	政府開発援助（2018年）							合計（支出純額）	合計（支出総額）
	贈与				政府貸付等				
	無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力	計	貸付実行額（A）	回収額（B）	純額（A）－（B）		
中東・北アフリカ	475.15	411.56	83.07	558.22	1,124.43	748.37	376.06	934.28	1,682.65
アフガニスタン	173.48	167.68	14.55	188.03				188.03	188.03
アルジェリア			1.11	1.11		0.73	-0.73	0.39	1.11
イエメン	33.81	33.81	0.30	34.11				34.11	34.11
イラク	56.31	54.44	6.69	63.00	492.02	80.84	411.18	474.17	555.01
イラン	9.61	1.80	6.83	16.43		11.98	-11.98	4.46	16.43
エジプト	3.76	0.70	18.33	22.09	272.49	190.33	82.16	104.25	294.58
※カタール			0.01	0.01				0.01	0.01
※サウジアラビア			0.57	0.57				0.57	0.57
シリア	55.72	55.72	1.98	57.70				57.70	57.70
チュニジア	0.35	0.19	2.66	3.01	152.30	84.52	67.79	70.79	155.31
トルコ	7.89	7.50	1.57	9.45	124.36	198.59	-74.24	-64.79	133.81
［パレスチナ］	38.40	31.54	9.93	48.33				48.33	48.33
モロッコ	8.78	0.22	8.62	17.39	73.41	89.12	-15.71	1.69	90.80
ヨルダン	16.81	8.70	8.09	24.90	8.98	85.96	-76.98	-52.09	33.87
リビア	1.30	1.30	0.03	1.33				1.33	1.33
レバノン	11.10	8.71	1.75	12.85		6.31	-6.31	6.55	12.85
中東・北アフリカの複数国向け[*5]	57.85	39.27	0.05	57.91	0.88		0.88	58.78	58.78
サブサハラ・アフリカ	590.48	156.29	312.34	902.81	430.59	118.87	311.72	1,214.53	1,333.40
アンゴラ	12.07	1.09	5.09	17.16				17.16	17.16
ウガンダ	23.23	4.59	11.13	34.37	37.77	0.74	37.03	71.39	72.13
エスワティニ	6.37	2.31	1.00	7.37		1.83	-1.83	5.55	7.37
エチオピア	15.14	5.50	18.45	33.58	35.83		35.83	69.41	69.41
エリトリア			0.44	0.44				0.44	0.44
ガーナ	57.65	4.98	12.48	70.13				70.13	70.13
カーボベルデ	3.94		0.08	4.01	9.81	1.23	8.58	12.59	13.82
ガボン	0.25		3.83	4.07		0.94	-0.94	3.13	4.07
カメルーン	4.06	3.32	5.26	9.32	12.94		12.94	22.26	22.26
ガンビア	2.24		1.22	3.47				3.47	3.47
ギニア	14.75	6.72	3.23	17.98				17.98	17.98
ギニアビサウ	0.18		0.23	0.41				0.41	0.41
ケニア	28.55	5.75	30.42	58.98	165.14	86.13	79.02	137.99	224.12
コートジボワール	11.90	3.48	12.74	24.64				24.64	24.64
コモロ	4.57	1.67	0.42	4.99				4.99	4.99
コンゴ共和国	1.90	1.81	0.88	2.78				2.78	2.78
コンゴ民主共和国	34.03	7.38	9.23	43.27				43.27	43.27
サントメ・プリンシペ	2.63		0.23	2.86				2.86	2.86
ザンビア	14.37	1.00	15.42	29.80	4.63		4.63	34.43	34.43
シエラレオネ	6.02	1.51	3.18	9.20				9.20	9.20
ジブチ	6.72	1.50	2.66	9.38				9.38	9.38
ジンバブエ	10.10	1.09	2.57	12.68				12.68	12.68
スーダン	14.88	6.77	14.77	29.65				29.65	29.65
※セーシェル	7.12	0.20	0.10	7.22				7.22	7.22
赤道ギニア			0.17	0.17				0.17	0.17
セネガル	4.56	0.50	18.21	22.77	2.93	0.28	2.66	25.43	25.71

（単位：百万ドル）

形態 / 国・地域名	政府開発援助（2018年）							合計（支出純額）	合計（支出総額）
	贈与				政府貸付等				
	無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力	計	貸付実行額（A）	回収額（B）	純額（A）－（B）		
ソマリア	9.30	9.30	0.87	10.17				10.17	10.17
タンザニア	20.95	0.50	22.07	43.02	35.65	3.22	32.42	75.44	78.67
チャド	5.37	5.37	0.22	5.58				5.58	5.58
中央アフリカ	6.37	6.37	0.07	6.44				6.44	6.44
トーゴ	26.48		0.63	27.12				27.12	27.12
ナイジェリア	7.77	1.95	5.47	13.25				13.25	13.25
ナミビア	0.35		1.60	1.95		8.50	-8.50	-6.55	1.95
ニジェール	8.85	4.10	3.51	12.36				12.36	12.36
ブルキナファソ	9.48	1.00	6.34	15.82				15.82	15.82
ブルンジ	9.21	4.97	0.64	9.86				9.86	9.86
ベナン	9.10		5.16	14.26				14.26	14.26
ボツワナ	0.35		3.13	3.48	9.28	3.19	6.10	9.58	12.77
マダガスカル	12.09		10.38	22.47	19.86		19.86	42.34	42.34
マラウイ	10.64	1.30	10.35	20.99				20.99	20.99
マリ	5.17	2.00	1.30	6.47				6.47	6.47
南アフリカ	1.03		8.96	10.00		0.85	-0.85	9.14	10.00
南スーダン	26.80	19.11	5.57	32.37				32.37	32.37
モーリシャス	6.05		0.49	6.54	0.06	2.86	-2.80	3.74	6.60
モーリタニア	11.90	2.00	2.25	14.16				14.16	14.16
モザンビーク	40.02		18.96	58.98	84.89	0.93	83.96	142.94	143.87
リベリア	17.18		1.69	18.87				18.87	18.87
ルワンダ	13.19	2.30	12.76	25.96	11.79		11.79	37.75	37.75
レソト	3.05	0.30	0.42	3.48				3.48	3.48
サブサハラ・アフリカの複数国向け[*6]	42.52	34.56	16.03	58.55		8.18	-8.18	50.38	58.55
中南米	132.40	23.56	123.39	255.79	196.67	261.71	-65.05	190.74	452.46
	(108.68)	(23.56)	(123.39)	(232.07)	(196.67)	(261.71)	(-65.05)	(167.03)	(428.74)
アルゼンチン	0.26		3.85	4.11		15.61	-15.61	-11.50	4.11
アンティグア・バーブーダ	1.99		0.18	2.17				2.17	2.17
※ウルグアイ	0.30		0.93	1.23				1.23	1.23
エクアドル	2.65		4.46	7.11		6.74	-6.74	0.37	7.11
エルサルバドル	5.08		8.23	13.32	2.41	16.41	-14.00	-0.68	15.73
ガイアナ	0.27	0.09	1.40	1.66				1.66	1.66
キューバ	41.02	0.51	6.46	47.48				47.48	47.48
キューバ	(17.30)	(0.51)	(6.46)	(23.76)				(23.76)	(23.76)
グアテマラ	0.95	0.18	3.69	4.65	16.73	10.35	6.38	11.03	21.38
グレナダ	0.09		0.05	0.13				0.13	0.13
コスタリカ	3.15		2.99	6.14	42.60	16.65	25.95	32.09	48.74
コロンビア	2.76		6.63	9.38				9.38	9.38
ジャマイカ	1.04		3.05	4.09		10.09	-10.09	-6.01	4.09
スリナム	1.90		0.07	1.97				1.97	1.97
※セントクリストファー・ネービス			0.09	0.09				0.09	0.09
セントビンセント			0.31	0.31				0.31	0.31
セントルシア	0.28		1.55	1.83				1.83	1.83
※チリ	0.24		1.88	2.12		0.91	-0.91	1.20	2.12

（単位：百万ドル）

形態 / 国・地域名	政府開発援助（2018年）							合計（支出純額）	合計（支出総額）
	贈与				政府貸付等				
	無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力	計	貸付実行額（A）	回収額（B）	純額（A）－（B）		
ドミニカ共和国	0.57		4.70	5.27		3.97	-3.97	1.30	5.27
ドミニカ国	2.06		0.27	2.33				2.33	2.33
※トリニダード・トバゴ	0.21		0.02	0.23				0.23	0.23
ニカラグア	4.84		5.67	10.51	2.04		2.04	12.54	12.54
ハイチ	41.56	17.72	1.77	43.33				43.33	43.33
パナマ	0.21		7.24	7.44		9.48	-9.48	-2.03	7.44
※バハマ			0.05	0.05				0.05	0.05
パラグアイ	1.62		7.07	8.69	30.81	28.92	1.89	10.58	39.50
※バルバドス			0.03	0.03				0.03	0.03
ブラジル	1.14		16.11	17.25	50.47	80.79	-30.31	-13.06	67.73
ベネズエラ	0.25		0.49	0.74				0.74	0.74
ベリーズ			0.85	0.85				0.85	0.85
ペルー	1.53		6.94	8.47	50.41	61.78	-11.37	-2.89	58.89
ボリビア	0.96		8.03	8.99	0.21		0.21	9.20	9.20
ホンジュラス	10.25		5.45	15.70	0.73		0.73	16.42	16.42
メキシコ	0.14		7.33	7.46				7.46	7.46
中南米の複数国向け	5.07	5.07	5.59	10.66	0.26		0.26	10.92	10.92
大洋州	140.38	9.04	46.07	186.45	32.75	19.34	13.41	199.86	219.20
キリバス	20.46		1.20	21.66				21.66	21.66
クック諸島	2.07		0.04	2.11				2.11	2.11
サモア	24.72		3.32	28.04		1.80	-1.80	26.24	28.04
ソロモン諸島	18.66		5.51	24.18				24.18	24.18
ツバル	0.36		1.71	2.06				2.06	2.06
［トケラウ］			0.00	0.00				0.00	0.00
トンガ	11.46		2.07	13.54				13.54	13.54
ナウル	0.23		0.07	0.30				0.30	0.30
ニウエ	0.91		0.05	0.96				0.96	0.96
※［ニューカレドニア］			0.00	0.00				0.00	0.00
バヌアツ	0.92		4.25	5.16	7.92		7.92	13.09	13.09
パプアニューギニア	22.31	0.91	13.39	35.71	24.83	16.43	8.39	44.10	60.53
パラオ	12.84	0.07	1.99	14.82				14.82	14.82
フィジー	1.81	0.07	5.45	7.26		1.10	-1.10	6.16	7.26
※［フランス領ポリネシア］			0.00	0.00				0.00	0.00
マーシャル諸島	3.00		1.07	4.07				4.07	4.07
ミクロネシア連邦	12.33		2.15	14.49				14.49	14.49
大洋州の複数国向け	8.29	7.98	3.80	12.09				12.09	12.09
欧州	9.57	2.91	17.81	27.39	53.26	72.24	-18.98	8.40	80.65
アルバニア	0.08		0.84	0.92	5.22	6.38	-1.16	-0.24	6.13
ウクライナ	2.60	1.77	8.69	11.29	2.43	8.43	-6.00	5.29	13.72
北マケドニア	0.47		0.83	1.30		4.74	-4.74	-3.44	1.30
コソボ	1.85		2.61	4.46				4.46	4.46
セルビア	1.77	0.63	2.48	4.25	2.37	1.10	1.27	5.52	6.62
※ブルガリア						14.42	-14.42	-14.42	
ベラルーシ	0.59		0.08	0.67				0.67	0.67

（単位：百万ドル）

形態 / 国・地域名	政府開発援助（2018年）							合計（支出純額）	合計（支出総額）
	贈与				政府貸付等				
	無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力	計	貸付実行額（A）	回収額（B）	純額（A）－（B）		
ボスニア・ヘルツェゴビナ	0.69		0.55	1.25	43.17	1.22	41.95	43.20	44.42
モルドバ	0.77		0.36	1.13	0.07		0.07	1.21	1.21
モンテネグロ	0.24		0.04	0.28				0.28	0.28
※ルーマニア			0.00	0.00		30.59	-30.59	-30.59	0.00
欧州の複数国向け*7	0.50	0.50	0.94	1.44				1.44	1.44
複数地域にまたがる援助等	587.30	534.78	1,432.98	2,020.27				2,020.27	2,020.27
二国間政府開発援助計	2,639.75	1,315.96	2,651.71	5,291.46	8,006.18	7,237.03	769.15	6,060.61	13,297.64
	(2,616.03)	(1,315.96)	(2,651.71)	(5,267.74)	(8,006.18)	(7,237.03)	(769.15)	(6,036.89)	(13,273.93)

（注）
・※は卒業国・地域、［　］は地域名を示す。
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
・無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
・複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、各地域の複数の国にまたがる援助。
・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
・（　）内の値は債務救済を含まない金額。
・複数地域にまたがる援助等には、複数地域にまたがる調査団の派遣等、地域分類が不可能なものを含む。
・DAC諸国に対する供与額等は個別に掲載していないが、合計額には含まれる。

＊1 （ASEAN）は、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスを対象とした援助額の合計。
＊2 「東アジアの複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、ミャンマーを含む複数国向けの実績が含まれていない。
＊3 「南アジアの複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、アフガニスタンを含む複数国向け、およびミャンマーを含む複数国向けの実績が含まれている。
＊4 「アジアの複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、一部の中東地域を含む複数国向けの実績が含まれている。
＊5 「中東・北アフリカの複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、アフガニスタンを含む複数国向け、トルコを含む複数国向け、および北アフリカとサブサハラ・アフリカにまたがる複数国向けの実績が含まれていない。
＊6 「サブサハラ・アフリカの複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、一部北アフリカおよびサブサハラ・アフリカにまたがる複数国向けの実績が含まれている。
＊7 「欧州の複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、トルコを含む複数国向けの実績が含まれている。

(3) 二国間政府開発援助分野別配分（2018年）

2018年（暦年）　　（約束額ベース、単位：百万ドル）

分野＼形態	無償資金協力	技術協力	贈与計	政府貸付等	二国間ODA	構成比(%)
Ⅰ．社会インフラおよびサービス	1,073.77	624.72	1,698.50	1,344.11	3,042.61	15.77
1．教育	162.08	329.77	491.85	168.66	660.51	3.42
2．保健	305.10	71.51	376.61	162.41	539.02	2.79
3．人口政策およびリプロダクティブ・ヘルス	24.10	14.61	38.71	－	38.71	0.20
4．水と衛生（上下水道等）	179.81	78.45	258.26	877.22	1,135.48	5.88
5．政府と市民社会	360.86	61.79	422.65	－	422.65	2.19
6．その他社会インフラおよびサービス	41.82	68.59	110.41	135.82	246.24	1.28
Ⅱ．経済インフラおよびサービス	489.12	340.39	829.50	10,230.86	11,060.37	57.32
1．輸送および貯蔵	341.82	240.98	582.80	9,006.63	9,589.43	49.70
2．通信	3.26	15.70	18.96	－	18.96	0.10
3．エネルギー	89.81	51.78	141.59	1,224.24	1,365.83	7.08
4．銀行および金融サービス	52.54	18.42	70.96	－	70.96	0.37
5．ビジネス支援	1.68	13.50	15.19	－	15.19	0.08
Ⅲ．生産セクター	189.31	313.94	503.25	949.00	1,452.26	7.53
1．農林水産業	145.37	175.83	321.20	813.64	1,134.85	5.88
1） 農業	89.83	126.57	216.39	601.55	817.94	4.24
2） 林業	1.28	29.63	30.91	212.09	243.00	1.26
3） 漁業	54.26	19.64	73.90	－	73.90	0.38
2．工業・鉱業・建設業	37.09	89.27	126.36	135.36	261.72	1.36
1） 工業	35.28	81.54	116.82	135.36	252.18	1.31
2） 鉱物資源および鉱業	1.81	7.73	9.54	－	9.54	0.05
3） 建設業	－	－	－	－	－	－
3．貿易および観光	6.85	48.84	55.69	－	55.69	0.29
1） 貿易	6.30	39.54	45.83	－	45.83	0.24
2） 観光	0.55	9.31	9.86	－	9.86	0.05
Ⅳ．マルチセクター援助	366.87	607.82	974.69	－	974.69	5.05
1．環境保護（環境政策、生物多様性等）	22.31	26.23	48.54	－	48.54	0.25
2．その他マルチセクター（都市・地方開発等）	344.56	581.60	926.16	－	926.16	4.80
Ⅴ．商品援助／一般プログラム援助	128.66	－	128.66	300.00	428.66	2.22
1．一般財政支援	0.50	－	0.50	300.00	300.50	1.56
2．食糧援助	95.71	－	95.71	－	95.71	0.50
3．輸入支援	32.45	－	32.45	－	32.45	0.17
Ⅵ．債務救済*1	23.72	－	23.72	－	23.72	0.12
Ⅶ．人道支援（緊急食糧援助、復興、防災等）	566.00	5.33	571.33	－	571.33	2.96
Ⅷ．行政経費等	70.58	765.12	835.70	905.49	1,741.19	9.02
総　合　計	2,908.02	2,657.33	5,565.36	13,729.46	19,294.82	100.00

人間の基礎生活分野（BHN）	1,880.86	805.89	2,686.74	2,157.75	4,844.50	25.11

（注）
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
・卒業国向け援助を含む。
・人間の基礎生活分野（BHN）は上記の項目のうちⅠ．社会インフラ、Ⅲ．1農林水産業、Ⅴ．2食糧援助、Ⅶ．人道支援を加えたもの
BHN：Basic Human Needs / 人間の基礎生活分野（衣食住や教育など人間としての基本的な生活を営む上で最低限必要なもの）。
・本データはDAC_CRS統計の分類に基づく。

＊1 「Ⅵ．債務救済」は、既に供与した政府貸付等の返済条件等を変更するものであって新規に資金を供与するものではない。
なお、2018年の実績は商業上の債務の免除のみであり、債務繰延の実績はなし。

日本の政府開発援助をめぐる動き（2019年1月～2019年12月）

年月	日本の援助をめぐる主要な動き	年月	日本の援助に関連する国内外の重要な会合等
2019.1	●安倍総理大臣およびカガメ大統領立ち会いの下、ルワンダに対する無償資金協力「キガリ市ンゾベーノトラ間送水幹線強化計画」（供与限度額合計31億9,100万円）に関する交換公文の署名（於：東京） ●コートジボワールに対する無償資金協力「第二次日本・コートジボワール友好交差点改善計画」（供与限度額50億2,700万円）の交換公文の署名（於：アビジャン） ●イエメンにおける飢餓問題に対する国連世界食糧計画（WFP）を通じた緊急無償資金協力の決定	2019.1	●第3回日・国連食糧農業機関（FAO）年次戦略協議（於：ローマ）
2	●フィリピンに対する円借款「ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備計画」（供与限度額2億204万ドル）に関する交換公文の署名（於：ダバオ） ●パレスチナに対する無償資金協力「廃棄物管理に関する収集及び運搬の改善計画」（供与限度額17億8,500万円）に関する交換公文の署名（於：ラマッラ） ●パキスタンに対する無償資金協力3件「ハイバル・パフトゥンハー州のアフガン難民受入れ地区における栄養失調児及び妊婦・授乳婦への栄養支援計画」、「ハイバル・パフトゥンハー州部族地域における包摂的な生計手段を通じた安定化計画」および「パキスタン沿岸地域における津波及び地震対策強化計画」（供与限度額合計12億1,000万円）に関する交換公文の署名（於：イスラマバード） ●カンボジアに対する無償資金協力「港湾近代化のための電子情報処理システム整備計画」（供与限度額13億4,000万円）に関する交換公文の署名（於：プノンペン） ●カンボジアに対する円借款「トンレサップ西部流域灌漑施設改修計画（第二期）」（供与限度額35億9,900万円）に関する交換公文の署名（於：プノンペン） ●フィリピンに対する無償資金協力3件「バンサモロ地域社会経済インフラ緊急整備計画」、「上水供給用機材の整備による、安全な飲料水へのアクセス改善支援（経済社会開発計画）」および「鉄道訓練機材の整備による、鉄道事業サービスの質の改善支援（経済社会開発計画）」（供与限度額合計35億6,000万円）に関する交換公文の署名（於：大阪） ●ミャンマーに対する無償資金協力「ラカイン州、カチン州及びシャン州北部における人道状況への対応計画」3件および「ラカイン州における人道支援及び開発支援計画」2件、計5件（供与限度額合計37億円）に関する交換公文の署名（於：ネーピードー） ●イエメンにおける人道危機に対する総額約5,280万ドルの支援を表明（於：ジュネーブ） ●モーリタニアに対する無償資金協力「水産物衛生検査公社ヌアディブ検査・分析所建設計画」（供与限度額14億2,500万円）に関する交換公文の署名（於：ヌアクショット）	2	●第1回日・ミクロネシア3国会議（於：パラオ・コロール） ●日フィリピン経済協力インフラ合同委員会第7回会合（於：大阪） ●第7回アフリカ開発会議（TICAD7）官民円卓会議第2回会合（於：東京） ●イエメン人道危機に関するハイレベル・プレッジング会合（於：ジュネーブ） ●人間の安全保障25周年シンポジウム（於：ニューヨーク） ●ヨルダン支援会合（於：ロンドン）

年月	日本の援助をめぐる主要な動き	年月	日本の援助に関連する国内外の重要な会合等
3	●シリアおよびレバノンにおける人道危機に対する緊急無償資金協力の決定 ●スリランカに対する円借款「コロンボ都市交通システム整備計画（第一期）」（供与限度額300億4,000万円）に関する交換公文の署名（於：コロンボ） ●国連工業開発機関（UNIDO）と連携したエチオピア、ガボン、イラン、イラク、レバノン、リベリア、南スーダン、パレスチナおよびシリアにおける緊急人道・復興支援の決定 ●南スーダンに対する無償資金協力「ナイル架橋建設計画」（2013年1月署名済）の贈与限度額変更（81億3,400万円から112億2,900万円）に関する交換公文の署名（於：ジュバ） ●マラウイにおける洪水被害に対する緊急援助物資供与の決定 ●アフガニスタンにおける洪水被害に対する緊急援助物資供与の決定 ●キューバに対する無償資金協力「青年の島における電力供給改善計画」および「経済社会開発計画」2件（供与限度額合計34億4,200万円）に関する交換公文の署名（於：ハバナ） ●モザンビークにおけるサイクロン被害に対する緊急援助物資供与の決定 ●モザンビークにおけるサイクロン被害に対する国際緊急援助隊・専門チームおよび同医療チームの派遣の決定	3	●国連工業開発機関（UNIDO）と連携した緊急人道・復興支援に係るキックオフセレモニー（於：ウィーン） ●第1回TICAD7に関する外務省と市民ネットワークfor TICAD連携協議会（於：東京） ●第7回アフリカ開発会議（TICAD7）官民円卓会議第3回会合（於：東京） ●第5回国際女性会議WAW!／W20（於：東京） ●インド高速鉄道に関する第9回合同委員会（於：東京）
4	●ジンバブエにおけるサイクロン被害に対する緊急援助物資供与の決定 ●モザンビークにおけるサイクロン被害に対する国際緊急援助隊・医療チーム（二次隊）の派遣の決定 ●ナイジェリアに対する無償資金協力「ナイジェリア疾病予防センター診断能力強化計画」（供与限度額15億8,000万円）に関する交換公文の署名（於：アブジャ） ●ミャンマーに対する無償資金協力「航空機監視システム改良計画」および「農村地域における農業機械及び建設機材整備計画」2件（供与限度額合計32億7,200万円）に関する交換公文の署名（於：ネーピードー） ●イランにおける水害に対する緊急援助物資供与の決定 ●サイクロン・イダイの影響を受ける南部アフリカ3か国（モザンビーク、マラウイ、ジンバブエ）に対する緊急無償資金協力の決定 ●パキスタンに対する無償資金協力「パキスタン医科学研究所における母子保健センター及び小児病院の集中治療拡充計画」および「経済社会開発計画」2件（供与限度額合計55億2,000万円）に関する交換公文の署名（於：東京）	4	●G7外相会合（於：フランス・ディナール） ●国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）に関する閣僚級戦略対話（於：ストックホルム） ●国連経済社会理事会開発資金フォーラムにおけるサイドイベント「持続可能な開発のための革新的資金調達：規模とインパクト」（於：ニューヨーク）

年月	日本の援助をめぐる主要な動き	年月	日本の援助に関連する国内外の重要な会合等
5	●JICAとJAグループとの連携協定署名（於：東京） ●技術協力に関する日本国政府と東南アジア諸国連合との間の協定（日ASEAN技術協力協定）の署名（於：東京） ●タジキスタンに対する無償資金協力2件（供与限度額17億7,100万円）に関する交換公文の署名（於：ドゥシャンベ） ●インドネシアに対する円借款「ジャカルタ下水道整備計画（第6区）（フェーズ1）」（供与限度額309億8,000万円）に関する交換公文の署名（於：ジャカルタ） ●インドネシア中部スラウェシ州の地震・津波被害からの復興および防災のための無償資金協力（供与限度額合計50億8,900万円）に関する交換公文の署名（於：ジャカルタ） ●安倍総理大臣およびシェイク・ハシナ首相の立ち会いの下、バングラデシュに対する円借款4件「マタバリ港開発計画（第一期）」、「ダッカ都市交通整備計画（1号線）（第一期）」、「外国直接投資促進計画（第二期）」および「省エネルギー推進融資計画（フェーズ2）」（供与限度額合計1,326億5,900万円）に関する交換公文の署名（於：東京）	5	●G20農業大臣会合（於：新潟） ●第4回SDGsのためのSTIに関するマルチ・ステークホルダー・フォーラム（於：ニューヨーク） ●防災グローバルプラットフォーム（於：ジュネーブ） ●「中央アジア＋日本」対話・第7回外相会合（於：ドゥシャンベ） ●第2回TICAD7に関する外務省と市民ネットワークfor TICAD連携協議会（於：東京） ●持続可能な開発目標（SDGs）推進円卓会議第7回会合（於：東京） ●日中開発協力政策局長級協議（於：北京） ●国連アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）第75回総会閣僚級会合（於：バンコク） ●日越協力委員会第11回会合（於：東京）
6	●安倍総理大臣が日・イラン首脳会談において、イランにおける洪水被害に対する緊急無償資金協力の実施を表明（於：テヘラン） ●イラクに対する円借款「バスラ製油所改良計画（第二期）」（供与限度額1,100億円）に関する交換公文の署名（於：バグダッド） ●エジプトに対する無償資金協力「カイロ大学小児病院外来診療施設建設計画」（2015年12月署名済）の贈与限度額変更（15億6,000万円から19億8,300万円）に関する交換公文の署名（於：カイロ） ●ミャンマーに対する無償資金協力「日本ミャンマー・アウンサン職業訓練学校整備計画」（供与限度額27億2,600万円）の交換公文の署名（於：ネーピードー）	6	●第34回日ASEANフォーラム（於：ハノイ） ●第1回アフリカビジネス協議会会合（於：東京） ●G20財務大臣・中央銀行総裁会議（於：福岡） ●G20貿易・デジタル経済大臣会合（於：つくば） ●G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合（於：軽井沢） ●日フィリピン経済協力インフラ合同委員会第8回会合（於：フィリピン・クラーク） ●SDGs推進本部第7回会合（於：東京） ●G20大阪サミット（於：大阪）
7	●バングラデシュに対する無償資金協力「人材育成奨学計画」および「バングラデシュにおける全球測位衛星システム連続観測点高密化及び験潮所近代化計画」2件（供与限度額合計16億8,700万円）、および円借款「マタバリ超々臨界圧石炭火力発電計画（V）」（供与限度額1,431億2,700万円）に関する交換公文の署名（於：ダッカ） ●ギニアに対する無償資金協力「国道三号線スンバ橋架け替え計画」（供与限度額14億1,400万円）に関する交換公文の署名（於：コナクリ） ●キルギスに対する無償資金協力「人材育成奨学計画」および「タラス＝タラズ道路ウルマラル川橋梁架け替え計画」2件（供与限度額合計20億8,700万円）に関する交換公文の署名（於：ビシュケク） ●フィリピンに対する無償資金協力「メトロセブ水道区汚泥管理計画」（供与限度額20億5,200万円）に関する交換公文の署名（於：マニラ） ●コンゴ民主共和国東部におけるエボラ出血熱流行に対する緊急援助物資供与の決定 ●ヨルダンに対する無償資金協力「アカバ税関治安対策強化計画」（供与限度額17億300万円）に関する交換公文の署名（於：アンマン）	7	●第3回TICAD7に関する外務省と市民ネットワークfor TICAD連携協議会（於：東京） ●第7回貿易のための援助グローバル・レビュー会合（於：ジュネーブ） ●G7開発大臣会合およびG7教育大臣・開発大臣合同会合（於：パリ） ●第17回東アジア・フォーラム（於：小田原） ●SDGsの達成のための新たな資金を考える有識者懇談会第1回会合（於：東京） ●インド高速鉄道に関する第10回合同委員会（於：デリー） ●UNDP主催「SDGsアクションフォーラム」（於：東京）

年月	日本の援助をめぐる主要な動き	年月	日本の援助に関連する国内外の重要な会合等
8	●ウガンダに対する無償資金協力「カンパラ市交通管制改善計画」（供与限度額25億4,800万円）に関する交換公文の署名（於：カンパラ） ●ルワンダに対する円借款「農業変革を通じた栄養改善のための分野別政策借款」（供与限度額100億円）に関する交換公文の署名（於：キガリ） ●コンゴ民主共和国東部におけるエボラ出血熱流行に対する国際緊急援助隊・感染症対策チーム派遣の決定 ●タジキスタンに対する無償資金協力「ドゥシャンベ＝ボフタル道路におけるキジルカラ＝ボフタル間道路改修計画（詳細設計）」および同計画本体工事（供与限度額合計33億4,900万円）に関する交換公文の署名（於：ドゥシャンベ） ●コンゴ民主共和国東部におけるエボラ出血熱流行に対する緊急無償資金協力の決定 ●モザンビークに対する円借款「マプト・ガス複合式火力発電所整備計画」（供与限度額47億8,800万円）に関する交換公文の署名（於：マプト） ●技術協力及び青年海外協力隊の事業に関する日本国政府とシエラレオネ共和国政府との間の協定（日・シエラレオネ技術協力協定）の署名（於：フリータウン） ●サブサハラ・アフリカにおける日米エネルギー協力更新のための覚書の署名（於：横浜） ●マダガスカルに対する無償資金協力「国道二号線（アンタナナリボ＝トアマシナ間）におけるマングル橋及びアンツァパザナ橋改修計画」（供与限度額25億9,600万円）に関する交換公文の署名（於：横浜）	8	●ASEAN関連外相会議（於：バンコク） ●第12回日メコン外相会議（於：バンコク） ●G7ビアリッツ・サミット（於：フランス・ビアリッツ） ●第7回アフリカ開発会議（TICAD7）（於：横浜） ●Gaviワクチンアライアンスの第3次増資準備会合（於：横浜）
9	●バハマにおけるハリケーン・ドリアンによる被害に対する緊急援助物資供与の決定 ●ボリビアにおけるアマゾン森林火災に対する緊急援助物資供与の決定 ●スリランカに対するテロ・治安対策のための無償資金協力（供与限度額10億円）に関する交換公文の署名（於：コロンボ） ●ブラジルにおけるアマゾン森林火災に対する緊急援助物資供与の決定 ●ケニアに対する円借款2件「モンバサ経済特区開発計画（第一期）」、「モンバサゲートブリッジ建設計画（第一期）」（供与限度額合計848億9,000万円）および無償資金協力「ドンゴクンドゥ地域モンバサ経済特区におけるインフラ整備計画」（同60億円）に関する交換公文の署名（於：ナイロビ） ●コートジボワールに対する無償資金協力「大アビジャン圏母子保健サービス改善のためのココディ大学病院整備計画」（供与限度額41億6,300万円）に関する交換公文の署名（於：アビジャン） ●ジブチに対する無償資金協力「タジュラ湾海上輸送能力強化計画」（供与限度額40億8,100万円）に関する交換公文の署名（於：ジブチ）	9	●G20労働雇用大臣会合（於：松山） ●「SDGs実施指針」改定に向けたステークホルダー会議（於：東京） ●持続可能な開発目標（SDGs）推進円卓会議第8回会合（於：東京） ●「世界津波の日」2019高校生サミットin北海道（於：札幌） ●国連ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）ハイレベル会合（於：ニューヨーク） ●持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル第2回会合（於：ニューヨーク） ●国連事務総長主催気候アクションサミット（於：ニューヨーク） ●第74回国連総会一般討論（於：ニューヨーク） ●SDGサミット2019（於：ニューヨーク） ●グローバルフェスタJAPAN2019（於：東京） ●開発のための革新的資金調達リーディンググループ会合（於：ニューヨーク）

年月	日本の援助をめぐる主要な動き	年月	日本の援助に関連する国内外の重要な会合等
10	● サモアに対する無償資金協力「経済社会開発計画」（供与限度額25億円）に関する交換公文の署名（於：東京） ● カンボジアに対する無償資金協力「プノンペンにおける下水道整備計画」（供与限度額27億7,700万円）に関する交換公文の署名（於：プノンペン） ● 技術協力及び青年海外協力隊の事業に関する日本国政府とアンゴラ共和国政府との間の協定（日・アンゴラ技術協力協定）の署名（於：ルアンダ） ● ニジェールに対する無償資金協力「灌漑稲作振興のための農業水利整備公社機能強化計画」（供与限度額11億9,400万円）に関する交換公文の署名（於：ニアメ） ● ラオスに対する無償資金協力「ルアンパバーン市上水道拡張計画」（供与限度額19億2,200万円）に関する交換公文の署名（於：ビエンチャン） ● ドミニカにおける水産の建物及び機材整備のための無償資金協力（供与限度額10億7,200万円）に関する交換公文の署名（於：ロゾー）	10	● G20資源効率性対話・G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組フォローアップ会合（於：東京） ● 世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）第6次増資会合（於：リヨン） ● G20保健大臣会合（於：岡山） ● G20観光大臣会合（於：北海道倶知安町）
11	● 日タイ・パートナーシッププログラム（JTPP）（フェーズ3）の署名（於：バンコク） ● エチオピアに対する円借款「エチオピア総合運輸プログラム（フェーズ1）におけるジンマーチダ間及びソドーサウラ間道路改良計画（ジンマーチダ間）」（供与限度額96億5,500万円）に関する交換公文の署名（於：アディスアベバ） ● ジブチにおける豪雨および洪水被害に対する緊急援助物資供与および国際緊急援助隊・自衛隊部隊の派遣の決定 ● アルバニアにおける地震被害に対する緊急援助物資供与の決定 ● サモアにおける麻しんの流行に対する国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣の決定	11	● SUN（国連栄養取組拡大）グローバル・ギャザリング（於：カトマンズ） ● 日ASEAN首脳会議（於：バンコク） ● 第11回日・メコン地域諸国首脳会議（於：バンコク） ● 第4回TICAD7に関する外務省と市民ネットワークfor TICAD連携協議会（於：東京） ● G20外務大臣会合（於：名古屋） ● OECD開発委員会（DAC）開発協力対日相互レビュー訪日審査（於：東京） ● 対人地雷禁止条約第四回検討会議（於：オスロ） ● アフガニスタン・パキスタンの貿易促進に関するハイレベル会合（於：東京）

年月	日本の援助をめぐる主要な動き	年月	日本の援助に関連する国内外の重要な会合等
12	●カンボジアに対する無償資金協力「プルサット上水道拡張計画」（供与限度額24億500万円）に関する交換公文の署名（於：プノンペン） ●南スーダンに対する無償資金協力「ジュバ市水供給改善計画」（2012年6月署名済）の贈与限度額変更（供与限度額を44億200万円から58億7,200万円に変更）に関する交換公文の署名（於：ジュバ） ●シリア北東部における人道危機に対する緊急無償資金協力の決定 ●サモアにおける麻しんの流行に対する国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣（二次隊）の決定 ●エチオピアにおける無償資金協力「アディスアベバ市における道路維持管理機材整備計画」（供与限度額13億8,600万円）に関する交換公文の署名（於：アディスアベバ） ●モザンビークにおける無償資金協力「ザンベジア州中学校建設計画」（供与限度額22億8,300万円）および「ナカラ緊急発電所整備計画」（供与限度額40億8,400万円）に関する交換公文の署名（於：マプト） ●バヌアツに対する災害復興のための無償資金協力（供与限度額17億1,500万円）に関する交換公文の署名（於：ポートビラ） ●安倍総理大臣およびミルジヨーエフ・ウズベキスタン共和国大統領の立ち会いの下、ウズベキスタンに対する円借款3件「ナボイ火力発電所近代化計画（フェーズ2）」、「電力セクター能力強化計画（フェーズ2）」、「園芸作物バリューチェーン強化計画」（供与限度額合計1,878億9,000万円）に関する交換公文の署名（於：東京） ●パレスチナに対する国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）を通じた無償資金協力2件「西岸及びガザ地区パレスチナ難民キャンプにおける学校建設及び下水道網改善計画」および「食糧援助（UNRWA連携）」（供与限度額合計12億1,400万円）に関する交換公文の署名（於：ラマッラ） ●ラオスに対する防災・災害対応能力の強化に資する資機材の供与のための無償資金協力（供与限度額10億円）に関する書簡の交換（於：ビエンチャン） ●ジョージアにおけるJICA海外協力隊派遣取極の締結（於：トビリシ） ●フィジーに対する災害復旧支援のための円借款「災害復旧スタンド・バイ借款（供与限度額50億円）」に関する交換公文の署名（於：スバ）	12	●持続可能な開発目標（SDGs）推進円卓会議第9回会合（於：東京） ●第9回日フィリピン経済協力インフラ合同委員会（於：小田原） ●国連気候変動枠組条約第25回締約国会議（COP25）開催（於：マドリード） ●第1回グローバル難民フォーラム（於：ジュネーブ） ●SDGs推進本部第8回会合および第3回「ジャパンSDGsアワード」表彰式（於：東京）

開発協力大綱について

平成27年2月10日
閣　議　決　定

平成4年に閣議にて決定され、平成15年に改定された政府開発援助（ODA）大綱は、これまで我が国のODA政策の根幹をなしてきた。

ODA60周年を迎えた今、日本及び国際社会は大きな転換期にある。この新たな時代に、我が国は、平和国家としての歩みを引き続き堅持しつつ、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に一層積極的に貢献する国家として国際社会を力強く主導していかなくてはならない。また、国際社会が直面する課題の解決のために開発途上国と協働する対等なパートナーとしての役割を更に強化すべく、日本のODAは更なる進化を遂げるべき時を迎えている。

また、現在の国際社会では、多額の民間資金が開発途上国に流れ、企業や地方自治体、非政府組織（NGO）を始めとする様々な主体がグローバルな活動に携わり、開発途上国の開発課題の解決と持続的成長に重要な役割を果たしている。このような状況下にあって、我が国は、ODAのみならず、様々な力を結集して、開発課題に対処していかなくてはならない。

以上の認識に基づき、平成25年12月17日に閣議決定された国家安全保障戦略も踏まえつつ、次のとおり、ODA大綱を改定し、開発協力大綱を定めることとする。

なお、ここで言う「開発協力」とは、「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動」を指すものとする。また、狭義の「開発」のみならず、平和構築やガバナンス、基本的人権の推進、人道支援等も含め、「開発」を広くとらえることとする。

こうした開発協力は、我が国政府及び政府関係機関によるそれ以外の資金・活動（ODA以外の公的資金（OOF）、国際連合平和維持活動（PKO）等）や開発を目的とする又は開発に資する民間の資金・活動（企業や地方自治体、NGOを始めとする多様な主体による資金・活動）との連携を強化し、開発のための相乗効果を高めることが求められる。

開発協力大綱

― 平和、繁栄、そして、一人ひとりのより良き未来のために ―

現在の国際社会は、かつてないほどの世界のパワーバランスの変化及びグローバル化と技術革新の急速な進展による国際的な経済活動の拡大と、相互依存の深化並びに様々な非国家主体の影響力の増大といった大きな変化のただ中にある。こうした中、環境・気候変動問題、水問題、災害、食料危機・飢餓、エネルギー、感染症等の国境を越える問題や、国際テロ、国際組織犯罪、海賊等の国際社会の平和と安定に対する脅威はもちろん、脆弱国家における人道的課題や地域紛争、政治的不安定に至るまで、世界各地のあらゆるリスクが、我が国を含む世界全体の平和と安定及び繁栄に直接的な悪影響を及ぼし得る状況になっている。また、新興国・開発途上国の経済的重要性が高まり、これら諸国の経済成長が今後の世界経済の成長の行方を左右する中、新興国・開発途上国において、包摂的で持続可能で強靱な成長を実現することは、世界経済全体の安定的成長にとって不可欠なものとなっている。さらに、我が国自身の経済社会状況を踏まえれば、新興国・開発途上国を始めとする国際社会との協力関係を深化させ、その活力を取り込んでいくことが、我が国自身の持続的な繁栄にとって鍵となっている。こうした変化の中で、平和で安定し、繁栄した国際社会の構築は、我が国の国益とますます分かちがたく結びつくようになってきており、我が国が、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、開発途上国を含む国際

社会と協力して、世界が抱える課題の解決に取り組んでいくことは我が国の国益の確保にとって不可欠となっている。

また、世界が抱える開発課題も大きく変化している。新興国を筆頭に、多くの国で開発の進展が見られる一方、そうした国々においても、脆弱なガバナンス等に起因する政治経済的不安定や国内格差、持続可能性の問題、「中所得国の罠」等の課題が生じている。また、小島嶼国等においては、特別な脆弱性の問題を抱えている等、単純な所得水準のみでは計ることのできない開発課題が表面化している。また、国内紛争、政治的不安定や地理的、気候的諸条件等に起因する様々な脆弱性ゆえに成長から取り残されている国々では、人道支援に加え、脆弱性からの脱却のため、平和・安定や法の支配・ガバナンス、民主化といった安定的な開発の基盤を確保し、さらに開発の歯車を始動させることが喫緊の課題となっている。加えて、誰ひとり取り残されない、包摂的な開発を実現する観点から、開発のあらゆる段階において、女性を始めとする社会の多様な関係者の参画を確保することが重要な課題となっている。このように、世界が直面する課題は多様化・複雑化し、さらにグローバル化の進展とも相まって、国境を越えて広範化している。これらの困難な挑戦に直面している世界は、これまで以上に各国の知恵と行動を必要としている。

Ⅰ．理念

上記認識を踏まえ、我が国は、以下の理念にのっとり、「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動」である開発協力を推進する。

⑴ 開発協力の目的

全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する我が国は、コロンボ・プランに加盟した1954年以降一貫して、国際社会の平和と繁栄を希求し、政府開発援助（ODA）を中心とする開発協力を通じ、開発途上国の開発努力を後押しするとともに、地球規模課題の解決に取り組んできた。これは、国際社会の責任ある主要な国家として、国際社会の抱える課題の解決に真摯に取り組む、我が国の国としての在り方を体現するものである。我が国の長年にわたる地道で着実な歩みは、国際社会において高い評価と信頼を得るとともに、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で国際社会の平和と安定及び繁栄のため一層積極的な役割を果たすことを期待している。

加えて、我が国は、各種の課題を克服しつつ、世界でも類い希な高い経済成長と格差の小さい平和で安定した社会を実現し、アジアで最初の先進国となった。同時に、アジア諸国等に対し、日本の開発協力の理念及び経験・技術を活かした特色ある協力を行い、その成長を支えてきた。我が国はこうした歩みの中で、様々な成功や失敗を経験し、数多くの経験と知見、そして教訓を得てきた。また、我が国は高度経済成長期の体験だけでなく、人口減少や高齢化への対応、震災復興等、現在直面する課題からも、数多くの教訓を得ている。このような我が国が有する経験と知見、教訓は、世界が現在直面する開発課題の解決に役立つものであり、その活用に対する国際社会の期待も高い。

このような国際社会の期待を踏まえ、世界の責任ある主要国として、国際社会の抱える課題、とりわけ開発課題や人道問題への対処に、これまで以上に積極的に寄与し、国際社会を力強く主導していくことは、我が国に対する国際社会の信頼を確固たるものとする観点から大きな意義を有する。

現在の国際社会では、もはやどの国も一国のみでは自らの平和と繁栄を確保できなくなっている。そのような時代においては、開発途上国を含む国際社会と協力して世界の様々な課題の解決に積極的に取り組み、平和で安定し繁栄する国際社会の構築を実現するとともに、そうした取組を通じて、国際社会の様々な主体と強固かつ建設的な関係を構築していくという真摯な取組の中にこそ、我が国が豊かで平和な社会を引き続き発展させていく道がある。我が国がそうした外交を機動的に展開していく上で、開発協力は最も重要な手段の一つであり、「未来への投資」としての意義がある。以上の認識に基づき、我が国は、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として開発協力を推進する。こうした協力を通じて、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際

秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する。

その際、現在の国際社会では、民間企業、地方自治体、非政府組織（NGO）を始めとする多様な主体が、開発課題の解決、そして開発途上国の持続的成長にますます重要な役割を果たしていることを踏まえれば、ODAのみならず、多様な力を結集することが重要である。その意味で、ODAは、開発に資する様々な活動の中核として、多様な資金・主体と連携しつつ、様々な力を動員するための触媒、ひいては国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に資する様々な取組を推進するための原動力の一つとしての役割を果たしていく。

⑵ 基本方針

上記の目的のために行われる我が国の開発協力は、その長い歴史の中で我が国が培ってきた哲学を踏まえて、更にそれを発展させていくものであるべきである。この観点から、目指すべき方向性を以下の基本方針として定める。

ア　非軍事的協力による平和と繁栄への貢献

非軍事的協力によって、世界の平和と繁栄に貢献してきた我が国の開発協力は、戦後一貫して平和国家としての道を歩んできた我が国に最もふさわしい国際貢献の一つであり、国際社会の平和と繁栄を誠実に希求する我が国の在り方を体現するものとして国際社会の高い評価を得てきた。我が国は今後もこの方針を堅持し、開発協力の軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避するとの原則を遵守しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に積極的に貢献する。

イ　人間の安全保障の推進

個人の保護と能力強化により、恐怖と欠乏からの自由、そして、一人ひとりが幸福と尊厳を持って生存する権利を追求する人間の安全保障の考え方は、我が国の開発協力の根本にある指導理念である。この観点から、我が国の開発協力においては、人間一人ひとり、特に脆弱な立場に置かれやすい子ども、女性、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民族等に焦点を当て、その保護と能力強化を通じて、人間の安全保障の実現に向けた協力を行うとともに、相手国においてもこうした我が国の理念が理解され、浸透するように努め、国際社会における主流化を一層促進する。また、同じく人間中心のアプローチの観点から、女性の権利を含む基本的人権の促進に積極的に貢献する。

ウ　自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力

相手国の自主性、意思及び固有性を尊重しつつ、現場主義にのっとり、対話と協働により相手国に合ったものを共に創り上げていく精神、さらには共に学び合い、開発途上国と日本が相互に成長し発展する双方向の関係を築いていく姿勢は、開発途上国の自助努力を後押しし、将来における自立的発展を目指してきた日本の開発協力の良き伝統である。この観点から、引き続き、開発途上国自身の自発性と自助努力を重視するとともに、日本の経験と知見を活用しつつ、対話と協働を一層深化させ、当該国の自立的発展に向けた協力を行う。その際、人づくりや経済社会インフラ整備、法・制度構築等、自助努力や自立的発展の基礎の構築を重視する。さらに、相手国からの要請を待つだけでなく、相手国の開発政策や開発計画、制度を十分踏まえた上で我が国から積極的に提案を行うことも含め、当該国の政府や地域機関を含む様々な主体との対話・協働を重視する。

Ⅱ．重点政策

⑴ 重点課題

我が国は、上記の理念にのっとり、多様化・複雑化・広範化する開発課題に対処し、国際社会の平和と安定及び繁栄を実現するため、課題間の相互関連性にも留意しつつ、以下を重点課題として、開発協力を推進していく。

ア　「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

世界には、いまだに多数の貧困層が存在しており、世界における貧困削減、とりわけ絶対的貧困の撲滅は、もっとも基本的な開発課題である。特に様々な理由で発展の端緒をつかめない脆弱国、脆弱な状況に置かれた人々に対しては、人道的観点からの支援、そして、発展に向けた歯車を始動させ、脆弱性からの脱却を実現するための支援を行うことが重要である。

同時に、貧困問題を持続可能な形で解決するためには開発途上国の自立的発展に向けた、人づくり、インフラ整備、法・制度構築、そしてこれらによる民間部門の成長等を通じた経済成長の実現が不可欠である。ただし、一定の経済成長を遂げた国々の中にも、格差の拡大や持続可能性の問題、社会開発の遅れ、政治経済的不安定等の課題に直面する国々があることに鑑みれば、その成長は単なる量的な経済成長ではなく、成長の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとり取り残されないという意味で「包摂的」であり、環境との調和への配慮や経済社会の持続的成長・地球温暖化対策の観点を含め世代を超えて「持続可能」であり、経済危機や自然災害を含む様々なショックへの耐性及び回復力に富んだ「強靱性」を兼ね備えた「質の高い成長」である必要がある。これらは、我が国が戦後の歩みの中で実現に努めてきた課題でもあり、我が国は自らの経験や知見、教訓及び技術を活かし、「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現すべく支援を行う。

これらの観点から、インフラ、金融、貿易・投資環境整備等の産業基盤整備及び産業育成、持続可能な都市、情報通信技術（ICT）や先端技術の導入、科学技術・イノベーション促進、研究開発、経済政策、職業訓練・産業人材育成、雇用創出、フード・バリューチェーンの構築を含む農林水産業の育成等、経済成長の基礎及び原動力を確保するために必要な支援を行う。同時に、人間開発、社会開発の重要性に十分に留意し、保健医療、安全な水・衛生、食料・栄養、万人のための質の高い教育、格差是正、女性の能力強化、精神的な豊かさをもたらす文化・スポーツ等、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発を推進するために必要な支援を行う。

イ　普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

「質の高い成長」による安定的発展を実現するためには、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、社会が公正かつ安定的に運営されることが不可欠である。我が国はそうした発展の前提となる基盤を強化する観点から、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や平和で安定し、安全な社会の実現のための支援を行う。

法の支配の確立、グッドガバナンスの実現、民主化の促進・定着、女性の権利を含む基本的人権の尊重等は、効果的・効率的かつ安定した経済社会活動の基礎をなし、経済社会開発を支えるものであると同時に、格差の是正を始め、公正で包摂的な社会を実現するための鍵である。この観点から、実定法の整備や法曹、矯正・更生保護を含む司法関係者の育成等の法制度整備支援、経済社会制度整備支援、公務員の人材育成、不正腐敗対策を含む行政能力向上支援等のガバナンス支援、選挙制度等の民主的政治体制構築支援、メディア支援や民主化教育等の民主化支援等、必要な支援を行う。

また、平和と安定、安全の確保は、国づくり及び開発の前提条件である。この観点から、貧困を含め紛争や不安定の様々な要因に包括的に対処するとともに、紛争予防や紛争下の緊急人道支援、紛争終結促進、紛争後の緊急人道支援から復旧復興・開発支援までの切れ目のない平和構築支援を行う。その際、難民・避難民支援等の人道支援、女性や社会的弱者の保護と参画、社会・人的資本の復興、政府と市民の信頼関係に基づく統治機能の回復、地雷・不発弾除去や小型武器回収、治安の回復等、必要な支援を行う。また、自然災害等の緊急事態に際しては、中長期的な復旧・復興を視野に入れた迅速な支援を行う。さらに、安定・安全への脅威は、経済社会発展の阻害要因となることに鑑み、海上保安能力を含む法執行機関の能力強化、テロ対策や麻薬取引、人身取引対策等の国際組織犯罪対策を含む治安維持能力強化、海洋・宇宙空間・サイバー空間といった国際公共財に関わる開発途上国の能力強化等、必要な支援を行う。

ウ　地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

国境を越えて人類が共通して直面する環境・気候変動、水問題、大規模自然災害、感染症、食料問題、エネル

ギー等の地球規模課題は開発途上国のみならず国際社会全体に大きな影響を与え、多くの人々に被害をもたらすものであり、特に貧困層等、脆弱な立場に置かれた者により深刻な影響をもたらす傾向にある。

こうした地球規模課題は一国のみでは解決し得ない問題であり、地域、さらには国際社会が一致して取り組む必要がある。我が国は、ミレニアム開発目標（MDGs）・ポスト2015年開発アジェンダといった国際開発目標とそれをめぐる議論を十分に踏まえ、国際的な目標や指針作りへの関与及び策定された国際開発目標の達成に向けた積極的な取組を含め、地球規模課題に率先して取り組む。こうした取組を通じ、国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会を構築することを目指す。

この観点から、低炭素社会の構築及び気候変動の悪影響に対する適応を含む気候変動対策、感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの推進、防災の主流化、防災対策・災害復旧対応、生物多様性の保全並びに森林、農地及び海洋における資源の持続可能な利用、健全な水循環の推進、環境管理等の環境分野での取組、高齢化を含む人口問題への対応、食料安全保障及び栄養、持続可能な形での資源・エネルギーへのアクセスの確保、情報格差の解消等に取り組む。

⑵ 地域別重点方針

現在の国際社会における開発課題の多様化・複雑化・広範化、グローバル化の進展等に鑑みれば、世界全体を見渡しつつ、世界各地域に対し、その必要性と特性に応じた協力を行っていく必要がある。ついては、以下の各地域に対する重点方針を踏まえ、刻一刻と変化する情勢に柔軟に対応しながら、重点化を図りつつ、戦略的、効果的かつ機動的に協力を行っていく。その際、近年、地域共同体構築を始めとする地域統合の動き、国境を越える問題等への地域レベルでの取組、広域開発の取組、地域横断的な連結性強化の取組、地域間の連結性等が重要な意義を有するようになっていることを踏まえた協力を行っていく。また、開発の進展が見られても、いわゆる「中所得国の罠」といった持続的経済成長を妨げる課題や防災、感染症、環境・気候変動等の地球規模課題を始めとする様々な開発課題を抱える国々や、一人当たり所得が一定の水準にあっても小島嶼国等の特別な脆弱性を抱える国々等に対しては、各国の開発ニーズの実態や負担能力に応じて必要な協力を行っていく。

アジア地域については、日本と緊密な関係を有し、日本の安全と繁栄にとり重要な地域であることを踏まえた協力を行う。

特に、東南アジア諸国連合（ASEAN）地域については、連結性の強化を含むハード・ソフト両面のインフラ整備支援、域内及び各国内の格差是正を柱として、共同体構築及びASEAN全体としての包括的かつ持続的な発展を支援する。とりわけ、メコン地域への支援を強化するとともに、一定の経済成長を遂げた国々についても、「中所得国の罠」に陥ることのないよう、生産性向上や技術革新を促す人材育成等の支援を継続する。同時に、防災対策や災害対処能力の向上、安定した経済社会活動の基盤となる法の支配促進等のための支援を重視する。また、ASEANが一体となって取り組む課題の解決のため、地域機関としてのASEANとの連携を推進する。

さらに、南アジアについては、同地域の安定と同地域が有する様々な潜在力の発現に向け、インフラの整備やアジア域内を含めた連結性の強化を始めとする貿易・投資環境の整備等、成長を通じた経済発展の基盤を構築するための協力を行うとともに、保健、衛生、教育等の基礎生活分野の支援、貧富の格差を和らげるための経済社会インフラ整備支援等を行う。

中央アジア・コーカサス地域については、域内の格差にも留意しつつ、隣接地域を含めた長期的な安定と持続可能な発展のための国づくりと地域協力を支援する。

アフリカについては、貿易・投資及び消費の拡大を軸に近年目覚ましい発展を遂げるアフリカの成長を我が国とアフリカ双方の更なる発展に結びつけられるよう、アフリカ開発会議（TICAD）プロセス等を通じて、官民一体となった支援を行っていく。また、特にアフリカで進む準地域レベルでの地域開発及び地域統合の取組に留意する。一方、依然として紛争が頻発する国々や深刻な開発課題が山積する国々が存在することを踏まえ、引き続き人間の安全保障の視点に立って、平和構築と脆弱な国家への支援に積極的に取り組み、平和と安定の確立・定着及び深刻な開発課題の解決に向けて、必要な支援を行う。

中東については、日本のみならず国際社会全体にとって、平和と安定及びエネルギーの安定供給の観点から重

要な地域であり、平和構築、格差是正、人材育成等の課題に対する協力を行い、同地域の平和と安定化に積極的に貢献し、我が国と中東地域諸国の共生・共栄に向け支援を行っていく。

中・東欧については、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を共有する欧州への統合に向けた歩みを支持し、このために必要な支援を行っていく。

中南米については、貿易・投資等を通じた経済発展を一層促進していくための環境整備を支援するとともに、大きな発展を遂げている国においても国内格差が存在すること等を踏まえ、必要な協力を行う。また、日系社会の存在が我が国との強い絆となっていることに留意する。

大洋州、カリブ諸国を始めとする小島嶼国については、多くの国・地域が小島嶼国ならではの脆弱性を抱えており、また、気候変動による海面上昇や自然災害による被害、水不足等、地球規模の環境問題の影響への対応が課題となっていることを踏まえ、小島嶼国の特殊性を勘案し、開発ニーズに即した支援を行う。

Ⅲ．実施

⑴ 実施上の原則

開発協力の実施に際しては、前述の理念の実現と重点政策推進にとって最大限の効果が得られるよう、開発効果向上等の国際的な議論も踏まえつつ、効果的・効率的な開発協力推進に努めるとともに、当該国・社会に与える影響や協力の適正性確保等に十分な配慮を行うことが必要である。この観点から、以下の諸点を実施上の原則として開発協力を行う。

ア　効果的・効率的な開発協力推進のための原則

㋐　戦略性の強化

我が国の開発協力の効果を最大化するためには、政府・実施機関が一体となり、様々な関係主体とも連携しつつ、我が国の有する様々な資源を結集して、開発協力の政策立案、実施、評価のサイクルに一貫して取り組むという戦略性を確保することが重要である。

政策立案に際しては、開発協力が刻々と変化する国際情勢を踏まえた戦略的かつ機動的対応が要求される外交政策の最も重要な手段の一つであることを十分認識する必要がある。この観点から、開発途上国を始めとする国際社会の状況、開発途上国自身の開発政策や開発計画及び支援対象となる国や課題の我が国にとっての戦略的重要性を十分踏まえ、必要な重点化を図りつつ、我が国の外交政策に基づいた戦略的かつ効果的な開発協力方針の策定・目標設定を行う。また、開発協力方針の明確化のため、本大綱の下に、課題別政策、地域別政策、国別政策等を位置付ける。

開発協力の実施に際しては、政府及び政府関係機関が有する資源を最大限に活用すべく、ODAとODA以外の資金・協力との連携を図ることで相乗効果を高める。また、外交政策上の観点及び開発協力の効果・効率性の向上のため、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を有機的に組み合わせるとともに、迅速性の向上や協力のための諸制度の改善、柔軟な運用に努める。

評価については、協力の効果・効率性の向上に加え、国民への説明責任を果たす観点からも重要であることを踏まえ、政策や事業レベルでの評価を行い、評価結果を政策決定過程や事業実施に適切にフィードバックする。その際、成果を重視しつつも、対象の特殊性やそれぞれの事情を考慮した上で評価を行う。また、外交的視点からの評価の実施にも努める。

㋑　日本の持つ強みを活かした協力

高度成長や急速な人口動態の変化を経験し、様々な課題を乗り越えつつ、今日まで歩みを進めてきた我が国は、その過程の中で、人材、知見、先端技術を含む優れた技術及び制度を培ってきた。これらを活用することは、開発途上国が今日及び将来直面する同様の課題への対処にとって有用であり、我が国に対する期待も大きい。我が国の開発協力の実施に当たっては、民間部門を始め様々な主体からの提案を積極的に取り入れるとともに、大学・研究機関等と連携することにより教育・学術研究の知見を活用し、それぞれの潜在能力の発掘に

も努める。また、インフラ建設等のハード面の支援のみならず、その運営管理等のシステム、人づくりや制度づくり等のソフト面の支援を総合的に行うことにより、日本の経験と知見をより積極的に活用していく。加えて、日本の価値観や職業文化等日本らしさに対する国際社会の高い評価も踏まえ、日本語を含む日本のソフトパワーの活用にも留意する。

(ウ) 国際的な議論への積極的貢献

これまでの我が国の開発協力において得られた経験と知見を中心に整理した上で、我が国の開発協力政策の対外発信に努めるとともに、これが国際的な開発協力の理念・潮流の形成過程において充分に反映されるよう、国際連合、国際金融機関、経済協力開発機構（OECD）（その中の開発援助委員会（DAC））、その他の国際的枠組みにおける議論に積極的に参加・貢献していく。

イ　開発協力の適正性確保のための原則

開発協力政策や個別の事業の適正性確保、また当該国・社会に与える様々な影響への配慮の観点から、以下の原則を常に踏まえた上で、当該国の開発需要及び経済社会状況、二国間関係等を総合的に判断の上、開発協力を実施する。

(ア) 民主化の定着、法の支配及び基本的人権の保障に係る状況

開発途上国の民主化の定着、法の支配及び基本的人権の尊重を促進する観点から、当該国における民主化、法の支配及び基本的人権の保障をめぐる状況に十分注意を払う。

(イ) 軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避

開発協力の実施に当たっては、軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する。民生目的、災害救助等非軍事目的の開発協力に相手国の軍又は軍籍を有する者が関係する場合には、その実質的意義に着目し、個別具体的に検討する。

(ウ) 軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発製造、武器の輸出入等の状況

テロや大量破壊兵器の拡散を防止する等、国際社会の平和と安定を維持・強化するとともに、開発途上国はその国内資源を自国の経済社会開発のために適正かつ優先的に配分すべきであるとの観点から、当該国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入等の動向に十分注意を払う。

(エ) 開発に伴う環境・気候変動への影響

環境と開発を両立させ、持続可能な開発を実現するため、開発に伴う様々な環境への影響や気候変動対策に十分注意を払い、環境に十分配慮した開発協力を行う。

(オ) 公正性の確保・社会的弱者への配慮

格差是正、子ども、障害者、高齢者、少数民族・先住民族等の社会的弱者への配慮等の観点から、社会面への影響に十分注意を払い、あらゆる場面における多様な関係者の参画に努めつつ、公正性の確保に十分配慮した開発協力を行う。

(カ) 女性の参画の促進

男女平等、開発の担い手としての女性の活躍推進等の観点から、女性がさらされやすい脆弱性と女性特有のニーズに配慮しつつ、開発協力のあらゆる段階における女性の参画を促進し、また、女性が公正に開発の恩恵を受けられるよう、一層積極的に取り組む。

㈧　不正腐敗の防止

開発協力の実施においては、不正腐敗を防止することが必要である。受注企業の法令遵守体制構築に資する措置を講じつつ、相手国と連携し、相手国のガバナンス強化を含め、不正腐敗を防止するための環境を共に醸成していく。この観点からも、案件実施に当たっては、適正手続を確保し、実施プロセスにおける透明性の確保に努める。

㈨　開発協力関係者の安全配慮

開発協力に携わる人員の安全を確保する観点から、安全管理能力強化、治安情報の収集及び安全対策の実施、工事施工時の関係者の安全確保に十分注意を払う。特に、平和構築に係る支援等、政情・治安が不安定な地域での支援に際しては、十分な安全対策や体制整備を行う。

⑵ 実施体制

国際社会において開発課題が多様化・複雑化・広範化し、開発に携わる主体や開発に関係する資金が多様化していることを踏まえ、政府・実施機関の実施体制整備、各種の連携強化及び開発協力の持続的実施のための基盤の強化に努めていく。

ア　政府・実施機関の実施体制整備

我が国の開発協力を進めるに当たっては、開発協力政策の企画・立案の調整を担う外務省を中核とした関係府省庁間の連携を強化する。また、政策の企画・立案を行う政府とその実施を担う独立行政法人国際協力機構（JICA）との間の緊密な連携を図るとともに、それぞれの役割、責任分担を明確にしつつ、各々の能力・体制整備・制度改善に一層努める。特に、我が国開発協力の競争力を高めるため、機動性、専門性、知の蓄積、調査・研究能力、在外機能等の強化、人材育成、緊急人道支援体制の整備等に取り組む。また、企業、NGO、自治体、大学・研究機関、国民等との結節点としてJICAの国内拠点が果たす役割にも留意する。

イ　連携の強化

現在の国際社会では、開発途上国の開発にとって、政府以外の多様な主体がますます重要な役割を果たすようになっていることを踏まえ、政府・政府関係機関による開発協力の実施に当たっては、JICAとその他の公的資金を扱う機関（株式会社国際協力銀行（JBIC）、独立行政法人日本貿易保険（NEXI）、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）等）との間の連携を強化するとともに、民間部門を含む多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する。

㈠　官民連携、自治体連携

開発途上国の開発推進にとって、ODAを始めとする公的資金は引き続き重要な役割を担うが、開発途上国への民間資金の流入が公的資金を大きく凌いでいる現状を踏まえれば、民間部門の活動が開発途上国の経済成長を促す大きな原動力となっていることを十分考慮する必要がある。また、アジアにおいては、開発協力によってハード・ソフトの基礎インフラを整備したことで投資環境が改善し、また、開発協力が触媒的役割を果たすことにより、民間企業の投資を促し、それが当該国の成長と貧困削減につながっている。この過程を通じて、アジアが我が国民間企業の重要な市場、投資先として成長し、日本経済にとって極めて重要な存在となったという事実を再認識することも重要である。さらに、我が国の地方自治体が有する独自の経験や知見が、開発途上国の抱える課題の解決にとって重要な役割を果たすようになっている。

以上を踏まえ、民間部門や地方自治体の資源を取り込むとともに、民間部門主導の成長を促進することで開発途上国の経済発展を一層力強くかつ効果的に推進し、またそのことが日本経済の力強い成長にもつながるよう、官民連携、自治体連携による開発協力を推進する。具体的には、我が国の中小企業を含む企業や地方自治体、大学・研究機関等との連携を強化し、人づくり、法・制度構築、インフラシステム整備等、貿易・投資促

進のための環境整備を始めとした取組を計画策定から事業実施まで一貫して進める。

なお、官民連携の推進に当たっては、我が国の開発協力が、民間部門が自らの優れた技術・ノウハウや豊富な資金を開発途上国の課題解決に役立てつつ、経済活動を拡大するための触媒としての機能を果たすよう努める。また、開発協力と共に実施される民間投資が相手国の「質の高い成長」につながるよう、上述の我が国開発協力の重点政策を十分に踏まえ、包摂性、持続可能性、強靱性、能力構築の促進等を確保するよう留意する。

㈠ 緊急人道支援、国際平和協力における連携

災害が激甚化・頻発化する中において、防災・減災大国である我が国の貢献の余地は大きい。災害救援等の緊急人道支援の効果的実施のため、国際機関やNGOを含め、この分野の知見を有する様々な主体との連携を強化する。

また、国際平和協力においてもその効果を最大化するため、国際連合平和維持活動（PKO）等の国際平和協力活動との連携推進に引き続き取り組む。

㈡ 国際機関、地域機関等との連携

独自の専門性、中立性、幅広いネットワークを有する国際機関は、二国間協力ではアクセス困難な分野・地域への協力やその独自性を活かした効果的・効率的な協力を行うことができる。また、二国間協力と組み合わせることで相乗効果が期待できる。これらを踏まえ、人道支援、平和構築やガバナンス、地球規模課題への取組を始めとして引き続き国際機関と積極的に連携する。また、国際機関は、国際的な開発協力の理念と潮流を形成する役割も担うことから、責任ある国際社会の一員として、国際的な規範の形成を主導する上でも、国際機関及び国際社会における我が国の発言力・プレゼンスの強化を図る。さらに、各国際機関との政策協議を定期的に実施し、政策調整を行っていくことで、二国間協力との相乗効果を実現するよう努める。また、国際機関を通じた開発協力の効果や評価については、国民への説明責任の確保に特に留意する。

また、地域統合の動きや地域レベルでの広域的取組の重要性を踏まえ、地域機関・準地域機関との連携を強化する。

㈢ 他ドナー・新興国等との連携

我が国と同様、他ドナーには長年の開発協力で培われた経験と知見が蓄積されており、開発効果をより向上させるためには、ドナー間の連携を強化し、協調・協働することが必要である。この観点から、我が国は、外交的観点も踏まえながら、引き続き他ドナーとの開発協力における協調を推進し、開発協力の効果の一層の向上を目指していく。

また、開発協力の実施に当たっては、我が国の長年の協力により相手国に蓄積されたノウハウや人的資源、人材ネットワーク等を有効に活用することが重要である。新興国を始めとする諸国と連携した三角協力は、これらを有効に活用した協力として、国際社会からも高い評価を得ているところ、引き続きこの取組を継続していく。

㈣ 市民社会との連携

開発現場の多様な考え方、ニーズをきめ細かに把握し、状況に応じて迅速に対応できる国内外のNGO/市民社会組織（CSO）、民間財団等との連携は、協力効果の向上及び当該国の公正で安定的な発展にとって重要である。このことを踏まえ、開発協力における参加・協働の強化を含め、NGO/CSOとの連携を戦略的に強化する。そのためにも、我が国のNGO/CSOの優れた開発協力事業や能力向上を支援するとともに、外務省・JICAにおいては、社会開発分野の人材育成、体制整備に取り組む。

また、JICAボランティアの積極的活用も含め、担い手の裾野を拡大する観点からも開発協力への国民各層の広範な参加及び開発協力参加者の知見の社会還元を促進する。その観点から、国民に対する十分な情報提供を行うとともに、開発協力に関する提案を始めとする国民各層からの意見に耳を傾ける。

ウ　実施基盤の強化

開発協力が上記の理念の実現と重点政策推進のために必要な役割を果たすためには、資金的・人的資源等、持続的に開発協力を実施するための基盤を強化する必要がある。対国民総所得（GNI）比でODAの量を0.7％とする国際的目標を念頭に置くとともに、我が国の極めて厳しい財政状況も十分踏まえつつ、開発協力の実施基盤の強化のため必要な努力を行う。

⑺　情報公開、国民及び国際社会の理解促進

開発協力は、国民の税金を原資としている。したがって、開発協力に必要な資金を確保し、持続的に開発協力を実施していくためには、国民の理解と支持を得ることが不可欠である。この観点から、開発協力に係る効果的な国内広報の積極的な実施に努め、国民に対して、開発協力の実施状況や評価等に関する情報を幅広く、迅速に十分な透明性をもって公開するとともに、政策、意義、成果、国際社会からの評価等を国民に分かりやすい形で丁寧に説明する。また、開発途上国を含めた国際社会において、日本の開発協力とその成果の認知度・理解度を高めることも重要であり、そのための海外広報にも積極的に取り組む。

⑴　開発教育の推進

学校教育を始めとする様々な場を通じて、世界が直面する様々な開発課題の様相及び我が国との関係を知り、それを自らの問題として捉え、主体的に考える力、また、その根本的解決に向けた取組に参加する力を養うため、開発教育を推進する。

⑼　開発協力人材・知的基盤の強化

開発課題が多様化する中、開発協力に関わる人材育成は引き続き重要な課題である。特に、法の支配、ガバナンス、金融、ICT等の分野での開発協力を推進していく上では、それを担う人材の育成・確保等による協力体制の整備が必要である。これを踏まえ、産官学が一体となり、外務省・JICA以外にも、コンサルタント、研究者、大学や学生、民間企業、NGO／CSO等における専門性を持った国際人材の育成を促進するとともに、このような人材が国内外において活躍できる機会の拡大、制度・体制整備に努める。

また、日本が持つ強みを活かして、国際的な開発協力の理念・潮流の形成を積極的に主導していくためにも、日本と開発途上国側の関係者間での政策研究や知的ネットワーク形成を図る等、大学・研究機関等と連携しつつ、開発協力を立案・発信するための研究能力等知的基盤の強化に努める。

⑶ 開発協力大綱の実施状況に関する報告

開発協力大綱の実施状況については、毎年閣議報告される「開発協力白書」において明らかにする。

平成27年2月10日
閣　議　決　定

略語一覧

A

ABE Initiative African Business Education Initiative for Youth
アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABEイニシアティブ）

ADB Asian Development Bank
アジア開発銀行

ADF Asian Development Fund
アジア開発基金

AfDB African Development Bank
アフリカ開発銀行

AfDF African Development Fund
アフリカ開発基金

AfT Aid for Trade
貿易のための援助

AHA Centre ASEAN Coordinating Centre for Humanitarian Assistance on disaster management
ASEAN防災人道支援調整センター

AI Artificial Intelligence
人工知能

AIM2020 ASEAN ICT Masterplan 2020
ASEAN ICT マスタープラン2020

AIT Asian Institute of Technology
アジア工科大学

AJCCBC ASEAN-Japan Cybersecurity Capacity Building Centre
日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター

AMED Japan Agency for Medical Research and Development
日本医療研究開発機構

AMIS Agricultural Market Information System
農業市場情報システム

AMR anti-microbial resistance
薬剤耐性

AOIP ASEAN Outlook on the Indo-Pacific
インド太平洋に関するASEANアウトルック

APEC Asia-Pacific Economic Cooperation
アジア太平洋経済協力

APT Asia-Pacific Telecommunity
アジア・太平洋電気通信共同体

APTERR ASEAN Plus Three Emergency Rice Reserve
東南アジア諸国連合及び協力3箇国における緊急事態のための米の備蓄制度に関する協定

ASEAN Association of Southeast Asian Nations
東南アジア諸国連合

ASEM Asia-Europe Meeting
アジア欧州会合

ASF African swine fever
アフリカ豚熱

AU African Union
アフリカ連合

AUC African Union Commission
アフリカ連合委員会

AUN/SEED-Net ASEAN University Network/ Southeast Asia Engineering Education Development Network
アセアン工学系高等教育ネットワーク

B

BEPS Base Erosion and Profit Shifting
税源浸食と利益移転

BHN Basic Human Needs
基礎生活分野

BIG-B Bay of Bengal Industrial Growth Belt
ベンガル湾産業成長地帯

BOP Base of the Economic Pyramid
開発途上国・地域の低所得階層

C

CAADP Comprehensive Africa Agriculture Development Programme
包括的アフリカ農業開発プログラム

CARD Coalition for African Rice Development
アフリカ稲作振興のための共同体

CARICOM Caribbean Community
カリブ共同体

CEAPAD Conference on the Cooperation among East Asian Countries for Palestinian Development
パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合

CFE Contingency Fund for Emergencies
緊急対応基金

CFS Committee on World Food Security
世界食料安全保障委員会

CFS-RAI Principles for Responsible Investment in Agriculture and Food Systems
農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則

CGIAR Consultative Group on International Agricultural Research
国際農業研究協議グループ

CMAC Cambodian Mine Action Centre
カンボジア地雷対策センター

CoC Continuum of Care
時間的に継続したケア

COP Conference of Parties
締約国会議

CPADD Centre de Perfectionnement aux Actions post-conflictuelles de Déminage et de Dépollution
地雷・不発弾処理訓練センター

CSO Civil Society Organization
市民社会組織

D

DAC Development Assistance Committee
経済協力開発機構開発援助委員会

DDR Disarmament, Demobilization and Reintegration
元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰

E

EBF Equity Back Finance
エクイティバックファイナンス

EBRD European Bank for Reconstruction and Development
欧州復興開発銀行

EEZ Exclusive Economic Zone
排他的経済水域

EFA Education for All
万人のための教育

EITI Extractive Industries Transparency Initiative
採取産業透明性イニシアティブ

E-JUST Egypt-Japan University of Science and Technology
エジプト・日本科学技術大学

E/N Exchange of Notes
交換公文

EPA Economic Partnership Agreement
経済連携協定

EPSA Enhanced Private Sector Assistance for Africa
アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ

ERIA Economic Research Institute for ASEAN and East Asia
東アジア・ASEAN経済研究センター

ESD Education for Sustainable Development
持続可能な開発のための教育

ESD for 2030 Education for Sustainable Development：Towards achieving the SDGs
持続可能な開発のための教育：SDGs達成に向けて

EU European Union
欧州連合

F

FAO Food and Agriculture Organization
国連食糧農業機関

FARC Revolutionary Armed Forces of Colombia
コロンビア革命軍

FATF Financial Action Task Force
金融活動作業部会

FOIP Free and Open Indo-Pacific
自由で開かれたインド太平洋

F/S Feasibility Study
フィージビリティ調査

FTA Free Trade Agreement
自由貿易協定

G

GAP Global Action Programme on ESD
ESDに関するグローバル・アクション・プログラム

GARDP Global Antibiotic Research and Development Partnership
グローバル抗菌薬研究開発パートナーシップ

GCF Green Climate Fund
緑の気候基金

GDP Gross Domestic Product
国内総生産

GE Grant Equivalent
贈与相当額

GEBCO General Bathymetric Chart of Oceans
大洋水深総図

GEF Global Environment Facility
地球環境ファシリティ

GF-TADs Global Framework for Progressive Control of Transboundary Animal Diseases
越境性感染症の防疫のための世界的枠組み

GNH Gross National Happiness
国民総幸福量

GNI Gross National Income
国民総所得

GPE Global Partnership for Education
教育のためのグローバル・パートナーシップ
（旧称：FTI（ファスト・トラック・イニシアティブ））

GSP Generalized System of Preferences
一般特恵関税制度

H

HICs High Income Countries
高所得国

HIPCs Heavily Indebted Poor Countries
重債務貧困国

I

IAEA International Atomic Energy Agency
国際原子力機関

IBRD International Bank for Reconstruction and Development
国際復興開発銀行（世界銀行）

ICRC International Committee of the Red Cross
赤十字国際委員会

ICT Information and Communication Technology
情報通信技術

IDA International Development Association
国際開発協会

IDB Inter-American Development Bank
米州開発銀行

IEA International Energy Agency
国際エネルギー機関

IFAD International Fund for Agricultural Development
国際農業開発基金

IFC International Finance Corporation
国際金融公社

IFNA Initiative for Food and Nutrition Security in Africa
食と栄養のアフリカ・イニシアティブ

IGAD Inter-Governmental Authority on Development
政府間開発機構

IHO International Hydrographic Organization
国際水路機関

IIC Inter-American Investment Corporation
米州投資公社

ILO International Labour Organization
国際労働機関

IMF International Monetary Fund
国際通貨基金

IMO International Maritime Organization
国際海事機関

IOM International Organization for Migration
国際移住機関

IPPF International Planned Parenthood Federation
国際家族計画連盟

ISDB-T Integrated Services Digital Broadcasting-Terrestrial
地上デジタル放送日本方式

ITU International Telecommunication Union
国際電気通信連合

ITU-D SG ITU Telecommunication Development Sector
電気通信開発部門

IUCN International Union for Conservation of Nature and Natural Resources
国際自然保護連合

IUU Illegal Unreported and Unregulated
違法・無報告・無規制

J

JAIF Japan-ASEAN Integration Fund
日ASEAN統合基金

JAIP Jericho Agro-Industrial Park
ジェリコ農産加工団地

JAIDA Japan-Africa Infrastructure Development Association
アフリカ・インフラ協議会

JANIC Japan NGO Center for International Cooperation
国際協力NGOセンター

JAXA Japan Aerospace Exploration Agency
国立研究開発法人　宇宙航空研究開発機構

JBIC Japan Bank for International Cooperation
国際協力銀行

JCM Joint Crediting Mechanism
二国間クレジット制度

JDS Project for Human Resource Development Scholarship
人材育成奨学計画

JETRO Japan External Trade Organization
日本貿易振興機構

JICA Japan International Cooperation Agency
国際協力機構

JICT Fund Corporation for the Overseas Development of Japan's ICT and Postal Services
海外通信・放送・郵便事業支援機構

JOCV Japan Overseas Cooperation Volunteers
青年海外協力隊

JOGMEC Japan Oil, Gas and Metals National Corporation
石油天然ガス・金属鉱物資源機構

JOIN Japan Overseas Infrastructure Investment Corporation for Transport & Urban Development
海外交通・都市開発事業支援機構

JPF Japan Platform
ジャパン・プラットフォーム

JPO Junior Professional Officer
ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー

JST Japan Science and Technology Agency
科学技術振興機構

L

LDCs Least Developed Countries
後発開発途上国

LICs Low Income Countries
低所得国

LMICs Lower Middle Income Countries
低中所得国

M

MDBs Multilateral Development Banks
国際開発金融機関

MDGs Millennium Development Goals
ミレニアム開発目標

MDRI Multilateral Debt Relief Initiative
マルチ債務救済イニシアティブ

MJIIT Malaysia-Japan International Institute of Technology
マレーシア日本国際工科院

MRT Mass Rapid Transit
高速鉄道

N

NAPSA New Approach for Peace and Stability in Africa
アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ

NERICA New Rice for Africa
ネリカ

NEXI Nippon Export and Investment Insurance
日本貿易保険

NGO Non-Governmental Organization
非政府組織

NJPPP Nutrition Japan Public-Private Platform
栄養改善事業推進プラットフォーム

NPO Nonprofit Organization
非営利団体／特定非営利活動法人

NTDs Neglected Tropical Diseases
顧みられない熱帯病

NUA New Urban Agenda
ニュー・アーバン・アジェンダ

O

OCHA United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs
国連人道問題調整事務所

ODA Official Development Assistance
政府開発援助

OECD Organisation for Economic Co-operation and Development
経済協力開発機構

OIE World Organisation for Animal Health
国際獣疫事務局

OOF Other Official Flows
その他の公的資金

OSRSG-SVC The Office of the Special Representative of the Secretary-General on Sexual Violence in Conflict
紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所

P

PALM Pacific Islands Leaders Meeting
太平洋・島サミット

PAPRIZ2 Project for Improvement of Irrigated rice productivity in the Senegal River Valley
セネガル川流域灌漑稲作生産性向上プロジェクト

PBC Peacebuilding Commission
国際連合平和構築委員会

PBF Peacebuilding Fund
平和構築基金

PDCA cycle plan-do-check-act cycle
PDCAサイクル

PEF Pandemic Emergency Financing Facility
パンデミック緊急ファシリティ

PHC Primary Health Care
プライマリー・ヘルス・ケア

PIF Pacific Islands Forum
太平洋諸島フォーラム

PKO United Nations Peacekeeping Operations
国際連合平和維持活動

PPP Public-Private Partnership
官民連携

PRAI Principles for Responsible Agricultural Investment
責任ある農業投資原則

R

ReCAAP Regional Cooperation Agreement on Combating Piracy and Armed Robbery against Ships in Asia
アジア海賊対策地域協力協定

ReCAAP-ISC Regional Cooperation Agreement on Combating Piracy and Armed Robbery against Ships in Asia Information Sharing Centre
アジア海賊対策地域協力協定　情報共有センター

S

SATREPS Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development
地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム

SDGs Sustainable Development Goals
持続可能な開発目標

SEAFDEC Southeast Asian Fisheries Development Center
東南アジア漁業開発センター

SEZ Special Economic Zone
経済特別区

SHEP Smallholder Horticulture Empowerment Project
小規模園芸農民組織強化計画

SICA Sistema de la Integracion Centroamericana
中米統合機構

SPC Special Purpose Company
特別目的会社

SPREP Secretariat of the Pacific Regional Environment Programme
太平洋地域環境計画事務局

STEP Special Terms for Economic Partnership
本邦技術活用条件

STI Science, Technology and Innovation
科学技術イノベーション

SUN Scaling Up Nutrition
スケーリング・アップ・ニュートリション

T

TFA Trade Facilitation Agreement
貿易の円滑化に関する協定

TFM Technology Facilitation Mechanism
技術促進メカニズム

TICAD Tokyo International Conference on African Development
アフリカ開発会議

TMAF Tokyo Mutual Accountability Framework
相互責任に関する東京フレームワーク

TVET Technical and Vocational Education and Training
職業技術教育訓練

U

UHC Universal Health Coverage
ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ

UMICs Upper Middle Income Countries
高中所得国

UN United Nations
国際連合

UNAFEI United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders
国連アジア極東犯罪防止研修所

UNAIDS Joint United Nations Programme on HIV/AIDS
国連合同エイズ計画

UNCTAD United Nations Conference on Trade and Development
国際連合貿易開発会議

UNCRD United Nations Centre for Regional Development
国連地域開発センター

UNDESD United Nations Decade of Education for Sustainable Development
国連ESDの10年

UNDP United Nations Development Programme
国連開発計画

UNEP United Nations Environment Programme
国連環境計画

UNESCAP United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific
国連アジア太平洋経済社会委員会

UNESCO United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization
国連教育科学文化機関

UNFPA United Nations Population Fund
国連人口基金

UN-Habitat United Nations Human Settlements Programme
国連人間居住計画

UNHCR United Nations High Commissioner for Refugees
国連難民高等弁務官事務所

UN-IATT UN Inter-agency Task Team on STI for SDGs
国連機関間タスクチーム

UNICEF United Nations Children's Fund
国連児童基金

UNIDO United Nations Industrial Development Organization
国連工業開発機関

UNMAS United Nations Mine Action Service
国連地雷対策サービス部

UNMISS United Nations Mission in the Republic of South Sudan
国連南スーダン共和国ミッション

UNODC United Nations Office on Drugs and Crime
国連薬物・犯罪事務所

UNOPS United Nations Office for Project Services
国連プロジェクト・サービス機関

UNTFHS United Nations Trust Fund for Human Security
人間の安全保障基金

UNTOC United Nations Convention on Transnational Organized Crime
国際組織犯罪防止条約

UNRWA United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East
国連パレスチナ難民救済事業機関

UN Women United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women
国連女性機関

W

WAW! World Assembly for Women
国際女性会議

WCO World Customs Organization
世界税関機構

We-Fi Women Entrepreneurs Finance Initiative
女性起業家資金イニシアティブ

WEPA Water Environment Partnership in Asia
アジア水環境パートナーシップ

WFP World Food Programme
国連世界食糧計画

WHO World Health Organization
世界保健機関

WI Wetlands International
国際湿地保全連合

WIPO World Intellectual Property Organization
世界知的所有権機関

WMO World Meteorological Organization
世界気象機関

WPS Women, Peace and Security
女性・平和・安全保障

WTO World Trade Organization
世界貿易機関

用語集（2019年版）

アンタイド／タイド援助	アンタイド援助とは、経済協力開発機構（OECD）の定義によれば、「OECD全加盟国および実質的にあらゆる援助受取国からの自由かつ十分な調達が可能であるような贈与または借款」とされている。タイド援助は、これらの調達先が、援助供与国に限定されるなどの条件が付くものを指し、日本語では「ひもつき」援助と訳されることがある。2001年にOECD開発援助委員会（DAC）で後発開発途上国（LDCs）向け援助のアンタイド化勧告が採択され（技術協力と食糧援助を除く、有償資金協力と無償資金協力が対象）、DAC加盟国に適用されている。2008年に同勧告の対象国がLDCs以外の重債務貧困国（HIPCs）にも拡大された。
インフラシステム輸出	新興国を中心としたインフラ需要を取り込み、日本企業によるインフラ輸出を推進するため、2013年3月、内閣官房長官を議長とし、関係閣僚を構成員とする「経協インフラ戦略会議」が設立された。同年5月に策定された「インフラシステム輸出戦略」（2014年6月、2015年6月、2016年5月、2017年5月、2018年6月、2019年6月に改訂）では、2020年に約30兆円（2010年約10兆円）のインフラシステムの受注達成を目標としており、このような目標達成のため、総理大臣、外務大臣をはじめとするトップセールスの推進、国際協力機構（JICA）海外投融資の本格再開、円借款をより戦略的に活用するための制度改善など、インフラ海外展開推進の体制整備・強化が進められている。また、外務省は重点国の在外公館に、現地のインフラプロジェクトに関する内外の情報を収集・集約するとともに、関係機関や商工会等との連絡・調整に際して窓口になるなど、日本企業のインフラ海外展開支援を担当する「インフラプロジェクト専門官」を指名している（2019年12月時点、73か国96公館200名）。
援助協調	途上国の開発目標の下で様々な援助主体が情報共有を行い、援助の戦略策定やプロジェクト計画・実施などにおいて活動を協調させ、途上国と共に効果的・効率的な開発協力を進めていくこと。案件ごとのドナー同士の連携・調整だけではなく、被援助国の開発政策に沿って、ドナーが共通の戦略や手続きで支援を行う総合的な援助協調が世界各国で進められている。なお、近年、新興国や民間セクター等、開発にかかわる主体が多様化していることから、主に先進国ドナー間の協調を指す「援助協調」に加え、「開発協力のためのパートナーシップ」、「開発協力主体間の連携」等の言葉も使われる。
ODAを活用した官民連携	124ページ「ア．ODAを活用した官民連携」を参照。
開発協力大綱	開発協力の最上位の政策文書として、開発協力の理念、重点政策、実施の在り方などを定めたもの。1992年6月に策定され、2003年8月に改定された政府開発援助大綱（ODA大綱）を再度改定し、名称を「開発協力大綱」に変え、2015年2月に閣議決定（詳細は166ページを参照）。
技術協力	日本の知識・技術・経験を活かし、開発途上国・地域の社会・経済の開発の担い手となる人材の育成を行う経済協力。
開発計画調査型技術協力	開発途上国の政策立案や公共事業計画策定支援を目的に、調査の実施過程を通じ、相手国担当機関に対し調査・分析手法や計画の策定手法などの技術移転を図るもの。都市開発や運輸交通、主要インフラ分野における開発計画の策定などが主要な例。
機材供与	技術協力プロジェクトや専門家の業務に係る技術協力等のために機材を供与すること。
専門家派遣	日本から開発途上国へ専門家を派遣し、相手国の行政官や技術者に必要な技術や知識を伝えるとともに、これらの人々と協働して現地に適合した技術や制度の開発、啓発や普及などを行う事業。
	第三国専門家派遣 技術協力を効果的に実施するため、協力対象の途上国に他の途上国から専門家を派遣する事業。
技術協力プロジェクト	「専門家派遣」、「研修員受入」、「機材供与」などを最適な形で組み合わせて開発途上国の関係機関と事業計画の立案、実施を一貫して計画的かつ総合的に実施する技術協力。
研修員受入	開発途上国において指導的役割を担うことが期待されている行政官や技術者などに対して、各分野の技術研修、新知識の取得支援あるいは訓練を行うことを目的とする事業。
	第三国研修 開発途上国が日本の支援のもと、優れた開発経験や知識・技術の移転・普及・定着等を目的に、他の途上国から人員を受け入れて実施する研修。

コストシェア技術協力	ODA卒業国のうち、引き続き日本の支援を必要とする開発課題を有する経済・社会状況が認められる国を対象に行う技術協力。これまでJICAを通じた経済協力によって日本が蓄積してきた経験も活用しながら、日本の質の高い技術・知識・経験を提供し、相手国政府に必要な経費を原則負担させる形で実施することにより、相手国の経済社会開発に寄与し、それらの国と日本との良好な二国間関係の維持および増進を図ることとともに、日本のエネルギー安定確保、本邦企業に有利なビジネス環境の構築・インフラ輸出促進にも貢献することを目的としている技術協力。
地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）	25ページの用語解説を参照。
国際緊急援助隊	海外の地域、特に開発途上にある地域における大規模な自然災害や人為的災害（紛争起因の災害を除く）に対し、被災国等の要請に応じ、緊急の援助活動を行う人員を派遣する事業。国際緊急援助隊には、救助チーム、医療チーム、感染症対策チーム、専門家チームおよび自衛隊部隊の５種類がある。
JICA海外協力隊事業	129ページの「ア．JICA海外協力隊事業」を参照。
有償勘定技術支援	円借款または海外投融資による有償資金協力の迅速・円滑な実施もしくは達成、またはその開発効果向上を目的として研修、専門家派遣、調査等をJICA有償資金協力勘定から実施するもの。
基礎生活分野 / 人間の基本的ニーズ（BHN）	食料、住居、衣服など、人間としての基本的な生活を営む上で必要最低限のもの。保健や教育なども含む。
教育2030行動枠組（Education 2030 Framework for Action）	持続可能な開発目標（SDGs）の策定後、万人のための教育（EFA：Education for All）を継承する、新たな教育支援の枠組みとして、2015年11月に採択された行動枠組み。これにより、すべての人に包摂的で公正な質の高い教育を確保するため国際社会として取り組むこととなった。
国別開発協力方針（旧国別援助方針）	ODAの戦略性・効率性・透明性の向上に向けた取組の一環として、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえ、当該国の開発計画や開発上の課題などを総合的に勘案して策定する日本のODA方針。
事業展開計画	国別開発協力方針（旧国別援助方針）の別紙として、実施決定から完了までの段階にある個別のODA案件を、国ごとに設定したODAの重点分野・開発課題・協力プログラムに分類して、一覧できるようとりまとめたもの。被援助国および日本の関係者間で共有され、援助の予見可能性を高めることに役立つ資料として、毎年１回更新している。
グラント・エレメント	援助条件の緩やかさを示す指標。借款の利率、返済期間、返済据置期間を反映し、パーセントで表示される。贈与はグラント・エレメント＝100％となる。数字が高いほど緩和の程度が大きいとされる。
経済協力開発機構開発援助委員会（OECD-DAC）	OECDにおいて、開発援助に関する事柄を取り扱う委員会。OECD加盟36か国のうち29か国および欧州連合（EU）からなる。
現地ODAタスクフォース	2003年度から、開発途上国における日本の開発協力を効果的・効率的に実施するため、大使館およびJICAを中心に、JETRO（日本貿易振興機構）、JBIC（国際協力銀行）などの現地事務所を主要な構成メンバーとして立ち上げられたタスクフォース。開発途上国の開発政策と日本の開発協力政策の調和を図り、相手国政府との政策協議や、他ドナーとの援助協調、要望調査を通じた案件形成、実施監理などを行っている。
国際協力機構（JICA）	国際協力事業団を前身とし、2003年10月１日に発足した独立行政法人。日本のODAの主な実施機関。2008年10月、これまで実施してきた技術協力に加え、国際協力銀行（当時）の海外経済協力部門が担当してきた有償資金協力（円借款等）、外務省が実施してきた無償資金協力業務の一部が統合された。これによって、３つの援助手法を一元的に実施する総合的な援助実施機関となった。
国際協力銀行（JBIC）	2008年９月末まで、一般の金融機関と競合しないことを旨としつつ、日本の輸出入等の促進や国際金融秩序の安定への寄与、開発途上地域の経済社会開発などへの寄与を目的として、国際金融等業務および海外経済協力業務（円借款等）を実施してきた機関。2008年10月以降、国際金融等業務は、株式会社日本政策金融公庫に統合され、海外経済協力業務は、国際協力機構に統合された。2012年４月からは、国際金融等業務が日本政策金融公庫から、新たに発足した株式会社国際協力銀行に引き継がれた。

国際貧困ライン	世界銀行が定めている貧困を定義するためのボーダーライン。全ての国の貧困層を同じ基準で測定するため、世界の最貧国数か国の国別貧困ライン（各国において、最低限必要な衣食住が確保できなくなる収入レベル）を共通の通貨価値に換算し、平均したもの。2015年に改定された最新の国際貧困ラインは、1日1.90ドルに設定されている。
債務救済	開発途上国の国際収支が悪化し、既存の債務の支払いが困難になった場合、支払期限が到来したか、または将来到来する債務の支払いを猶予し、一定期間にわたる分割返済を認めたり（債務繰延：リスケジュール）、これを免除（債務免除または債務削減）したりすること。
持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）/ 持続可能な開発目標（SDGs）	2015年9月に国連総会で採択された、2016年から2030年までの国際開発目標。ミレニアム開発目標（MDGs：Millennium Development Goals）の後継として、保健や教育などMDGsの残された課題や、環境問題や格差拡大など新たに顕在化した課題に対応すべく策定された。17のゴールと169のターゲットからなる持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）を掲げている。先進国を含むユニバーサル（普遍的）な目標であり、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされている（より詳しい内容は46・47ページの開発協力トピックスを参照）。
DACリスト卒業国	OECD-DACが定める援助受取国・地域のリストの記載から外れた国。日本は1人当たり所得が一定の水準にあっても特別な脆弱性を抱える小島嶼国等の国々に対する支援を行っていくことが重要との考えから、DACリスト卒業国に対しても必要な協力を実施。
貧困削減戦略文書	開発途上国における貧困削減のための改革等の政策努力の説明責任や、開発途上国と開発パートナーとの連携強化を目的として、当該国のマクロ経済政策や構造改革、成長促進・貧困削減のためのプログラム、資金需要等に関して包括的に記述した文書。世界銀行・国際通貨基金（IMF）により1999 年に導入された取組であり、開発途上国政府のオーナーシップのもと、援助国、国際機関、NGO、民間セクター等のステークホルダーと連携し、3～5年おきに作成されている。重債務貧困国（巨額の借金を抱えている貧困国）が債務削減を受けるための条件として、世銀やIMFによる支援・債務削減の決定に際して参照されている。
平和の定着	地域紛争の恒久的な解決のために、紛争が完全に終結する前から支援を行い、地域の安定および平和の萌芽を定着させること。具体的には、①人道・復旧支援の実施、②和平プロセスの促進、③紛争防止支援を3つの柱としている。
ミレニアム開発目標（MDGs）	2001年に策定された、国際社会が直面している困難に対して、国際社会全体が2015年までの達成を目指す8つの目標。目標には、極度の貧困と飢餓の撲滅、初等教育の完全普及、乳幼児死亡率の削減、妊産婦の健康改善、環境の持続可能性確保などがあり、その下には、具体的目標を設定したターゲットや指標などがある。2015年7月、国連はMDGsの最終報告書を公表した。
無償資金協力	開発途上地域の開発を主たる目的として同地域の政府等に対して行われる無償の資金供与による経済協力。国際社会のニーズに迅速かつ機動的に対応するための有効な手段であり、国際社会の安定確保や日本のリーダーシップ向上に資する大きな政策的効果がある。
一般文化無償資金協力	開発途上国における文化・高等教育振興、文化遺産保全などを目的として機材調達や施設整備などを支援するための無償資金協力。政府機関を対象としている。
緊急無償資金協力	海外における自然災害や紛争の被災者・難民・避難民等を救援することを目的として、被災地で緊急援助活動を行う国際機関・赤十字や被災国政府に対し、緊急に実施される無償資金協力。
草の根・人間の安全保障無償資金協力	人間の安全保障の理念を踏まえ、開発途上国における経済社会開発を目的とし、草の根レベルの住民に直接貢献する、比較的小規模な事業のために必要な資金を供与する無償資金協力（供与限度額は、原則1,000万円以下）。NGOや地方公共団体などを対象としている。
草の根文化無償資金協力	開発途上国における文化・高等教育振興、文化遺産保全などを目的とした草の根レベルの小規模な事業の機材調達や施設整備などを支援するための無償資金協力（供与限度額は、原則1,000万円以下）。NGOや地方公共団体などを対象としている。

食糧援助	自国の貧困削減を含む経済社会開発努力を実施している開発途上国に対し、食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物および役務の調達に必要な資金の贈与を行う無償資金協力。
日本NGO連携無償資金協力	日本の国際協力NGOが開発途上国・地域で実施する経済社会開発プロジェクトや、災害等復旧・復興支援プロジェクトなどに対する無償資金協力。
有償資金協力	開発途上地域の開発を主たる目的として資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう、金利、償還期間等について緩やかな条件が付された有償の資金供与による経済協力。開発途上地域の政府などに対して開発事業の実施に必要な資金、または当該開発途上地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付ける「円借款」と日本国内、または開発途上地域の法人等に対して開発事業に必要な資金を融資・出資する「海外投融資」がある。有償資金協力は、無償資金協力と比較して大規模な支援を行いやすく、途上国の経済社会開発に不可欠なインフラ建設等の支援に効果的である。また、途上国に返済義務を課すことで自助努力を促す効果を持つ。さらに、途上国と長期にわたる貸借関係を設定することにより、その国との中長期にわたる安定的な関係の基礎が構築可能。
海外投融資	JICAが行う有償資金協力の一つで、開発途上国での事業実施を担う民間セクターの法人などに対して、必要な資金を出資・融資するもの。民間企業の開発途上国での事業は、雇用を創出し経済の活性化につながるが、様々なリスクがあり、高い収益が望めないことも多いため、民間の金融機関から十分な資金が得られないことがある。海外投融資は、そのような事業に出資・融資することにより、開発途上国の開発を支援している。支援対象分野は、①SDGs・貧困削減、②インフラ・成長加速化、③気候変動対策。より詳しい内容は126ページを参照。

索引（2019年版）

あ

愛知目標 …… 73, 75
アジア開発銀行（ADB） …… 19, 127
アジア太平洋経済協力（APEC） …… 69
アジア・太平洋電気通信共同体（APT） …… 24, 25
アジェンダ2063 …… 118
アセアン工学系高等教育ネットワーク（AUN/SEED-Net） …… 133, 134
アフガニスタン支援 …… 115
アフリカ稲作振興のための共同体（CARD） … 80, 81, 83
アフリカ開発会議（TICAD） … 2, 3, 4, 5, 6, 7, 18, 21, 26, 27, 42, 46, 48, 49, 51, 58, 74, 79, 80, 81, 82, 86, 118, 120, 122, 134, 135, 160, 161, 162, 163, 164, 170
アフリカ開発基金（AfDF） …… 22
アフリカ開発銀行（AfDB） …… 4, 26, 119
アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ（NAPSA） …… 118, 120
アフリカ連合（AU） …… 3, 5, 118, 120, 135

い

一村一品キャンペーン …… 18, 20
一般文化無償資金協力 …… 23, 69, 114
イノベーティブ・アジア …… 27, 91
インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP） …… 21, 90, 93
インフラシステム輸出 …… 108

え

栄養改善事業推進プラットフォーム（NJPPP） …… 79, 80
エジプト日本科学技術大学（E-JUST） …… 25, 59, 60
円借款 …… 14, 22, 23, 32, 41, 53, 55, 84, 95, 96, 97, 112, 124, **125**, 126, 133, 139, 150, 160, 161, 162, 163, 164, 165

お

大阪ブルー・オーシャン・ビジョン …… 2, 6, 72, 76
温室効果ガス …… 72, 73, 75, 84

か

海外投融資 …… 90, 124, 125, **126**
開発協力大綱 …… 32, 44, 48, 78, 130, 136, 147, **166**, 175
海洋プラスチックごみ …… 4, 6, 44, 46, **72**, **76**, 164
顧みられない熱帯病（NTDs） …… 53
顔の見える開発協力 …… 29, 126, 129, 130
科学技術イノベーション（STI） … 2, 3, 4, 7, 47, 59, **85**, 86, 162
革新的資金調達 …… 86, 161, 163
カリブ共同体（CARICOM） …… 107
感染症 …… 25, 38, 44, 48, 49, **50**, **51**, **52**, 53, 54, 62, 64, 66, 78, 83, 85, 86, 92, 96, 105, 125, 133, 163, 164, 165, 166, 169, 170
感染症対策 …… 38, 49, **51**, 54, 105, 163, 164, 165, 170
官民連携（PPP）／官民パートナーシップ …… 4, 54, 80, 105, **124**, 125, 126, 173, 174

き

気候変動 …… 2, 3, 4, 6, 17, 42, 44, 46, 63, **72**, 73, 75, 78, 80, 83, 84, 85, 86, 89, 93, 99, 101, 104, 108, 125, 126, 135, 142, 165, 166, 169, 170, 171, 172
気候変動枠組条約 …… 72, 165
基礎教育 …… 58, 60, 106
基礎生活分野（BHN） …… 119, 159, 170
教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE） …… 59, 60
教育2030行動枠組 …… 58, 60
協力準備調査 …… 125
緊急対応基金（CFE） …… 51, 54
緊急無償資金協力 …… 33, 38, 52, 160, 161, 162, 163, 165

く

草の根技術協力 …… **131**, 132, 133, 139
草の根・人間の安全保障無償資金協力 …… 6, 49, 56, 65, 66, 92, 93, 110, 137
草の根文化無償資金協力 …… 69
グッドガバナンス …… 29, 169
国別開発協力方針 …… 143
グリーン・メコン …… 92, 93
グローバルフェスタJAPAN …… 136, 139, 163

け

経済協力開発機構 (OECD) …… 7, 10, 11, 14, 17, 18, 19, 20, 85, **134**, 135, 164, 172
経済協力開発機構開発援助委員会 (OECD-DAC) / (DAC) … 7, 8, 10, 11, 13, 14, 88, 94, 99, 103, 109, 111, 113, 117, 121, 134, **135**, 143, 153, 158, 159, 164, 172
経済協力開発機構 (OECD) 開発センター …… 135
経済社会開発計画 (旧ノン・プロジェクト無償資金協力) …… 35, 105, 160, 161, 164
経済連携協定 (EPA) …… 18, 20, 80
ゲイツ財団 …… 53
結核 …… 48, 50, **52**, 53, 106, 164
健康危機プログラム …… 51, 54
現職参加 …… 129

こ

公衆衛生危機 …… 48, 50, 51
後発開発途上国 (LDCs) …… 13, 14, 18, 20, 89, 122, 141
国際移住機関 (IOM) …… 32, 37, 40, 107
国際海事機関 (IMO) …… 41
国際開発協会 (IDA) …… 22
国際開発金融機関 (MDBs) …… 18, 19, 148, 149, 150
国際家族計画連盟 (IPPF) …… 50
国際協力機構 (JICA) …… 3, 5, 15, 22, 23, 25, 26, 28, 32, 33, 40, 42, 45, 52, 53, 56, 57, 61, 65, 68, 69, 70, 71, 73, 74, 76, 79, 80, 81, 90, 95, 98, 102, 105, 106, 114, 118, 119, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 131, 132, 133, 134, 136, 137, 140, 142, 143, 148, 149, 162, 165, 173, 174, 175
国際協力銀行 (JBIC) …… 124, 126, 127, 173
国際協力の日 …… 136
国際緊急援助隊 …… **38**, 51, 161, 163, 164, 165
国際獣疫事務局 (OIE) …… 83
国際女性会議 (WAW！) …… 62, 63, 161
国際水路機関 (IHO) …… 42
国際通貨基金 (IMF) …… 5, 18, 19, 22
国際電気通信連合 (ITU) …… 23, 24, 25
国際農業開発基金 (IFAD) …… 78, 80, 82, 83
国際農業研究協議グループ (CGIAR) …… 80, 83
国際連合平和維持活動 (PKO) … **32**, 37, 118, 166, 174
国際連合平和構築委員会 (PBC) …… 31, 36
国際連合貿易開発会議 (UNCTAD) …… 82, 86
国際労働機関 (ILO) …… 27, 122
国内資金動員 …… 18, 19
国連アジア極東犯罪防止研修所 (UNAFEI) …… 29, 30
国連開発計画 (UNDP) …… 35, 40, 44, 63, 118, 124, **135**, 141, 162
国連環境計画 (UNEP) …… 74, 76
国連教育科学文化機関 (UNESCO) …… 58, 59, 60, 68
国連工業開発機関 (UNIDO) …… 161
国連児童基金 (UNICEF) …· 33, 35, 48, 52, 53, 55, **66**, 67, 78, 79, 124, 140
国連食糧農業機関 (FAO) …… 78, 80, 82, 83, 160
国連女性機関 (UN Women) …… 39, 40, **63**, 64, 115
国連地雷対策サービス部 (UNMAS) …… 35
国連人口基金 (UNFPA) …… 32, 50, 141
国連人道問題調整事務所 (OCHA) …… 34, 37, 51, 140
国連世界食糧計画 (WFP) …… 32, 33, 66, 78, **79**, 80, 82, 83, 107, 160
国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) …… 32, 45, 107
国連人間居住計画 (UN-Habitat) …… 74, 78
国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA) ……32, 116, 161, 165
国連防災世界会議 …… 67, 77
国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) …… 119
国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) …… 30, 40, 41
子どもへの支援 …… 65

さ

災害復旧スタンド・バイ借款 …… 126, 165
採取産業透明性イニシアティブ (EITI) …… 84
再生可能エネルギー …… 73, **84**, 105, 108
サイバー …… 24, 39, 41, **42**, 43, 90, 93, 169
債務持続可能性 …… 4, 5, 16, 21, **22**
三角協力 …… 35, **107**, 108, 116, 134, 135, 174

し

ジェンダー …… 4, 44, **62**, 63, 64, 73, 141
ジェンダー主流化 …… 62
事業・運営権対応型無償資金協力 …… 125
資金洗浄 (マネーロンダリング) …… 30, 39, **40**, 41
持続可能な開発のための教育 (ESD) …… 47, **59**, 60
持続可能な開発のための2030アジェンダ (2030アジェンダ) ……18, 46, 58, 62, 78, 85, 118, 134, 135
持続可能な開発目標 (SDGs) …· 2, 3, 4, 7, 14, 26, 28, **44**, **46**, 47, 48, 52, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 64, 72, 74, 77, 78, 80, 85, 86, 92, 96, 120, 125, 126, 128, 131, 134, 141, 162, 163, 165
質の高いインフラ …·2, 3, 4, 5, 7, **16**, 17, 21, 22, 23, 28, 46, 76, 89, 90, 92, 93, 118, 126, 127, 134
質の高いインフラ投資に関するG20原則 …· 2, 4, 5, 17, 21, 22, 90

質の高い教育 …… 2, 6, **58**, 62, 118, 169
質の高い成長 …… **16**, 18, 23, 26, 29, 62, 169, 174
シニア海外ボランティア …… 106, 129
ジャパン・プラットフォーム (JPF) …… 32, 33, 34, 38, **130**
ジャパンSDGsアワード …… 4, 47, 165
重債務貧困国 (HIPCs) …… 22, 25
自由で開かれたインド太平洋 (FOIP) …… **21**, 96, 97
ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー (JPO) ……37, 140, 141
障がい者支援 …… 64, 65
情報通信技術 (ICT) …… **23**, 24, 38, 61, 85, 100, 169, 175
小規模園芸農民組織強化計画 (SHEP) アプローチ ……81,83
食料安全保障 …… 49, 51, **78**, 79, 80, 82, 83, 170
食糧援助 (食糧支援) …… 31, 33, 78, **79**, 82, 116, 119, 159, 165
女性起業家資金イニシアティブ (We-Fi) …… 62, 64
新興・再興感染症 …… 50
新興ドナー …… 17, 21, 134, 135
人材育成 …… 3, 4, 6, 7, 18, 23, 24, 25, **26**, 27, 29, 30, 36, 37, 41, 42, 58, 59, 61, 62, 68, 69, 71, 76, 78, 79, 81, 82, 85, 91, 92, 93, 96, 98, 102, 105, 107, 108, 112, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 122, 124, 130, 131, 132, 133, 136, 140, 162, 169, 170, 171, 173, 174, 175
人身取引 …… 39, **40**, 169
人道支援 …… **32**, 33, 34, 37, **38**, 65, 92, 115, 116, 119, 130, 135, 159, 160, 166, 167, 169, 173, 174
人道と開発と平和の連携 …… 33, 34, 135
人道と開発の連携 …… 32, 33, 117

す

水銀に関する水俣条約 …… 74
スポーツ・フォー・トゥモロー (SPORT FOR TOMORROW) ……68, 71

せ

青年海外協力隊 (JOCV) …… 48, 55, 68, 70, 83, 87, 101, 106, **129**, 163, 164
生物多様性 ……4, **73**, 75, 86, 105, 159, 170
生物多様性条約 ……73, 75
世界エイズ・結核・マラリア対策基金 (グローバルファンド) …… 52, 164
世界気象機関 (WMO) …… 102
世界銀行 …… 5, 6, 19, 48, 51, 58, 59, 60, 64, 82, 96, 115, 118, 127
世界食料安全保障委員会 (CFS) …… 80, 82
世界津波の日 ……78, 135, 163
世界貿易機関 (WTO) …… 18, 20, 80
世界保健機関 (WHO) …… 6, 48, 51, 53, 54, 78, 91
赤十字国際委員会 (ICRC) …… 32, 35
責任ある農業投資 …… 80, 82, 83
積極的平和主義 …… 31, 166
仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2 …… 78
仙台防災枠組2015-2030 …… 77

そ

贈与相当額計上方式 (Grant Equivalent System) …… 7, 10, 12, **14**
その他の公的資金 (OOF) ……17, 20, 124, 166, 173

た

対人地雷 …… **34**, 35, 164
太平洋・島サミット (PALM) …… 101, 103
太平洋諸島フォーラム (PIF) …… 101
太平洋地域環境計画事務局 (SPREP) …… 101
第7回アフリカ開発会議 (TICAD7) …… 2, **3**, 4, 5, 6, 7, 18, 21, 26, 27, 42, 46, 48, 49, 58, 74, 79, 81, 86, **118**, 120, 122, 134, 135, 160, 161, 162, 163, 164

ち

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS) ……24, 25, 85, 100, 133
地上デジタル放送日本方式 (ISDB-T) …… 23, 25, 105
中小企業・SDGsビジネス支援事業 …… 28, 57, 61, 125, 128
中東和平 ……114, 115, 117
中米統合機構 (SICA) …… 107

て

ディーセント・ワーク …… 26, 27, 122
テロ対策 …… **39**, 93, 97, 99, 117, 169
東京栄養サミット2020 ……49, 80
東南アジア諸国連合 (ASEAN) … 5, 21, 24, 26, 38, 41, 42, 43, 59, 72, 80, **90**, 91, 93, 94, 96, 133, 134, 143, 154, 158, 162, 163, 164, 170
特定非営利活動法人 (NPO法人) …32, 33, 34, 38, 40, 50, 56, 65, 77, 91, 98, 122, 131, 132, 136, 144, 145

な

南南協力 …… 34, 35, 107, 116, 134
難民・避難民 …… **31**, 32, 38, 44, 49, 115, 117, 169

に

二国間クレジット制度（JCM） …… 73, 75
日系社会青年海外協力隊（日系社会青年ボランティア） …… 70, 106
日本貿易保険（NEXI） …… 124, 173
日本NGO連携無償資金協力 …… 34, 50, 55, 65, 77, 78, 91, 98, 130
人間の安全保障 …… 3, 6, 16, 32, **44**, 45, 46, 48, 49, 56, 58, 65, 66, 92, 93, 110, 120, 124, 137, 160, 168, 170
人間の安全保障基金 …… 44

ね

ネリカ（NERICA） …… 80, 83

の

農業市場情報システム（AMIS） …… 80, 83

は

パリ協定 …… 72, 73, 84
パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD） …… 116
パンデミック緊急ファシリティ（PEF） …… 51, 54

ひ

非政府組織（NGO） …… 3, 32, 33, 34, 37, 38, 40, 50, 54, 55, 56, 64, 65, 69, 77, 78, 83, 84, 91, 98, 115, 118, 124, 129, **130**, 131, 132, 133, 136, 137, 139, 140, 141, 142, 166, 168, 173, 174, 175

ふ

フィージビリティ調査（F/S） …… 125, 126, 127
フードバリューチェーン …… 79, 80
プライマリー・ヘルス・ケア（PHC） …… 49, 54
ブルーエコノミー …… 3, 7, 26
プログラム・アプローチ …… 143
文化無償資金協力 …… 23, 68, 69, 114, 137

へ

米州開発銀行（IDB） …… 105
平和構築 …… **31**, 32, 33, 36, 37, 64, 71, 90, 97, 99, 107, 115, 117, 122, 140, 166, 169, 170, 171, 173, 174
平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業 …… 36, 140
平和構築基金（PBF） …… 31, 36
平和と健康のための基本方針 …… 48, 49
平和と成長のための学びの戦略 …… 58
平和と繁栄の回廊 …… 115, 117
ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）構想 …… 96

ほ

貿易の円滑化に関する協定（TFA） …… 18, 20
貿易のための援助（AfT） …… 18, 20, 162
包括的アフリカ農業開発プログラム（CAADP） …… 80
防災の主流化 …… **77**, 78, 101, 170
法制度整備支援 …… 21, **29**, 64, 169
包摂的ビジネス …… 124, 127
保健システム …… 49, 50, 51, 52, 118
母子保健 …… 48, 49, 50, 52, 96, 97, 161, 163
ポリオ …… **53**, 66, 97

ま

マラリア …… 48, **52**, 53, 106, 164
マリーン（MARINE）・イニシアティブ …… 6, 72, 76

み

緑の気候基金（GCF） …… 73, 75
ミレニアム開発目標（MDGs） …… 44, 46, 62, 170

む

無税無枠措置 …… 18, 20

も

元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰（DDR） …… 31

や

薬剤耐性（AMR） …… 48, 51, 52

ゆ

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC） …… 2, 6, **48**, **49**, 53, 80, 118, 120, 163, 170

よ

横浜行動計画2019 …… 42, 46, 49, 74

り

リプロダクティブ・ヘルス …… 50, 64, 141, 159

A

ABEイニシアティブ …… 6, 7, 26, 27, 28, 118
ADB ≫ アジア開発銀行
AfDB ≫ アフリカ開発銀行
AfDF ≫ アフリカ開発基金
AfT ≫ 貿易のための援助
AMIS ≫ 農業市場情報システム
AMR ≫ 薬物耐性
AOIP ≫ インド太平洋に関するASEANアウトルック
APEC ≫ アジア太平洋経済協力
APT ≫ アジア・太平洋電気通信共同体
ASEAN ≫ 東南アジア諸国連合
ASEAN防災人道支援調整センター（AHA センター） …… 38
ASEAN連結性マスタープラン …… 90, 93
ASEAN連結性マスタープラン2025 …… 90, 93
AU ≫ アフリカ連合
AUN/SEED-Net ≫ アセアン工学系高等教育ネットワーク

B

BEPS（税源浸食と利益移転） …… 19, 20
BHN ≫ 基礎生活分野
BIG-B構想 ≫ ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）構想
BOPビジネス …… 125, 127

C

CAADP ≫ 包括的アフリカ農業開発プログラム
CARD ≫ アフリカ稲作振興のための共同体
CARICOM ≫ カリブ共同体
CEAPAD ≫ パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合
CFE ≫ 緊急対応基金
CFS ≫ 世界食料安全保障委員会
CGIAR ≫ 国際農業研究協議グループ

D

DAC ≫ 経済協力開発機構開発援助委員会
DDR ≫ 元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰

E

EITI ≫ 採取産業透明性イニシアティブ
E-JUST ≫ エジプト日本科学技術大学
EPA ≫ 経済連携協定
ESD ≫ 持続可能な開発のための教育

F

FAO ≫ 国連食糧農業機関
FOIP ≫ 自由で開かれたインド太平洋
F/S ≫ フィージビリティ調査

G

Gaviワクチンアライアンス（Gavi, the Vaccine Alliance） …… 49, 54, 163
GCF ≫ 緑の気候基金
GE（Grant Equivalent System） ≫ 贈与相当額計上方式
GPE ≫ 教育のためのグローバル・パートナーシップ
G7 … 16, 18, 39, 48, 51, 62, 64, 72, 76, 80, 82, 83, 85, 115, 126, 127, **134**, 161, 162, 163
G7伊勢志摩サミット … 16, 51, 80, 82, 115, 126, 127
G7エルマウ・サミット …… 80, 82
G8九州・沖縄サミット …… 52
G8グレンイーグルズ・サミット …… 22
G8ラクイラ・サミット …… 82
G20 …… 1, 2, 3, 4, 5, 6, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 39, 46, 48, 49, 51, 52, 58, 62, 72, 76, 80, 83, 85, 86, 90, **134**, 162, 163, 164
G20大阪サミット … 1, **2**, 3, **6**, 17, 21, 39, 46, 48, 49, 51, 62, 72, 76, 85, 86, 90, 134, 162
G20大阪首脳宣言 …… 58, 86
G20開発作業部会 …… 4, 85, 134
G20トロント・サミット …… 134
G20ハンブルク・サミット …… 62
G20リヤド・サミット …… 2

H

HIPCs ≫ 重債務貧困国
HIV/エイズ …… 48, **52**, 62, 106, 164

I

ICRC ≫ 赤十字国際委員会
ICT ≫ 情報通信技術
IDA ≫ 国際開発協会
IDB ≫ 米州開発銀行
IFAD ≫ 国際農業開発基金
IHO ≫ 国際水路機関
ILO ≫ 国際労働機関
IMF ≫ 国際通貨基金
IMO ≫ 国際海事機関
IOM ≫ 国際移住機関
IPPF ≫ 国際家族計画連盟
ISDB-T ≫ 地上デジタル放送日本方式
ITU ≫ 国際電気通信連合

J

JBIC ≫ 国際協力銀行
JCM ≫ 二国間クレジット制度
JICA ≫ 国際協力機構
JICA海外協力隊（JICAボランティア）… 52, 53, 65, 68, 70, 106, 125, 127, **129**, 137, 165, 174
JICA専門家 ……3, 15, 26, 53, 69, 81, 98, 102, 105

L

LDCs ≫ 後発開発途上国

M

MDBs ≫ 国際開発金融機関
MDGs ≫ ミレニアム開発目標

N

NAPSA ≫ アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ
NERICA ≫ ネリカ
NEXI ≫ 日本貿易保険
NGO ≫ 非政府組織
NGOインターン・プログラム …… 131
NGO・外務省定期協議会 …… 132
NGO研究会 …… 131
NGO・在外ODA協議会 …… 132, 133
NGO事業補助金 …… 130
NGOスタディ・プログラム …… 131
NGO相談員制度 …… 131
NGO-JICA協議会 …… 133
NGO-JICAジャパンデスク …… 132
NJPPP ≫ 栄養改善事業推進プラットフォーム
NPO法人 ≫ 特定非営利活動法人
NTDs ≫ 顧みられない熱帯病

O

OCHA ≫ 国連人道問題調整事務所
ODA出前講座 …… 137
ODAに関する有識者懇談会 ……130, 136, 140
ODA評価 …… 143
ODAマン ……136, 138, 139
ODA見える化サイト …… 136, 137
OECD ≫ 経済協力開発機構
OECD開発センター ≫ 経済協力開発機構（OECD）開発センター
OECD-DAC ≫ 経済協力開発機構開発援助委員会
OECD／G20 BEPSプロジェクト …… 19, 20
OIE ≫ 国際獣疫事務局
OOF ≫ その他の公的資金

P

PALM ≫ 太平洋・島サミット
PBC ≫ 国際連合平和構築委員会
PBF ≫ 平和構築基金
PDCAサイクル …… 143
PEF ≫ パンデミック緊急ファシリティ
PHC ≫ プライマリー・ヘルス・ケア
PIF ≫ 太平洋諸島フォーラム
PKO ≫ 国際連合平和維持活動
PPP ≫ 官民連携

R

RICEアプローチ ……81, 83

S

SATREPS ≫ 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム
SDGサミット …… 2, **3**, 4, 44, 47, 85, 163
SDGs ≫ 持続可能な開発目標
SDGs実施指針 ……4, 44, 46, 163
SDGs推進本部 ……4, 44, 46, 58, 162, 165
SDGs達成のための科学技術イノベーション（STI for SDGs） …… 2, 7, 47, **85**, 86
SDGsビジネス …… 28, 46, 57, 61, 125, 128
SHEPアプローチ ≫ 小規模園芸農民組織強化計画（SHEP）アプローチ

SICA ≫ 中米統合機構
SPORT FOR TOMORROW ≫ スポーツ・フォー・トゥモロー
SPREP ≫ 太平洋地域環境計画事務局
STI ≫ 科学技術イノベーション
STI for SDGs ≫ SDGs達成のための科学技術イノベーション

T

TFA ≫ 貿易の円滑化に関する協定
TICAD ≫ アフリカ開発会議
TICAD7 ≫ 第7回アフリカ開発会議

U

UHC ≫ ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
UNAFEI ≫ 国連アジア極東犯罪防止研修所
UNCTAD ≫ 国際連合貿易開発会議
UNDP ≫ 国連開発計画
UNEP ≫ 国連環境計画
UNESCO ≫ 国連教育科学文化機関
UNFPA ≫ 国連人口基金
UN-Habitat ≫ 国連人間居住計画
UNHCR ≫ 国連難民高等弁務官事務所
UNICEF ≫ 国連児童基金
UNIDO ≫ 国連工業開発機関
UNMAS ≫ 国連地雷対策サービス部
UNMISS ≫ 国連南スーダン共和国ミッション
UNODC ≫ 国連薬物・犯罪事務所
UNRWA ≫ 国連パレスチナ難民救済事業機関
UN Women ≫ 国連女性機関

W

WAW！ ≫ 国際女性会議
We-Fi ≫ 女性起業家資金イニシアティブ
WFP ≫ 国連世界食糧計画
WHO ≫ 世界保健機関
WMO ≫ 世界気象機関
WTO ≫ 世界貿易機関

2019年版開発協力白書および過去の白書は外務省ホームページでもご覧頂けます。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo.html

ODA（政府開発援助）に関する情報はこちら。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html

ODAに関する統計や諸外国の経済協力の概要はこちら（開発協力参考資料集）。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo.html#section4

ODAの受取国別の情報はこちら
（政府開発援助（ODA）国別データブック）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/kuni.html

外務省はODAに関する情報をメールマガジンで配信しています。
最新号やバックナンバーをご覧になりたい方、配信をご希望の方はこちら。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/mail/index.html

2019年版開発協力白書　日本の国際協力

令和2年3月10日 発行

編　集　外　務　省
〒100-8919
東京都千代田区霞が関2-2-1
電　話（03）3580-3311（代表）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/

©2020 Printed in Japan

【表紙写真説明】

ブルキナファソのバゼガ県サポネ市において、現地の植物を利用した製品を製造するNGOの女性スタッフとともに畑で作業する青年海外協力隊員（写真：Anne Mimault）

ペルーのサン・マルティン州コルプス・クリスティ小学校において、草の根・人間の安全保障無償資金協力により供与された教室で授業を楽しむ児童たち

日本の支援により改修されたキリバスのニッポンコーズウェイ
（詳細は17ページのコラムを参照）（写真：大日本土木株式会社）

【裏表紙写真説明】

日本NGO連携無償資金協力（「ボンケ地区における水供給と保健衛生改善事業」）の供与を受けた認定NPO法人ホープ・インターナショナル開発機構は、電気もガスも水道もなかったエチオピアのケチャセンガ郡に簡易水道を建設しました。子どもたちは初めて見る水道の水に大興奮。最高の笑顔で「ありがとう」のお返しをしてくれました。（144ページで特集しているグローバルフェスタJAPAN2019写真展「エールよとどけ！」最優秀賞）（写真：近藤 史門）

「ODAマン」について、詳しくは138ページの「開発協力トピックス」を参照。

本書の本文中の人物の肩書はすべて当時のものです。

2019年版　開発協力白書

日本の国際協力

世界を結び、未来を紡ぐ